

2014 年度 博士学位申請論文

題目；エリザベス 1 世期の政治的イングランド意識の成長——イングランドにおける「コモンウェルス」概念の社会的広がりを中心に——

指導教授名；(正) 小澤 実

(副) 浦野 聡

文学研究科 史学専攻 博士課程後期課程 6 年

学生番号；07PC002Z

氏名；山根 明大

◆目次

エリザベス1世期の政治的イングランド意識の成長——イングランドにおける「コモンウェルス」概念の社会的広がりを中心に——

序章 初期近代の政治的イングランド意識

- (1) エルトンの「近代」国家論 —4—
- (2) 従来の「リパブリカニズム」研究とその問題点 —6—
- (3) 「イングランド人意識」という議論の射程 —12—
- (4) 本稿における視座：政治的イングランド意識と「コモンウェルス」 —14—

第1章 政治的イングランド意識の思想的要素：テューダー朝の「コモンウェルス」概念

第1節 古典的ヒューマニズムの政治言説

- (1) テューダー・ヒューマニズムの展開 —18—
- (2) 「レス・プブリカ」と「コモンウェルス」の汎ヨーロッパ性 —20—
- (3) 普遍的な理想国家「コモンウェルス」と「活動的生活」 —26—

第2節 プロテスタンティズムの政治言説

- (1) プロテスタンティズムと古典的ヒューマニズムの親和性 —32—
- (2) 「宗教的政治」論の登場と「クリスチャン・コモンウェルス」 —34—

第3節 コモン・ローの政治言説

- (1) ルネサンス期のコモン・ローを巡る学説史 —37—
- (2) コモン・ローの「慣習」・「理性」と「コモンウェルス」 —40—

小括 —44—

第2章 政治的イングランド意識の形成（1558～70年頃）：臣民の服従と宮廷のプロテスタント人文主義者の政治的イングランド意識

第1節 イングランド意識と国教会・王権への臣民の服従

- (1) 『説教集』における反ローマ・カトリック —47—
- (2) ジョン・ジュウェルと国教会の「改革」 —57—
- (3) 『為政者の鑑』におけるイングランド史解釈 —63—
- (4) 小括 —70—

第2節 宮廷のプロテスタント人文主義者の政治的イングランド意識

- (1) エリザベス治世前期のプロテスタント人文主義者と「ケンブリッジ・サークル」

—72—

(2) ニコラス・ベイコンの政治的イングランド意識 —74—

(3) トマス・スミスの政治的イングランド意識 —82—

(4) 小括 —96—

第3章 政治的イングランド意識の発展（1570、80年代）：宮廷外の政治的領域への普及

第1節 下院議員の政治的イングランド意識

(1) 議会史研究の成果とエリザベス期の議員の政治意識について —98—

(2) ピーター・ウェントワースの議会における「言論の自由」 —100—

(3) ジョン・フッカーの「下院の優越」と重層的アイデンティティ —106—

(4) 小括 —114—

第2節 地方都市における政治的イングランド意識

(1) 地方史研究の進展とジョン・バーストンの『社会の保全』 —116—

(2) 「コモンウェルス」と「自由」 —120—

(3) 「コモンウェルス」と「徳」 —123—

(4) 地方都市の統治への政治的イングランド意識の適用 —127—

(5) 小括 —130—

第3節 「公共圏」における政治的イングランド意識

(1) テューダー朝の「公共圏」とジョン・スタップズの『亡国論』 —133—

(2) 『亡国論』におけるエリザベスの結婚問題 —140—

(3) 『亡国論』における「助言」と「クリスチャン・コモンウェルスマン」 —142—

(4) 国王布告（1579年9月27日）による『亡国論』批判 —149—

(5) 小括 —155—

第4章 政治的イングランド意識の急進化（1590年頃～1603年）：権力批判への転化

第1節 タキトゥス主義者の政治的イングランド意識

(1) タキトゥス主義の受容と「エセックス・サークル」 —157—

(2) ジョン・ヘイワードの『ヘンリ4世史』における王権批判 —160—

(3) 『ヘンリ4世史』に対するフランシス・ベイコンの評価 —167—

(4) 小括 —170—

(付論①) 『リチャード2世の生涯と死』における王権批判 —172—

第2節 コモン・ローヤーの政治的イングランド意識

(1) エリザベス期の法学院について —176—

(2) ウィリアム・フルベックの反王権的コモン・ロー理論 —179—

(3) 小括 —184—

(付論②) 祝宴に見られる法学院の反王権的メンタリティ —186—

第3節 ピューリタンの政治的イングランド意識

(1) エリザベス期のピューリタニズムと「マープレリト書簡」 —190—

(2) 「マープレリト書簡」における国教会批判 —193—

(3) 「マープレリト書簡」の反響と国教会側の反撃 —198—

(4) 小括 —203—

結び —206—

<参考文献リスト> —211—

序章 初期近代¹の政治的イングランド意識

(1) エルトンの「近代」国家論

イングランドの統治形式 (the forme and manner of the gouvernement of Englande)、あるいはその政体 (the policie) は……プラトンが彼のコモンウェルスについて、クセノフォンが彼のペルシャ王国について、サー・トマス・モアが彼の仮構せるユートピアについて、それぞれ創作した作品とは種類を異にする。それらの国々は、過去において存在したことが決してなく、未来においても実現することはない。それらは哲学者たちの心を占め、彼らの機知が産み出した虚しい想像・空想 (baine imaginations, phantasies) である。²

これはトマス・スミス (Smith, Sir Thomas, 1513-77) の『イングランド国制論』の一節であり、彼はここで自分の著作のテーマがトマス・モア (More, Sir Thomas, 1478-1535) らの論じる理想国家ではなく、あくまで現実のイングランドの国制³であることを高らかに宣言しているのである。尤もスミスのこの言明には多少の誇張が含まれているし、モアの『ユートピア (Utopia)』(1516年) が単に理想国家を論じた著作ではなく、「羊が人間を喰らう」という有名なフレーズが示すように、困い込みという当時のイングランドが直面していた現実の問題に言及していることを我々は知っている。しかしながら、その一方で筆者は、スミスのこの一節ほど 16 世紀イングランドにおける国家観の大転換を明示するものはないと思わざるを得ない。即ち、スミスの時代のイングランド人の国家に対する考え方は、モアの時代のそれと大きく異なる (完全な断絶という意味ではない) ものであるのではないかと。

とりわけ、テューダー朝イングランドの国政における思想の重要性については、中世との連続性の中で論じられてきた。例えば J. W. アレンは、教会に対する世俗権力の優位

¹ 原語は 'early modern' でしばしば「近世」と邦訳されるが、本稿では「初期近代」と呼ぶこととする。期間としては大体 15 世紀末～18 世紀末を想定している。

² Thomas Smith, *De Repvblica Anglorvm: The Maner of Gouvernement or Policie of the Realme of England, Compiled by the Honorable Man Thomas Smyth, Doctor of the Ciuil Lawes, Knight, and Principall Secretarie vnto the two most Worthie Princes, King Edwarde the Sixt, and Queene Elizabeth* (London, 1583; STC 22857) [L.Alston, ed., *De Republica Anglorum* (Cambridge, 1906)], sig.Q3v.

³ 本稿では、国家の事柄に関する政治としての「国政」と国家の制度的な統治機構としての「国制」を区別している。

性の支持という「心理的 (psychological)」変化はウィリアム・オッカム (Ockham, William, 1280?-1349) やジョン・ウィクリフ (Wycliffe, John, 1330?-1384) のような中世的遺産から生じたのであり、ヘンリ 8 世は彼らの思想を宗教を根拠とする服従の教条へ適用したに過ぎないと考えた⁴。これに対して F. L. バウマは、テューダー朝の君主政は中世の国制を基礎にしているといった見解に抗しながら、テューダー朝の王権理論は根本的に 15 世紀の「政治的心理 (political psychology)」とは懸け離れたものであったと主張した⁵。

他方、G. R. エルトンはこうした「政治的心理」の変化の中に、統治様式における単なる 15 世紀から 16 世紀への移行ではなく、中世から近代への移行を見出した。エルトンが 1530 年代に中央行政機構へ近代的国家官僚制度が導入されたとし、それを「テューダー行政革命」と名付けたのはあまりに有名であるが、彼によると、この一連の改革において中心的役割を果たした人物がトマス・クロムウェル (Cromwell, Thomas, 1st Earl of Essex, 1485?-1540) であった⁶。エルトンの「テューダー行政革命」は 1960 年代以降大きな議論を巻き起し、特に制度の面では枢密院や議会や星室庁といった諸々の統治機構に関する実証的な研究が為された結果、1530 年代を国家の「近代化」の明確な転換点とみなすことに対してはもっと慎重でなければならないことが明らかとなった⁷。

同時にエルトンは理念の面で、クロムウェルが活躍した時期の古典的ヒューマニズムとプロテスタンティズムという思潮について言及している。即ち、こうした思潮に依拠した社会改革と「市民」的自由の伸張こそ近代の自由なるブリテン国家の礎となるものであり、15 世紀末からエリザベス期までの一連の改革の推進力となった、といった見解⁸に彼は異議を唱えたのだった。彼によると、イングランドでは 1530 年代までに既に古典的ヒューマニズムが普及していたため、当時の急激な方向転換の説明の際に特別な重要性を持って

⁴ J.W.Allen, *A History of Political Thought in the Sixteenth Century* (London, 1928), pt. II, chs.1, 2.

⁵ F.L.Baumer, *The Early Tudor Theory of Kingship* (New York, 1966), pp.2, 3, 210.

⁶ エルトンの「テューダー行政革命」論については G.R.Elton, *Tudor Revolution in Government: Administrative Change in the Reign of Henry VIII* (Cambridge, 1953); idem, *The Enforcement of the Reformation in the Age of Thomas Cromwell* (Cambridge, 1972); idem, *Reform and Renewal: Thomas Cromwell and the Commonweal* (Cambridge, 1973) を参照。

⁷ 「テューダー行政革命」を巡る議論については、特に C.Coleman and D.Starkey, eds., *Revolution Reassessed* (Oxford, 1986) が有益である。

⁸ こうした見解については A.F.Pollard, *England under Protector Somerset* (London, 1900); W.G.Zeeveld, *Foundations of Tudor Policy* (Cambridge, 1948) などを参照。

はいなかった⁹。このように、エルトンは制度の面で 1530 年代のイングランドに国家の「近代化」の端緒を見出す一方、理念の面での大転換を否定したのである。

(2) 従来の「リパブリカニズム」研究とその問題点

以上のように、「テューダー行政革命」を提唱したエルトンは、その根拠を 1530 年代の制度的変革に求めながら、当時の（古典的ヒューマニズムとプロテスタンティズムという）思想が果たした役割をそれほど評価していなかった。その後、（エルトンの議論を意識しているにせよ、意識していないにせよ）16～17 世紀のイングランドの思想は主に「リパブリカニズム」研究という形で再評価され、「近代」国家成立の思想的な方面からの説明が為されるようになった。

16～17 世紀のイングランドの思想史研究進展の切っ掛けを作ったのは J. G. A. ポコックであったと言えよう。彼は H. バロンらによる「シヴィック・ヒューマニズム」という問題提起¹⁰を受け、アリストテレスの『政治学』と「徳 (virtue)」を重視しながら、それまでにないスケールの思想史研究を打ち出した。即ち、彼の大著『マキアヴェリアン・モーメント¹¹』によると、ルネサンス期イタリアに「徳性ある自立的市民が政治を担ってこそ、公正なる秩序が実現する」といった「リパブリカニズム」が形成され、17～18 世紀のイギリスと建国期アメリカの歴史を動かす中心的な政治思想となった。またポコックは 17 世紀半ばのイングランドの「内乱」期を、マキアヴェッリを思想的動因とする「リパブ

⁹ Elton, *Reform and Renewal*, pp.5, 36, 99.

¹⁰ この問題については H. Baron, *Humanistic and Political Literature in Florence and Venice at the Beginning of the Quattrocento* (Cambridge, 1955); idem, *The Crisis of the Early Italian Renaissance* (Princeton, 2nd ed., 1966); idem, *From Petrarch to Leonardo Bruni: Studies in Humanistic and Political Literature* (Chicago, 1968); idem, 'Petrarch: His Inner Struggles and the Humanistic Discovery of Man's Nature', in Rowe and Stockdale, eds., *Florilegium Historiale: Essays Presented to Wallace K. Ferguson* (Toronto, 1971)などを参照。また、バロン以外のイタリア・ヒューマニズムに関する研究として E. Garin, *Italian Humanism, Philosophy and Civic Life in the Renaissance*, P. Munz, trans. (New York, 1965) (E. ガレン著、清水純一訳『イタリアのヒューマニズム』、創文社、1960年); G. Holmes, *The Florentine Enlightenment, 1400-1450* (London, 1969)などがある。

¹¹ J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton, 1975) (J. G. A. ポコック著、田中秀夫、奥田敬、森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント：フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』、名古屋大学出版会、2008年)。

リカニズム」の議論が西欧世界に「再浮上」した時期として高く評価した¹²。

同時に彼は、なぜエリザベス期と初期ステュアート朝のイングランドにおいて、「市民的生活」や共和政についての主題が支持されなかったのかという問題提起を行った¹³。彼によれば、共和主義者やシヴィック・ヒューマニストの主題の出現は他の思考様式によって妨げられたのであり、そのようなものが真にイングランドで発展するのは17世紀半ばの「内乱」と空位期間を経て、より古い見地が崩壊した後のことである。ポコックはこのような観点から、伝統的な君主政国家の下で「市民的意識 (civic consciousness) の十分な発展を欠いた¹⁴」ルネサンス期のイングランドには立ち入った検討を加えることはなかった¹⁵。ともあれ、ポコックは「内乱」期を決定的な転換点とみなすことにより、「内乱」期以前の政治言説の様式と「内乱」期以後のそれとの間に非常にはっきりとした境界線を引いたのであり、彼のこうした視座はその後の思想史研究に大きな影響を与えることとなった¹⁶。

¹² Pocock, *Machiavellian Moment*, ch.XI.

¹³ この問題については P.Zagorin, *A History of Political Thought in the English Revolution* (London, 1954), pp.146-49; J.H.M.Salmon, *The French Religious Wars in English Political Thought* (Oxford, 1959), p.12; E.Rawson, *The Spartan Tradition in European Thought* (Oxford, 1969), pp.187-88; R.Eccleshall, *Order and Reason in Politics: Theories of Absolute and Limited Monarchy in Early Modern England* (Oxford, 1978), pp.2, 153; J.P.Sommerville, *Politics and Ideology in England, 1603-1640* (Harlow, 1986), pp.58, 238; D.Wootton, Introduction, in idem, ed., *Divine Right and Democracy: An Anthology of Political Writing in Stuart England* (Harmondsworth, 1986), pp.70-71; J.Scott, *Algernon Sidney and the English Republic 1623-1677* (Cambridge, 1988), pp.18, 48-58; K.Sharpe, *Politics and Ideas in Early Stuart England: Essays and Studies* (London, 1989), p.18 などを参照。

¹⁴ Pocock, *Machiavellian Moment*, p.348.

¹⁵ ただしポコックは、イングランドのヒューマニズムが君主の「助言者 (counselor)」としてのヒューマニスト像を提出することにより、自らの市民的な意識を発展させたとも主張している (*Ibid.*, pp.338-39)。このようなヒューマニストは、君主が持たない意識と技量を以て、彼自身の「徳」もしくは統治に参加する個人の能力をある種の (統治者と臣民の) 「連合 (association)」に捧げていたのであり、こうしてアリストテレス的な市民像の方向へ一歩踏み出していたのである。

¹⁶ 例えば B.Worden, 'Milton's Republicanism and the Tyranny of Heaven', in G.Bock, Q.Skinner, and M.Viroli, eds., *Machiavelli and Republicanism* (Cambridge, 1990) はポコックのこうした視座を反映している。また D.Bush, *The Renaissance and English Humanism* (Toronto, 1939), pp.69-100; A.B.Ferguson, *The Articulate Citizen and the English Renaissance* (Durham, 1965); J.K.McConica, *English Humanists and Reformation Politics under Henry VIII and Edward VI* (Oxford, 1965); M.Dowling, *Humanism in the Age of Henry VIII* (London, 1986); A.Fox and J.Guy, *Reassessing the Henrician Age: Humanism, Politics and Reform 1500-1550* (Oxford, 1986); J.A.Guy, *Tudor England* (Oxford, 1988), pp.408-13; R.J.Schoeck, 'Humanism in England', in A.Rabil (Jr.), ed., *Renaissance Humanism: Foundations, Forms, and Legacy*, 3vols. (Philadelphia, 1988), vol.2, pp.5-38; G.R.Elton, 'Humanism in England', in A.Goodman

これに対し、Q. スキナは『近代政治思想の基礎¹⁷』において、中世後期と初期近代（13～16世紀）のヨーロッパにおける政治思想の「主要なテキストの概説」を行うことにより、「近代」国家の概念が形成されるに至った経緯を次のように説明している¹⁸。まず彼は、12～14世紀のイタリア諸都市が教皇庁と神聖ローマ帝国との関係の中で共和政自治を発展させたことに言及した上で、特に「自由 (liberty)」の概念に注目することにより、「市民」たちが彼らの政治生活は如何なる外部の支配からも「自由」であるという主権の主張を行うとともに、彼らが相応しいと思う通りに自らを治めるという既存の共和主義的政治制度を擁護した、と述べている。このような共和主義的「自由」は、とりわけ15世紀初頭のフィレンツェの人文主義者たちによって継承されたが、16世紀には皇帝軍やメディチ家のために、イタリアの共和主義的「自由」は終焉を迎えることになった。このようなイタリア・ルネサンスは、15世紀になると人文主義者たちの移動によって北方ヨーロッパに伝播し、北方人文主義者たちは特に有徳な統治の諸原理と支配者の教育に関心を向け、「君主の鑑」や社会の指導者を対象にした進言書というジャンルを発展させた、とスキナは説明する。

とはいえ、こうした北方人文主義に関するスキナの考察は、トマス・モアが活躍した16世紀前半までで実質的に打ち切られており、彼の研究もまた、「内乱」期以前のイングランドを軽視したポコックらの思想史理解の域を脱するものではないと言える。その一方でスキナは、アリストテレス的な「徳」を重視していたポコックに対し、キケロ的な「自由」に注目することによって前人文主義期(12～14世紀)の思想の重要性を主張したのであり、彼のこうした視点は後の「ネオ・ローマ」理論として結実し¹⁹、R. タックのような近代自然法思想についての考察や自由主義に関する研究に多大な影響を与えることになった²⁰。

and A. MacKay, eds., *The Impact of Humanism on Western Europe* (Harlow, 1990) などの研究は、特に16世紀半ばのイングランドにおけるヒューマニズムの衰退という観点からポコックの視座を支持している。

¹⁷ Q. Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, 2 vols. (Cambridge, 1978) (Q. スキナー著、門間都喜郎訳『近代政治思想の基礎：ルネッサンス、宗教改革の時代』、春風社、2009年)。またスキナによるポコック批判については Skinner, *Foundations of Modern Political Thought*, vol. I, pp. xiv, 4-5, 27-28, 42-48, 156, ch. 4 を参照。

¹⁸ スキナのこの著作に対する筆者の評価の詳細については『イギリス哲学研究』、第34号、2011年、81～83頁の書評を参照されたい。

¹⁹ スキナの「ネオ・ローマ」理論については Q. Skinner, *Liberty before Liberalism* (Cambridge, 1998) (Q. スキナー著、梅津順一訳『自由主義に先立つ自由』、聖学院大学出版会、2001年) を参照。

²⁰ R. Tuck, *Philosophy and Government 1572-1651* (Cambridge, 1993)。タックはこの著

一方、「内乱」期以前のイングランドの思想の重要性を指摘する研究は数多く存在し²¹、中でも P. コリンソンは、それまでの思想史が等閑視してきたエリザベス期について画期的なテーゼを打ち出した。コリンソンによると、「コモンウェルス」での「活動的生活」についてのイングランド人の視野は、ポコックが考えているほど制限されたものではなかった²²。即ち、彼は「君主政共和国 (monarchical republic)²³」という問題提起を行うことにより、初めてエリザベス期イングランドにおける「リパブリカニズム」に注目したのだった。もちろん彼は、「継続的で首尾一貫した共和主義運動」について論じている訳ではないし、いわば立憲君主政の端緒をエリザベス期のイングランドに見出している訳でもない。しかしながら彼は、理論面では特に「16 世紀初頭のヒューマニズムの遺産」に、実践面ではカトリック勢力のエリザベス暗殺計画に対抗するため、1585 年にバリー卿ウィリアム・セシル (Cecil, William, Lord Burghley, 1520-98) が作成した「連合盟約 (Bond of

作の中で、特に 16 世紀後半のヨーロッパにおけるキケロ主義とタキトゥス主義の重要性を強調している。

²¹ 例えば M.Walzer, *The Revolution of the Saints* (Cambridge, 1965); D.Hirst, *The Representative of the People?: Voters and Voting in England under the Early Stuarts* (Cambridge, 1975); D.Norbrook, *Poetry and Politics in the English Renaissance* (London, 1984); K.O.Kupperman, 'Definitions of Liberty on the Eve of Civil War: Lord Saye and Sele, Lord Brooke, and the American Puritan Colonies', *Historical Journal* 32 (1989); D.H.Sacks, 'Parliament, Privilege, and the Liberties of the Subject', in J.H.Hexter, ed., *Parliament and Liberty from the Reign of Elizabeth to the English Civil War* (Stanford, 1992) などの研究を参照。

²² P.Collinson, 'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I', *Bulletin of the John Rylands Library* 69 (1987). 因みに、コリンソンのこの論文は 佐々木武「近世共和主義：『君主のいる共和国』について」、近藤和彦編『岩波講座・世界歴史 16：主権国家と啓蒙 16～18 世紀』、岩波書店、1999 年 で詳しく取り上げられている。

²³ コリンソンはスキナから「君主政共和国」の着想を得たことを明かしている。コリンソンによると、スキナは（「ネオ・ローマ的自由」を強調することにより）法の支配こそが「君主政共和国」、即ち、君主政という形態を採りながらも共和主義的な性格を併せ持った政体、を実現可能にしたと考えた。こういった点については J.F.McDiarmid, ed., *The Monarchical Republic of Early Modern England: Essays in Response to Patrick Collinson* (Ashgate, 2007), pp.245, 59 を参照。また君主政と共和政という一見相容れない二つの政体を結合させたコリンソンのこの用語については様々な異論があるかもしれない。しかしながら、'republic' という語は後述のラテン語 'res publica' に由来し、元来は公益への奉仕を意味していたため、古代ギリシア・ローマの君主政・貴族政・民主政といった三つの国家形態を包括した概念であった。マキアヴェッリの時代になると、'republic' は（一者ではなく）複数者の支配する国家形態を指す言葉となり、今日では君主政を採らない国家形態全般を意味するようになった。その一方で、近代以降、君主政が立憲主義化することによって名目的なものとなった、あるいは共和政自体が社会主義のみならず、民主政や独裁制なども包含するようになったのに伴い、君主政と共和政の区別は今日では実際の意義を喪失したと言える。

Association)」の草案²⁴に言及しながら、社会の上層・下層に関らず、イングランドは「最も異常な政局でさえ、機知に富んだ方法で、また聡明に」対応することができた、と述べている。彼によると、それ故に我々は「最盛期のエリザベス朝社会の政治的洗練 (political sophistication) と政治的能力 (political capacity) の両方を、過小評価しないように」注意しなければならない。このようにコリンソンは、ポコックがエリザベス期の政治的思考と政治的活動の「共和主義のような様式 (quasi-republican modes)」を過小評価していると批判した上で、「市民は臣民の内に隠されていた」と述べるのだった²⁵。ただし、上記のようなコリンソンのエリザベス期の政治思想に関する考察は、必ずしも厳密なテキストの言説分析に基づいたものではない (この点で本稿と大きく異なる)。

言説分析という学問的手法を用いることにより、コリンソンの「君主政共和国」を本格的に思想史の問題として捉え、「内乱」期以前、特に 16 世紀後半から 17 世紀前半にかけての研究史上の間隙を埋めたのは M. ペルトネンであった。彼は 400 タイトルを優に越す一次史料の踏査を通じ、「活動的生活」・「徳」・「混合政体 (mixed constitution)」などの政治的語彙と課題の共有を根拠として (それ故にペルトネンは古典的ヒューマニズムを偏重していると言え、彼の「リパブリカニズム」もまた、普遍的な理想国家における「活動的市民」といった抽象的な道徳論に止まるものであった)、「内乱」期以前から既に「リパブリカニズム」の「衝撃」がイングランドにもたらされていたことを強く印象づけた²⁶。特にエリザベス期のイングランドについて言うならば、ペルトネンによると、ヒューマニストと共和主義者の議論が最も普及・利用されたのは宮廷ではなく、その外部の (地方) 都市の共同体においてであった²⁷。そして彼は、都市における「リパブリカニズム」についてはほとんど知られていないと指摘した上で、エリザベス期のイングランドにおけるいくつかの著作もしくは英訳書を取り上げた。ペルトネンはこうした著作・英訳書の中に、「リパブリカニズム」の最も急進的なマキアヴェッリの形態を見出そうとしたのであるが、同時に彼は、「内乱」期以前のイングランドにおける「リパブリカニズム」が制限されたもの

²⁴ バリー卿はこの草案の中で、万が一エリザベスが突然死した場合、イングランドは君主不在の状態で大評議会と議会が一時的に統治を行い、女王の後継者を選ぶべきだとしている。

²⁵ P.Collinson, *De Republica Anglorum: Or, History with the Politics Put back* (Cambridge, 1990), pp.23-24.

²⁶ M.Peltonen, *Classical Humanism and Republicanism in English Political Thought, 1570-1640* (Cambridge, 1995), pp.7, 11-12.

²⁷ *Ibid.*, p.54.

であったということを指摘するのを忘れなかった²⁸。さらにペルトネンは、フランシス・ベイコン (Bacon, Francis, 1st Viscount St. Albans, 1561-1626) をイングランドにおける「リパブリカニズム」の「創始者」と高く評価し、マキアヴェッリからハリントンに連なる言説史の「主脈」に位置づけたのだった²⁹。ペルトネンの考察はどちらかというと初期ステュアート朝に偏っており、必ずしもエリザベス期の「リパブリカニズム」を解明したとは言えないが、彼が「リパブリカニズム」の成長の場として宮廷とその外部を区別し、後者の果たした役割を強調した点は無視できない。

こうしたポコックに対する異議申し立て³⁰も含め、「リパブリカニズム」研究は現在多様化の一途を辿っている。最近の「リパブリカニズム」研究では、『初期近代イングランドの君主政共和国』という論文集が出版され、コリンソンの「君主政共和国」に対する再評価が為されつつあるのは注目に値する³¹。この論文集はコリンソンの「君主政共和国」を政治思想史の問題として捉えるのみならず、宗教・文学・教育といった観点からも論じており、彼のテーゼの持つ可能性を示した点では評価できる。その一方で、コリンソン自身が認め

²⁸ *Ibid.*, pp.54-55.

²⁹ *Ibid.*, p.196. ベイコンの政治学を「活動的生活」の実践といった視点からより個別具体的に描き出した研究として 木村俊道『顧問官の政治学：フランシス・ベイコンとルネサンス期イングランド』、木鐸社、2003年 を参照。

³⁰ 上記のようなコリンソンとペルトネンの議論を受け、ポコックは2003年版『マキアヴェリアン・モーメント』の後書きの中で反論を試みている（この後書きも含めたポコックの反論については ポーコック著『マキアヴェリアン・モーメント』、第16～17章をここでは参考にして）。ポコックによると、コリンソンとペルトネンが指摘していることの多くは、「タクティクス主義 (Tacitism)」というカテゴリーに属するもので、それは16世紀後半に一般的な言説の様式であり、自らを不完全な君主国に服従させることと、君主国が不完全である点を自ら明確に述べることにその本質があった。この「タクティクス主義」は宮廷の「リパブリカニズム」以上のものに達することはなく、不平を抱いた廷臣・顧問官・有力者が自らを元老としてイメージする手段となったものの、国王を廃して貴族政を実現する手段はほとんどなかった。こうしてポコックは、イングランドを共和国として想像するように、またそのような共和国の基礎となり得るような「能動的市民」生活の概念を探求するように強いるためには、「内乱」、統治の解体、そして実際の国王殺しが必要であった、という点を強調するのだった。因みに、こうした点については D.Armitage, A.Himy and Q.Skinner, eds., *Milton and Republicanism* (Cambridge, 1995) などを参照。

³¹ McDiarmid, ed., *Monarchical Republic of Early Modern England*. この他にも、最新の「リパブリカニズム」研究としては M.van Gelderen and Q.Skinner, eds., *Republicanism: A Shared European Heritage*, 2vols. (Cambridge, 2002); E.Nelson, *The Greek Tradition in Republican Thought* (Cambridge, 2004); J.Scott, *Commonwealth Principles* (Cambridge, 2004); A.Hadfield, *Shakespeare and Republicanism* (Cambridge, 2005); 田中秀夫、山脇直司編『共和主義の思想空間：シヴィック・ヒューマニズムの可能性』、名古屋大学出版会、2006年；佐伯啓思、松原隆一郎編著『共和主義ルネサンス：現代西欧思想の変貌』、NTT出版、2007年；菊池理夫『共通善の政治学：コミュニティをめぐる政治思想』、勁草書房、2011年などが重要である。

ているように、この論文集は「イングランドの君主政共和国の都市という次元 (the urban dimension)」を等閑視しており³²、ペルトネンが提示したようなエリザベス期の宮廷外の政治的領域に関する考察が未だに不十分であることを露呈した。また（前述のコリンソンとペルトネンの議論も含めて）この論文集の論者たちは、それぞれエリザベス期の「リパブリカニズム」を極度に単純化し、一つの均質的な思考形態として提示しようとしており、およそ半世紀に亘る同治世の長さを考えると、こうした学問的アプローチには限界があると言わざるを得ない。

(3) 「イングランド人意識」という議論の射程

このように、「君主政共和国」というテーゼを打ち出したコリンソンの研究、「君主政共和国」を本格的に思想史の問題として捉えたペルトネンの研究、そしてこのテーゼの多角的な再考を試みた論文集『初期近代イングランドの君主政共和国』の中の諸々の研究は、①古典的ヒューマニズム偏重の故の（普遍的な理想国家における「活動的市民」といった）抽象的な道徳論への傾向、②エリザベス期の宮廷外の政治的領域に関する考察の不足、③エリザベス期の「リパブリカニズム」の極度の単純化、といった問題を抱えているように思われる（ただし、コリンソンは宮廷外の政治的領域の重要性を認識していたし、ペルトネンは不十分ながら実際にその考察を試みていた）。とりわけ、「リパブリカニズム」の成長の場として宮廷とその外部を区別したペルトネンでさえ、エリザベス期の宮廷の「リパブリカニズム」と宮廷外の政治的領域のそれを無関係のものと捉え、一方のみ（ペルトネンの場合は後者）を論じるという一面的な学問的アプローチを採っている。しかしながら、16～17世紀はイングランドに限らず、ヨーロッパ全体で国家のあり方あるいは国家についての考え方が大きく発達する時代であるし、また L. コリーや R. ヘルガーソンの「イギリス人意識 (Britishness)」もしくは「イングランド人意識 (Englishness)」に関する研究を考慮すれば、少なくともエリザベス期においては、宮廷の「リパブリカニズム」と宮廷

³² McDiarmid, ed., *Monarchical Republic of Early Modern England*, pp.257-58. 事実、この論文集はエリザベス期に限って言えば、ウィリアム・セシルやトマス・スミスの如き宮廷人の政治思想の検証、ウィリアム・シェイクスピア (Shakespeare, William, 1564-1616) の作品などの特定の文学的著作あるいは当時のイングランドで流行していたギリシア・ローマ古典の内容的検討、を中心としており、明らかに宮廷外の政治的領域に関する考察を欠いていると言える。

外の政治的領域のそれは（同一のものでないにしても）何らかの関係性を持っており、ある種の「国民統合」に寄与したとみなすのが妥当ではなかろうか。

周知の通り、コリーは『イギリス国民の誕生』において、17世紀末以降のイギリス・フランス間の戦争の中で「イギリス人意識」が創出されたと述べているが、彼女によると、こうした意識の創出にとって特に重要だったのがプロテスタンティズムであった³³。つまり、当時の「イギリス人」（コリーの仮定が正しいとするならば）はこのプロテスタンティズムという「共通の枠組み」により、敵国フランスをカトリックという「他者」として認識し、多くの文化的な差異にも拘らず、イングランド人、ウェールズ人、スコットランド人は初めて纏まることができた、という訳である³⁴。斯くして、圧倒的多数の「イギリス人」は「国 (nation)」に関する受動的な認識から脱し、「国」のために精力的に参加するようになったのである³⁵。彼らにとって「活動的な愛国者」であることは、「市民として政治に参加する権利 (citizenship)」の承認を勝ち取る重要な足掛かりであり、また国家運営についての発言権や選挙権への最短距離であった³⁶。

尤もコリー自身が（B. アンダーソンに依拠しながら）指摘している如く、上記のような「イギリス人意識」の創出は決して純粋な文化的・民族的均質性を持った「イギリス人」を意味しておらず、むしろそれは脆弱な人工の構築物としての、一つの「つくり出された国民」であった³⁷。それ故、イギリスは一つの比較的新しい「国」であると同時に、イングランド、ウェールズ、スコットランドという古くからある三つの「国」の集まりでもあったのである。加えて、コリーは愛国主義に内包される「複雑さと奥深さ」を指摘した上で、愛国主義の「創造力にとんだ再構築」の必要性を説いている³⁸。

コリーの「イギリス人意識」もしくは「イングランド人意識」に近いものをエリザベス期のイングランドに見出そうとしたのがヘルガーソンであった。彼は前述の「近代」国家に関するエルトンの議論を念頭に置きながら、「王国 (kingdom)」から「国 (nation)」への理念上の移行がこの時期のイングランドで始まったのではないか、という提言を行った

³³ L. コリー著、川北稔監訳『イギリス国民の誕生』、名古屋大学出版会、2000年。

³⁴ ただしコリーは、プロテスタンティズム以外の「国民形成 (nation building)」の要素についても指摘しており、例えば運河網・道路網の発達、国内における自由取引の発展、各地での新聞・定期刊行物の刊行、急速な都市化などを挙げている（同上、387頁）。

³⁵ 同上、388頁。

³⁶ 同上、389頁。

³⁷ 同上、5～6頁。

³⁸ 同上、389頁。

39。彼によると、「王国」が世襲君主個人と同一視され得る「王朝国家」であるのに対し、「国」は「ポスト王朝国家的ナショナリズム (postdynastic nationalism)」を体現するもので、その構成員が用いる「言語 (language)」によって境界が形作られるのだった。

もちろん、ヘルガーソン自身も指摘しているように、イングランド宗教改革を通じて王権はより一層強化されたのであり、王権こそが当時のイングランドにおける唯一かつ最も強力な「統合力 (unifying force)」であった⁴⁰。したがって、エリザベス期の「極めて強い国民的自意識 (the intense national self-consciousness)」はこうした強力な王権の庇護を受けたものだった、とヘルガーソンは述べている。その一方で彼は、エリザベス期のイングランドに「国民国家 (nation-state)」という「多元的共同体の基盤 (the pluralist communal base)」(即ち、多種多様な共同体を内包しながらも、全体として一つの纏まりを持った国家の原型)を見出すことができるのであり、このような多元性を有する共同体は「ナショナル・アイデンティティーの源泉 (the fundamental source of national identity)」としての王権に対抗した⁴¹、とも述べている。とはいえ、各共同体の間にある「壁 (the walls)」はそれほど堅固なものではなく、「予想外の類似性 (unexpected similarities)」が多元的な共同体を結びつけたのであり、この点にヘルガーソンは「王朝国家」から「国民国家」への変化の兆しを看取したのだった。

(4) 本稿における視座：政治的イングランド意識と「コモンウェルス」

以上のようなコリーの「イギリス人意識」もしくは「イングランド人意識」といった概念、またこうした概念(に近いもの)をエリザベス期のイングランドに見出そうとしたヘルガーソンの議論は、(ペルトネンの主張とは逆に)エリザベス期の宮廷の「リパブリカニズム」と宮廷外の政治的領域のそれを、(ある程度の差別化を図りながら)両者の関係性の中で統一的に把握することの妥当性を示唆していると言える。他方、コリーとヘルガーソンの研究は、(地図・風刺画・彫刻などの)図像史料から「イギリス人意識」もしくは「イングランド人意識」を読み解くといった文化史的アプローチを含んでおり、必ずしも厳密なテキストの言説分析を行っている訳ではない。したがって、本稿ではこうしたテキスト

³⁹ R.Helgerson, *Forms of Nationhood: The Elizabethan Writing of England* (Chicago, 1992), pp.2, 4.

⁴⁰ *Ibid.*, p.9.

⁴¹ *Ibid.*, pp.5, 10.

の言説分析という方法を採用するのであるが、(ポコックの『マキアヴェリアン・モーメント』やスキナの『近代政治思想の基礎』に顕著のように) テクスト自体をそれぞれの歴史的状況から切り離して考察するのではなく、テキストの言説を多様な歴史的空間の中に位置づけることにより、その社会的広がりを示すことを目的としている。この言説とはエリザベス期の国家もしくは政治共同体に関する「イングランド(人)意識」、即ち、政治的イングランド意識のことであるが、ここで政治的イングランド意識の定義、換言するならば、当時のイングランド人が如何なる国家もしくは政治共同体を思い描き、忠誠を誓っていたかという問題が浮上する。

既に言及したように、コリーとヘルガーソンは、こういったイギリス人あるいはイングランド人の忠誠の対象として‘nation’や‘kingdom’を強調しているが、本稿ではエリザベス期のイングランド人の「コモンウェルス (commonwealth)」(もしくは「コモンウィール (commonweal)」) という国家観・共同体観に注目したい。これについて、コリンソンは『初期近代イングランドの君主政共和国』の後書きの中で、「16世紀にはリパブリックと互換性のあるコモンウェルスという言葉があり……我々はエリザベス期の人々のイングランドとイングランド人意識 (Englishness) の発見に出くわす⁴²⁾」と述べている。彼によると、16世紀のイングランドにおいては「より熱烈な愛国心 (a more fervent patriotism)、母国とコモンウェルスへの献身」が見られるのであり、こういったものは「ナショナリズムではないとしても、文化的に構成された国民性 (nationhood)」であった⁴³⁾。このようなコリンソンの指摘(必ずしも厳密な実証に裏付けられたものではない)は、エリザベス期の「コモンウェルス」という「リパブリカニズム」的な「イングランド(人)意識」が十分に探求されていない⁴⁴⁾という事実を示唆していると言える。

この「コモンウェルス」は、あらゆる人間にとっての「善きものごと (good things)」を意味していたが故に重要な政治言語であった⁴⁵⁾。つまり、ある人間がどのような社会的階層・地位にあらうと、またその者が如何なる動機を持ち、如何なる行動を取り、如何なる

⁴²⁾ McDiarmid, ed., *Monarchical Republic of Early Modern England*, p.251. 本稿では特に「リパブリカニズム」の具体的な定義を提示していないが、こうしたコリンソンの言語認識に依拠して「リパブリカニズム」を論じている。

⁴³⁾ *Ibid.*, pp.251-52.

⁴⁴⁾ この要因として、コリンソンは「ナショナリズム」をフランス革命・産業革命以後のものとする通説が根強いことを挙げている (*Ibid.*, pp.251-52)。

⁴⁵⁾ D.Rollinson, *A Commonwealth of the People: Popular Politics and England's Long Social Revolution, 1066-1649* (Cambridge, 2010), pp.13-14.

団体に所属していようと、「コモンウェルス」という名の「共同体の利益 (the community interest)」に資する限りにおいて、それは善きものであった。同時に、「コモンウェルス」はイングランド固有の言語であり、イングランド人は他国の人民とは全く異なる、といった観念を育んだという意味で「無意識の内にナショナリスト (unthinkingly nationalist)」の言語であった⁴⁶。しかしながら、元来「コモンウェルス」は「国家 (state)」よりも高次の共同体であり、後者は前者に奉仕すべき存在であった。したがって、「国家」が消滅しても「コモンウェルス」はあらゆる場所に残存し、結局より適切な方法で「コモンウェルス」自体を再構成するのだった⁴⁷。こうした「コモンウェルス」という概念の位相に関し、スコットランド宗教改革を推進したジョン・ノックス (Knox, John, 1514?-72) は次のように言及している。

あらゆる王国はコモンウェルスであり、少なくともそうでなければならない。他方、あらゆるコモンウェルスが必ずしも王国ということにはならない。⁴⁸

ここでノックスは、「コモンウェルス」が「王国 (kingdom)」よりも高次の概念であることを指摘しているのだが、両者の関係を近代の「市民社会」と「国家」の関係と比較することも可能であろう。

D. ロリソンによると、多様な地域・宗教・階級・民族・職業などを内包した 'kingdom' や 'Christendom' のような共同体には「いくつかの利益 (several interests)」が存在し、それぞれが切り離されながら対立する傾向にある⁴⁹。こうした「低次の利益 (subordinate interests)」は (共同体の構成員である) 彼ら・彼女らの文脈の中では正当なものであるが、その一方で全ての異なる共同体や団体が従属する一つの「より大きな共同体 (greater community)」が存在するのだった。この「より大きな共同体」は理想的なものであるが故に、全ての「部分 (the parts)」が従属する「全体 (the whole)」とは何か、ということ巡る議論が引き起され、このような共同体に「コモンウェルス」(もしくは「コモンウェール」) という際立ってイングランド的な名前が付けられたのである。

筆者が思うに、こういった理想的かつイングランド的な「より大きな共同体」としての

⁴⁶ *Ibid.*, p.14.

⁴⁷ *Ibid.*, p.14.

⁴⁸ D.Laing, ed., *The Works of John Knox* (Edinburgh, 1848), vol.2, p.458.

⁴⁹ Rollison, *A Commonwealth of the People*, p.15.

「コモンウェルス」は、ある種の「国民統合」を考察する際の最も適した国家概念であり、エルトンが提起した「近代」国家という問題に対し、思想的な観点から解答を与え得るものである。本稿における政治的イングランド意識とは、イングランドの「コモンウェルス」（「公共のものごと」や「共通の利益」、あるいはそれらの実現を目指す国家・政治共同体）のための政治参加の意識のことであり、こうした政治意識がエリザベス期イングランドの多様な歴史的空間の中で社会的広がりを示し、成長していく過程を描き出すこと、これこそ本稿の目的である。

以上のように、序章では研究史を整理することにより、エリザベス期の政治的イングランド意識という本稿における視座を提示した。第1章では、政治的イングランド意識の中核である（テューダー朝の）「コモンウェルス」概念について、より具体的な思想的説明を行う。第2章～第4章では、政治的イングランド意識が（エリザベス期のイングランドという）現実の歴史・社会の中で如何なる段階を経て成長していったのか、を考察するためのケーススタディを行うのであるが、筆者は次の三つの段階を想定している。即ち、①政治的イングランド意識が形成されるエリザベス治世前期（1558～70年頃）、②政治的イングランド意識が発展するエリザベス治世中期（1570、80年代）、③政治的イングランド意識が急進化の兆候を見せ始めるエリザベス治世後期（1590年頃～1603年）の三段階で、それぞれ第2章、第3章、第4章で論じられることになる。そして、結びでは本稿の検証から得られた結論を説明するとともに、17世紀以降の政治的イングランド意識の展開について概観する。

第1章 政治的イングランド意識の思想的要素：テューダー朝の「コモンウェルス」概念

第1節 古典的ヒューマニズムの政治言説

(1) テューダー・ヒューマニズムの展開

序章で言及したように、G. R. エルトンは16世紀イングランドの制度的変革の中に「近代」国家の端緒を見出す一方で、理念（もしくは思想）の果たした役割をそれほど重要視していなかった。その後、「近代」国家成立の思想的説明は主に「リパブリカニズム」研究という形で為されるようになったのだが、特にP. コリンソンとM. ペルトネンの研究、あるいは論文集『初期近代イングランドの君主政共和国』の中の諸々の研究は、①古典的ヒューマニズム偏重の故に（普遍的な理想国家における「活動的市民」といった）抽象的な道徳論に止まりがちである、②エリザベス期の宮廷外の政治的領域に関する考察が不足している、③エリザベス期の「リパブリカニズム」を極度に単純化し、一つの均質的な思考形態として捉える傾向にある、という三つの問題を抱えていた。とりわけ、「リパブリカニズム」の成長の場として宮廷とその外部を区別したペルトネンは、エリザベス期の宮廷の「リパブリカニズム」と宮廷外の政治的領域のそれを無関係のものと捉え、一方のみ（ペルトネンの場合は後者）を論じるという一面的な学問的アプローチを採っていた。そこで本稿では、L. コリーとR. ヘルガーソンの「イングランド人意識」やコリンソンの「コモンウェルス」という「リパブリカニズム」的な「イングランド（人）意識」（このコリンソンの発想は実際には十分に検証されていない）を参考にし、宮廷と宮廷外の政治的領域の関係性に注目しながら、エリザベス期における政治的イングランド意識の成長過程を検証する。この政治的イングランド意識とは、イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識のことであり、本稿ではこういった一種の（宮廷と宮廷外の政治的領域、もしくは宮廷外の諸々の政治的領域を、それぞれある程度差別化しながら接合し得るという意味で）「国民統合」としての政治意識、あるいはそうした意識の社会的広がりを多様な歴史的空間の中で考察することにより、コリンソンとペルトネンの研究、あるいは論文集『初期近代イングランドの君主政共和国』の「近代」国家成立の思想的説明の修正を試みたい。

第1章では、テューダー朝の思想的背景を概観しつつ、政治的イングランド意識の中核とも言える「コモンウェルス」という概念のより具体的な思想的説明を行おうと思う。テューダー朝の政治的イングランド意識にとり、筆者が特に重要だと考える思想的要素は、①古典的ヒューマニズム、②プロテスタンティズム、③コモン・ロー、の三つである。第

1章・第1節ではまずテューダー朝の古典的ヒューマニズムについて概観した後、そこから生じた「コモンウェルス」という概念が具体的にどのようなものであったかを（当時の言説も交えながら）示したい。

一般的に、古典研究・古典教育などを通じ、人間の自由と解放・人間の完成を目指したルネサンス・ヒューマニズムは、14、15世紀のイタリアで展開され、16世紀になると、アルプス以北のヨーロッパ諸国にも普及していったとされている。F. カスパリは、テューダー朝イングランドにおけるヒューマニズムを、次のような四つの時期に区分して考察している⁵⁰。即ち、15世紀末のヒューマニズム発生期／トマス・モアの『ユートピア』やトマス・エリオット (Elyot, Sir Thomas, 1490?-1546) の『為政者論 (*The Boke Named the Governour*)』(1531年) などのような、ヒューマニズムに関する大著が出現する1530年代までの時期／宗教改革やその反動の影響を受けつつも、ヒューマニズムが発展した時期／エリザベス期のヒューマニズム最盛期、の四時期である。特にヘンリ8世期からエリザベス期に至る、ヒューマニズムの連続・非連続について、カスパリ、D. ブッシュ、R. W. チェンバーズらの間で論争が巻き起されたが⁵¹、植村雅彦はこの論争を承け、基本的にカスパリの時期区分に倣いつつテューダー・ヒューマニズムを考察した。植村はヒューマニズムを、特定の公式化された主義・主張もしくはイデオロギーではなく、「人間が人間らしくあり、人間らしく生きることを願う姿勢・精神態度⁵²」と定義し、より広い意味で捉えようとした。そして植村は、テューダー朝の知的領域のみならず、政治・経済・社会・教育といった多角的な視点から、ヒューマニズムの意義を論じたのである。

このように、ヒューマニズムは多義的な性質を持っている⁵³が故に、それに関する研究も多種多様である。まず P. O. クリステラーらのように、ルネサンス・ヒューマニストを古典古代以来の「レトリック」的伝統の中に位置づける研究がある⁵⁴。菊池理夫も弁論

⁵⁰ F.Caspari, *Humanism and the Social Order in Tudor England* (Chicago, 1954), pp.16-18.

⁵¹ 例えば Bush, *Renaissance and English Humanism*; R.W.Chambers, *Thomas More* (London, Rep., 1951) などを参照。

⁵² 植村雅彦『テューダー・ヒューマニズム研究序説』、創文社、1967年、10頁。

⁵³ 他にも、教会の権威や神中心の中世的世界観の如き非人間的な重圧から人間を解放し、人間性の再興を目指した精神運動、といったヒューマニズムの定義もあるが、本稿が問題としているのは「古典的ヒューマニズム」(しばしば「シヴィック・ヒューマニズム」と呼ばれることもある)であり、古典を通じた古代ギリシア・ローマの政治的思考・慣行の復興である。

⁵⁴ 例えば P. O. クリステラー著、渡辺守道訳『ルネサンスの思想』、東京大学出版会、1977年; J.E.Seigel, *Rhetoric and Philosophy in Renaissance Humanism: The Union of*

術・修辞としての「レトリック」について取り上げ、古代ギリシア・ローマにおける「レトリック」は、都市生活や直接民主政と密接に関連した実践的・公共的・政治的側面を持つ総合的な知・技芸であり、ルネサンス・ヒューマニストはこのような「レトリック」の復興者であったとしている⁵⁵。

また P. マックは、エリザベス期のグラマー・スクールとオクス・ブリッジにおける「レトリック」教育を取り上げるとともに、「レトリック」が当時の政治・宗教・文化の中でどのように展開されていたかを考察した⁵⁶。具体的にはマックは、エリザベス期の枢密院での政治的議論・議会での演説・宗教書・文学作品などの「文体 (style)」を詳細に検証し、当時のイングランドにおける古典古代の「レトリック」の重要性を指摘したのだった。

「レトリック」は法廷での弁論においても重要な要素であり、法学の予備教育としても「レトリック」が用いられていた。例えば A. D. ボイアーは、エドワード・クック (Coke, Sir Edward, 1552-1634) 以来のコモン・ローの伝統において、キケロ的な古典的「レトリック」の持つ重要性について言及した⁵⁷。特にボイアーは、クックがグラマー・スクール、大学、法学院 (Inns of Court) を通じて「レトリック」教育を受けていたこと、あるいはクックの蔵書に多くの「レトリック」に関する古典が存在することなどを理由に、「レトリック」がクックの著作に与えた影響の大きさを指摘したのだった。

(2) 「レス・プブリカ」と「コモンウェルス」の汎ヨーロッパ性

以上のようなテューダー朝イングランドで受容された、大陸由来の古典的ヒューマニズムは、当時のイングランドの政治思想にも大きなインパクトを与えることになった。特にテューダー朝の政治思想にとって重要だったのが「レス・プブリカ」という概念、そしてそこから生じた「コモンウェルス」あるいは「コモンウィール」という概念であった。例えば Q. スキナは、ルネサンス期イングランドにおいて、「公共のものごと」や「共通の

Eloquence and Wisdom, Petrarch to Valla (Princeton, 1968); J.J.Murphy, ed., *Renaissance Eloquence: Studies in the Theory and Practice of Renaissance Rhetoric* (Berkeley, 1983)などを参照。

⁵⁵ 菊池理夫『ユートピアの政治学：レトリック・トピカ・魔術』、新曜社、1987年、4頁。

⁵⁶ P.Mack, *Elizabethan Rhetoric: Theory and Practice* (Cambridge, 2002).

⁵⁷ A.D.Boyer, *Sir Edward Coke and the Elizabethan Age* (Stanford, 2003); idem, 'Sir Edward Coke, Ciceronianus: Classical Rhetoric and the Common Law Tradition', in idem, ed., *Law, Liberty, and Parliament: Selected Essays on the Writings of Sir Edward Coke* (Indianapolis, 2004).

利益」を意味する古典古代の「レス・プブリカ」の概念が「コモンウェルス」もしくは「コモンウィール」の概念に読み替えられ、数多くの社会経済改革の主張が新たに喚起されたと述べている⁵⁸。

周知の通り、16世紀初頭のイングランドは、薔薇戦争やそれに続く内乱を終結させ、散発的な混乱を経験しながらも長期の比較的安定した平和を享受していた。その一方で、人口の増加や経済の発展に伴う社会の流動化と変貌は、「困い込み運動」に象徴されるように様々な矛盾や社会問題を生み出した。そして、上述のような平和は、内乱の中では等閑視されがちであったこれらの社会問題への取り組みを可能とする状況を作り出し⁵⁹、「コモンウェルス」論は正にそのような取り組みを喚起するための政治理論だったのである。トマス・モアの『ユートピア』や、トマス・エリオットの『為政者論』あるいはトマス・スターキー (Starkey, Thomas, c.1495-1538) の『ポールとラプセットの対話 (*A Dialogue between Pole and Lupset*)』(1530年頃)などは、この時期の代表的な「コモンウェルス」論と言える⁶⁰。

しかしながら、当時のイングランド人の思考形態が中世思想との連続性を保持していたのもまた事実であり、このような「コモンウェルス」論の普及といった変化は、公式化された思想というよりはむしろ態度における変化であった⁶¹。とはいえ、「コモンウェルス」論とそれによって喚起された一連の改革は、一般の生活、とりわけ公的生活に対する新しい態度の出現を示していると言えよう。

G. R. エルトンもまた、「コモンウェルス」は当時、君主を頂点とする階層社会を前提としながらも、「共通の利益に関する事柄」あるいは「国民に利益をもたらすことを目的とする王国」の意味を含み、政治共同体の全構成員が共に利益を享受して繁栄するという、一つの理想的なヴィジョンを提示するものであったと主張した⁶²。このように、当時のイングランド人にとって、「レス・プブリカ」と「コモンウェルス」はほぼ同義であり、「コ

⁵⁸ Skinner, *Foundations of Modern Political Thought*, vol.I, p.215.

⁵⁹ 塚田富治『カメレオン精神の誕生: 徳の政治からマキアヴェリズムへ』、平凡社、1991年、33頁。

⁶⁰ 初期テューダー朝の「コモンウェルス」論に関する作品については A.B.Ferguson, 'Renaissance Realism in the "Commonwealth" Literature of Early Tudor England', *Journal of the History of Ideas*, vol.16, no.3 (1955) に詳しい。

⁶¹ Ibid., p.305.

⁶² Elton, *Reform and Renewal*, p.7.

モンウェルス」を問題とするほとんどの論者は、ただ公正な「コモンウェルス」を描くだけでなく、現実の社会が抱える様々な問題を指摘し、それらに取り組み、解決することではじめて真の「コモンウェルス」が実現することを強調した⁶³。ここでテューダー朝イングランドにおいて、この「コモンウェルス」という政治言語が実際にどのように用いられていたか一瞥してみたい。

コモンウェルス (Commō wealth) は様々な身分や階層の人々から成る生ける身体 (living body) である。この身体は二つの性質、即ち、最も価値ある人間である靈魂 (soule) と、成員もしくは器官 (parts) から成り立っている。靈魂とは国王あるいは至高の統治者 (supreame gouvernour) のことである。…… [その一方で] コモンウェルスは定住者の集合もしくは集団であり、それはいわば我々全てにとって母のような存在である。……このコモンウェルスという言葉は、ラテン語の人々の事柄 (res populica) という意味のレス・プブリカ (Respublica) に由来し、古代ローマの人々は、コモンウェルスもしくは文明社会 (ciuill societie) の統治をそのように [レス・プブリカと] 呼んでいる。またそれ [レス・プブリカ] は、古代ギリシアの人々によってポリテイア (Polutia) というギリシア語に由来する政治的統治 (politicall gouernment) と呼ばれ、それ [ポリテイア] は公正に秩序づけられ、中庸な理性 (moderation of reason) によって支配される都市の統治、もしくは状態を意味している。⁶⁴

これは 16～17 世紀のウェールズ人でオクスフォード大学出身の作家であったトマス・フロイドの『完全なるコモンウェルス』という著作の引用であるが、ここでフロイドは「コモンウェルス」を「生ける身体」と呼ぶとともに、それは古代ローマの「レス・プブリカ」あるいは古代ギリシアの「ポリテイア」に由来する、と述べている。ここでの「レス・プ

⁶³ 塚田『カメレオン精神』、32～33 頁。また、トマス・エリオットは『為政者論』の中で、「レス・プブリカ」が不正確に「コモンウィール」と訳されてきたと述べ、「パブリック・ウィール (public weale)」をその正確な英訳としている。

⁶⁴ Thomas Floyd, *The Picture of a Perfit Common Wealth, Describing aswell the Offices of Princes and Inferiour Magistrates ouer their Subiects, as also the Duties of Subiects towards their Gouvernours.* (London, 1600; STC 11119), ff.1-3.

ブリカ」は「人々の事柄」、即ち、前述のような「公共のものごと」や「共通の利益」を意味し、また「ポリテイア」はアリストテレス政治学の影響を受けたものと言える。周知の通り、プラトンの「ポリテイア」は「正義」を実現するための理想国家であり、アリストテレス政治学においては「ポリテイア」は多数者による正しい「国制」を意味した。他方、フロイドの「ポリテイア」は「中庸な理性」に依拠したボリス的統治を理想とするものであると言えるが、「中庸」はアリストテレス政治学を中心テーゼの一つであった。

加えて、この時期のイングランドの政体は、しばしば「ボディ・ポリティーク (body politique)」(政治的身体)の理論によって定義されるのだが⁶⁵、ここでもその影響を看取することができる。「ボディ・ポリティーク」の理論はたいていの場合、イングランドの政体を人体に譬え、国王をその頭部に、臣民をその胴体に据えるのであるが、フロイドは前者を「靈魂」に、後者を「器官」に据えている。言い換えるならば、フロイドの「コモンウェルス」とは「至高の統治者」である国王によって統治されるものであり、必ずしも君主政と矛盾するものではなかった。そして、このようなフロイドの主張は、古典古代の「レス・プブリカ」(もしくは「ポリテイア」)が中世から初期近代にかけての(イングランドのような)ヨーロッパ内の地域ごとの個別条件の中で、一定の変容を被りながら受容されたということを示唆していると言えよう⁶⁶。即ち、そのような「レス・プブリカ」は、世俗の王権と教会を包括する共同体を意味し、その結果、統治の諸形態の違いを問題とする視点は希薄になり、(君主による恣意的な支配ではない)君主政もまた「レス・プブリカ」と呼ばれた。当然のことながら、「レス・プブリカ」の英訳語とされている「コモンウェルス」(あるいは「コモンウィール」)も統治形態の一つではなく、君主政を含めたあらゆる統治形態の基盤となり、またそれらが実現を目指すべき状態を意味していた⁶⁷。それ故に、「コモンウェルス」といった概念は、テューダー朝という君主政国家における中心的な政治思想となり得たのであり、「君主政共和国」の理論的根拠とされたのであった。

⁶⁵ この理論については E. カントローヴィチ著、小林公訳『王の二つの身体: 中世政治神学研究』、平凡社、1992年を参照。

⁶⁶ 中世イングランドにおいて、古典古代の「レス・プブリカ」という公共概念は 'ris communis'/'bonum commune'/'commun welthe'/'comen wele'などの語によっても表象されたと言える。とりわけ、トマス・アクィナス (Aquinas, Thomas, 1225?-74) は中世イングランドにおける重要な「共通善」の提唱者の一人である。この点については、例えば トマス・アクィナス著、柴田平三郎訳『君主の統治について: 謹んでキプロス王に捧げる』、岩波書店、2009年、198~99頁を参照。

⁶⁷ 塚田『カメレオン精神』、35頁。

ただし、16世紀初頭あるいはそれ以前のイングランドにおいて、「コモンウェルス」（もしくは「コモンウィール」）概念は汎ヨーロッパ的な視点を持っており、イングランド王国というよりはむしろ中世キリスト教共同体の倫理・道徳上の改革を目指すためのものであった、とさえ言える⁶⁸。カトリックの改革者であるトマス・モアがイングランド宗教改革以前に著した『ユートピア』もまた、そうした汎ヨーロッパ的な視点を有する著作であった。即ち、彼は理想の「コモンウェルス」像を人文主義的に描き上げる中で、当時のヨーロッパ・キリスト教社会の倫理的墮落を厳しく批判したのである⁶⁹。無論こうした視点はモア独自のものではなく、彼の同時代人によっても共有されていた。

イングランドで出版されたものの中で、「コモンウェルス」という名を冠する恐らく最初の著作と考えられるエドモンド・ダドリ (Dudley, Edmund, 1462-1510) の『コモンウェルスの木⁷⁰』もまた、このような汎ヨーロッパ的な視点を有していた。ダドリによると、「コモンウェルスの木」には「四つの根 (the fowre rootes)」があり、そこから「四つの豊か

⁶⁸ C. モリスはこの点に関し、テューダー朝の多くのイングランド人は、プロテスタントであれカトリックであれ、「自分たちの言う社会（即ち、「コモンウェルス」）が、キリスト教世界 (Christendom) ではなくてイングランドを指していると受け取られたなら、憤然とした筈である」(C. モリス著、平井正樹訳『宗教改革時代のイギリス政治思想』、刀水書房、1981年、4頁)と述べている。

⁶⁹ 塚田富治『トマス・モアの政治思想：イギリス・ルネッサンス期政治思想研究序説』、木鐸社、1978年、130頁。

⁷⁰ [Edmonde Dudlay] *Tree of Common Wealth 1859* (Kessinger, 2003). エドモンド・ダドリはヘンリ 7 世期に枢密顧問官に任じられ、主に財政においてその手腕を発揮した。しかし、ヘンリ 8 世期の 1509 年に投獄され、翌年反逆罪で処刑されることになった。『コモンウェルスの木』は、彼が獄中で執筆したものと考えられている。因みに、ノーサンバランド公 (Dudley, John, Duke of Northumberland, 1502-53) は彼の長男である。また 1584 年にパリもしくはアントワープで『レスタのコモンウェルス』(Anon., *Leycester's Commonwealth [The Copie of a Leter, vvryten by a Master of Arte of Cambrige, to his Friend in London, Concerning Some Talke Past of Late betvven Tvvo VVorshipful and Graue Men, about the Present State, and Some Proceodings of the Erle of Leycester and his Friendes in England]* (Paris, 1584; STC 5742.9)) という著作が秘密裏に出版されているが、これは元々のタイトルが明示するように、あるケンブリッジ大学の文学修士がロンドンにいる彼の友人に宛てたものであり、『レスタのコモンウェルス』というタイトルを持つようになるのは 1641 年のことだった。この著作はイングランドの「コモンウェルス」について論じるというよりは、むしろエリザベスの寵臣レスタ伯 (Dudley, Robert, Earl of Leicester, 1532/33-88) の私生活における不品行（特に女性関係）を非難するとともに、伯をイングランドの宗教的平和を乱す張本人として厳しく糾弾している。この著作の出版を受け、フランシス・ウォルシンガム (Walsingham, Sir Francis, 1532-90) は 1584 年 9 月 29 日のレスタ伯宛の書簡において、「この世が始まってからずっと此の方執筆されたものの中で、最も悪意ある書き物 (the most malicious-written thing)」(BL, *Cotton., Titus B VII, f.10*) と伯を擁護している。

な果実 (fowre plenteous fruites)」が生じるという⁷¹。つまり、「正義 (Justice)」という根からは「崇高なる威信 (honorable dignitie)」という果実が、「真実 (truth)」という根からは「世俗的な繁栄 (worldlie p[ro]speritie)」という果実が、「調和 (concorde)」という根からは「安寧 (Tranquillitie)」という果実が、「平和 (peace)」という根からは「良き規範 (good example)」という果実が生じるのだった⁷²。そして、これらの「四つの根」から生じた「四つの豊かな果実」は美しいばかりでなく、君主とその全ての臣民にとって有益なものでもあった⁷³。同時にダドリは、こうした「コモンウェルスの木」がトルコのような異国の地にも存在することを認めた上で、次の点で彼のもの（即ち、汎ヨーロッパ的なキリスト教共同体のもの）とは大きく異なるとしている。

したがって、この〔トルコ人の〕コモンウェルスの木はこれら四つの果実を生み出すのであるが、しかし、その果実は決してそれほど豊かではなく、我らカトリックとこのキリストの王国 (our catholike and this xpen realme) にとって必要なものでもない。というのも、彼ら〔トルコ人〕の木には第五の果実がなく、それは最も繊細で、キリスト教君主とその臣民 (a xpen prince and his subiecte) にとって最も有益な、神の栄光 (the honor of god) という果実のことであり、この果実が豊かであれば、神の愛 (the love of god) という第一の根 (the first roote) によって必ずこの木に生育し続け、〔キリスト教徒たちは〕信行 (faithfull workes) と荘厳な御言葉 (glorious worde) と神秘的な儀式 (curious ceremonies) を通じて神を愛し、知ることになるに相違ない。そして、この果実は邪教徒もしくは異教徒 (Paynims or Gentiles)、即ち、トルコ人あるいはサラセン人の間のコモンウェルスの木には決して育つ筈はなく、それは偏に彼らが神の真の愛や知恵 (true love or knowledge of god) という根を欠いているからである……要するに、この〔神の愛という〕根を欠いた木は、決してこの〔神の栄光という〕果実を生み出すことはないであろう。⁷⁴

つまり、ここでダドリは、トルコ人やサラセン人のような異教徒（とりわけ、イスラム教徒）も確かに「コモンウェルスの木」を持っており、前述の「四つの根」を通じて「四つ

⁷¹ [Dudlay] *Tree of Common Wealth*, p.23.

⁷² *Ibid.*, p.23.

⁷³ *Ibid.*, p.23.

⁷⁴ *Ibid.*, p.24.

の果実」を生み出すことを認めている。とはいえ、彼らの「コモンウェルスの木」は「カトリック」あるいは「キリストの王国」の木のように、豊かな果実を生み出すことはないと言われる。というのも、トルコ人やサラセン人の「コモンウェルスの木」には「神の愛」という主要な根がない故に、「神の栄光」という果実が生育しないからである。このように、ダドリは「コモンウェルス」という概念を、カトリック世界もしくはヨーロッパ・キリスト教共同体といった枠組みで捉え、「神の愛」と「神の栄光」をその枢要としたのだった。

(3) 普遍的な理想国家「コモンウェルス」と「活動的生活」

以上のように、宗教改革以前（特に16世紀初頭）のイングランドにおいて、「コモンウェルス」論はイングランド王国というよりは、それを含めたより広範な中世キリスト教共同体の改革を目指すものであった。こうした汎ヨーロッパ性に加えて、この時期の「コモンウェルス」を論ずる全ての作品は、特定の理想像を以て積極的に現実へ働きかけようとする姿勢と、直接あるいは遠回しの現実批判によって現実の墮落を食い止めようとする姿勢を常に持っていた⁷⁵。そして、このような「コモンウェルス」論は倫理的・道徳的な側面を強調しながら、表面上は理想国家論という形を採る傾向にあった。とりわけ、トマス・モアの次の一節ほど「コモンウェルス」の理想国家としての普遍的な性格を明示するものはないと言えよう。

以上、私はユートピアの国家形態とその組織をできるだけ正しく説明した積りである。思うにこの国は、単に世界中で最善の国家であるばかりでなく、真にコモンウェルスもしくはパブリック・ウィールの名に値する唯一の国家であろう。いかにもコモンウェルスという言葉は今でも使っている所は他にもいくらかある。けれども実際にすべての人が追求しているものは個人繁栄 (private wealth) にすぎないからだ。何ものも私有でないこの国では、公共の利益が熱心に追求されるのである。⁷⁶

モアはギリシア・ローマ古典とキリスト教思想の中から選び出した道徳原理を実現し得る、倫理的に卓越した理想国家を「ユートピア」と名付けた。そして、彼はこの理想国家「ユ

⁷⁵ 塚田『トマス・モアの政治思想』、93頁。

⁷⁶ トマス・モア著、平井正穂訳『ユートピア』、岩波書店、2013年、216頁。

ートピア」で育まれた精神的価値こそ、当時のヨーロッパ・キリスト教社会の倫理的墮落に対置されるものであり、その構成員の心に訴え掛け、彼らを道徳的に更生させる最良の手段だと考えたのである。上記の一節において、モアはこうした倫理的・道徳的に理想化された「ユートピア」を「コモンウェルス」（あるいは「パブリック・ウィール」）と呼び得る唯一かつ最善の国家とし、そこでは私的な「個人繁栄」の対極に位置する「公共の利益」が追求される、と述べている⁷⁷。

ただし、モアが「ユートピア」と同一視した「コモンウェルス」という倫理的に卓越した理想国家は、道徳原理を強調するが故に政治性を帯びていなかった、という訳ではなかった。とりわけ、テューダー朝イングランドにおいて、「コモンウェルス」（あるいは「コモンウィール」）は有徳な「市民」が各々の政治参加を通じ、「活動的生活」を実践するための空間として認識されるようになった。この「活動的生活」は古典的ヒューマンイズムの受容に伴って活性化された古典古代以来の伝統的な議論であり、「哲学者の生活」としての「観想的生活」という伝統的な対抗理念によって、常にその倫理的価値の優位性を問い直されてきた。

ルネサンス期のヒューマニストたちの著作を読む際、我々はしばしばそこで「雄弁（eloquentia）」に大きな価値が置かれていることに気付くが、彼らの運動は本来的には学問運動として、精緻な論理学を有する形而上学的スコラ哲学と対決し、内容と形式、思想と表現、英知と雄弁、哲学と「レトリック」の総合を追求するものであった。一方、ヒューマニストたちの運動は単なる学問運動に留まらず、彼らがヨーロッパにおける二つの文化的伝統である哲学と「レトリック」の内の後者を代表する場合、それは政治に対する実践的コミットをも意味した⁷⁸。テューダー朝イングランドにおいて、「活動的生活」が「観想的生活」との対比を伴いながら主張されたのは、このような思潮を背景としている。

しかしながら、テューダー朝イングランドのヒューマニストたちは倫理的価値の選択問

⁷⁷ モアの『ユートピア』の初版は1516年にルーヴェンにおいてラテン語で公刊されたのだが、ラーフ・ロビンソン (Robinson, Ralph, 1521-?) による英訳本がイングランドで出版されたのは1551年のことである。したがって、より正確には、理想国家「ユートピア」を「コモンウェルス」と呼んだのは英訳者ロビンソンである。因みに、上記のロビンソンの英訳本のタイトルには「パブリック・ウィールの最善の状態 (the beste state of a publyque weale)、そしてユートピアと呼ばれる新島についての、有益で愉快なる著作」とある。

⁷⁸ 菊池『ユートピアの政治学』、40頁。

題に加え、「活動的生活」の実践可能性という問題に直面することになった⁷⁹。即ち、イタリアのような都市共和国の「広場」とは異なり、国王が主宰する「宮廷」が政治の中心的な舞台となる君主政国家において、「自由な市民」としての「活動的生活」の実践は事実上不可能だったのである。このような「活動的生活」の実践の困難のみならず、「観想的生活」を尊重する新プラトン主義の普及もあり、16世紀後半になると、イングランドの宮廷社会において「活動的生活」の価値の相対的な低下が見られるようになった⁸⁰。またこの時期のイングランドでは、宮廷における「活動的生活」の欺瞞性を強く批判したカントリ論の高揚とストア主義の復興により、「観想的生活」が浸透していった⁸¹。

とはいえ、16世紀後半のイングランドのヒューマニストたちが、「活動的生活」を支持して「コモンウェルス」に対する政治的義務の実践を試みながら、観想的なユートピア論を「虚しい想像」として拒否した⁸²のもまた事実である（もちろん、彼らは純粋な知的営為としての「観想的生活」の意義を必ずしも否定した訳ではない）。言うまでもなく、彼らがテューダー朝イングランドにおける政治的主体として思い描いたのは、人文主義的教養を背景に君主に「助言」する宮廷の顧問官たちであったが、他方でテューダー朝のイングランドでは中央の宮廷に限らず、地域の共同体も「活動的生活」の場とみなされていた⁸³。

古典古代の「レス・プブリカ」に由来する「コモンウェルス」という政治的な空間は、

⁷⁹ 木村『顧問官の政治学』、44頁。

⁸⁰ 同上、73頁。

⁸¹ D.Hirst, 'Court, Country, and Politics before 1629', in K.Sharpe, ed., *Faction and Parliament* (Oxford, 1979), pp.105-38; K.Sharpe and P.Lake, eds., *Culture and Politics in Early Stuart England* (Houndmills, 1994), pp.7-8. カントリ論とは、権力争いや追従の蔓延る宮廷を「腐敗」した場とみなし、宮廷を離れた田園の牧歌的な、哲学者としての沈思的生活を称揚する議論である。ただし、17世紀後半以降、(特に議会において)「カントリ(地方)」は「コート(宮廷)」という対極概念との関係の中で、政治的意味合いを強めるようになった。また新ストア主義については 山内進『新ストア主義の国家哲学』、千倉書房、1985年; G. エストライヒ著、阪口修平、千葉徳夫、山内進編訳『近代国家の覚醒: 新ストア主義・身分制・ポリツァイ』、創文社、1993年を参照。ただし、ここで言及したストア主義の復興と、政治的統治と密接に関連したユストゥス・リプシウス(Lipsius, Justus, 1547-1606)の新ストア主義は区別されなければならない。

⁸² 木村『顧問官の政治学』、51頁。

⁸³ Peltonen, *Classical Humanism*, pp.173-77. Cf.pp.54-102.

正に国家のために「市民」が「活動的生活」を実践する場所として認識され⁸⁴、特にテューダー朝イングランドにおいては、キケロの著作を通じてこうした思考が普及していったと言えよう。例えば、「われわれは自分のためだけに生まれたのではなく、祖国もわれわれの生命の一部をみずから要求する」というキケロの『義務について (*De Officiis*)』の一節は、当時のヒューマニストたちによって頻繁に引用されたのだが、かのウィリアム・セシルもこの『義務について』を「死の当日までずっと、懐中かポケットに入れて常に携行していた」というエピソードを残している⁸⁵。このように、「コモンウェルス」は倫理的・道徳的に完成された理想国家という側面を持ちながらも、「活動的市民」の政治的義務の遂行を喚起した点で政治性を強く帯びた概念であった。

ともあれ、テューダー朝イングランドのヒューマニストたちは、「活動的生活」と「観想的生活」の間で逡巡することになるのであるが、このことは、トマス・モアの『ユートピア』の中の、王の参議官として現実政治に関与することを薦める登場人物モアと、現実政治への関与が無意味であり、哲学者にとって有害であるとしてその薦めを拒むラファエル・ヒスロデイの対比にも示されている。尤も、このような逡巡はアリストテレス以来の伝統であり、やはり大陸由来の古典的ヒューマニズム関連の著作を通じ、イングランドのヒューマニストたちの内面で問題化されたものであった。

しかし、幾分は観想 (contemplation) の中に、また幾分は活動 (action) の中に存する哲学 (Philosophie) という学問を考慮すると、統治の技術 (skill of gouernment) はやはり同様に、双方〔観想と活動〕の上に成り立っている必要性がなければならない。観想 (contemplation) に専心する者たちは、真に専ら真実についての知識 (knoeledge of trueth) の獲得に精を出し、それ以上進もうと欲することなく、彼らの想像力を全面的に、如何なる方法で世界が知恵の雨によって導かれ得るかを考慮す

⁸⁴ ただし、キケロ的な「友情」に基づいた人的・社会的結合や中世以来の「ボディ・ポリテイク」という有機体的国家観の影響を考慮すると、「コモンウェルス」は必ずしも国家レベルに限定されたものではなく、むしろ(政治)共同体という可変的(もしくは伸縮自在)で漠然としたものに依拠しており、様々なレベルで論じられ得るものである。こういった意味で、筆者は「コモンウェルス」という概念と「コミュニタリアニズム」との関連性を指摘しておきたい。この点については 菊池『共通善の政治学』を参照。

⁸⁵ このエピソードについては Henry Peacham, *The Compleat Gentleman Fashioning him Absolute in the most Necessary & Commendable Qualities Concerning Minde or Bodie that may be Required in a Noble Gentlem[a]n* (London, 1622; STC 19502), p.45 を参照。

ることの中に止めるのである。このような者たちは、ホメロスが実際に描いている如く、権威 (authoritie) や家あるいは家族に無頓着で、人と交わらない孤独な生活 (priuate and solitarie life) を楽しむのを常とした。そしてその心の平静 (rest)、より正確には無為 (idleness) から、我々はまず願望によって彼らを説得し、それで十分でないのであれば強制によって、彼らを市民の義務 (ciuill duetie) の第二の部分である統治という活動 (action of gouernmente) へ引き寄せるべきである。というのも、人に属する全ての必需品 (commodities) を維持する際に見られるように、自然 (nature) についての知識や観想は、その活動が実際に伴わなければ、無益であることが分かっているからである。⁸⁶

これは、翻訳者は不詳なのだが、(シェイクスピアの『ハムレット』に影響を与えたとも言われている) ローレンティウス・グリマルドゥス (Goslicius, Laurentius Grimaldus, 1530-1607) の『助言者』という著作の英訳で、ここでも「活動的生活」と「観想的生活」が比較され、前者の后者に対する優位が説かれている。特に彼は、ストア主義の「アパテイア (apatheia)」を「心の平静」あるいは「無為」と形容することにより、「活動」の重要性を説いたのだった。また古代ギリシアでは、成年男子の「市民」から成る公共空間としての「ポリス (polis)」と生命保全のための私的な領域としての「オイコス (oikos)」が明確に区別されていたのだが、言うまでもなく、「市民の義務の第二の部分である統治という活動」は「ポリス」において行われるものであった。

上記のモアとグリマルドゥスの議論が示すように注目すべきは、「活動的生活」を支持する論者であろうと、「観想的生活」を支持する論者であろうと、両者の比較を通じて自らの結論を導き出しているということである。加えて『助言者』では、「為政者の職務、臣民の幸いなる生活、コモンウェールの幸福」というサブタイトルに示唆されているように、「コモンウェルス」論という枠組みの中で「市民」の「活動的生活」の重要性が説かれている。要するに、テューダー朝イングランド (特にモアたちが活躍した 16 世紀初頭) において、「コモンウェルス」は (アリストテレスの「政治的動物 (zōon politikon)」という理念が

⁸⁶ Laurentius Grimaldus (Goslicius), *The Covnsellor. Wherein the Offices of Magistrates, the Happie Life of Subiectes, and the Felicitie of Common-Weales is Pleasantly and Pithilie Discoursed.* [trans. Anon.] (London, 1598; STC 12372), sigs.B3v-B4r.

示す如く)「市民」が「活動的生活」を実践するための政治的な空間として認識され、現実へ働き掛けるための(必ずしも特定の国家や政治共同体に限定されていないという意味で)普遍的な理想国家という性格を強く帯びていたのである⁸⁷。

⁸⁷ この点に関し、塚田はトマス・スターキーらの政治論を取り上げることにより、16世紀初頭の「コモンウェルス」は論者によって力点の相違はあるものの、大筋においては「全ての人々の意志や利益が考慮される自由で公正な社会」を意味していた(塚田『カメレオン精神』、35頁)、と結論づけている。このように、16世紀初頭の「コモンウェルス」の指示対象はイングランドという一つの国家・政治共同体に限定されておらず、むしろ普遍的な理想国家という側面を強く持っていた。

第2節 プロテスタンティズムの政治言説

(1) プロテスタンティズムと古典的ヒューマニズムの親和性

以上のような古典的ヒューマニズム（とりわけ、「レス・プブリカ」という古典古代の公共概念）に大きく依拠した「コモンウェルス」といった概念は、汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体における倫理・道徳上の改革を目指すとともに、普遍的な理想国家における「市民」の「活動的生活」を称揚するものであった。このように、「コモンウェルス」は当初（特に16世紀初頭）必ずしもイングランド的な性格を帯びた概念ではなかったのだが、イングランド宗教改革以降のプロテスタンティズム⁸⁸に触発されながら、その（中世キリスト教共同体という汎ヨーロッパ性、あるいは理想国家という普遍性と対置されることの）イングランド性を付与されることになった。政教分離の十分進展していない初期近代という歴史的環境の下で、プロテスタンティズムと古典的ヒューマニズムは結果として結合することになったのだが、ここではまず両者の親和性について言及しておきたい。

プロテスタンティズムと古典的ヒューマニズムの関係性を巡っては、17世紀半ばから末のイングランドの古典的共和主義者の多くは反カルヴァン主義者であったのに対し⁸⁹、16世紀末から17世紀初頭においてはピューリタニズムと古典的ヒューマニズムの密接な繋がりが存在した⁹⁰、といった議論がしばしば為されてきた。こうした議論の中で、特にカルヴァン主義は政治思想の先駆とみなされる一方、上記のような思想は必ずしもカルヴァン主義固有のものではないといった反論もある。つまり、カルヴァン主義者によって展開された（とみなされてきた）「抵抗権」論はカルヴァン主義に特有のものではなく、彼らの敵対者であったカトリック側にほぼそのまま継承されたことはよく知られているし⁹¹、彼らの政治思想は専らカルヴァン主義の教義から生じたというよりは、明らかに（カトリッ

⁸⁸ 本稿で問題としているのは、信仰主義（救済における神の恩恵の絶対性・直接性の主張）や聖書主義（神の言葉の絶対性の主張）といった、教義としてのプロテスタンティズムというよりは、主としてカトリック教会とは異なるという、宗教的立場としてのプロテスタンティズムである。

⁸⁹ B. Worden, 'Classical Republicanism and the Puritan Revolution', in H. Lloyd-Jones, V. Pearl and B. Worden, eds., *History and Imagination: Essays in Honour of H.R. Trevor-Roper* (London, 1981), p.195; idem, 'The Revolution of 1688-89 and the English Republican Tradition', in J.I. Israel, ed., *The Anglo-Dutch Moment: Essays on the Glorious Revolution and its World Impact* (Cambridge, 1991), p.252.

⁹⁰ この点については Norbrook, *Poetry and Politics* を参照。

⁹¹ Skinner, *Foundations of Modern Political Thought*, vol.I, pp.xiv-xv, vol. II, p.323.

ク、プロテスタントを問わない) キリスト教人文主義に負うところが大きかったのである⁹²。

このように、古典的ヒューマニズムとプロテスタンティズム単独の結合を疑問視する研究が存在するのに加え、初期近代イングランドにおける古典的ヒューマニズムとプロテスタンティズムの親和性自体を否定する見方もある⁹³。しかしながら、当時のイングランドの政治思想を完全に世俗的なものと考え、政治と宗教、あるいは世俗的要素と霊的要素を切り離すことができないのもまた事実である。とりわけ、エリザベス期イングランドの政治思想を適切に理解する鍵は、むしろ政治と宗教（あるいは古典的要素とプロテスタント的要素）の混合について正確に描写し、評価することの中にあると言える⁹⁴。

例えば P. レイクは、こうした古典的ヒューマニズムとプロテスタンティズムの混合を内包した反カトリックが、主として初期ステュアート朝の文脈の中では、宮廷の「腐敗」や邪悪な「助言」を批判し、カトリックの圧制・迷信から福音の自由を奪回する必要性を説くように駆り立てた、としている⁹⁵。その一方でレイクは、テューダー朝（特にエリザベス期）において上記のような反カトリックは、イングランド国王は主権と自治権を保持しており、イングランドは外部の干渉を受けない世襲の君主政であると主張することにより、ローマ教皇とその支援者であるフランスとスペインに対する「敬虔な君主 (godly

⁹² M.Todd, *Christian Humanism and the Puritan Social Order* (Cambridge, 1987), pp.8, 16-17, 94-95. Cf. V.M. Larmine, 'The Godly Magistrate: The Private Philosophy and Public Life of Sir John Newdigate 1571-1610', *Dugdale Society Occasional Papers*, no.28 (1982); J.C. Adams, 'Alexander Richardson's Philosophy of Art and the Sources of the Puritan Social Ethic', *Journal of the History of Ideas* 50 (1989); idem, 'Gabriel Harvey's Ciceronianus and the Place of Peter Ramus' *Dialecticae Libri Duo* in the Curriculum', *Renaissance Quarterly* 43 (1990).

⁹³ Peltonen, *Classical Humanism*, pp.1-15.

⁹⁴ P.Lake, "'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I" (and the Fall of Archbishop Grindal) Revisited', in McDiarmid, ed., *Monarchical Republic of Early Modern England*, p.135. Cf. P.Collinson, *Godly People: Essays on English Protestantism and Puritanism* (London, 1983), pp.445-66; idem, *The Religion of Protestants* (Oxford, 1982), ch.4; R.Cust and P.Lake, 'Sir Richard Grosvenor and the Rhetoric of Magistracy', *Bulletin of the Institute of Historical Research* 54 (1981); R.Cust, 'The "Public Man" in Late Tudor and Early Stuart England', in P.Lake and S.Pincus, eds., *The Public Sphere in Early Modern England* (Manchester, 2007).

⁹⁵ Lake, "'Monarchical Republic" Revisited', p.136.

prince)」あるいは「クリスチャンの主権者 (Christian emperor)」といった、いわゆる「絶対主義」の擁護を促進することになった、と述べている⁹⁶。ただし、レイクによると、「君主政共和国」の兆候が見られたエリザベス期においては、その治世が進むにつれ、次第に君主の「反ピューリタニズム」的な反動がより攻撃的な形で顕在化するようになった⁹⁷。

(2) 「宗教的政治」論の登場と「クリスチャン・コモンウェルス」

このように、(教義というよりはむしろ宗教的立場としての) プロテスタンティズムと古典的ヒューマニズムの親和性については様々な議論が存在するのだが、以下で述べる如く、政教分離の十分進展していないテューダー朝イングランドにおいて、宗教に依拠した政治論が大々的に展開されたのは事実であるし⁹⁸、「クリスチャン・コモンウェルス」という概念が明示するように、両者は密接不可分なものと言える。とりわけ、「宗教的政治」論の高揚の背景には、イングランドへの(共和主義ではなく、いわゆる権謀術数としての) マキアヴェリズムの普及と、それに対する宗教人の危機感があった。こうしたマキアヴェリズム批判はプロテスタント、カトリックを問わず、テューダー朝イングランドにおいて広く見受けられるものであり、しばしば「カメレオン (chameleon)」・「ポリティーク (politique)」・「マキアヴェリアン (Machiavellian)」・「無神論者 (Atheist)」といった蔑称を通じて行われた⁹⁹。そしてこの背景には、世俗的な「政治」が宗教に優先し、時には宗教を利用しさえするという事態に対する宗教人の深刻な危機感があった。また、このような危機感によって生じた、頑ななまでの「政治」それ自体の拒否と神学的な政治論への執着は、神学的な思考の確固たる支配の現れというよりも、むしろ聖職者たちの防御的姿勢を示すものであった¹⁰⁰。

しかしながら、宗教人はただ単にマキアヴェリズムを批判しただけではなく、彼ら自身

⁹⁶ この点については P.Lake, 'Anti-Popery: The Structure of a Prejudice', in R.Cust and A.Hughes, eds., *Conflict in Early Stuart England* (Harlow, 1989) を参照。

⁹⁷ Lake, "Monarchical Republic" Revisited', pp.136-37.

⁹⁸ F. ラーブは F.Raab, *The English Face of Machiavelli* (London, 1965) の中で、テューダー朝イングランドの政治観や政治論が未だに深く、キリスト教的世界観に支配されていたと述べている。

⁹⁹ 塚田『カメレオン精神』、95、125～33頁。

¹⁰⁰ 同上、95頁。

の政治論、即ち、「宗教的政治」論を提示したのだった。例えば、リチャード・フッカー (Hooker, Richard, 1553/54-1600) が『教会統治の法』・第五巻の冒頭で「我々は、純正で汚れなき宗教 (pure & vnstained religion) が公共の統治 (publique regiment) に関するあらゆる関心事の中で最高のものであるべきだということに同意する¹⁰¹」と述べているように、宗教に基づいた政治的統治が主張されたのである。フッカーは政治的統治における宗教の効能を次のように説明している。

宗教はあらゆる種類の人間を改善し、彼らを公共の事柄 (publike affaires) においてより実用的な (more seruiceable) 人間にしなければならない、即ち、統治者たち (gouernors) はより良心 (conscience) を以て統治を行うように、下位の者たち (inferiours) は良心のためにより進んで服従するようしなければならない……。¹⁰²

このように、テューダー朝イングランドでは宗教人でさえ現実主義的な「政治」を受け入れており、言葉を裏返すならば、現実主義的な政治論が無視し得ない影響力を持ち始めたのだった¹⁰³。同時に、フッカーによると、宗教は臣民の「服従」を要求する一方で、「公共の統治」や「公共の事柄」に関するものであり、「コモンウェルス」の統治にとって不可欠なものであった。そして、このことはフッカーの次の言葉に端的に示されていると言えよう。

あらゆる身分の安全が宗教に依存すること、心から愛される宗教は人間の能力 (mens habilities) を完全にし、コモンウェルスにおけるあらゆる種類の有徳な奉仕 (vertuous seruices) を可能にするということが明らかとなる。……我々が考えるべきは、あらゆる真実の徳 (all true vertues) がその生みの親として真の宗教 (true religion) を称え、また非常によく統治されたコモンウィール (all well ordered Common weales) が宗教をその最も重要な支え (their chiefest stay) として愛さねばならないということである。¹⁰⁴

¹⁰¹ Richard Hooker, *Of the Lavves of Ecclesiasticall Politie Eyght Bookes* (London, 1593; STC 13712), bk.5, sig.B1r.

¹⁰² *Ibid.*, sig.B1v.

¹⁰³ 塚田『カメレオン精神』、97頁。

¹⁰⁴ Hooker, *Of the Lavves*, sigs.B2v-B3r.

フッカーがここで主張しているのは、「コモンウェルス」は宗教の上に成り立つものであり、宗教といった土台があって初めて「コモンウェルス」の実現は可能となるということである。このように、テューダー朝（特にエドワード6世期とエリザベス期）のイングランド人たちは「真の教会の市民」として「コモンウェルス」の実現を思い描いていたのである。彼らは新たに確立されつつあった（イングランドの）プロテスタンティズムに依拠しながら、キリストの「同胞」から成る社会の樹立を目指し、教会のみならず、政治・社会・経済上の改革を推進した。こうして、この時期のプロテスタンティズムは、イングランド人の間に「クリスチャン・コモンウェルスマン (Christian commonwealthman)」としての自覚を促し、彼らの「ナショナル・アイデンティティー」とでも言うべきものを形成することになった¹⁰⁵。そして、このようなプロテスタンティズムと（特に「レス・プブリカ」といった公共概念によって代表される）古典的ヒューマニズムの結合の産物としての「クリスチャン・コモンウェルス」という概念の中にこそ、我々は特殊イングランド的な性格を見出すことができるのである。

¹⁰⁵ P.Collinson, 'Puritans, Men of Business and Elizabethan Parliaments', *Parliamentary History* 7, no.2 (1988), p.190.

第3節 コモン・ローの政治言説

(1) ルネサンス期のコモン・ローを巡る学説史

以上のように、古典的ヒューマニズムに大きく依拠した「コモンウェルス」という概念は、中世キリスト教共同体という汎ヨーロッパ性と理想国家という普遍性を保持する一方、「クリスチャン・コモンウェルス」といった概念に象徴されるように) イングランド宗教改革以降のプロテスタンティズムとの結合を通じてイングランド性を付与されることになった。ただし、こうしたプロテスタンティズムと古典的ヒューマニズムの親和性と同様、テューダー朝イングランドにおけるコモン・ローもまた古典的ヒューマニズムと親密な関係にあり、「コモンウェルス」概念にイングランド性を付与するのに貢献した¹⁰⁶。事実、ルネサンス期のコモン・ローを巡る学説史は古典的ヒューマニズムとの関係性を焦点としてきたのであり、例えばコモン・ローの「島嶼性」を主張した J. G. A. ポコックや D. R. ケリーらは、イングランドの法律家たちはコモン・ローに対する確信の故に、ルネサンス期の古典的ヒューマニズムあるいはローマ法といった大陸のパースペクティヴに眼を閉ざしたままであった、としている¹⁰⁷。

特にポコックは、1957年に刊行された『古来の国制と封建法』の中で、大陸ヨーロッパとの比較というパースペクティヴの下に、大陸とは異なるイングランド固有の政治言説をコモン・ローに求め、それを「古来の国制 (ancient constitution)」論という一つの類型として描き出そうとした。言い換えるならば、ポコックは、同時代の大陸諸国家とは異なり、コモン・ローという独自の自足的な法体系が存在していたイングランドでは、このコモン・ローの起源が「記憶に残る以前の時代 (time out of mind)」にまで遡り、その伝統は1066年のノルマン・コンクエスト (Norman Conquest) によっても断絶しなかったという国制史観が伝統的に培われてきた、と主張したのである。

彼はそれを「コモン・ロー・マインド (common-law mind)」と名づけ、イングランド特有の政治的メンタリティを形成しているとみなしたのであるが、このようなメンタリテ

¹⁰⁶ 法学的な見地からすれば、慣習法たるコモン・ローは当然のことながら制定法とは区別されるべきものであるが、少なくとも政治言説上は、制定法はコモン・ローの映写であるとしばしば考えられていたし、コモン・ローは神法や自然法に一致するものとみなされていた。それ故に、ここでのコモン・ローは神法・自然法・制定法などを包含した広義の法を意味している。

¹⁰⁷ J.G.A.Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law: A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century* (Cambridge, 1957); D.R.Kelley, 'History, English Law and the Renaissance', *Past and Present* 65 (1974).

イは職業法律家のみならず、同時代のジェントルマンに広く共有され、「内乱」期や1680年前後のブレイディ論争を経て、後にエドモンド・バーク (Burke, Edmund, 1729-97) にまで連なる政治言説の一つの系譜を形成した、としている¹⁰⁸。とりわけ、ポコックは、「古来の国制」論が下院のコモン・ローヤーたちの支配的な政治言説であっただけではなく、王権側の論者を含めたイングランド共通の政治言説であったと述べることにより¹⁰⁹、後の「修正主義 (revisionism)¹¹⁰」に繋がる視座を提供したのだった。いずれにしても、ポコックは、「古来の国制」論を説いたコモン・ローヤーたちの政治的思考は、当時大陸ヨーロッパで流行していた古典的ヒューマニズムの知的雰囲気とは切り離された、イングランド固有のコンヴェンショナルな観念に根差した「島嶼的性格」のものであった、ということを指摘したのである。

同時にポコックは、こういったイングランドの「コモン・ロー・マインド」の性格を、

¹⁰⁸ ロバート・ブレイディ (Brady, Robert, 1627-1700) はイングランドの国制を巡り、特にウィリアム・ペティト (Petyt, Willam, 1641?-1707) と激論を交わした。イングランドの下院は記憶に辿れぬほど昔から存在し、しかも連綿たる歴史を持ち、常に自由な選挙によって選ばれ、上院とは別個に国制の運営上の決定権を握っていたと主張したペティトに対し、ブレイディは議会の名に値するものは1265年以前には遡れず、その時ですらその機能や選出方法ははっきりとしておらず、15世紀後半まで下院は上院から独立していなかったと反論した。またバークと「古来の国制」論の関係については J.G.A.Pocock, 'Burke and the Ancient Constitution: A Problem in the History of Ideas', in idem, *Politics, Language, and Time* (Chicago, 1989), pp.202-32 を参照。バークは「保守 (conservation)」と「修正 (correction)」の二つの原理の協働といった立場から「保守のための改革」を提唱した。コモン・ローの改変という主張には、時と状況の変遷の中でイングランドの伝統的価値を「保守」するために「効用」といった観点から絶えず「修正」していくという思考様式がしばしば看取されるが、バークもこうした思考の影響を強く受けたものと考えられる。

¹⁰⁹ Pocock, *Ancient Constitution*, p.54.

¹¹⁰ ここでは、「内乱」以前のイングランド史を、絶対主義的な王権と立憲主義的な議会との原理的対立という枠組みで捉えるホイッグ史観に対し、「異議申し立て」を行おうとする傾向を「修正主義」としている。ただし、実際に「修正主義」という固有の学派が存在した訳ではなく、また「修正主義」の内部でも意見の多様性が見受けられる。「修正主義」もしくは「ポスト修正主義」については A.Hughes, *The Causes of the English Civil War* (Basingstoke, 1991); P.Lake, 'Retrospective: Wentworth's Political World in Revisionist and Post Revisionist Perspective', in J.F.Merritt, ed., *The Political World of Thomas Wentworth, Earl of Strafford, 1621-1641* (Cambridge, 1996); R.Hutton, *Debates in Stuart History* (Basingstoke, 2004); 岩井淳、指昭博編『イギリス史の新潮流：修正主義の近世史』、彩流社、2000年などを参照。特に「古来の国制」論に関する「修正主義」の研究としては、後述の G. バージェス、P. クリスチャンソンの研究や K.Sharpe, 'Introduction: Parliamentary History 1603-1629: In or out of Perspective', in idem, ed., *Faction and Parliament: Essays on Early Stuart History* (Oxford, 1978); idem, *Politics and Ideas in Early Stuart England: Essays and Studies* (London, 1989) などがある。

16世紀に興ったフランスの人文主義的歴史研究と対照させながら描こうとした。彼によると、当時のイングランドの政治と法を主導した「コモン・ロー・マインド」が（エドワード・クックに典型的に見られたような）超記憶的な古来の「慣習」という観念によって構成されたもので、歴史研究における「比較」の基礎が欠けていたのに対し、古典的ヒューマニズムの歴史研究に立脚したフランスやスコットランドの歴史家は「封建主義の発見」をもたらしていた¹¹¹。しかしながら、「慣習」の古来性を神話的に想定するイングランドのコモン・ローヤーたちの多くは、このような大陸の新たな知的パースペクティブに眼を閉じたままであり、ヘンリ・スペルマン (Spelman, Sir Henry, 1564?-1641) が初めて古典的ヒューマニズムの歴史研究の方法に基づき、イングランド法を封建法として認識したのは稀有な例であった¹¹²。

これに対し、P. クリスチャンソンが（初期ステュアート朝の）コモン・ローヤーたちの政治的思考の中に「シヴィル・ロー・マインド (civil-law mind)」を見出したように、R. J. テリル、C. P. ロジャズ、H. S. パウリッシュらは、当時のコモン・ローヤーたちが展開したコモン・ローの議論には大陸法のパースペクティブが組み入れられていた、と主張した¹¹³。特に 1580 年代には、訴訟の著しい増加に伴って不確実性を増したイングランド法は改革を余儀なくされ、当時のイングランドのコモン・ローヤーたちは、大陸の古典的ヒューマニズムの系譜に連なる様々な学問、特にローマ法を積極的に参照することにより、コモン・ローの合理化・体系化を試みたのだった。土井美德によると、この結果、コモン・ローの「慣習」にローマ法の「理性」が結びつき、17世紀の「古来の国制」論が形成されることになった¹¹⁴。

¹¹¹ Pocock, *Ancient Constitution*, chs. II-IV.

¹¹² *Ibid.*, ch. V.

¹¹³ このように、大陸ヨーロッパの知的パースペクティブの影響を論じたものとして C. Brooks and K. Sharpe, 'Debate: History, English Law and Renaissance', *Past and Present* 72 (1976); W. R. Prest, 'The Dialectical Origins of Finch's Law', *Cambridge Law Journal* 36 (1977); H. S. Pawlisch, 'Sir John Davies, the Ancient Constitution, and the Civil Law', *Historical Journal* 23 (1980); idem, *Sir John Davies and the Conquest of Ireland: A Study in Legal Imperialism* (Cambridge, 1985); R. J. Terrill, 'Humanism and Rhetoric in Legal Education: The Contribution of Sir John Dodderidge (1555-1628)', *Journal of Legal History* 2 (1981); idem, 'The Application of the Comparative Method by English Civilian: The Case of William Fulbecke and Thomas Ridley', *Journals of Legal History* 2:2 (1981); C. P. Rodgers, 'Humanism, History and the Common Law', *Journal of Legal History* 6 (1985); G. Burgess, *The Politics of the Ancient Constitution: An Introduction to English Political Thought, 1603-1642* (London, 1992); idem, *Absolute Monarchy and the Stuart Constitution* (New Haven, 1996)などを参照。

¹¹⁴ 土井美德『イギリス立憲政治の源流：前期ステュアート時代の統治と「古来の国制」

(2) コモン・ローの「慣習」・「理性」と「コモンウェルス」

上述のようなポコックの先駆的業績により、17世紀イングランドの国制や法は「古来の国制」論という観点から論じられるようになったのであるが¹¹⁵、その基本的特徴は次の通りである。即ち、「古来の国制」論はジョン・フォーテスキュー (Fortescue, Sir John, c.1385-1479) の『イングランド法の礼賛について (*De Laudibus Legum Angliae*)』(1470年頃) を一つの典拠とし、ジェームズ期においてはエドワード・クックによる延べ13部にのぼる『判例集 (*Les Reports*)』(1600-15, 56, 59年) や、アイルランド法務長官ジョン・デイヴィス (Davies, Sir John, 1569-1626) の『アイルランド判例集 (*Le Primer Report des Cases and Matters en ley Resolves and Adjudges en les Court del Roy en Ireland*)』(1615年) に典型を見出すことができ¹¹⁶、他の法体系に対するコモン・ローの「イングランド固有の (*insular*)」性格と優越性を主張する¹¹⁷。また「古来の国制」論によると、イングランド法は「記憶に残る以前の時代」から続いてきた不変の慣例であり、臣民の権利と自由はこのようなコモン・ローによって保障される。そして、法の解釈主体が厳密に限定され、万人の有する「自然的理性 (*natural reason*)」とは区別された「人為的理性 (*artificial reason*)」を長い研究と経験を重ねて獲得し、イングランド法の歴史的由来を把握した職業法律家のみが法解釈に携わることができる、と主張するのであった¹¹⁸。

論』、木鐸社、2006年。

¹¹⁵ 例えば P.Christianson, 'Young John Selden and the Ancient Constitution, ca.1610-18', *Proceedings of the American Philosophical Society* 78 (1984); J.P.Sommerville, *Politics and Ideology in England, 1603-1640* (London, 1986); G.Burgess, 'Common Law and Political Theory in Early Stuart England', *Political Science* 40 (1988); J.R.Stoner, *Common Law & Liberal Theory: Coke, Hobbes, & the Origins of American Constitutionalism* (Kansas, 1992); E.Sandoz, ed., *The Roots of Liberty: Magna Carta, Ancient Constitution, and the Anglo-American Tradition of Rule of Law* (Columbia, 1993); J.Greenberg, *The Radical Face of the Ancient Constitution: St Edward's "Law" in Early Modern Political Thought* (Cambridge, 2001)などを参照。

¹¹⁶ ポコックのデイヴィス解釈に対する批判として Pawlisch, 'John Davies, Ancient Constitution, and Civil Law'; idem, *John Davies and Conquest of Ireland* を参照。

¹¹⁷ Pocock, *Ancient Constitution*, pp.32-34.

¹¹⁸ Pocock, 'Burke and Ancient Constitution', pp.209-10.

ともあれ、このような「古来の国制」論は国王大権の伸長に対抗するための有力な政治理論として、17世紀イングランドにおける「政治論争の主要なモードの一つ」となった¹¹⁹。とりわけ、「古来の国制」論においては「慣習」と「理性」という二つの要素が重要であり、16世紀イングランドはローマ法（もしくは中世自然法）の受容の結果、両要素の結合が始まった時代とみなすことができる¹²⁰。

また先に触れたように、フォーテスキューは「古来の国制」論の形成において重要な役割を果たしたのであるが、同時に彼の著作は「島嶼的」な国民の慣習と新プラトン主義的ヒューマニズムの融合に基づきながら、初期近代イングランドの法曹の哲学的・法学的発展の典拠とされた¹²¹。そして、このような思考様式の中に、宇宙の自然的秩序と神の永久法はイングランド法のエクイティの原則の中に反映されるべきである、という考えが暗示されている。このことに関し、クリストファ・セント・ジャーマン (Saint German, Christopher, 1460-1540) は彼の主著『博士と学徒』の中で次のように述べている。

イングランド法 (the lawe of Englande) の三番目の根拠は、王国全土で使用されている種々の一般的な古来の慣習 (dyuerse generall customes of olde tyme) に基づいており、このことは我が君たる国王とその祖先、そして、その全ての臣民によって容認され、承認されてきた。また上述の慣習は、神法 (the lawe of god) にも理性の法 (the lawe of reason) にも反していないので、常に王国全土のコモンウェルスに適したものであり、必要なものであるとみなされてきた。それ故に、それらは法の効力 (strength of a Lawe) を獲得し、その結果、それらに反する者は誰でも、正義 (justyce) に反することになるのである。そして、これらは厳密にコモン・ロー (the comon lawe) と呼ばれる慣習である。またそれは常に、12の人〔小陪審〕ではなく、そのような一般的慣習があろうとなかろうと、正義によって決定されるべきである。そして、これらの一般的慣習と……これもまた王国の古来の慣習 (olde custome of the realme) によって発効するのであるが、格率 (maxymes) と呼ばれるある種の原理 (certayne pryncples) にこそ、この王国の法の大部分は依拠しているのである。そしてそれ故

¹¹⁹ Pocock, *Ancient Constitution*, p.46.

¹²⁰ この点については特に 土井『イギリス立憲政治の源流』、第2章を参照。

¹²¹ P.Raffield, *Images and Cultures of Law in Early Modern England: Justice and Political Power, 1558-1660* (Cambridge, 2004), p.108.

に、我が君たる国王は、とりわけその戴冠式の際に、その王国の全ての慣習が忠実に守られるようにさせるという厳粛な宣誓 (solempne oth) を行うのである。¹²²

セント・ジャーマンのこの著作は（その翻訳も含めて）16世紀前半に出版されたが、当時の代表的な法学書であり¹²³、テューダー朝を通じてコモン・ローヤー（あるいはイングランドのローマ法学者）たちに多大な影響を与え続けたものと思われる。セント・ジャーマンはこの著作の中で、イングランド法の根拠を六つ列挙しているのだが、ここで彼はその根拠の一つとして、イングランド法の古来性、即ち、「慣習」の重要性について強調している。同時に彼は、このような「慣習」は「神法」と「理性の法」に反するものではなく、イングランド全体の「コモンウェルス」に適ったものである、とも主張している。この「理性の法」は自然法と同義であり、トマス・アクィナスが述べている如く、自然法は自然の光によって明らかにされる神の意志であり、理性的本性に合致するものとそうでないものを人間に指し示す永遠不変の規範であった。それ故に、「理性の法」としての自然法と神法はしばしば一致するものと考えられた¹²⁴。そして、生得理性を備えた人間はこのような法を理解し、分有することができたのである。

このようにルネサンス期（あるいはテューダー朝）のイングランドでは、大陸の古典的ヒューマニズム（特にローマ法学）に依拠しながらイングランド固有の法たるコモン・ローの新たな理論構築が試みられ、その結果、「慣習」と「理性」というコモン・ローの二つの側面について認識されるようになった。尤も先のセント・ジャーマンのコモン・ロー理論には、初期ステュアート朝の「古来の国制」論のように「慣習」と「理性」を結合させるための明確なレトリックは見られないが、それでも彼のコモン・ロー理論はいわゆる「時の検証」を想起させるものであり¹²⁵、17世紀の「古来の国制」論の基礎になったと言えよう。いずれにせよ、コモン・ローはこの「慣習」と「理性」という二つの性格の故に、大

¹²² Christopher Saint German, *Hereafter Foloweth a Dyaloge in Englysshe, bytwyxt a Doctoure of Dyuynyte, and a Student in the Lawes of Englande: Of the Groundes of the Sayd Lawes and of Conscyence* [trans. Anon.](1530?; STC 21561), ff.13v-14r.

¹²³ W.R.Prest, *The Inns of Court under Elizabeth I and the Early Stuarts 1590-1640* (London, 1972), pp.132, 44.

¹²⁴ 例えば 土井『イギリス立憲政治の源流』、209～17頁を参照。

¹²⁵ 「時の検証」については 本稿、185頁；土井『イギリス立憲政治の源流』、第3章・第1節を参照。

陸法とは異なるイングランド固有の優れた法として認識され、しかもイングランドの「コモンウェルス」（これもまた古典的ヒューマニズムの政治言説であるが）を実現するものとみなされるようになったのである。このような意味で、コモン・ローもプロテスタンティズムと同様、「コモンウェルス」概念にイングランド性を付与したと言える。

小括

既に述べたように、本稿では政治的イングランド意識を、イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識¹²⁶と定義し、こうした政治意識がエリザベス期の多様な歴史的空間の中で社会的広がりを示し、成長していく過程を当時の史料の言説分析を通じ、実証的に描き出すことを目的としている。そもそも「コモンウェルス」（もしくは「コモンウィール」）は古典的ヒューマニズムに大きく依拠した概念であり、「公共のものごと」や「共通の利益」を意味する古典古代の「レス・プブリカ」に由来するものであった。テューダー朝のイングランドにあっては、君主を頂点とする階層社会を前提としながらも「共通の利益に関する事柄」や「国民に利益をもたらすことを目的とする王国」を意味しており、当時のイングランド人が「コモンウェルス」と言った場合、それは政体とは無関係に「公共の利益」の実現を目指す統治のことで、君主という一人の人間の意思というよりは法を通じた統治のことであった（無論彼らは「コモンウェルス」と君主政の両立可能性について強調している）¹²⁷。ただし、「コモンウェルス」は当初（特に16世紀初頭）必ずしもイングランド的な性格を帯びた概念ではなく、汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体における倫理・道徳上の改革を目指すとともに、普遍的な理想国家における「市民」の「活動的生活」を称揚するものであった。

こうした「コモンウェルス」概念に（中世キリスト教共同体という汎ヨーロッパ性、あるいは理想国家という普遍性と対置されるところの）イングランド性を付与した思想的要素としては、イングランド宗教改革以降のプロテスタンティズムを挙げることができる。即ち、「クリスチャン・コモンウェルス」といった語が明示する如く、当時のイングランド人は多くの場合、（古典古代の「レス・プブリカ」という公共概念に依拠した）「コモンウェルス」は宗教（ここではイングランドのプロテスタンティズム）の上に成り立つものであり、宗教という土台があって初めて「コモンウェルス」の実現は可能になる、と考えたのだった。この結果、テューダー朝（特にエドワード6世期とエリザベス期）のイングランド人は「真の教会の市民」として「コモンウェルス」の実現を思い描き、彼らは新たに確立されつつあったイングランドのプロテスタンティズムに依拠しながら、キリストの「同

¹²⁶ 政治的イングランド意識との関連でテューダー朝イングランドの政治言説を概観したものとして 拙稿「エリザベス期イングランドにおける『リパブリカニズム』：当時の『言説』を手掛りに」、『立教史学』創刊号、2010年を参照されたい。

¹²⁷ M. Viroli, *From Politics to Reason of State: The Acquisition and Transformation of a Language of Politics 1250-1600* (Cambridge, 1992); Scott, *Commonwealth Principles*.

胞」から成る社会の樹立を目指し、教会のみならず、政治・社会・経済上の改革を推進した。こうして、この時期のプロテスタンティズムはイングランド人に「クリスチャン・コモンウェルスマン」（この概念については、特に 本稿・第3章・第3節 を参照）としての自覚を促し、彼らの政治意識を育むことになったのである。

「コモンウェルス」概念にイングランド性を付与したもう一つの思想的要素として、コモン・ローを挙げることができる。ルネサンス期のコモン・ローを巡る学説史によると、イングランドの法律家たちはコモン・ローに対する確信の故に、古典的ヒューマニズムあるいはローマ法学といった大陸のパースペクティヴに眼を閉ざしていた訳では決してなかった。実際、1580年代以降のイングランドでは、ローマ法学を中心とした大陸の学問を参考にすることにより、コモン・ローを改革しようとする機運が高まっていた（このコモン・ロー改革については 本稿・第4章・第2節 を参照）。ただし、こうした動きはコモン・ローを廃してローマ法を受容しようとするものではなく、むしろ「理性」というローマ法的思考を取り入れて慣習法たるコモン・ローの改革を試みたものだった、と解されるべきであろう¹²⁸。このように、ルネサンス期（あるいはテューダー朝）のイングランドでは、大陸の古典的ヒューマニズム（特にローマ法学）に依拠しながらイングランド固有の法たるコモン・ローの新たな理論構築が試みられ、その結果、「慣習」と「理性」というコモン・ローの二つの側面について認識されるようになった。そして、コモン・ローはこの「慣習」と「理性」という二つの性格の故に、大陸法とは異なるイングランド固有の優れた法として認識され、しかもイングランドの「コモンウェルス」を実現するものとみなされるようになったのである。

以上のように、テューダー朝のイングランドにおいて、古典的ヒューマニズムに大きく依拠した「コモンウェルス」（もしくは「コモンウィール」）という国家観・共同体観は、イングランドのプロテスタンティズムおよびコモン・ローと結びつくことによって（中世キリスト教共同体という汎ヨーロッパ性あるいは理想国家という普遍性と対置される）イングランド性を獲得したのであり、これこそエリザベス期における政治的イングランド意識の成長の思想的背景である。諸々の研究が示唆する如く、この時代のイングランドのコミュニティは必ずしも相互に隔絶したものではなく¹²⁹、特に筆者は上記のような政治的イ

¹²⁸ Helgerson, *Forms of Nationhood*, p.69.

¹²⁹ こうした研究の例として A.Fox, 'Rumour, News and Popular Political Opinion in Elizabethan and Early Stuart England', *Historical Journal*, vol.40, 3 (1997); Alford, *The Early Elizabethan Polity*; P.Lake and M.Questionier, 'Puritans, Papists, and the

イングランド意識（イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識）がエリザベス期に社会的広がりを見せながら成長した結果、ある種の「国民統合」、言い換えるならば、イングランドという国家もしくは政治共同体についての統一的意識、がもたらされたと考えている。

“Public Sphere” in Early Modern England: The Edmund Campion Affair in Context’, *Journal of Modern History*, vol.72, no.3 (2000); J.Raymond, *Pamphlets and Pamphleteering in Early Modern Britain* (Cambridge, 2003); N.Mears, *Queenship and Political Discourse in the Elizabethan Realms* (Cambridge, 2005) などが挙げられる。

第2章 政治的イングランド意識の形成（1558～70年頃）：臣民の服従と宮廷のプロテスタント人文主義者の政治的イングランド意識

第1節 イングランド意識と国教会・王権への臣民の服従

(1) 『説教集』における反ローマ・カトリック

本稿では政治的イングランド意識をイングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識と規定し、前章において、古典的ヒューマニズムに大きく依拠した「コモンウェルス」概念が、イングランドのプロテスタント主義およびコモン・ローという思想的要素と結びつくことにより、イングランド性を獲得したということを指摘した。このイングランド性は、中世キリスト教共同体という汎ヨーロッパ性あるいは理想国家という普遍性と対置されるものであり、特にエリザベス期のイングランドで強化されることになる。本稿の第2章～第4章では、上記のような政治的イングランド意識が（エリザベス期のイングランドという）現実の歴史・社会の中で如何なる段階を経て成長していったのか、を考察するためのケーススタディを行う。まず第2章においては、（国教会と王権に対する臣民の服従を説くために援用された）中世思想の影響を色濃く残しながらも政治的イングランド意識が形成される、エリザベス治世前期（1558～70年頃）について検証したい。

エリザベス治世前期のイングランドの喫緊の課題は、国内外のカトリック勢力を牽制しつつ国教会体制を強固なものにすることであった。したがって、この時期の「コモンウェルス」概念は政治参加というよりは、むしろイングランドのプロテスタント主義に大きく依拠しながら、国教会もしくは王権に対する臣民の服従を要求するものであった（その意味で、本稿・第2章・第1節の主題は政治的イングランド意識ではなく、単なるイングランド意識である）。言い換えるならば、ローマ・カトリックに抗して国教会体制を確立・維持し、その長である国王に服従することこそがイングランドの「コモンウェルス」に適っている、というのが当時の一般的思潮であった。

この点に関し、テューダー朝の政治思想について先駆的な業績を残した C. モリスは、16世紀のイングランド人は「権威への服従が社会にとって如何に重要であるかを論じていた」と評している¹³⁰。例えばモリスは、グロスタおよびウースタ主教となったジョン・フーパー (Hooper, John, 1500?-55) の『ロマ書第13章講解 (*Annotations on Romans XIII*)』(1551年)を「コモンウェルス」のために臣民の服従を奨励したものとみなし、また1553年に(当時マーチャント・アドヴェンチャラーズの総裁であった)セバスチャン・

¹³⁰ モリス著『イギリス政治思想』、3頁。

カボット (Cabot, Sebastian, 1476?-1557) が書いた訓令書を、航海者が神に対する義務・良心のみならず、「コモンウィール」のために常に服従の精神を持つことの重要性を説いたものだとしている¹³¹。加えて、モリスによると、トマス・エリオットは「パブリック・ウィール」(社会全体の福利)を追求したのであって、決して「コモンウィール」(庶民 (commons) やさらに貧しい階層の福利)を追求した訳ではなかった¹³²。即ち、エリオットの思い描く宇宙は中世的なものであり、彼は「存在の大いなる連鎖」という中世的思考を再提示したに過ぎなかった。エリザベス治世前期の(政治)思想にはこうした中世的思考との連続性が見られ、したがって、この時期の思想は未だ中世的な「秩序 (order)」と「位階 (degree)」に基づいた、神とその代理人たる国王に対する臣民の服従を説いており、以下で取り上げる『説教集』はその最たるものであった。

『説教集』は第1巻と第2巻に分かれており、初版はそれぞれ1547年と1563年だと考えられている¹³³。また第1巻は12の説教から、第2巻は21の説教から構成され、その主な内容としては、聖書の重要性や魂の救済、キリストの降誕・受難・復活、聖霊降臨などのキリスト教の基本的教義について説いたもの、信仰、祈り、聖奠などのキリスト教徒の生活のあり方について説いたもの、愛・慈善・施しといったキリスト教徒の為すべきことと、偽証・不貞・偶像崇拜・暴飲暴食・怠惰といったキリスト教徒が忌避すべきことについて説いたものが挙げられる。このように『説教集』は、イングランドのプロテスタントが従うべき指針を示したものであり、政府によって教会で朗読するよう命じられていた。ここで『説教集』を取り上げる理由としては、それが正に国教会体制の強化を目的としていたことに加え、国教会当局のみならず、残存史料からは知るのが比較的困難な教区民という末端レベルの思潮を推定するのに役立つであろうことが挙げられる。

他方、『説教集』は専ら宗教上の事柄について説いている訳ではなく、特に「服従に関する説教 (An Exhortation to Obedience)」と「不服従と意図的な反乱に対する説教 (An Homily against Disobedience and wilful Rebellion)」はかなりの政治的言明を含んでいる。前者は1547年に出版された『説教集』・第1巻の初版に既に収録されていたが¹³⁴、後者は

¹³¹ 同上、64頁。

¹³² 同上、28頁。

¹³³ 『説教集』の成立過程については Scholarly Publishing Office, ed., *Certain Sermons or Homilies Appointed to be Read in Churches in the Time of Queen Elizabeth* (Michigan, 2006), pp.iii-viii に詳しい。

¹³⁴ このように、「服従に関する説教」は厳密にはエドワード6世期の説教であるが、『説教集』・第1巻が1562年に改版されていることと、「不服従と意図的な反乱に対する説教」

1571年に改版された『説教集』・第2巻に新たに付け加えられた。尤も個々の説教が『説教集』に先行して作成された可能性もあるため、上記の二つの説教の作成時期を断定することはできないが、少なくとも神と君主への服従を説くこれらの説教が、「恩寵の巡礼」や北部反乱といったイングランドの政治的・社会的混乱を踏まえたものである、ということは容易に想像できよう。以下では、この二つの説教を取り上げることにより、エリザベス治世前期の（「コモンウェルス」概念によって表象される）イングランド意識が、反ローマ・カトリック（あるいは脱中世キリスト教共同体）を表明しながらも中世思想との連続性を保ち、（政治参加というよりは）国教会と王権に対する臣民の服従を促すものであった、ということについて論じたい。

特に「服従に関する説教」は、それまでの伝統的もしくは中世的な政治思想を典型的に示すものであり、「存在の大いなる連鎖」について次のように説明している¹³⁵。即ち、「全知全能なる神」は「天・地・海にある全てのものを完璧な秩序の下に創造し、その位置をお定めになった」のであり、天上においては「天使長や天使たちのそれぞれの位階と身分を定められ」、地上においては「王や君主と共にその下にあって統治に当たる者たちを必要で整然たる秩序の下に定められ、任命された」のである。続いてこの説教は、天体・動物・植物・気象といったあらゆるものの創造に言及しながら、各々の人間の「魂・心・精神・記憶・理解・理性・言語……そして身体の各部分」のような小宇宙の中にもそれぞれに対応する階層が存在し、これらは全て「有益にして必要かつ好ましい秩序の下に」あると述べる。したがって、「様々な職業や仕事や職務に就いているあらゆる位階の人々」もまた、「それに応じたそれぞれの義務と順位が与えられている」とされる。

そして、こうした服従の理論を展開する際に、この説教は次のように「コモンウェルス」という概念を持ち出すのだった。

それ故、万物の中で神の良き秩序は誉め称えられねばならないのであり、それなくして如何なる家も都市もコモンウェルスも維持され得ない。というのも、正しい秩序のなき所には、あらゆる悪習・性的素乱・放埒・罪・バビロンの混乱（all abuse, carnal liberty, enormity, sin and babylonical confusion）が蔓延るからである。王・君主・支配者・為政者・裁判官・神の秩序の執行者たちを全て取り除いてしまえば、誰一人

との思想的関連性を考慮し、エリザベス治世前期の史料として扱っている。

¹³⁵ SPO, ed., *Certain Sermons or Homilies*, p.95.

として追剥に遭遇せず馬や徒歩で公道を往来することも、殺されずに自宅で寝ることも、妻子や財産の安全を守ることもできなくなるだろう。否、そうしたものの全てが共有されることになるだろう。その結果、魂も肉体も財産もコモンウェルスも、あらゆる災難と恐ろしい破壊に見舞われざるを得なくなろう。¹³⁶

ここでは、「存在の大いなる連鎖」とキケロ的な社会的結合としての「コモンウェルス」論の繋がりが看取される。言い換えるならば、この説教は本質的に政治参加を称揚し得る「コモンウェルス」という概念を「神の良き秩序」への臣民の服従を正当化するために用いているのである。したがって、ここでの「コモンウェルス」はどちらかというレトリック性の強い理想国家を意味し、(各人の信仰や道徳を除き) 個別具体的な現実の諸問題の解決という視点を欠いている。

しかしながら、その一方で、「服従に関する説教」はイングランドのプロテスタンティズムに依拠することにより、「コモンウェルス」概念の(脱中世キリスト教共同体といった)イングランド性を強化した点で、当時の(政治的ではない)イングランド意識の高まりを示すものであったと言える。つまり、この説教は、「神が誉め称えられているこのイングランドという王国では、恐ろしい災厄や苦難や悲慘を感じることはない」のに対し、「斯くの如き神的な秩序を欠いた所では、疑いなくこのような災い全てを被ることになる」と述べることにより、プロテスタンティズムを信奉するイングランドを他の(特にカトリックの)ヨーロッパ諸国とは異なる、「神に選ばれし国家」として描き出しているのである¹³⁷。

同時に、「存在の大いなる連鎖」はしばしば王権の絶対性を強調するために用いられることもあるが、この説教は国王に対する服従のみを説いている訳ではない。ここで臣民は「為政者」に従わなければならないとされているが、この「為政者」は必ずしも国王を意味するとは限らないのである。即ち、この説教によると、神はイングランド人に対し、「敬虔かつ賢明で栄誉ある評議会 (a godly, wise, and honourable council)」や「他の上級、下級の官吏 (other superiors and inferiors)」と共に、エリザベスという「崇高なる天恵 (his high gift)」をもたらした¹³⁸。したがって、イングランド人は神の定めた「位階」と「秩序」に基づき、まず何よりも最初に「最高の統治者 (supreme governor)」たるエリザベスに、そ

¹³⁶ *Ibid.*, pp.95-96.

¹³⁷ *Ibid.*, p.96.

¹³⁸ *Ibid.*, p.96.

して次にその「榮譽ある評議会」あるいは「他の全ての貴族・行政官・官吏 (all other noblemen, magistrates and officers)」に服従しなければならない¹³⁹。ただし、上記の「榮譽ある評議会」は立法機能を有するものとして提示されているものの¹⁴⁰、その実体については明言されていない。そして、この説教は特に国王への絶対的服従の根拠として、王権がローマ教皇ではなく、あくまで至高の神から直接授けられたことを挙げるのだった¹⁴¹。

ともあれ、「服従に関する説教」の主旨は「あらゆるコモンウェルスにおいては然るべき秩序 (a due order) を遵守ならびに維持し、為政者とそれが定めし諸法 (the powers, their ordinances and laws) に従うべき」ということであり¹⁴²、こうした「コモンウェルス」の基本原則は如何なる場合でも放棄してはならないとされる。即ち、たとえ「為政者が邪悪 (evil)」であっても彼らは「神の代理人 (God's ministers)」であるので、全臣民は「〔為政者に対する〕恐怖からだけではなく、良心のためにも」彼らに服従せねばならないのだった¹⁴³。したがって、臣民の国王 (あるいはより上層の統治に携わる者たち) に対する抵抗は非合法であるとされる。そして、こういった無抵抗の根拠をこの説教は次のような論理で示している。

神はそのような最も忌むべき悪行 (most detestable vice) を明るみに出されるとともに罰せられるであろう。というのも、そうした行いは、全く以て神の法と神に選ばれし地上で最高の審判者 (his high principal judge) 〔国王〕に反しているからである。王権を害するは神、コモンウィール、そして王国全体を害するに等しく、このことを神は御存知であり、何らかの方法でそれ相応に罰せられてきた筈である。¹⁴⁴

言うまでもなく、ここでの「最も忌むべき悪行」とは国王に対する抵抗を意味しており、そうした行為が禁じられるべきことを主張するために、国王は神に選ばれた存在であるが故に国王への反逆は神への反逆であるといった王権神授説に加え、国王に対する不服従はイングランド王国全体の「コモンウィール」を損なうことになるといった点が強調されている。特に後者について言うならば、「コモンウィール」という概念が前述の「榮譽ある評

¹³⁹ *Ibid.*, p.96.

¹⁴⁰ *Ibid.*, p.96.

¹⁴¹ *Ibid.*, p.97.

¹⁴² *Ibid.*, p.99.

¹⁴³ *Ibid.*, p.99.

¹⁴⁴ *Ibid.*, pp.103-04.

議会」などを通じた制限王政の主張という選択肢を持っているにも拘らず、ここでは専ら神の代理人である国王への服従を正当化するために用いられている。結局のところ、イングランド臣民の為すべきは、国王が「神の栄光、神の真理、キリスト教精神、そしてコモンウェルス」のための「知恵・強さ・正義・慈悲・情熱」を持つように祈ることであった¹⁴⁵。

そして、以上のような王権神授説に依拠した「コモンウェルス」論は「不服従と意図的な反乱に対する説教」の中でも繰り返される。例えば、この説教は冒頭で「あらゆる人間を上位の権力に服従させよ、というのも、神以外の権力などあり得ず、実在する全ての権力は神がお定めになったものだからである」（「ローマ人への手紙」13章1節）や「神の御為、人間のあらゆる命に服従せよ、それが王であろうと部族の長であろうと」（「ペテロの手紙・第1」2章13節）を引用しながら¹⁴⁶、次のように説いている。

国王、女王、その他の君主は（というのも、それ〔聖書〕は男性に備わったものであれ、女性に備わったものであれ、権威と権力について述べているので）神によって定められたものであり、臣民の服従や尊敬に浴するべき存在である。……王政（the government of princes）とは大いなる天恵であり、コモンウェルス、特に公正かつ敬虔なるコモンウェルスのために与えられた。神はそれがもたらす安楽と愛情の故に、また逆に邪悪なるものを恐れ戦かせるとともに罰するために、君主を擁立されたのである。¹⁴⁷

ここでもやはり、君主の権力を神に由来するものとみなすことにより、臣民の服従の義務が説かれているのだが、同時にこうした義務は男性君主のみならず、女性君主に対しても果されなければならないとされる。そして、神の代理人である君主は臣民の服従と引き換えに、臣民のための統治を行い、服従を拒んで反乱を企てるような者たちを厳しく取り締まることによって治安を維持せねばならず、このような意味で、王政とは「コモンウェルス」そのものであった。特に君主に弓引く反逆者は「最悪の君主」よりも悪く、反乱は今までで「最悪の君主による最悪の統治」よりも悪いとされる¹⁴⁸。なぜならば、「反逆者は臣下には似付かわしくない」ばかりでなく、「反乱は君主の些細な過失を改め、わずかな失

¹⁴⁵ *Ibid.*, p.106.

¹⁴⁶ *Ibid.*, p.491.

¹⁴⁷ *Ibid.*, p.492.

¹⁴⁸ *Ibid.*, p.494.

政を回復するには不適切で不健全な治療法」であり、「そうした俗悪な治療法 (such lewd remedies) はコモンウェルスという身体に起り得る他の如何なる疾病 (any other maladies and disorders) よりもはるかに悪い」からであった¹⁴⁹。

以上のように、反乱は「コモンウェルス」に損害をもたらすが故に、それを維持するためには君主に対する臣民の服従が第一とされるのだが、続いてこの説教は、こうした「コモンウェルス」の調和を乱す最も忌避すべき反乱の元凶は一体何であるのかという問題に取り組もうとし、若干排外的なトーンを帯びることになる。

非常に慈悲深き統治者の御為に神に感謝と祈りを捧げぬ者どもを臣民の名で呼んでよいものであろうか。その上そうした輩は質の悪いことに自ら武装し、反逆の徒党を組むことにより、ずっと続いてきた安寧秩序 (the public peace) を破壊しようとしている。彼らは戦争ではなく、反乱を起そうとしているのであり、非常に慈悲深くいらっしゃる統治者御自身を危険に晒し、彼らの国の階級 (the estate of their country) に危機をもたらし (彼らはその [国の] 防衛のために自らの生命を賭する覚悟でなければならぬのだが)、そしてイングランド人でありながら、イングランドの地でイングランド人に対して略奪や破壊を繰り返し、彼ら自身の隣人と親類縁者、彼ら自身の同国人 (their own countrymen) を殺し尽し、あらゆる悪事を働こうとしているのである。然り、またこのような [イングランド人自身の] 悪行は、外敵 (foreign enemies) が為そうとするものに比べて程度はかなり甚だしいことよ。斯くの如く慈悲深き統治者に刃向かう者たちを我々は何と呼ぶべきであろうか。¹⁵⁰

ここでは、君主に対する服従の義務を放棄して反乱を企て、「安寧秩序」、つまり「コモンウェルス」の調和を乱そうとしている者たちを非難しているものであり、こうした人間は臣民の名に値しないと述べている。というのも、臣民とは本来、君主に対する服従も含めて「位階」という定められた「秩序」を遵守しながら、その祖国のためには自身の生命をも投げ出すべき存在だからである。しかしながら、実際にはそれとは裏腹に、反乱を通じてイングランド人同士が殺し合い、「外敵」がもたらす以上の損害をイングランドにもたらそうとしており、そのような現状を嘆いているのである。

¹⁴⁹ *Ibid.*, p.494.

¹⁵⁰ *Ibid.*, p.497.

とはいえ、この説教によると、「コモンウェルス」の調和を乱す元凶は、国内で反乱を企図するイングランド人のみではなかった。むしろ彼らはローマ・カトリックもしくは教皇という「外敵」に唆されているのであり、続いてこの説教はこうした「外敵」の批判へと進んでいく。まず新約聖書の四福音書などを引合いに出しながら、キリストと使徒たちはその信者に君主や統治者への服従を説いていたし、彼ら自身も実際服従していたとされる¹⁵¹。したがって、聖職者たちも当然君主や統治者に恭順の意を表すべきであり、かつまたキリスト教徒に対してそうするように説くべきだと述べられる¹⁵²。なぜならば、キリストの王国とは現世のものではなく、キリスト自身も決して王ではないのであって、たとえ使徒や聖職者だとしても「あらゆる君主のような支配権 (all princely dominion)」を行使するのは禁じられているからである¹⁵³。ところが、一司教である筈の教皇が「行き過ぎた野心 (intolerable ambition)」のために、キリストの教えに背き、教会法を持ち出すことによって「各地に遍在する全ての教会の首長」になろうとしたばかりでなく、「世俗の全王国の統治者」にもなろうとしたと説明される¹⁵⁴。即ち、この説教の言葉を借りるならば、教皇は「キリストの王国である教会とキリストの帝国、全てのキリストの王国の強奪者・破壊者」、あるいは「全ての上に君臨する普遍的な専制君主 (an universal tyrant over all)」になってしまったのである¹⁵⁵。

加えて、教皇はこうした自らの支配権を否認する東ローマのキリスト教徒たちを「教会分離論者 (schismatics)」として迫害しているとされ、特にその領国内の臣民の君主に対する反乱を喚起している、あるいは東ローマと他のキリスト教国との間の敵意を煽ることによって凄惨な戦争を引き起していると述べられる¹⁵⁶。そして、「キリスト教共同体の最盛の地 (the most flourishing part of Christendom)」であった東ローマがトルコ人の手に落ちたのはこのようなキリスト教徒同士の殺戮、より根本的には「キリスト教の嘆かわしい減退・腐敗・荒廃」が原因であると主張されるのだった¹⁵⁷。いずれにせよ、この説教においては、目下のキリスト教共同体の混乱は、偏に聖職者でありながら世俗君主のように振舞う教皇がもたらしたものであり、それに比べれば如何なる臣民も「彼ら自身の統治者と母

¹⁵¹ *Ibid.*, p.521.

¹⁵² *Ibid.*, p.521.

¹⁵³ *Ibid.*, p.521.

¹⁵⁴ *Ibid.*, p.522.

¹⁵⁵ *Ibid.*, p.522.

¹⁵⁶ *Ibid.*, p.522.

¹⁵⁷ *Ibid.*, p.523.

国 (natural country) に反するよそ者の王位篡奪者 (unnatural foreign usurpers)」の方を支持するだろうとされている¹⁵⁸。こうした混乱はイングランドにも及んでいるとみなされ、続いてこの説教はイングランドの歴史を振り返りながら、その「コモンウェルス」にとって教皇あるいはローマ・カトリックがどれほど脅威であるかを論証しようとしている。

仮に当時のイングランド人が、神の御言葉の中にある彼らの君主に対する義務を知っていたならば、大多数の貴族たち、そして他のイングランド人、イングランド生れの臣民たち (other Englishmen, natural subjects) はこのよそ者の王位篡奪者 [教皇]、彼の無意味な国王 [ジョン] の破門のために、またこれはほとんどあるいは全くと言っていいほど根拠のないものであるが、彼がイングランド人に行った国王に対する偽りの誠実宣誓の破棄のために、国王への反乱を起したであろうか。王国に背くようローマの司教に焚き付けられながら、フランス国王とフランス人と共に、イングランド臣民は徒党を組んでイングランド国王とイングランド人に反する行いをしたであろうか。彼らはフランス人の大軍と共にフランス王太子をイングランド王国に招き入れたであろうか。彼ら [ジョンと敵対していたイングランドの諸侯派] は母国イングランドの国王に対する誠実宣誓を破棄してフランス王太子に誠実を誓い、王太子がイングランド国王に対して翻した反旗の下に集ったであろうか。……その後ローマの司教の祝福の所産であるあの悲惨な戦争と売国の反乱 (those cruel wars and traitorous rebellion) が続き、イングランド人である筈の彼らは非常に多くのイングランド人の血を流させ、またその他全ての計り知れない損害と不幸を彼らの母国イングランドにもたらしたであろうか。¹⁵⁹

ここでは、1205年のカンタベリー大司教の選任を巡るイングランド国王ジョンと教皇イノケンティウス3世の争いが描かれている。周知の通り、この争いはカンタベリー大司教選出の調停のため、教皇がスティーヴン・ラングトン (Langton, Stephen, ?-1228) を新たな候補者として擁立したのに対し、ジョンがこれを拒否したことに端を発する。その後、教皇によるジョンの破門あるいはイングランド諸侯への離反の呼び掛けなどにより、国王は窮地に陥ることになった。同時に、この時期のイングランドはフランスの対外的脅威に晒され

¹⁵⁸ *Ibid.*, p.524.

¹⁵⁹ *Ibid.*, pp.527-28.

ていた。即ち、大憲章の諸条項の実施に際し、ジョンと諸侯が対立して内乱が勃発すると、フランス王太子ルイ（後のフランス国王ルイ 8 世）は諸侯派の推戴に応じて来援したのだった。そして、イングランドにこのような戦争や内乱をもたらす教皇もしくはローマ・カトリックを批判するとともに、「君主に対する義務」を忘れて母国と同胞を害するイングランド人を嘆いているのである。

このように、教皇はジョン治世下のイングランド人の「神の御言葉についての愚かしい無知 (the brute blindness, ignorance) と迷信」に付け込んだのであり、こうした陰謀は現在も継続しているとされる¹⁶⁰。つまり、ヘンリ 8 世、エドワード 6 世、エリザベスの治世（この説教はメアリ 1 世期については沈黙を守っているように思われる）の間に起った諸々の反乱もまた教皇が画策したものであり、(プロテスタンティズムを信奉する) イングランドは神の恩寵のためにこれらの被害を免れることができたのだった¹⁶¹。換言するならば、

仮に慈悲深き神がそのような大騒擾 (that raging tempest) を奇跡的に鎮められることがなかったならば、コモンウェルスという船の沈没 (any shipwreck of the commonwealth) は避けられなかっただろうし、ほとんど全くと言っていいほどキリスト教徒とイングランド人の血を流さないで済むということもなかっただろう。¹⁶²

という訳である。

以上のように、『説教集』に含まれる「服従に関する説教」と「不服従と意図的な反乱に対する説教」の中の（「コモンウェルス」概念によって表象される）イングランド意識は、プロテスタンティズムに依拠した反ローマ・カトリックという排外性を示しながら、臣民の王権もしくは国教会に対する服従を促すものであった。即ち、この二つの説教は、内乱が「コモンウェルス」にもたらす損害について論じることによってイングランド人の団結を訴え掛けるとともに、そうしたイングランドの「コモンウェルス」に損害を与える最大の原因として教皇もしくはローマ・カトリックの陰謀を挙げ、イングランドの歴史を持ち出しながらそのような陰謀を痛烈に批判した。ただし、これらの説教における「コモンウ

¹⁶⁰ *Ibid.*, pp.528-29.

¹⁶¹ *Ibid.*, p.529.

¹⁶² *Ibid.*, p.529.

「ウェルズ」概念は、こうした脱中世キリスト教共同体といった意味でイングランド性の強化を示唆しているものの、中世以来の「存在の大いなる連鎖」という伝統的な議論の延長上にあり、政治参加というよりは国教会と神の代理人たる国王への臣民の服従を促すものであったと言える。その意味で、『説教集』が提示しているのは（政治的ではない）イングランド意識であった。

(2) ジョン・ジュウェルと国教会の「改革」

このような『説教集』の中の二つの説教にも増して、「コモンウェルズ」概念によって表象されるイングランド意識（それは反ローマ・カトリックもしくは脱中世キリスト教共同体を表明すると同時に、臣民の政治参加というよりは王権と国教会への服従を促すものであった）を明確に示したエリザベス期のイングランド人はジョン・ジュウェル (Jewel, John, 1522-71) であろう。ジュウェルは 1522 年 5 月 24 日¹⁶³、デヴォン州北部のベリーナーヴァ (Berrynarbor) 教区のボウデン (Bowden) で生まれた¹⁶⁴。彼は 7 歳の時にハンプトンに移り住み、そこで教区牧師であったおじの教育を受けた。また彼は 1535 年 7 月にオクスフォード大学マートン・カレッジに入学し、そこで人文主義者のジョン・パークハースト (Parkhurst, John, c.1512-75) やイタリアの宗教改革者で同大学において神学を講じていたピエトロ・マルティーレ・ヴェルミーリ (Vermigli, Pietro Martire, 1500-62) らの強い影響を受けた。その後彼は、コーパスクリスティ・カレッジに移ってそこでの講義を受け持つようになったが、メアリ 1 世の即位に伴い、プロテスタンティズムを信奉し、ミサなどの伝統的な宗教儀式を拒絶した彼は大学を追われ、亡命の憂き目に遭うことになった。

ジュウェルはフランクフルト、ストラスブール、チューリヒなどを転々とし、そこでエドウィン・サンズ (Sandys, Edwin, 1516?-88) やエドマンド・グリンダル (Grindal, Edmand, 1519?-83) やジョン・チーク (Cheke, Sir John, 1514-57) といった後にエリザベス治世の国教会体制の確立に貢献することになる亡命者たちと親交を深めた。やがてメアリ死去の知らせを亡命先のチューリヒで受けたジュウェルは、1559 年 3 月 18 日にロンドンへ戻り、翌年にはソールズベリ主教の座に着いた (在任期間 : 1560-71)。その間の彼

¹⁶³ 本稿の日付表記に当たっては、新年は 1 月 1 日に始まるものとしている。

¹⁶⁴ *ODNB*, [Jewel, John].

の宗教的立場は、国教会の「改革」を求めながらも、基本的には国教会の規則への服従を説くというものであった。とりわけ、1562年に出版された『イングランド国教会の弁明 (*Apologia pro Ecclesia Anglicana*)』は、こうした彼の宗教的立場を端的に示していると言える。

ジュウエルの『イングランド国教会の弁明』は、元々大陸での流布を目的にしていたためにラテン語で書かれたのだが、間もなくその英訳版が出版されることとなった。ジュウエルのこの著作の中で、イングランド国教会が政治的産物であるといったローマ・カトリック教会の主張に対し、国教会は使徒継承に基づいて達成された初期キリスト教会への復帰であると反駁した。そして、聖書の権威を重んじながら、教会の統一が不可欠であることを強調したのだった。『イングランド国教会の弁明』は6部から成る著作であるが、まず第1部ではジュウエルがこの書を著した理由について、第2部では「改革」されたイングランド国教会の教義について述べられている。特に第2部では、神と人間との唯一の仲保者としてのキリスト、洗礼と聖餐という二つの聖奠、聖職者の結婚、キリストの教えに背くローマ教皇の拒絶といった議論が展開されている。続く第3部～第5部では、今までイングランド国教会に為されてきた様々な批判に対して系統的に反論を試みている。具体的にはジュウエルは、①イングランド国教会内部に存在する多くのセクトは明らかに異端の証ではないか、②イングランド宗教改革は不道德を助長しているのではないか、③イングランドのプロテスタントは公権力と統治者への服従を破壊し、結果としてイングランド国教会はその統一性を失い、真の教会から遠ざかっているのではないか、といったカトリック側の批判から国教会を弁護しようとしたのである。そして、彼は第6部において、イングランド宗教改革が展開されてきた過程を擁護するとともに、「改革」を決定するのは公会議ではなく、あくまでイングランド国教会であると主張している。

この『イングランド国教会の弁明』は多くの読者を得る一方で、ジュウエルの議論に反発する者たちからの挑戦を受け、神学に関する一大論争を巻き起すことになった。特にトマス・ハーディング (Harding, Thomas, 1516-72) との論争は有名であり、彼の反論に対抗すべくジュウエルは『イングランド国教会の弁明の擁護 (*A Defence of the Apologie of the Church of England*)』(1567年)を著した。ジュウエルがエリザベス期の名高い聖職者の一人であるのは彼のこうした著作のためであり、彼は影響力のあるアングリカニズムの論者だったと言える。以下では、ジュウエルのこのような著作を取り上げることにより、彼の(「コモンウェルス」概念によって表象される)イングランド意識について考察したい。

ここでジュウエルの思想を取り上げる理由としては次の二点が挙げられる。一つは、先に述べたように、エリザベス治世前期のイングランドはローマ・カトリックの脅威の中で国教会体制の強化という現実の必要に迫られ、プロテスタントイズムに大きく依拠しながら（イングランドの「コモンウェルス」のための）国教会と王権への臣民の服従を促進せざるを得なかったのだが、自らソールズベリ主教であり、影響力のあるアングリカニズムの論者であったジュウエルも当然こうした思想を典型的に示す人物だと考えられることである。もう一つは、ジュウエルはエリザベス治世前期に国教会体制に関する著作を多く出版しており、しかもそれらの著作が纏まった形で残っていることである。

しばしばエラストゥス主義者とみなされているように¹⁶⁵、ジュウエルにとって、国家による「秩序」の維持は教会の「改革」に必要不可欠なものであり、彼は宗教的事項における教会の国家への従属を主張していた。とりわけ、ジュウエルの次の言明は、彼のこうした宗教的立場をよく示していると言えよう。

キリスト教君主は、世俗的な事柄のみならず、宗教上ならびに教会上の目的もまた彼の地位に属するということを理解するために、神によって委ねられた〔聖俗〕両方の会議を受け持つ……預言者イザヤは「王は教会を保護し、育成する者であるべきだ」と述べており……最も良き時代の歴史の例から明らかなように、良き君主というものは凡そその職務に服するために、教会上の事柄を取り仕切ってきた。¹⁶⁶

ここでジュウエルは「イザヤ書」の一節を引用しながら、世俗的事項のみならず、宗教的事項の決定もまた王権に属するとしている。そして、こうした彼の俗権と教権を併せ持った王権という主張は、(後述のような) イングランド国教会に対するローマ・カトリックの圧力といった現実の危機的状況から生じたものと言えよう。

実際、ジュウエルはエリザベスの国教会体制を承認し、必要があれば女王が国教会の「改革」に介入してもよいと考えていたのであるが、そうした「改革」が国家のあり方と深く関わっている場合、彼は次のように慎重な態度を取った。

¹⁶⁵ 例えば C.Cross, *The Royal Supremacy in the Elizabethan Church* (London, 1969), pp.27-28 を参照。

¹⁶⁶ J.Ayre, ed., *The Works of John Jewel*, 4vols. (Cambridge, 1845-50), vol.3, p.98.

コモンウェルスにおけるあらゆる改革が攻撃的で深刻であるということと、また多くの事柄がしばしば君主たちによって、時代の理性によって許容されているということを私は存じ上げている。そして、こういったことは当初は恐らく、不都合なものではなかった。だが目も眩まんばかりの福音の光が差し込んでしまっている今、ほんの僅かな過ちも可能な限り、取り除かれなければならない。¹⁶⁷

要するに、ジュウェルにとって、エリザベス主導の国教会の「改革」は基本的にイングランドの「コモンウェルス」に適ったものであったのだが、彼は決して国教会体制そのものの変更といった国家を根底から覆すような「改革」を主張した訳ではなかった。彼は宗教的事項におけるエリザベスの絶対的な決定権を支持してはいないし、国教会の「改革」に対して消極的という訳でもない。即ち、彼は神の言葉を持ち出すことによって王権の宗教もしくは教会への介入に制限を課すとともに、次のように国教会体制に抵触しない、より個別的な次元において国教会の「改革」を要求したのだった。

既にお聞き及びのこのリネンの聖職服〔サープリス〕についての論争は……未だに決着を見ていない。そのような事柄は今なお弱き心を幾分掻き乱している。そして、そういったものは全て、極々僅かなローマ・カトリックの痕跡さえも我々の教会から、また最も重要なことに我々の心から取り除かれることだろう。しかし、女王〔エリザベス〕は現時点では、ほんの少しの宗教における改革も行うことができないでおられる。¹⁶⁸

ここでジュウェルは 1560 年代の聖職服論争について言及しているのであるが、周知の通り、この問題は元々カトリック教会がミサの時に用いるアルブという白い長衣を巡り、ピューリタンがその着用には異議を唱えたことに端を発するものであった。その後、国教会当局は聖餐の時以外は短いサープリスを着用するに止めたが、ピューリタンはサープリスでさえもカトリック的であるとして非難した。ジュウェルもこうした立場からサープリスの着用に反対し、「宗教における改革」を躊躇うエリザベスに業を煮やしているのである。このように彼は、決してピューリタンに対して好意的ではなかったが、聖職服論争における

¹⁶⁷ *Ibid.*, vol.4, p.1245.

¹⁶⁸ *Ibid.*, vol.4, p.1267.

見解、あるいはより根本的には、国教会体制の下で個々の周縁的な宗教的事項を「改革」していこうとする立場を考慮すると、ピューリタンとの親和性を保持していたとすることができよう。つまり、ジュウェルにとって、ピューリタンはせいぜい国教会の足並みを乱す程度のものであり、真の敵は国教会体制そのものを覆しかねないカトリックであった。続いてジュウェルは、非難の矛先をそのカトリックに向けている。

既に言及したように、ジュウェルはエラストゥス主義者であり、国家と教会を一体のものとなしたのであるが、彼のこうした見解は、教権の俗権に対する優位を主張したカトリックのものとも、教会の国家からの独立を主張したピューリタンのものとも異なっていた。そして、このような「クリスチャン・コモンウェルス」を統治する主体はやはり君主であるとされるのだが、ジュウェルは無条件に君主の統治権を承認した訳ではなかった。彼の「クリスチャン・コモンウェルス」はあくまでプロテスタントの君主を戴くものであり、したがって、メアリ 1 世時代のイングランドは次のように不当な統治が行われた時期として描かれる。

あの暗黒のメアリ時代に、どれほどの迷信の牧草と森が至る所に生い茂っていたかを耳にするのは、いや実に驚嘆すべきことである。我々は……奉納された聖遺物、一部の人間の幻想であるがキリストが実際に打ち付けられたという釘、あるいは……その聖なる十字架の小片を見掛けた。魔女の数は……多かった。仮により悪質で憎むべきものとして表現するならば、大聖堂は正に盗賊の巣窟かそれ以上に有害なものであった。¹⁶⁹

このように、ジュウェルはメアリ治世を「魔女」と「盗賊」の跋扈する時代とみなしたのであるが、彼のカトリック批判はイングランド国内に対してのみ行われたのではなかった。つまり、彼はちょうど先に取り上げた『説教集』のように、1569年の北部反乱を引き合いに出しながら、教皇もしくはローマ・カトリック教会を「クリスチャン・コモンウェルス」の平和を破る元凶として激しく糾弾するのだった。

彼らは武装し、多数の共謀者を集めた。軍旗が戦場に掲げられた。彼らの意図は何であったのか。何の目的のために彼らは蜂起したのか。この王国に住む全ての人間の中

¹⁶⁹ *Ibid.*, vol.4, pp.1216-18.

で、彼らは一体誰を狙ったのか。彼らは誰に対して槍を向けたのか。彼らは誰に対して剣を抜いたのか。だが主は油注ぎし者を守られた。主は聖なるシオンの丘に彼女〔エリザベス〕を立てられた。もはや反乱の悪意が彼女を悩ますことはないであろう。……共謀なき反乱はあり得ない。そこ〔ローマ〕、正にそこから我々の全ての苦難が始まった。先に申し上げた如く、この全ての災いの主はローマにいる。¹⁷⁰

言うまでもなく、ジュウェルはここで北部反乱に加担したイングランド国内のカトリック勢力に言及するとともに、教皇をこの反乱の黒幕とみなしているのである。同時に彼は、イングランドという「聖なるシオンの丘」に君臨するのは教皇ではなく、神に選ばれたエリザベスであると述べることにより、王権の教権に対する優越を説いている。そして、彼のこうした議論は国家を教会や教皇から自立した自己完結的団体と考えることによって俗権を擁護した、パドヴァのマルシリオ (Marsiglio dei Mainardini, c.1280-1343) らの政治思想を彷彿させるものである。ただし、マルシリオらが神法と人定法を切り離しながら、世俗の支配者の権限の一元化を通じた平和の実現を主張したのに対し、ジュウェルは「神法の番人」たる君主が聖俗両方の事柄を統べるべきだとしている¹⁷¹。

要するに、ジュウェルにとって、エリザベス主導で行われる国教会の「改革」は基本的にイングランドの「コモンウェルス」に適ったものであり、教会と臣民は国教会の長たる国王に服従すべき存在だった。そして、彼のこのような「コモンウェルス」概念によって表象されるイングランド意識は、ローマ・カトリックの脅威の中で国教会体制を強化せねばならなかった、当時のイングランドの歴史的状況から形作られたものだと言える。実際、彼はイングランドという「クリスチャン・コモンウェルス」をプロテスタントの君主によって統治されるべきものとみなすとともに、教皇もしくはローマ・カトリック教会をこの「クリスチャン・コモンウェルス」の平和を破る元凶として厳しく非難している。このように、彼のイングランド意識は、反ローマ・カトリック（あるいは脱中世キリスト教共同体）を表明しながら、国教会の長たる国王に対する臣民の服従を促すものであった。ただし、ジュウェルは必ずしも「クリスチャン・コモンウェルス」の「改革」に消極的であった訳ではなく、むしろ神法を論拠とした制限王政といった観点から教会と臣民による「改革」の可能性を主張した。つまり、彼は（聖職服論争のような）エリザベス国教会体制そのもの

¹⁷⁰ *Ibid.*, vol.4, p.1158.

¹⁷¹ *Ibid.*, vol.2, p.997.

に直接影響を及ぼさないと考えられる問題に限って、異議申し立てを行ったのである。

(3) 『為政者の鑑』におけるイングランド史解釈

「コモンウェルス」概念によって表象されるイングランド意識（それは反ローマ・カトリックあるいは脱中世キリスト教共同体を表明しつつ、国教会と王権に対する臣民の服従を促すものであった）を示す、エリザベス治世前期のもう一つの作品として『為政者の鑑』を挙げることができる。『為政者の鑑』は 1559 年の公刊以降、数々の追補を加えながら、1587 年までに 6 版を重ねた¹⁷²。ここでは、このようにエリザベス治世前期に最も広く読まれた著作の一つと考えられ、また前述の『説教集』やジョン・ジュウェルの諸著作と比べて（必ずしも宗教的目的のために書かれた訳ではないという意味で）世俗的性格を強く帯びた『為政者の鑑』における（「コモンウェルス」概念によって表象される）イングランド意識を検証したい。

この作品は元々、メアリ 1 世期に出版された『国王リチャード 2 世時代以降のイングランド王国の不運なる王侯の年代記 (*A Memorial of suche Princes, as since the Tyme of King Richard the Seconde, have been Unfortunate in the Realme of Englande*)』(1553～54 年) (以下『不運なる王侯の年代記』) という著作を下敷きにして書かれたものと考えられている¹⁷³。この『不運なる王侯の年代記』もまた、ジョン・リドゲイト (Lydgate, John, c.1370-1450) の『王侯の没落 (*The Fall of Princes*)』(1431～38 年) を基に書かれたものであると言われており、したがって、政治的著作というよりはむしろ文学作品として出版された。『王侯の没落』は、メアリ 1 世期のイングランドで出版を許可されていたが、『不運なる王侯の年代記』はプロテスタント的立場からメアリとフェリペの統治を批判するという意図を持った著作とみなされたため、この時期に公刊されることはなかった。『不運なる王侯の年代記』は、エリザベス期に『為政者の鑑』というタイトルで出版されることになったのだが、この出版において中心的な役割を果たしたのは、ウィリアム・ボールドウィン (Baldwin, William, c.1518-63) やジョージ・フェラーズ (Ferrers, George, c.1500-79)

¹⁷² ここでは William Baldwin, *A Myrroure for Magistrates* (1559; STC 1247) を史料として用いている。

¹⁷³ 『為政者の鑑』の成立過程については S.Lucas, 'The Suppressed Edition and the Creation of the "Orthodox" *A Mirror for Magistrates*', *Renaissance Papers* 1994 (1995) に詳しい。

たちであった¹⁷⁴。ボールドウィンは聖職者や教師としての経歴を持ち、エドワード 6 世やメアリ 1 世の下で宮廷劇の演出を行った人物であった。一方、フェラーズは法律家かつ廷臣で宮廷余興係を務めた人物であり、下院議員の不当逮捕からの自由を勝ち取ったフェラーズ事件（1543 年）はよく知られている。

『王侯の没落』や『不運なる王侯の年代記』と比べると、『為政者の鑑』はもちろん文学作品としての側面も有していようが、どちらかという政治的進言書としての性格を強く帯びており、主にエリザベス治世下の「為政者」たちに向けて書かれたものだと言うことができよう。そして、このことは『為政者の鑑』の序文からも明らかである。

プラトンは、コモンウィールの統治に関する彼の有名な箴言の中で、特に次のような言葉を残している。即ち、「さて、それ〔コモンウィール〕は、野心的な欲求を抱く者 (the ambitious desyer) が官職を保有することのないような国家のことであろう」と。こうした言葉を耳にすると、貴殿らは (実に見事なことに) 官職とは如何なるもので、如何にして正当に授与されるべきかということについて、それは強欲な者たち (the greedy) が獵官を通じて得る利益 (gaynful spoyles) ではなく、慎慮ある者たち (the heedy) が負うべき労苦 (payneful toyles) であるとお感じになるかもしれない。あるいはまた、任務において勤勉で信用できる官吏ほどコモンウィールに必要なものはないとお感じになるかもしれない。¹⁷⁵

ここでは、プラトンを引用しながら、「任務において勤勉で信用できる官吏」を「コモンウィール」の要と位置づけるとともに、こうした「為政者」のあるべき姿もしくは理想像を提示するのがこの著作の目的であることが表明されている。特に官職とは、このような慎慮ある人間が負担すべき「労苦」であり、それを通じた利益の誘導を図る強欲な野心家は (少なくとも「コモンウィール」においては) 決して官職を保有してはならないとされる。

¹⁷⁴ 彼らの経歴については *ODNB*, [Baldwin, William], [Ferrers, George]; S.T.Bindoff, ed., *The House of Commons, 1509-1558, The History of Parliament*, 3vols. (London, 1982), vol.2, pp.129-31. また彼らの人脈については S.Brigden, *London and the Reformation* (Oxford, 1989), pp.545-74; J.Loach, *Parliament and the Crown in the Reign of Mary Tudor* (Oxford, 1986), pp.91-104, 182-92; J.D.Alsop, 'The Act for the Queen's Royal Power, 1554', *Parliamentary History* 13, no.3 (1994), pp.261-76 などを参照。

¹⁷⁵ Baldwin, *Myrroure for Magistrates*, sig.C2r.

なぜならば、元来官職は他者を扶助するために設けられたものであるにも拘らず、野心家（即ち、「権力」や「利益」を追求する者）は他者を蹴落としながら、自らの手で悪行を為すために官職を得ようとするからである¹⁷⁶。またこのような野心家は専ら自身の「利得」と「安楽」を求めるので、彼らが一旦官職を獲得し、それに伴う義務を果すように強いられたならば、彼らが当初官職を手に入れるのに躍起になった以上に、彼らの任務を免れようとするだろうと述べられる¹⁷⁷。そして、仮に野心家が官職を保有しないとすれば、当然「行政官としての権限を委任された（ministred）」者が官吏となるとされ、この場合、「人民は良き状態となり、良きコモンウィールが到来するに相違ない」と述べられる¹⁷⁸。というのも、「良き官吏がいれば、人民の状態が悪化することはない」からである¹⁷⁹。したがって、

このように、あらゆる国の善悪は統治者の善悪の中に存する。そして、それ故に、聖なる使徒たちが非常に熱心に我々に為政者のために祈るよう命じているのは、大きな理由がない訳ではないのである。というのも、実に全てのコモンウィールの富と平穩、また全てのコモンウィールの無秩序と困窮は、特に彼らを通じてやって来るから。¹⁸⁰

という結論が導き出されることになる。

いずれにせよ、この著作において「為政者」と言った場合、それは主に「コモンウィール」に尽くす慎慮ある良き官吏を指すのだが、このことは決して彼らが「コモンウィール」の主権者であるということの意味してはいないし、「コモンウィール」の政体から王権が排除されている訳でもない。それどころか、『為政者の鑑』はむしろこれとは逆の主張をしているのである。

浅ましき我等が君主に対する抵抗を思うとき、
我等は自身の所業を全く見落としている。
嘉する方をご自身の代理とされた

¹⁷⁶ *Ibid.*, sig.C2v.

¹⁷⁷ *Ibid.*, sig.C2v.

¹⁷⁸ *Ibid.*, sig.C2v.

¹⁷⁹ *Ibid.*, sig.C2v.

¹⁸⁰ *Ibid.*, sig.C2v.

神に刃向かい、その栄光に背くは我等。

それ故に、謀反人がその目的を成就させた例など未だなく、

全て悲惨な最期を遂げたのであり、

神の御心が変わらぬ限り、今後もそうなることだろう。¹⁸¹

ここでも、『説教集』やジョン・ジュウェルが主張したような神によって授けられた王権の擁護、あるいは王権に対する臣民の服従という理論が再現されている。このように、「コモンウィール」の官吏たる「為政者」は、神の代理人たる国王への服従を本分としながら、それに抵触しない範囲で「コモンウィール」のための任務を果すべき存在だったのである。

『為政者の鑑』の特筆すべきもう一つの性格は、この著作が全体を通して（汎ヨーロッパ性と対置される）イングランド意識を示しているということである。つまり、『為政者の鑑』は（スコットランド国王ジェームズ1世の暗殺のような事柄を取り扱った韻文を除いて）中世のイングランドの史実に題材を求めており、この時代に非業の死を遂げたイングランドの「暗君」もしくは「逆臣」の亡霊にその経緯を語らせている。そして、この著作の序文における次の一節ほど、こうしたイングランド意識を明確に示すものはあるまい。

このこと〔コモンウィールの統治が為政者に懸っているということ〕を証明するのにローマ人やギリシア人に触れる必要はないし、ユダヤ人、あるいは他の民族（other nations）に触れる必要もない。彼らのコモンウィールは、良き官吏ががいる間は常に栄え、邪悪な人間（noughty men）の支配下にあるときは常に腐敗し、衰退してきた。だが、（注意深くお読みになっていただければお分かりのように）我々自身の国の物語（Our owne countrey stories）は我々に十分な例を示してくれるだろう、既に十分目にされていなかったら良かったのであるが。¹⁸²

ここから明らかなように、『為政者の鑑』はあくまでイングランドの「コモンウィール」を主題としており、ローマやギリシアやユダヤといった他国（イングランド以外のヨーロッパ諸国）の歴史ではなく、イングランド史の解釈を通じて「為政者」のあるべき姿もしくは理想像を示すための著作であったと言えよう。

¹⁸¹ *Ibid.*, f.46v.

¹⁸² *Ibid.*, sig.C2v.

とりわけ、ロバート・トレジリアン (Tresilian, Robert, ?-1388) とその一味の没落を描いた韻文は、こうしたイングランド意識を示しつつ、王権への臣民の服従を通じたイングランドの「コモンウィール」の実現を説いている。トレジリアンはリチャード2世時代の王座裁判所長官であり、国王派と諸侯派の対立が高まる中、彼は前者の支持を表明していた。そもそもこの国王派と諸侯派の対立は、フランス・ブルゴーニュ連合艦隊に対する沿岸の軍備増強のための経費を求めて召集された、1386年秋の議会に端を発するものである。この議会において諸侯派は、サフォーク伯 (Pole, Michael de la, c.1330-89) らリチャード2世の寵臣の弾劾・解任や常設評議会の設置などを決議した。これに対し、トレジリアンを筆頭に法律家たちは、この議会の決定は越権で無効であり、常設評議会の設置を企図した者は反逆者として罰せられるべきだとした。しかしながら、その後トレジリアンは諸侯派により、サフォーク伯らと共に国王に対する反逆の廉で告発され、一時避難したものの間もなく捕らえられ、1388年に処刑された。

この韻文の中では、トレジリアンらはイングランドの制定法を恣意的に解釈することによって国王の不当な行為を正当化し、暴政を助長した人物として描かれている。

それ故に蠟と同じく如何ともならん法なれば、
臣民の生命・土地・財産の保障なく、ただ君主の恣意 (the princes wyll) があるのみ
だった。

そのために彼の王国が間もなく廃れたのは、
保身と破滅の絶対権力 (power absolute) を求める余り、
君主が人民の追い剥ぎになろうとしたからだ。

そして彼の欲望のための法を作り上げ、様々な言い訳を並べ立てたのだろうが、
首吊りと腸の抜き出しがあるのみで、慈悲などありはしなかった。¹⁸³

この箇所だけでは、法の恣意的な解釈を行っているのはリチャード2世自身であるように見えるが、君主がこうした悪しき行いをするのは偏にその寵臣たちの責任であるとされる。つまり、この韻文の作者 (フェラーズと考えられる) は史実から、5人の反逆罪告発貴族 (Lords Appellant) がリチャード2世本人ではなく、トレジリアンのような彼の寵臣を告

¹⁸³ *Ibid.*, f.2v.

発したということを知っていたのである¹⁸⁴。したがって、この韻文の主題は決して君主に対する抵抗権ではなく、次のような君主を取り巻く奸臣への警戒であった。

イングランドの貴族たち (The Baronye of Englande) はこうした権力の濫用に堪え兼ねて、

同意 (assent) によって召集されしコモンズと共謀し、

理性も約定ももたらされることはないと言う。

国王はあらゆるものの中で寛大なる厳格さ (his Rygor to relent) をお持ちだったので、

モーグリィ (Mawgree) [ノッティンガム伯のことか?] が力を尽くし、彼らは議会を召集した、

討議を止めぬあらゆる者に自由ある (Francke and free)、

同様に、ウィール・パブリック (weale publyke) と君主の地位 (the princes state) のための自由が存する議会をば。

その議会では、多くのことが提議され、

王権 (the regaly and ryghtes of the crowne) に関して議論された、

なぜならば、悲嘆に暮れることになるリチャード王は、

ご自身の榮譽を全く顧みず、

これも悪意のある助言 (synyster aduyse) のためで、全てをあべこべにされてしまったから。

王位の安泰のために、その者たちはこう考えた、

腐敗した助言者ども (His corrupt counsaylours) を、王から取り除かねばならないと。

185

¹⁸⁴ この史実については *Rotuli Parliamentorum*, 6vols. (London, 1767-77), vol.3, pp.229-33 を参照。また 5 人の反逆罪告発貴族とは、グロスタ公 (Thomas of Woodstock, 1st Duke of Gloucester, 1355-97)、アランデル伯 (FitzAlan, Richard, 11th Earl of Arundel, 1346-97)、ウォリック伯 (Beauchamp, Thomas de, 12th Earl of Warwick, 1338/39-1401)、ダービ伯 (Bolingbroke, Henry, Earl of Derby, 後の Henry IV, 1366-1413)、ノッティンガム伯 (Mowbray, Thomas de, 1st Earl of Nottingham, 1366-99) のことである。

¹⁸⁵ Baldwin, *Myrroure for Magistrates*, ff.2v-3r.

ここでは、反逆罪告発貴族はリチャード2世による王権の濫用に対して立ち上がった英雄として描かれており、彼らが王権の抑制のために利用したのが「ウィール・パブリック」と「君主の地位」のための自由なる議会であった。ただし、この議会が実際には反逆罪告発貴族によって招集されたにも拘らず、あたかもリチャード2世本人の意思で召集されたかのように描写されていることから窺えるが、ここでの主張は必ずしも君主に対する批判ではない。即ち、この韻文によると、リチャード2世が王権を濫用するに至った原因はあくまでトレジリアンらの「悪意のある助言」にあり、こうした「腐敗した助言者」は排除されるべき存在であった。したがって、ここでリチャード2世はむしろ奸臣に唆された被害者として描かれており、反逆者告発貴族は「王位の安泰」とイングランドの「コモンウェルス」のために蜂起したとされる。『為政者の鑑』はこのように（逆説的な奸臣についての描写も含めて）「為政者」のあるべき姿もしくは理想像を提示しながら、結局王権に対する臣民の服従を説いているのである。

以上のように、『為政者の鑑』は古代のギリシア、ローマといった他国（イングランド以外のヨーロッパ諸国）の歴史ではなく、中世のイングランド史の解釈を通じ、イングランドの「コモンウェルス」について論じた著作と言えるのだが、こうした脱ヨーロッパ的な意味でのイングランド意識を示すものであった。そして、『為政者の鑑』は文字通り、（時には逆説的に国王を取り巻く奸臣を描写することにより）「為政者」のあるべき姿もしくは理想像を示した著作であり、特に任務に忠実な官吏をイングランドという「コモンウィール」の要としたのだった。ただし、『為政者の鑑』の全体的な論調を考慮するならば、ここで提示されているのは積極的に政治参加する官吏というよりは、むしろ王権に服従する官吏である。即ち、前述の君主に対する抵抗の悲劇的結末を説いた韻文や「王位の安泰」のために蜂起した反逆者告発貴族を描いた韻文は、王権への臣民の服従こそがイングランドの「コモンウェルス」に適っている、というエリザベス治世前期の一般的思潮を反映したものだと言える。一方、『為政者の鑑』における「コモンウィール」のための自由なる議会という発想は、「コモンウェルス」のための臣民の服従を第一義とするイングランド意識とは異なる）政治的イングランド意識の成長に大きく寄与することになる、という点も付け加えておきたい。

(4) 小括

以上のように、ここではエリザベス治世前期（1558～70年頃）の（「コモンウェルス」概念によって表象される）イングランド意識について考察した。まず『説教集』に含まれる「服従に関する説教」と「不服従と意図的な反乱に対する説教」の中のイングランド意識は、反ローマ・カトリックという排外性を示しながら、臣民の王権もしくは国教会に対する服従を促すものであった。即ち、この二つの説教は、教皇もしくはローマ・カトリックの陰謀がイングランドに内乱をもたらすことにより、その「コモンウェルス」に損害を与えているとし、イングランドの歴史を持ち出しながらそのような陰謀を痛烈に批判した。ただし、これらの説教におけるイングランド意識は、こうした脱中世キリスト教共同体といった意味でのイングランド性を示しているものの、中世以来の「存在の大いなる連鎖」との連続性を有しており、政治参加というよりは国教会と神の代理人たる国王への臣民の服従を促すものであった。

一方、ジュウェルのイングランド意識は、エリザベス主導で行われる国教会の「改革」を基本的にイングランドの「コモンウェルス」に適ったものとし、教会と臣民は国教会の長たる国王に服従すべき存在だった。とりわけ、彼はイングランドという「クリスチャン・コモンウェルス」をプロテスタントの君主によって統治されるべきものとみなし、教皇もしくはローマ・カトリック教会をこの「クリスチャン・コモンウェルス」の平和を破る元凶として厳しく非難した。このように、彼のイングランド意識は反ローマ・カトリック（あるいは脱中世キリスト教共同体）を表明しながら、国教会の長たる国王に対する臣民の服従を促すものであった。その一方で、ジュウェルは教会と臣民による「クリスチャン・コモンウェルス」の「改革」の可能性を主張し、エリザベス国教会体制そのものに直接影響を及ぼさないと考えられる問題に限って、異議申し立てを行った。

また『為政者の鑑』は古代のギリシア、ローマといった他国（イングランド以外のヨーロッパ諸国）の歴史ではなく、中世のイングランド史の解釈を通じ、イングランドの「コモンウェルス」について論じた著作と言えるのだが、こうした脱ヨーロッパ的な意味でのイングランド意識を示すものだった。『為政者の鑑』は特に任務に忠実な官吏をイングランドという「コモンウィール」の要としてはいるが、ここで提示されているのは積極的に政治参加する官吏というよりはむしろ王権に服従する官吏であり、彼らの任務はこうした王権への服従という本分に抵触しない範囲で果されるべきものであった。

このように、エリザベス治世前期の（「コモンウェルス」概念によって表象される）イン

グランド意識は、政治参加というよりはむしろ国教会と王権に対する臣民の服従を促すものだった（それ故に、ここでの主題は政治的イングランド意識ではなく、あくまでイングランド意識であった）。言い換えるならば、国教会と王権への臣民の服従こそがイングランドの「コモンウェルス」に適っている、というのがこの時期の一般的思潮であった。したがって、当時のイングランド意識は、臣民が服従すべきイングランドという「コモンウェルス」を（とりわけ、神の「秩序」を体現した）理想国家として描く傾向にあった点でレトリック性の強いものであり、現実の政治的諸問題の解決という視点を欠いていた。こうした臣民の服従が声高に叫ばれた背景には、「存在の大いなる連鎖」といった中世思想との連続性も然ることながら、イングランドのプロテスタントイズムに依拠しつつ、ローマ・カトリックに抗して国教会体制を確立・維持せねばならなかった、当時のイングランドの歴史的状況があったと言える。したがって、我々はこの時期のイングランド意識に、中世キリスト教共同体という汎ヨーロッパ性と対置されるイングランド性を見出すことができる。このようなイングランド性の故に、ここでの事例は政治的イングランド意識の形成に貢献したと言えるし、ジュウェルの教会と臣民による「クリスチャン・コモンウェルス」の「改革」や『為政者の鑑』における「コモンウィール」のための自由なる議会といった発想は、(以下で検証する) 政治的イングランド意識の成長に大きく寄与することになるのである。

第2節 宮廷のプロテスタント人文主義者の政治的イングランド意識

(1) エリザベス治世前期のプロテスタント人文主義者と「ケンブリッジ・サークル」

前節で検証したように、エリザベス治世前期の（政治的ではない）イングランド意識は反ローマ・カトリックあるいは脱中世キリスト教共同体を表明しながら、イングランドの「コモンウェルス」のための国教会と王権に対する臣民の服従を促すものであった。そして、こうした意識はイングランドのプロテスタントイズムに依拠することにより、イングランドを神の「秩序」を体現した理想国家「コモンウェルス」とみなす傾向にあり、現実の政治的諸問題の解決という視点を欠いていた。一方、上記のようなイングランド意識が明確な形で政治性を持ち始め（即ち、政治的イングランド意識の形成）、イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加を喚起するようになるのもエリザベス治世前期であった。

16世紀初頭のイングランドでは、トマス・モア、トマス・エリオット、トマス・スターキーのようないわゆる「コモンウェルスマン」たちが登場し、主に出版物を通じて囲い込みなどの現実の政治的諸問題に取り組んだのは既に述べた通りだが、どちらかというとも彼らもまた（イングランド性と対置されるところの）汎ヨーロッパ性と普遍性を有する理想国家「コモンウェルス」について論じていると言える。確かに彼らは「コモンウェルス」という概念枠組みの中で、囲い込みのような現実のイングランド固有の政治的諸問題について論じてはいるが、彼らの取り上げる主題はかなり限定されていたし、そうした議論はあくまで中世キリスト教共同体における倫理上・道徳上の「改革」のために為された¹⁸⁶。また君主のあるべき姿を説きたいわゆる「君主の鑑」や、（個別具体的な政策提言というよりは）君主に対する「助言」行為そのものの重要性を説いた進言書のように、彼らは（イングランド以外の場所でも適用可能な）普遍的な理想国家「コモンウェルス」を描き出したのである。つまり、彼らはこうした普遍的な理想国家（例えば、有徳な君主と「活動的市民」の結合体としての「コモンウェルス」といったような）を提示することによって、より抽象的なレベルで政治的諸問題の解決を試みたと言える。その後こうした出版活動は下火になっていったとされるが¹⁸⁷、モアたちの「コモンウェルス」論はエリザベス期におけ

¹⁸⁶ 例えば、熱心なカトリックの改革者として知られるトマス・モアは、『ユートピア』においてヨーロッパのカトリックのための理想国家「コモンウェルス」を描いたとされている。この点については S.J.E.Surtz, *The Praise of Pleasure* (Cambridge, 1957), pp.2-7 を参照。

¹⁸⁷ この点については Bush, *Renaissance and English Humanism*; Chambers, *Thomas More*; Caspari, *Humanism and Social Order*; 植村『テューダー・ヒューマニズム研究序説』などを参照。

る政治的イングランド意識の成長の起源となった。

特にモアたちの「コモンウェルス」論は、1530年代にケンブリッジ大学で教育を受けたプロテスタント人文主義者のサークルによって継承されたのだが、この中には若き日のウィリアム・セシル、ロジャー・アスカム (Ascham, Roger, 1515-68)、ジョン・ポネット (Ponet, John, 1514?-56)、ジョン・エイルマ (Aylmer, John, 1521-94) らの姿があった¹⁸⁸。彼らは政治的生活の基礎として「共同体の同意 (the consent of the community)」を重視し、イングランドをそれに適した独自の統治構造を持った共同体とみなした¹⁸⁹。同時に彼らは、そのような共同体や統治構造は変化するものと考えたとともにこうした変化を肯定的に捉え、自らをイングランド人の国家を良い方向へ導くための「改革者 (reformers)」とみなしたのである¹⁹⁰。加えて、彼らは国家を把握する際に「コモンウェルス」全般について考察しただけでなく、イングランド自体 (の「コモンウェルス」) についても考察した¹⁹¹。言い換えるならば、彼らは国家について論じるに当たり、古代ギリシア・ローマの言葉のみならず、彼ら自身のイングランドの言葉を用いたのである。とりわけ、彼らはケクロの伝統に依拠しながら、こうした言葉と実際の政治的活動を密接不可分のものとみなし、このような言語形態は共同体のための活動から生じると考えた。いずれにせよ、「ケンブリッジ・サークル」は、エリザベス期のイングランドに多くの有能な政治家や知識人を提供することになったのである。

ここでは、この「ケンブリッジ・サークル」の中でも、特にエリザベス治世前期のイングランドの宮廷のプロテスタント人文主義者として政治の最前線で活躍し、それ故に政治的イングランド意識、換言するならば、(汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体あるいは普遍的な理想国家と対置される) イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識、を人一倍強く持っていたと思われるニコラス・ベイコン (Bacon, Sir Nicholas, 1509-79) とトマス・スミスの思想について取り上げる。エリザベス治世前期のイングランドでは、(ヘンリ 8 世期以降) 政府の立場が二転三転することによってますます混迷を深める宗教問題、また 1563 年の議会における職人規制法・新救貧法・囲い込み規制法などの制定が物語るように、囲い込みや物価騰貴、それに伴う貧民の発生といった問題が浮上

¹⁸⁸ この「ケンブリッジ・サークル」については W.S.Hudson, *The Cambridge Connection and the Elizabethan Settlement of 1559* (Durham, 1980) に詳しい。

¹⁸⁹ J.F.McDiarmid, 'Common Consent, *Latinitas*, and the "Monarchical Republic" in mid-Tudor Humanism', in idem, ed., *Monarchical Republic*, p.56.

¹⁹⁰ *Ibid.*, p.56.

¹⁹¹ *Ibid.*, pp.59-60.

し、宮廷のプロテスタント人文主義者であったベイコンとスミスは、自らこうした現実のイングランド固有の政治的諸問題に取り組む機会を得たのだった。

(2) ニコラス・ベイコンの政治的イングランド意識

(i) 1559年1月25日の議会演説

まずニコラス・ベイコンが1559年に行った議会演説の中の政治的イングランド意識について考察したいと思うのだが、当時のイングランド臣民の数少ない国政参与の場とも言える議会は、(政治活動の上であれ、政治理論の上であれ)政治参加を主張する際の有力な手段であった。彼のこの演説は、議会をイングランドの「コモンウェルス」を実現するための場所と捉えながら、(国王至上法と礼拝統一法という)エリザベス国教会体制を確固たるものとするための法案の通過を訴え掛けるものだった。

ニコラス・ベイコンはエリザベス期の有力な政治家・顧問官、またフランシス・ベイコンの父親として広く知られているが、その一方でグラマー・スクールの設立やそのカリキュラム改革、あるいは彼の蔵書のケンブリッジ大学への寄付などの事実が示すように、人文主義的な「レトリック」教育の普及に尽力した人物である¹⁹²。とりわけ、ベイコン自身は前述の「ケンブリッジ・サークル」の若干前の世代であるが、それでもこの蔵書の寄付から窺えるように、彼は同大学における人脈を重要視したのだった。またベイコンは、エリザベス期イングランドにおける雄弁家の一人として知られており¹⁹³、彼は「レトリック」のサンプルとして当時の議会演説を蒐集もしくは推敲していた¹⁹⁴。同時にベイコン自身、国璽尚書であった(在任期間:1558-79)ために、彼の議会演説は比較的多くの記録が残されている。この国璽尚書の演説は議会が召集された理由を説明することなどを目的としており、女王と上下両院の議員たちの面前で行われた¹⁹⁵。

例えばエリザベス治世の第1議会(1559年1月23日～5月8日)におけるニコラス・

¹⁹² R.Tittler, *Nicholas Bacon: The Making of a Tudor Statesman* (London, 1976), pp.58-61. またベイコンの経歴については *ODNB*, [Bacon, Sir Nicholas] を参照。

¹⁹³ George Puttenham, *The Arte of English Poesie* (London, 1589) [G.D.Willcock and A.Walker, eds., *The Arte of English Poesie* (Cambridge, 1936), p.140]. Cf. Ben Jonson, *Discoveries* (1641) [G.B.Harrison, ed., *Discoveries* (London, 1922; repr. Edinburgh, 1966), p.37].

¹⁹⁴ Mack, *Elizabethan Rhetoric*, p.216.

¹⁹⁵ J.E.Neale, *The Elizabethan House of Commons* (London, 1949), pp.340-41; G.R.Elton, *The Parliament of England, 1559-1581* (Cambridge, 1986), pp.29-32.

バイコンの演説は、エリザベスの宗教に関する見解を代弁する一方で、宗教的寛容を希求することによって当時の宗教問題をスムーズに解決するという彼自身の立場を表明するものであったと言える。同時に、この議会における彼の演説は、特にイングランドの「コモンウェルス」といった観点から、国内外のカトリック勢力に抗してイングランド国教会体制を確立すべきことを説いている。バイコンは同年1月25日に議会開会の演説を行ったのであるが、その中で彼は、この議会が召集された理由を次のように説明している。即ち、議員たちが協議すべき事項は三つあり、第一にイングランド臣民を「宗教に関する統一的な秩序 (an uniforme order of religion)」へと導くための法を制定すること、第二にイングランドの「世俗の秩序もしくは治安 (the civill orders or pollices)」に害を為しているあらゆる災いを改善・除去するための法を制定すること、第三に王国の状態について熟慮し、王国の安寧をもたらすための「最善策 (the best remedies)」を考案することであった¹⁹⁶。

言うまでもなく、この議会における最優先課題は国王至上法と礼拝統一法の制定であり、バイコンはここでその重要性について説いているのである。同時に彼は、当時のイングランドの宗教問題について特に世俗の事項と対比しながら言及しているのだが、このような対比は彼の次の発言に如実に示されている。

女王陛下 [エリザベス] は、そのご眼前に神を御覧じ、主の聖なるお教えとご助言 (his devine preceptes and counsells) にご配慮ないしはご留意なされていない訳ではないが、この協議においてまず第一に神の榮譽の促進 (advancemente of Gode's honor and glory) が模索されて然るべきだとお考えになっている。この榮譽とは、その上に全ての良きパブリック・ウィールに関する政策 (the pollicie of every good publique weale) が打ち立てられるべき確固たる土台、それに従ってパブリック・ウィールが全面的に統治されるべき公正なる指針 (straite lyne)、そして、それによってパブリック・ウィールが絶えず維持されるべき主要な支柱 (chiefe pillar and buttreuxe) の如きものである。¹⁹⁷

要するにバイコンは、この議会における討議は「神の榮譽の促進」を第一の目的としてお

¹⁹⁶ T.E.Hartley, ed., *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I* (Leicester, 1981), vol.I: 1558-1581, p.34.

¹⁹⁷ *Ibid.*, p.34.

り、「パブリック・ウィール」はこのような宗教に基づいて公正に統治されなければならない、と述べているのである。言い換えるならば、彼は世俗的な「パブリック・ウィール」の統治にとって宗教は不可欠な要素だと考えたのだった。同時に彼は、エリザベスが議員たちに対し、まず何よりも「神への義務 (dutie)」のために、それから「女王陛下と国 (countrie) への奉仕 (service)」のために、そして「諸君自身への愛 (love)」のために、この議会における一致を強く望んでいる、と述べている¹⁹⁸。このようにバイコン（あるいはエリザベス）は、イングランド臣民（ここでは下院議員）の義務として、世俗における義務よりも宗教における義務を上位に置いたのであった。また世俗における義務は、女王と国に対する公共的な義務と個人に対する私的な義務に区分され、前者の後者に対する優位が説かれている。いずれにせよ、バイコンによると、議会での討議はあくまで「敬虔な目的 (godlie purpose)」のために為されるものであり、「名声 (honour)」や「利益 (profit)」あるいは「私的な感情 (private affection)」とは無縁のものであった¹⁹⁹。そして彼は、このようなことに留意することにより、

諸君はまた本議会において明らかに、良き助言の大敵 (greate enemye to good councill) の如く、重要な事柄における協議 (consultacion) というよりは知力の誇示に、助言者 (counsellors) というよりは学者 (schollers) に、議会というよりは学校に似つかわしいあらゆる種類の論争、また全ての詭弁を弄する揚げ足取りの下らぬ議論や屁理屈を行うのを慎み、免れることだろう。²⁰⁰

と述べている。特に彼は、こうした無益な議論がローマ・カトリック批判という文脈の中で為される可能性を予測しながら、次のように釘を刺すのだった²⁰¹。即ち、彼はこの議会の討論において、「異端者 (heretike)」や「教会分離主義者 (schismatike)」や「教皇主義者 (papist)」といった煽情的な言葉が用いられることのないように懇願したのである。とはいえ、宗教的寛容を説くバイコンも基本的にはローマ・カトリックに批判的であり、彼はそれを「不快と憎悪と敵意」を増幅し、「あらゆる調和と結束 (all concorde and unitie) に対する完全なる敵」である「煽動的な派閥や党派 (seditious factions and sectes)」とみ

¹⁹⁸ *Ibid.*, p.34.

¹⁹⁹ *Ibid.*, p.34.

²⁰⁰ *Ibid.*, p.34.

²⁰¹ *Ibid.*, p.35.

なしている。したがって、彼はこの議会において、「如何なる種類の偶像崇拜あるいは迷信」を助長するようなことが決定されることのないように、また神に対する「侮辱もしくは不敬な振舞」や「無信仰 (irreligion)」の切っ掛けとなるものが提示されることのないように配慮すべきことを訴えたのである。その上で、ベイコンは議員たちに対し、「諸君の神への義務」、「諸君の国と自身への愛」、そして「非常に気高くいらっしゃる母なる保護者 (a patronesse) [エリザベス]」に衝き動かされながら、「神の荣誉、神の教会の設立、また王国の平穩 (tranquilitie) へと至るような法を制定」するために尽力するように呼び掛けたのだった²⁰²。

既に言及したように、ベイコンの「パブリック・ウィール」とは宗教に依拠して統治されるべきものであったが、同時にそれは法を通じて統治されるべきものだった。彼によると、王国の「コモンウェルス」とは裏腹に、「私的な利益のための方策 (private wealth's devise)」により、如何なる事が王国において実行され、法とされてきたかということを考えなければならなかった²⁰³。というのも、どのような法であれ、王国の「コモンウェルス」のための「法」が未だ制定されていないであろうからである²⁰⁴。それ故に彼は、あらゆる「法の不備 (imperfections of lawes)」や「法の欠陥 (wantes of lawes)」について検討し、そのような問題に関し、「法律上の無秩序や違反 (disorder and offence) の性質、臣民の傾向、そしてその時代の慣習 (the manner of the tyme)」を考慮しながら、「最も適した改善策 (their meetest remedies)」を提示するように議員たちに訴え掛けたのだった²⁰⁵。言い換えるならば、ベイコンはここで、「私的な利益」の対極に位置する王国の「コモンウェルス」を実現するための法が、議会を通じて整備される必要性について力説しているのである。

とはいえ、議会をイングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加の重要性を説いたベイコンの議論は、究極的には「神への義務」を前提としており、したがって国王の「絶対的権力」を補完するものに過ぎなかった。このことは、彼の次の言明から窺い知ることができる。

如何にして人〔良き真のイングランド人〕は、神聖なるお力と法をお持ちの神がこの

²⁰² *Ibid.*, p.35.

²⁰³ *Ibid.*, p.35.

²⁰⁴ *Ibid.*, p.35.

²⁰⁵ *Ibid.*, p.35.

王国の帝冠 (*imperial crown*) を一人の王女 [エリザベス] におもたらしになったと
いうことを思い出しながら [前記のような改善策について考慮することが] できるで
あろうか。その王女とは実に、王国の全身分の助言 (*advises*) により、非常に気高く、
入念に、進取のご気性で、注意深くあらゆる方法をきつと模索される方である。この
方法により、全ての無秩序や不都合は改善され、良きことは継続されるとともに揺ぎ
ないものとされ、偽りなき公正なるものは促進・推奨され、不誠実で邪悪なるものは
修正され、あらゆる点で全ての人間に対し、また常に困難のない状態で正義が遂行さ
れ、甘やかしや憐憫のない慈悲が行使されることになっているとしてもよかろう。²⁰⁶

既に言及したように、「コモンウェルス」は必ずしも君主政を否定するものではなく、ここ
でベイコンの「コモンウェルス」も「王国の帝冠」によって表象されており、したがって、
彼の公共的な政治参加は国王に対する忠誠と表裏一体であったと言える。この「帝冠」と
は古代ローマの「インペリウム (*imperium*)」概念に由来するものであり、内部と外部に
対する支配権を表象する語であった²⁰⁷。とりわけ、テューダー朝においては、1533 年の
上訴禁止法によって「イングランド王国は帝国 (*Empire*) である」と宣言され、また 1534
年に制定された国王至上法によって「我が主権者たる王は……アングリカーナ・エクレシ
ア (*Anglicana Ecclesia*) と呼ばれるイングランド教会の地上における唯一かつ至上の長
であり……王国の帝冠 (*Imperial Crown*) を備えている」と規定された²⁰⁸。言い換えるな
らば、この二つの法により、イングランドは国王を主権者とする主権国家であり、また聖
俗の諸事項に関する完全な自己決定権を持つ国家であることが明言されたのである²⁰⁹。初
期近代のヨーロッパにおいて、ローマ法はしばしば国王の「絶対的権力」を擁護するた
めに援用されたのであるが、以上のような「帝国」概念もローマ法の「国王は自らの領域に

²⁰⁶ *Ibid.*, p.36.

²⁰⁷ このような「インペリウム」概念の変遷については D. アーミテイジ著、平田雅博、
岩井淳、大西晴樹、井藤早織訳『帝国の誕生：ブリテン帝国のイデオロギー的起源』、日本
経済評論社、2005 年、40～49 頁 に詳しい。

²⁰⁸ *SR*, vol.3, pp.427-29.

²⁰⁹ テューダー朝における「帝国」理念については J.Guy, 'The Henrican Age', in
J.G.A.Pocock, eds., *The Varieties of British Political Thought, 1500-1800* (Cambridge,
1993); D.Hoak, 'The Iconography of the Crown Imperial', idem, ed., *Tudor Political
Culture* (Cambridge, 1995); A.Pagden, *Lords of all the World: Ideologies of Empire in
Spain, Britain and France c.1500-1800* (New Haven, 1995) などを参照。

において皇帝 (imperator) である」という法諺に基づいている²¹⁰。同時に、ベイコンが述べているように、こうした国王の主権は神に由来しており、いわゆる王権神授説へと繋がるものであった。このような「コモンウェルス」と「インペリウム」といった一見相互に矛盾する二つの概念の混在は、エリザベス期の政治思想の中に少なからず見受けられるが、こうしたアンビヴァレントな混在は「君主政共和国」の特徴をよく表しているように思われる。いずれにしても、ベイコンがここで主張している「議会内国王 (king in parliament)」は、神の代理人としての国王の一側面に過ぎなかったと言える。

(ii) 1559年5月8日の議会演説

以上のように、ベイコンの政治的イングランド意識は、イングランドの「コモンウェルス」のための臣民（ここでは下院議員）の公共的な政治参加（議会を通じた政治参加と法の制定）を要求しながら、(イングランド国教会体制の確立もしくは反ローマ・カトリックのための) 神に対する服従あるいは国王の主権をその本質としていた。その一方で、彼は同年5月8日に行われた議会閉会の演説において、「コモンウェルス」の統合原理として、神や国王に対する義務というよりはむしろイングランド固有のコモン・ロー(とその具体的な表れとしての議会制定法)の重要性を強調している。即ち、彼によると、①議員たちが「あらゆる良き助言の危険な敵」とも言える思慮のないその場しのぎのやり方を排し、より良い結論を出すために重大事項に関してじっくりと審議してきたこと、②あらゆる人間の知識と良心を言明するために用いられてきた「言論の自由 (freedom of speche)」を通じ、重要な事柄が議会において徹底的に議論・審議され、理性的に解決されてきたこと、③「神の栄光」と王国の「コモンウェルス」のために、そのような事柄が「一般的同意 (an universall consent and agremente)」にかなり近い形で議会において制定されてきたことなどを考慮すると、エリザベスは議員たちの英知と尽力を誉め称え、認めざるを得ないの

²¹⁰ 井内太郎「凱旋入市式にみるルネサンス君主像」、指昭博編『王はいかに受け入れられたか: 政治文化のイギリス史』、刀水書房、2007年、28～29頁。またローマ法と国王の「絶対的権力」の関係については B.Tierney, “The Prince Is Not Bound by the Laws: Accursius and the Origins of the Modern State”, *Comparative Studies in Society and History* 5 (1963); B.P.Levack, *The Civil Lawyers in England 1603-1641: A Political Study* (Oxford, 1973); idem, ‘Law and Ideology: The Civil Law and Theories of Absolutism in Elizabethan and Jacobean England’, in H.Dubrow and R.Strier, eds., *The Historical Renaissance: New Essays on Tudor and Stuart Literature and Culture* (Chicago, 1988); 土井『イギリス立憲政治の源流』、131～39頁を参照。

である²¹¹。

続いてベイコンは議員たちに対し、「諸君の英知と忠誠」を考慮すると、「良き法が奉仕する些細な目的」が執行されないでいることを思い出させる必要はないが、「古来の慣習 (aunciente order)」とはそのようなものなので前置きした上で²¹²、コモン・ローについて次のように語っている。つまり、コモン・ローの主な目的は三点あり、それは「女王の平和 (the Queene's peace)」を維持すること、臣民の間で「正義 (iustice)」を執行すること、そしてこの議会で制定された諸法に従い、宗教における「唯一の統一的な秩序 (one uniforme order)」を監視することである²¹³。それ故に彼は

人間の行為の基準となり、またコモンウェルスの悪を取り除くための良き法を定めるよう人が尽力するのは、偉大なる嗜好ではないか。²¹⁴

と主張するのであった。

ベイコンによると、とりわけ宗教における「唯一の統一的な秩序」は議員たちが真剣に取り組むべきものであり、議会の「卓越した思慮ある助言 (greate and deliberate advise)」によって確立されてきたものであったが、彼はこのような宗教的秩序の妨害を密かに企てる者たちがいることを危惧していた²¹⁵。そして、このような者たちについて考慮する際に、法を遵守する人間とそうでない人間がいるということに言及しておく必要がある、と彼は述べるのだった²¹⁶。ただし、こうした法を遵守しない人間を正すのもまた法の役割であり、そのことによって「コモンウェルス」の一体性は維持されるのである。この点について、彼は次のように言及している。

服従 (obedience) が為されず、また同様に服従の規則 (the rules of obedience) を破り、おそらく正にあらゆる騒乱の起源とも言える全ての派閥や党派を形成・維持・擁護することにより、必然的に破滅や人口減少をもたらすような場所に良き統治 (good governaunce) はあり得ない。それ故に、このようなことについて多大な注意が払わ

²¹¹ Hartley, ed., *Proceedings*, vol.I, p.47.

²¹² *Ibid.*, p.49.

²¹³ *Ibid.*, p.49.

²¹⁴ *Ibid.*, p.49.

²¹⁵ *Ibid.*, pp.50-51.

²¹⁶ *Ibid.*, p.51.

れるであろうし、現に見掛けるようになってきたこのような事態に対し、法の秩序 (the order of lawes) に従って厳格な矯正が為されるであろう。しかもそれ[法の秩序]は起源において、人物とは無関係に、ちょうどこの上なき敵対者の上に存するように、調和 (unitie and concorde) として存在し得るものであり、それなくしてもはやコモンウェルスの維持は不可能であるし、御存知のようにその上にこそ我々全員の盛衰が全面的に懸かっており、そのことは陛下のご統治についても言える。²¹⁷

もちろん、ここでベイコンの言う法は、具体的にはこの議会で制定された国王至上法と礼拝統一法を指しているのだが、彼にとってこれらの議会制定法は「服従の規則」であり、このような規則を破って「派閥や党派」(主にイングランド国内のカトリックを指しているものと思われる)を形成することは「良き統治」に反することを意味していた。同時にベイコンは、法の遵守が為されないことによって生じつつある「コモンウェルス」の弊害について指摘し、「法の秩序」に則って是正されるべきことを主張している。つまり、ベイコンの法とは、(ここでは国王と法の関係については明示されていないが)如何なる人間も遵守すべきものであり、その結果として「コモンウェルス」に「調和」がもたらされるのである。

以上のように、ニコラス・ベイコンが 1559 年に行った二つの議会演説に関する限り、彼の政治的イングランド意識は、議会をイングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民(下院議員)の公共的な政治参加を促すものであった。そして、ここでの政治参加とは、国王至上法と礼拝統一法といったイングランド国教会体制を確固たるものにする法案を議会で通過させるための議員たちの尽力を意味していた。ただし、こうした政治参加はイングランド国教会体制の確立のためのものだったこともあり、(ローマ・カトリック批判に見られる、脱中世キリスト教共同体というイングランド性を示しながら)結局ベイコンは神に対する服従を主張し、また彼の「インペリウム」概念が示唆するように、イングランド議会そのものの主権というよりは、「議会内国王」の主権を主張したと言える。したがって、彼はコモン・ロー(あるいはその具体的な表れとしての議会制定法)を臣民の政治参加の自由を保障するものというよりは、むしろ「コモンウェルス」の統合原理、つまり、イングランド人の間に「調和」をもたらすことによって「コモンウェルス」の一体性を維持するための、服従の法として提示したのである。

²¹⁷ *Ibid.*, p.51.

(3) トマス・スミスの政治的イングランド意識

(i) 『イングランド王国の繁栄についての一論』

続いてニコラス・ベイコンと同時代人であり、なおかつエリザベス期のイングランドで広く読まれた（と考えられる）「コモンウェルス」に関する著作を残したトマス・スミスの政治的イングランド意識について考察したい。スミスの政治的イングランド意識もまた、（汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体あるいは普遍的な理想国家と対置される）イングランドの「コモンウェルス」のための（臣民の服従ではなく）政治参加を喚起するものであった。

トマス・スミスは、エドワード 6 世期に枢密院に入り、国王秘書長官などの要職に就き、ウィリアム・セシルらと共にサマセット公 (Seymour, Edward, Earl of Hertford, 1st Duke of Somerset, 1506?-52) を強力に補佐したことで知られている²¹⁸。サマセット公の失脚に伴い、スミスも公職を奪われ、またプロテスタントであった彼はメアリ 1 世期において極めて不遇であったが、エリザベス即位後に政界に復帰することになった。即ち、彼は再び枢密院に入り、国王秘書長官・フランス大使・下院議員などとして活躍したのである。同時に彼は、しばしばテューダー朝の典型的なヒューマニスト、ケンブリッジ大学最初のローマ法欽定講座担当教授、あるいはアイルランド植民の推進者などとして描かれている。

このようにスミスは、ルネサンス人文主義や法学に造詣が深いばかりでなく、貨幣問題の専門家でもあり、エドワード 6 世期とエリザベス期の社会・経済問題に取り組んだ人物として知られている。スミスの『イングランド王国の繁栄についての一論²¹⁹』という著作

²¹⁸ スミスの経歴について、ここでは主に *ODNB*, [Smith, Sir Thomas] を参考に行っている。またスミスを取り扱った代表的な研究として M.Dewar, *Sir Thomas Smith: A Tudor Intellectual in Office* (London, 1964); N.Wood, 'Sir Thomas Smith's New 'Moral Philosophy'', in idem, *Foundations of Political Economy: Some Early Tudor View on State and Society* (Bakeley, 1994); A.McLaren, 'Reading Sir Thomas Smith's *De Republica Anglorum* as Protestant Apologetic', *Historical Journal* 42 (1999); 隅田哲司「エリザベス時代における一政治思想: T・スミスの議会内国王主権論」、『広島商大論集』第1巻、第2号、1961年などが挙げられる。

²¹⁹ E.Lamond, ed., *A Discourse of the Common Weal of this Realm of England: First Printed in 1581 and Commonly Attributed to W.S.* (Cambridge, 1954). また 出口勇蔵監修『近世ヒューマニズムの経済思想: イギリス絶対主義の一政策体系』、有斐閣、1957年には、スミスのこの著作が出版された時代背景の詳細な解説と共にその邦語訳が収録されて

は、正に彼のこのような活動の一環として著されたものであると言えよう。スミスのこの著作は、彼の死後、つまり 1581 年のロンドンにおいて初めて公刊されたのであるが、執筆年代はその内容から 1549 年頃と推定されている²²⁰。『イングランド王国の繁栄についての一論』はおそらくこの時期のイングランドが抱えていた現実の政治的諸問題を取り扱ったものであり、三部から成る対話形式で話が進められている。即ち、「第一の対話」では人民の不幸の諸相について、「第二の対話」ではそうした諸問題の原因について、「第三の対話」ではそれらに対する有効な対策について論じられている。

尤もこのような対話形式の著作は、トマス・モアの『ユートピア』もそうであるように、16 世紀のイングランドにおいて決して珍しいものではない。『イングランド王国の繁栄についての一論』では、ナイト・商人・ドクター・百姓・手工業者の五人がそれぞれイングランドの抱える諸問題について論じているのだが²²¹、こうした対話形式はスミス自身の見解を不明瞭にするとともに、この五人に各階層の利害を代表させることにより、当時の社会構成の縮図を示すのに役立っているように思われる。この五人は都市の衰微や宗教上の分裂などについても言及しているが、彼らの議論の中心テーマはあくまで貨幣改鑄・困り込み・物価騰貴といった問題、あるいはそうした問題に対処するための政策であった。言い換えるならば、スミスは『イングランド王国の繁栄についての一論』を著すことを通じて、このような（普遍的な理想国家ではなく）イングランドの現実の政治的諸問題に対する解決策を提示しようとしたのだ。とりわけ、スミスのこの著作における政治的イングランド意識は、イングランド王国に対する強い帰属意識を表明するとともに、イングランドの「コモンウェルス」のための臣民の積極的な政治参加を称揚している。

まずスミスは『イングランド王国の繁栄についての一論』を著した理由を次のように説

いる。

²²⁰ このように、『イングランド王国の繁栄についての一論』はエリザベス治世前期の著作ではないが、この著作がスミスの政治思想の根幹を成していること、また彼のもう一つの著作である『イングランド国制論』との思想上の連関を考慮し、ここで取り上げている。尤も『イングランド王国の繁栄についての一論』の著者を巡る論争も存在しない訳ではないが、ここではル・ブランシュの見解を採用し、スミスを著者とみなすことにする。因みに、こうした論争については 出口監修『近世ヒューマンイズムの経済思想』、172～94 頁 を参照。

²²¹ これら五人の登場人物の中で特にドクターは中心的な役割を果しており、ナイトがドクターに質問や反論を提示するといった形で対話が進行されている。ナイトは当時のイングランドで実際に行われていた政策を代弁し、それと対立するドクターの政策論は著者であるスミスの見解を示すものと考えられている。この点については 出口監修『近世ヒューマンイズムの経済思想』、195～96 頁 を参照。

明している。

我々が現在住処としているこのイングランドというコモンウェルスおよび王国 (this Commonwealth and Realm of England) が衰退していることに関し、様々な不平 (the manifold complainments of men) が存在し、今ではその問題がこれまでになく広範に論じられ、その原因についても人によって各々の言うところが異なっている。私はそれについて改革を行ったり、気を配ったりするのを任務としている国王評議会に属している者ではない。しかし、私も正にそのコモンウィールの一員 (a member of the same common weale) であり、またこのようなことを処理しなければならない議会の一員として召されている身でもあることを自覚しているので、自分がこの問題に縁も所縁もない者だと考えることができないのである。それはちょうど、沈没しかけている船に乗っている人が、自分はその船の船長でも水先案内でもないのだから、沈没の危険は一向に自分には関係のないことだなどと言えないのと同じことである。……まず最初に、人々は如何なる問題で悩んでいるのか、何がその原因なのかを考え、それが分かれば次に、如何にすればそのような悩みの種をなくすことができるのか、即ち、如何にすればコモンウィールを元のような良き状態に戻すことができるのかということについて考えてみようと思うのである。²²²

ここでスミスはイングランドを「コモンウェルスおよび王国」と呼ぶとともに、そこにおいて前述のような政治的諸問題が浮上し、「様々な不平」を引き起こしているということを描き出している。また特に彼は「コモンウェルス」と「王国」を並置することにより、両者が必ずしも相互に排他的な政体ではなく、このような意味でイングランドが「君主政共和国」であることを示唆している。同時にスミスは、(1553年にコーンウォールのグラムパウンド (Gram-pound) 選出の議員となっているのだが) まずは「議会の一員」として、そして何よりも「コモンウィールの一員」として、「コモンウェルス」改革の必要性を強く訴えているのである。彼はこのような「コモンウェルス」改革の論拠としてプラトンやキケロの議論を援用しているのだが、このことは次のナイトとドクターの遣り取りから窺い知ることができる。

²²² Lamond, ed., *A Discourse*, p.10.

ナイト：しかし、国王にもコモンウィールにも奉仕しなければなりません。というのは、神や国王が我々に貧しいながらも生活の糧をお与え下さるのは、他でもない、我々が隣人の間であって広くお互いに奉仕し合うためなのですから。

ドクター：あなたがそうお考えになるのなら、それも結構です。というのは、自然があなたやその他、理性の光 (the clear light of nature) に従おうとする全ての人の心の内に、そういう信念を植えつけたのですから。教養のある方ならご存知でいらっしゃるように、我々は自分一人のために生を受けたのではなく、一つには自分の国 (oure countrie) のため、親のため、同胞のため、また一つには友人や隣人のために役立つ人がためである、と申します。ですから、我々の内には如何なる美德 (goode vertues) も生れながらに備わっているのですが、美德というものは他人に善を施すことに顕れます……。²²³

ここでも、理性を備えた人間が国王と「コモンウィール」という自分の属する国のために奉仕すべきことが説かれているのだが、このような言明が前述のキケロの『義務について』に依拠しているということは明白であろう。ただし、ここで言う「美德」は古典的ヒューマニズムのそれというよりは、むしろキリスト教的な隣人愛に基づいたものであると言える。即ち、「神の属性」とは「常に他人に善を施すこと、自己の善を広く他人に分ち与えること」に存するのであり、「他人に善を施すとき、その行いは人間の内なる神の御姿を現している」のだった²²⁴。そして、人間と他の動物が区別される理由は正にこの点にあり、それ故に「野獣の如きこの魂なき安逸 (the ease of this carkasse)」を捨て去り、「神の高みへ至る魂の徳 (the vertue of the mynde)」を選ぶべきなのである²²⁵。とはいえ、スミスがドクターに語らせているように、「コモンウィール」には道德哲学に長じた「統治者 (governour)」や「顧問官 (counsaylor)」が不可欠であり、彼らの「助言」によって「コモンウィールの秩序は良く保たれ、不平の種もほとんどなくなる」のであった²²⁶。そして、スミスはこのように「コモンウェルス」における政治的主体を示した上で、貨幣改鑄・囲い込み・物価騰貴といった問題へと筆を進めるのだった。

まずスミスは、特に深刻な物不足に陥っている訳でもないにも拘らず、物価騰貴が進行

²²³ *Ibid.*, p.14.

²²⁴ *Ibid.*, p.14.

²²⁵ *Ibid.*, pp.14-15.

²²⁶ *Ibid.*, p.28.

しているといった現状を登場人物に指摘させた上で、「近頃の囲い込みや大放牧地 (these Inclosures and great pasturs)」がその原因ではないか、という問題を投げ掛ける²²⁷。この問題に対してドクターは、囲い込みが物価騰貴の唯一の原因ではないとしながらも、このまま囲い込みが推進されるならば、結局は国力を弱体化させることになるかと答えている²²⁸。一方、ナイトはエセックス、ケント、デヴォンなどの事例を持ち出し、囲い込みにも利点はあるのであって「決してコモンウィールを害するものではない」と述べる²²⁹。

これに対し、ドクターは囲い込み全体ではなく、「共同耕地を放牧地に替えるような囲い込み」や「共同権を有する人々に対して如何なる補償もなく強行されるような暴力的な囲い込み (violent Inclosures)」を非難するのだが、その論拠として彼は「他人を害する方法で、自分のみ利益を上げることは許されない」ことを挙げている²³⁰。この点について、ナイトとドクターはさらに次のような議論を展開している。

ナイト: 中には囲い込みを支持して、斯くの如き論法を持ち出した者もおります。即ち、全ての人はコモンウィールの一員であり、ある人に利益になることは、それと同じようにすれば他の人にも利益になろう。それ故、ある人の利益となり、また他の人の利益となる事柄は、結局全ての人の利益となり、したがってまたコモンウェルスにとっても利益となる、ということになる。莫大な財宝といっても数多くのペニーの集まりで、1 ペニー、1 ペニーと寄せ集めて巨大な額となるものだが、ちょうどそれと同様に、人間が一人一人加え合わされるとコモンウィール全体が出来上がってくるのだ、といった風に。

ドクター: その議論は (何かと条件を付け足せば) 正しいと言えるでしょう。なるほど、一人一人の人間にとって利益になる事柄は、(他人を害さない場合には) コモンウィール全体にとっても利益になりますが、他人を害する場合にはそうとは言えないでしょう。さもなくば、掠奪や盗みの類も恐らくある人々には利益になっているのですから、コモンウィール全体にとって有利だということになってしまうでしょう。けれども、そのようなことは誰も承認しないでしょう。ところが、この囲い込みのやり口というのは、ちょうどそれと同じで、ある人には利益になっても、多くの人々に弊害

²²⁷ *Ibid.*, pp.37, 48.

²²⁸ *Ibid.*, pp.48-49.

²²⁹ *Ibid.*, p.49.

²³⁰ *Ibid.*, pp.49-50.

をもたらしているのです。²³¹

要するに、ここでは囲い込みを支持する者とそうでない者の見解の相違について言及されているのだが、こうした見解の相違が両者の異なった「コモンウィール」の捉え方に起因するということが指摘されているのである。つまり、囲い込みの支持者にとって、「コモンウィール」とは人間の結合体であるが故に、個人の利益の追求は結局は「コモンウィール」全体の利益に繋がる。これに対し、囲い込みの批判者はこういった主張に一定の理解を示しながらも、個人の利益の追求が他人にもたらす弊害を問題視し、囲い込みをその最たるものとみなす。尤も「コモンウィール」全体の利益をこのような弊害から守るため、法を通じて囲い込みを禁止することもできるが、実際にはそれほどの効果はないだろうと述べられる²³²。ドクターはその代替案として、「羊毛を穀物と同様に、その生産者から見て低い値段に抑えておくこと」と「未加工のまま輸出される羊毛の関税を引き上げること」を提案するのだった²³³。

とりわけ、後者に関して言うならば、イングランドの原料を輸出し、外国人にそれを加工させ、その製品をイングランドに買い戻すことが問題とされ、彼らの議論は多少排外的なトーンを帯びることになる。即ち、彼らによると、外国人は「我々 [イングランド人] の負担で仕事にありついている」のであり、「我が国の財貨や財宝 (goods and treasure) が絶えず奪われている」のだった²³⁴。また彼らはこうした問題の背景として、イングランド製品よりも外国製品の方が廉価であることを指摘しながら、それでもなおイングランド製品を買う方がイングランド人には好ましいと主張する。というのも、「外国へ出て行く利益は、たとえどんなに僅かなものでも、我々にとってはすっかり損になる」のに対し、「我々お互いの中で得られる利益は、大きければ大きいだけそっくりそのまま、王国内に貯えられる」からであった²³⁵。そして、その具体策として、イングランドでも外国でも生産できるような製品について、海外から輸入してイングランド国内で販売するのを禁止するための法の制定が提案されるのであるが、ナイトはこうした提案は外国君主との経済的同盟に

²³¹ *Ibid.*, pp.50-51.

²³² *Ibid.*, p.50.

²³³ *Ibid.*, pp.54-55.

²³⁴ *Ibid.*, pp.64-65.

²³⁵ *Ibid.*, p.65.

抵触するのではないかと危惧する²³⁶。これに対して、ドクターは次のような回答を行っている。

ドクター：その提案が同盟 (league) に違反しているか否か、私には分かりませんし、そもそもそういう同盟というものがあるのかも存じません。しかし、私の考えをお話ししますと、我々の利益になる法を制定するのを妨げるなどというのは、真に不思議な同盟だと思います。仮にそうした同盟があるとしたら、それを遵守していくよりも、むしろ破棄してしまった方がましでしょう。それを破棄すれば我々には利益が得られますが、それを遵守したところで弊害があるのみです。我々が同盟に加わるとすれば、それは我が国の繁栄 (oure wealth) に役立つことが目的なので、それを阻害するのが目的ではないと思います。したがって、我がコモンウェルスに阻害するような同盟は尊重されはしないでしょう。²³⁷

このように彼は、外国との経済的同盟によって逆にイングランドが損害を被っていると考え、こうした同盟の破棄さえ主張している。そして、このような主張の論拠として彼は、(経済上の目的に限らず) 外国との同盟はイングランドの繁栄、即ち、「コモンウェルス」といった観点から結ばれるべきことを挙げているのである。

同時に、イングランドにおける物価騰貴と貧困の原因として、鑄貨や貨幣の品質の低下・悪化が挙げられる。ドクターによると、外国人はこのようなイングランド貨幣の改悪に乗じ、「銅で我が国の金銀を買ったり、我が国から財宝を持ち出したりする」だけでなく、「我が国の主要商品をいわばただで買う方法まで考え出して」いる²³⁸。つまり彼は、イングランド貨幣が外国の間で信用を失い、外国人がイングランドの金銀や主要商品と引き換えに銅を持ち込んだために、イングランドでは金銀が不足するようになったと言うのである。とりわけ、こうした貨幣の改悪が行われて以来、「外国人たちが我が国の鑄貨を偽造し、これを我が国に持ち込む手立てを見つけ、我が国の金銀との引き換えに、また我が国の主要商品の代金の支払いに、これを使った」とされる²³⁹。その結果、イングランドは外国商品を高値で買わねばならなくなり、イングランド側も貿易における損失を避けるためにイン

²³⁶ *Ibid.*, pp.65-67.

²³⁷ *Ibid.*, p.67.

²³⁸ *Ibid.*, p.69.

²³⁹ *Ibid.*, p.78.

グランド商品を高値で売らざるを得なくなり、そうした理由で国内で物価騰貴が進行しているのだと述べられる²⁴⁰。

ドクターはこのような金銀の流出を防ぐために、イングランドの特定の商品の輸出に制限を加えて支払いを金銀で受けること、また代金の三分の一ないし半分は広く流通している鑄貨で支払われない限り輸出を認めないようにすることを主張する²⁴¹。具体的に彼は、「海外から持ち込まれる多くのがらくた (so many trifles) の輸入を禁止」し、イングランドから輸入された原料で生産された外国製品が「一切 [イングランド] 国内で売りさばかれないようにする」こと、そして、イングランド商品が「未加工のまま輸出されるのを禁止」することを提案するのだった²⁴²。その一方で、ナイトは（当時のイングランドの経済政策のように）羊毛を国内で加工するよりも、未加工のまま輸出した方が多くの利益が得られ、流出した金銀を取り戻すことができると反論する²⁴³。これに対してドクターは、その場合、牧羊業のみが行われるようになり、他の全ての職業が廃れてしまい、国の弱体化に繋がると答えている²⁴⁴。それ故に彼は、「牧羊業という職業はコモンウェルスのためにも、国の存続のためにもならない」と結論するのだった²⁴⁵。

このように、スミスの『イングランド王国の繁栄についての一論』は、イングランドの現実の政治的諸問題に対する解決策の提示を目的としながら、イングランド王国への彼の強い帰属意識を示していた。つまり、スミスはイングランドの「コモンウェルス」という観点から貨幣改鑄・困い込み・物価騰貴といった現実の問題について論じ、また金銀流出などを通じてイングランド経済に大きな損害をもたらしている（とスミスが考えた）外国の影響力の除去（具体的には、貿易の制限と外国商品の排斥によるイングランド経済の保護）という排外的な主張を行ったのである。そして、こうした（普遍的な理想国家という域を脱し、しかも脱ヨーロッパ的な性格を強く帯びた）スミスの政治的イングランド意識は、イングランドの「コモンウェルス」のための臣民の積極的な政治参加を促すものであり、彼は特にキケロの『義務について』に依拠しながら、臣民の国王と「コモンウィール」という自分の属する国家に対する公共的な奉仕の重要性を訴えたのだった。

²⁴⁰ *Ibid.*, p.80.

²⁴¹ *Ibid.*, p.87.

²⁴² *Ibid.*, p.88.

²⁴³ *Ibid.*, p.88.

²⁴⁴ *Ibid.*, p.90.

²⁴⁵ *Ibid.*, p.90.

(ii) 『イングランド国制論』

以上のように、我々は『イングランド王国の繁栄についての一論』の中に、スミスの政治的イングランド意識を垣間見ることができる。ただし、彼はこの著作において、イングランドの「コモンウェルス」が如何なる政体や統治機構によって保障されるものなのか、あるいは臣民の政治参加の具体的方法を示していない。これらの問題については、スミスのもう一つの著作である『イングランド国制論』で論じられることになるのだが、その際に彼は（先のニコラス・ベイコンの議会演説のように）議회를イングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を説いたのだった。

この『イングランド国制論』は、スミスがフランス大使であった 1562～65 年頃にその草稿が三巻本の形で執筆され、やはり彼の死後である 1583 年に出版された（タイトルこそラテン語になっているが、中身は英語で書かれている）。ほぼ同時期に出版されたウィリアム・ハリソン (Harrison, William, 1534-93) の『イングランドの状態 (*Description of England*)』(1577 年) という著作との類似性が指摘されているように、スミスの『イングランド国制論』は文字通りイングランドの国制もしくは社会構造の分析に主眼を置いたものである。従来の研究では、『イングランド国制論』はしばしばイングランド法をルネサンス人文主義といった大陸のパースペクティブの下に考察した著作、あるいは議会主権や議事手続といったイングランド議会の重要性を説いた著作として取り上げられてきた。特にスミスがこの著作において、議会主権（あるいは「混合君主政」）を主張した目的としては、イングランド議会の卓越性を強調することにより、エドワード 6 世・メアリ 1 世・エリザベス 1 世と幼年もしくは女性の君主が三代続いたイングランドの国制を正当化することが考えられる。同時に、「歴史的スタイルと哲学的スタイルの間²⁴⁶」と評されているように、それはまたスミスがギリシアのポリスに関するアリストテレスの著作を参照しながら、「コモンウェルスと統治」について考察した作品でもある。別の見方をすれば、スミスはこの著作で君主の資質とは関係なく、常にイングランド王国に「コモンウェルス」をもたらすための恒久的な統治システムを提示しようとしたのであり、彼はその答えを「混合君主政」あるいは議会主権の中に見出したのである。

まずスミスは『イングランド国制論』において、「コモンウェルス」を「戦時や平時においても自らを守るために、共同の意思と誓約 (common accord & couenautes) によって

²⁴⁶ Alston, ed., *De Republica Anglorum*, p.xiii.

集まり、結合した自由な人々 (a multitude of free men) の社会 (a society)、あるいは共同の活動 (common doing) である」と定義している²⁴⁷。同時に我々はこの『イングランド国制論』という著作から、スミスの観想的なユートピア論に対する嫌悪と、「コモンウェルス」改革への持続的な関心と意欲を見出すことができる。つまり、トマス・モアに代表される 16 世紀初頭の「コモンウェルスマン」たちが、ギリシア・ローマ古典やキリスト教思想の倫理・道徳に基づきながら、(中世キリスト教共同体の改革のために) 普遍的な理想国家「コモンウェルス」を描き出したのとは対照的に、スミスは現実のイングランドの国制に関するより具体的な「貴兄の目の前に正しく置かれたコモンウェルスの計画あるいは見取図 (a proiect or table of a common wealth)」を示そうとしたのだった²⁴⁸。いずれにせよ、彼がこの著作について、「より良き業務の遂行 (the better administration) のために助言を与え、君主とコモンウェルスに対する奉仕を果そうとする善意 (good will) を抱き、それを実践する者にとって無益ではない」と述べているように²⁴⁹、『イングランド国制論』は為政者の職務遂行の手引書とも言えるものであった。

それでは、スミスにとって、こうしたイングランドという「コモンウェルス」が採用すべき最も適した政体とはどのようなものだったのであろうか。前述のような「共同の意思と誓約」に基づいた、自由なる人民の結合体といった「コモンウェルス」観を根拠に、スミスを社会契約論者もしくは近代民主政治理論の先駆者とみなすのは全く当を得ていない。即ち、スミスはアリストテレス的手法を用いながら、統治者の性格に応じ、「コモンウェルス」の存在形態を君主政・貴族政・民主政、さらにこれらをそれぞれ善悪の観点から二分し、計六種類の政体について説明している²⁵⁰。そして、イングランド王国は貴族政でも民主政でもなく、「ただ国王陛下のみが普遍的な権威をご行使なさってきた」のであり、歴史的過程を通じて「一個の統一君主国 (one Monarchie) に成長した」という主張が雄弁に物語るように²⁵¹、スミスが君主政論者であったことは否定し得ない事実である。

そして、スミスは次のように、こうした君主政論を貴族政論もしくは民主政論と整合させることにより、イングランドという「コモンウェルス」の政体の特徴づけるのだった。

²⁴⁷ Smith, *De Repvblica Anglorvm*, sig.C1v.

²⁴⁸ *Ibid.*, sig.Q3v.

²⁴⁹ *Ibid.*, sig.Q4r.

²⁵⁰ *Ibid.*, sigs.B1r-B2r.

²⁵¹ *Ibid.*, sig.C1r-C1v.

コモンウェルスまたは政体 (*gouvernements*) は、最も通常単一なもの (*simple*) ではなく、混合されたもの (*mixt*) である。……上記の諸政治形態のいずれか一つにより、絶対的にまた実直に構成されているコモンウェルスあるいは政体を見出すことはほとんど、否、全く不可能であろう。そうではなく、コモンウェルスあるいは政体は常に他のものと混合されており、また常に、そしてほとんどの場合、他のものよりも強く、他のものを圧するところのもの名を有するに他ならない。²⁵²

このように、スミスは「混合君主政」論を持ち出すことによってイングランドの政体を定義するとともに、前述のような君主政・貴族政・民主政といった政体上の問題を統一的に把握したのであった。つまり彼は、(後にモンテスキューが恐らくはこうした議論を踏まえて権力分立の理論を展開した際のように)「混合君主政」をイングランド特有の政体として認識していたのである。

そして、スミスはイングランドという「コモンウェルス」の政体が「混合君主政」であるべき理由として、潜在的に君主政が孕む危険性について指摘している。即ち、彼によれば、あらゆる「コモンウェルス」にとって「正義」とは、「法が常に財産 (*estate*) を維持するように作られる」ことにあり、その場合には臣民の服従は正であり、逆に不服従は不正である²⁵³。ただし、彼のこうした言明は必ずしもテューダー朝のイングランドにおいて支配的であった国王に対する無抵抗論を意味してはいない。というのも、このような統治の正当性は、それが「正義」に適っている限りにおいて、言い換えるならば、各人の財産の享受を維持する限りにおいて存在し、臣民の服従はその対価として支払われるべきものと考えられるからである。したがって、「国王 (*king*)」の名に値するのは人民の利益を良く保護する君主のことであり、逆にこれを収奪する者は単なる「専制君主 (*tyrant*)」に過ぎないとされた²⁵⁴。スミスの定義によると、「国王」とは王位の「継承もしくは選挙によ

²⁵² *Ibid.*, sig.B3r. 「ケンブリッジ・サークル」の一員であったジョン・エイルマもまた、『忠良なる臣民の避難港』(John Aylmer, *An Harborovve for Faithfvll and Treuve Svbiectes, agaynst the Late Blowne Blaste, Concerninge the Gouvernēt of VVemen. Wherin Be Confuted All Such Reasons as a Straunger of Late Made in that Behalfe, with a Breife Exhortation to Obedience* (Strasbourg, 1559; STC 1005)) の中で、イングランドの「コモンウェルス」(具体的には、イングランドにおけるプロテスタンティズムの維持)を実現するための最も適した政体として「混合君主政」を提唱し、その際に議会の果す役割を強調している。

²⁵³ Smith, *De Repvblica Anglorvm*, sigs.B2v-B3r.

²⁵⁴ *Ibid.*, sigs.B3v-B4r.

って、人民の善意 (the good will of the people) を伴いつつ統治に当たる」者のことであり、「法」と「衡平 (equitie)」に基づいて「コモンウェルス」を統治し、自身の所有物と同じように「人民の利益 (the profit of the people) を追求する」のだった。一方、「専制君主」とは「人民の意思に反して、武力によって君主の座に着いた」者のことであり、「既に作られた法を自身の好むままに破壊し、人民の助言と同意 (the advise and consent of the people) なしに法を制定し、共同体の人々の富 (the wealth of his communes) を重視しない」のである。

こうして、王国の「コモンウェルス」を「専制君主」の支配から守るものとしての法の重要性が主張されることになるのだが、これに関してスミスは次のように言及している。

しかし、利益 (profite) のあるべき姿があるように、正義 (right) のあるべき姿がある。そして、統治者の側 (the ruling and Soueraigne part) が統治のためにならないことを命ずる可能性があるのと同様、公正なる人間 (the iust man) が (仮に彼の公正で誠実な意図 (his iust and true meaning) に反するようなことがなければ) 憤慨し、そのような過失を改めるとともに、コモンウェルスを促進し、コモンウェルスに資するようなことを行う可能性がある。というのも、既に制定された法に反する行いを試みる者は、それだけ法によって公正に糾弾されることになるからである。それは、その者の行いが統治者の定めし法や法令に反しているという理由に因る。²⁵⁵

このように、スミスの「コモンウェルス」は法を通じて統治されるべきものであり、統治者と雖も法を無視することはできないのだった。仮に統治者が失政を犯した場合、「公正なる人間」が「コモンウェルス」のために、法に基づいてそのような統治者を糾弾せねばならないとされる。換言するならば、スミスはこうした法の制約を受けた「国王」の統治といったロジックの中に、「混合君主政」の実現可能性を看取したのである。そして、彼のこのような思考は議会主権という議論へ収斂していく。

その際にスミスはまず、「コモンウェルス」はそれぞれの国の「人民の本性 (the nature of the people)」に従って形成されるという古代ギリシア的な理解の延長線上で、自然的身体とのアナロジーで「ボディ・ポリティーク」を説く中世の政体観を展開する²⁵⁶。即ち、

²⁵⁵ *Ibid.*, sig.B1v.

²⁵⁶ *Ibid.*, sigs.D1r-D2v.

それぞれの「コモンウェルス」は「人民の本性」に応じて「政治的身体 (bodie politique)」を形作り、様々な「部位 (parts)」へと分節化していく。このように、スミスは古典的ヒューマニズム（特にアリストテレス）の政治理論を持ち出すことによって「コモンウェルス」一般における法と統治の問題を論じつつ、中世の「ボディ・ポリティーク」の理念に立って社会の分節化という文脈の中で「コモンウェルス」の統治形態を説明するのだった。そして、こうした「コモンウェルス」の統治構造は、正に王国全体と等価のイングランド議会によって表現されることになる。この点にこそ、スミスの議論の斬新さがあるのであり、彼は普遍的な理想国家「コモンウェルス」における倫理・道徳について論じたのではなく、イングランドの「コモンウェルス」をもたらすための、現実の統治機構としての議会（およびそれを通じた臣民の政治参加）について論じたのである。

特にスミスは『イングランド国制論』の第二巻において、イングランド議会とその権威について次のように述べている。

イングランド王国の最高かつ絶対的な権力 (The most high and absolute power) は議会に存する。……〔諸身分の代表者たちは〕コモンウェルスにとって良きかつ必要なものを助言し、協議し、提示するため、また共に協議を行うために〔議会に〕出席し、それから賢明な熟慮 (mature deliberation) に基づき、あらゆる法案もしくは法が三度朗読され、議論される……議会の同意に基づいて成されるところのものは、不拔にして不動、聖なるもの (firme, stable, and sanctum) と呼ばれ、法とみなされる。議会は古い法を廃し、新しい法を作り、過去の事柄および起るべき将来の事柄に秩序を与える。²⁵⁷

スミスはこのように議会主権論を展開しているのであるが、彼の議会は「コモンウェルス」の良き統治を実現するためのものであると同時に、既に旧法を改廃し、新法を制定し得る優れて立法府的な存在であった。そして彼は、イングランド議会にこのような立法権を含めた諸権限が付与されている理由について、次のように説明している。即ち、如何なる身分の者であろうとも、イングランド人は自分自身で、あるいは委任や代理を通じて、「君主から最下層の者に至るまで (from the Prince to the lowest person of Englande)」議会へ

²⁵⁷ *Ibid.*, sigs.F1v-F2r.

出席するように企図されているからである²⁵⁸。それ故に、「議会の同意はそれぞれ全ての人の同意として受け取られる」とスミスは述べるのだった²⁵⁹。

その一方で彼は、議会での法の制定における君主の役割について次のように言及している。

こうして後、君主自ら両院に出席し、同意ならびに許可を与える。これが君主ならびに全王国の行為 (the Princes and whole realmes deede) というものであり、これに対して何人と雖も正当に苦情を述べることはできず、それを有益なるものと認め、それに従わなければならない。²⁶⁰

要するにスミスにとって、イングランド議会は国王と臣民の協働の場であったと言える。国王の存在なくして議会の権威はあり得ず、法の改廃・制定の際に国王の承認は必須条件であった。同時に、国王も被治者の「同意」なくしては如何なる法も制定し得ず、臣民の権利を変更することも不可能であった。それ故に、国王が専断的に法を変革することは事実上不可能とされ、国王権力を制限し、イングランド臣民の諸権利の安全弁たるコモン・ローが変更されるためには「議会の同意」が必要であったのである。そして、このような全王国の一致した「同意」こそが、スミスの議会主権の正統性の根拠であったと言える。尤もこうした議会主権論とは異なる、スミスの「戦時 (war time)」における国王の「絶対的権力 (absolute power)」という議論は到底無視し得ないものであり²⁶¹、彼が提唱する議会主権もまた (前述のニコラス・ベイコンのものと同じく) 王権による制約を免れることはできなかった。

このように、『イングランド国制論』はスミスの政治的イングランド意識を示すものであり、彼はイングランドの「コモンウェルス」を実現するための統治機構として議会を重視し、議会を通じた臣民の政治参加を説いたのである。こうした政治参加は「議会の同意」という形を取るものであり、スミスの議会主権論は (ニコラス・ベイコンのものとは異なり) 議会制定法もしくはコモン・ローを通じた制限王政を示唆していた。またスミスはこの著作において、中世の「ボディ・ポリティーク」の理念や古典的ヒューマニズムの政治

²⁵⁸ *Ibid.*, sig.F2r.

²⁵⁹ *Ibid.*, sig.F2r.

²⁶⁰ *Ibid.*, sig.F2r.

²⁶¹ このようなスミスの議論については *Ibid.*, sigs.G2r-G4r を参照。

理論に依拠しながら、普遍的な理想国家「コモンウェルス」を描いているように見えるが、彼はむしろ（こうした理念や理論を援用することを通じ）イングランド議会という現実の統治機構の卓越性を示すことに主眼を置いていたと言える。いずれにせよ、スミスは『イングランド国制論』において、国王と議会の協働という統治システムを他のヨーロッパ諸国にはない、イングランド特有のものとして評価し、こうした優れた統治システムこそイングランドの「コモンウェルス」を保障するものだと確信していたのである。

(4) 小括

以上のように、ニコラス・ベイコンの議会演説とトマス・スミスの著作は、エリザベス治世前期（1558～70年頃）における政治的イングランド意識の形成を示すものであり、彼らは（汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体あるいは普遍的な理想国家と対置される）イングランドの「コモンウェルス」のための（前節で検証したような臣民の服従ではなく）政治参加を称揚したのだった。ベイコンとスミスの政治的イングランド意識は、臣民の国政参与の機会がかなり限定されていた当時のイングランドにあって、特に議회를イングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を促すものであった。

まずニコラス・ベイコンが1559年に行った二つの議会演説は、イングランドの「コモンウェルス」を実現するための臣民（下院議員）の公共的な政治参加を促すものだった。ここでの政治参加とは国王至上法と礼拝統一法を議会で通過させるための議員たちの尽力を意味し、こうした政治参加がイングランド国教会体制の確立を目的としていたこともあり、（反ローマ・カトリックもしくは脱中世キリスト教共同体を表明しながら）結局ベイコンは神に対する服従を主張することになった。またベイコンの「インペリウム」概念が示唆するように、彼はイングランド議会そのものの主権というよりは、「議会内国王」の主権を主張したと言える。したがって、彼はコモン・ロー（あるいは議会制定法）を臣民の政治参加の自由を保障するものというよりは、むしろイングランド人の中に「調和」をもたらすことによって「コモンウェルス」の一体性を維持するための、服従の法として提示したのである。

一方、トマス・スミスは『イングランド王国の繁栄についての一論』において、イングランドの「コモンウェルス」という観点から貨幣改鋳・困い込み・物価騰貴といった現実

の政治的諸問題について論じ、金銀流出などを通じてイングランド経済に大きな損害をもたらしている（とスミスが考えた）外国の影響力の除去（貿易の制限と外国商品の排斥によるイングランド経済の保護）という排外的な主張を行った。このような（普遍的な理想国家という域を脱し、同時に脱ヨーロッパ的な性格を強く帯びた）スミスの政治的イングランド意識は臣民の積極的な政治参加を促すものであり、彼は（特にキケロの『義務について』に依拠しながら）臣民の国王と「コモンウィール」という自分の属する国家に対する公共的な奉仕の重要性を訴えた。

そして、このような「コモンウェルス」が如何なる政体や統治機構によって保障されるものなのか、あるいは臣民の政治参加の具体的方法についてはスミスのもう一つの著作である『イングランド国制論』で論じられているのだが、この中で彼はイングランドの「コモンウェルス」を実現するための統治機構として議会を重視し、議会を通じた臣民の政治参加を説いた。こうした政治参加は「議会の同意」という形を取るものであり、スミスの議会主権論は、議会制定法もしくはコモン・ローを通じた制限王政を示唆していた。要するに、彼は（普遍的な理想国家「コモンウェルス」ではなく）イングランド議会という現実の統治機構の卓越性を示そうとしたのであり、国王と議会の協働という「コモンウェルス」の統治システムを（他のヨーロッパ諸国には存在しない）イングランド特有のものとして評価したのである。

このように、ベイコンやスミスの如きエリザベス治世前期の（「ケンブリッジ・サークル」出身の）宮廷のプロテスタント人文主義者は政治的イングランド意識、即ち、（汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体あるいは普遍的な理想国家と対置される）イングランドの「コモンウェルス」のための（臣民の服従ではなく）政治参加の意識、を強く持っていた。ベイコンとスミスの議論は、「コモンウェルス」という大きな国家もしくは政治共同体を前提としていたが故に、（宮廷の顧問官の政治的義務というよりは）議会を通じた、より広い意味での政治参加を強調することになったと言えよう。そして、イングランドの「コモンウェルス」を実現する場としての議会、といった彼らの議論は、エリザベス期のイングランドにおいて臣民の政治参加を主張する際のモデルと言うべきものだった。そうした意味で、政治的イングランド意識を言動において最初に明示し、その形成を成し遂げたのは、ベイコンやスミスのような宮廷のプロテスタント人文主義者であった。

第3章 政治的イングランド意識の発展（1570、80年代）：宮廷外の政治的領域への普及

第1節 下院議員の政治的イングランド意識

（1）議会史研究の成果とエリザベス期の議員の政治意識について

前章で検証したように、エリザベス治世前期（1558～70年頃）においては、（汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体や普遍的な理想国家と対置される）イングランドの「コモンウェルス」のための臣民の服従といった一般的思潮（イングランド意識）が見られる一方で、このような意識が臣民の政治参加を促すものへと方向転換しつつあった（即ち、政治的イングランド意識の形成）のもまた事実であった。そして、こうした政治的イングランド意識の形成の主体は、ニコラス・ベイコンやトマス・スミスの如き宮廷のプロテスタント人文主義者だった。とりわけ、ベイコンとスミスは（宮廷の顧問官の政治的義務について説くというよりは）イングランドの「コモンウェルス」を実現する場として議회를重視し、議会を通じた臣民の政治参加を説いた。こういった宮廷のプロテスタント人文主義者の議論は、エリザベス治世中期（1570、80年代）に宮廷外の政治的領域に普及し、多様な解釈を生み出しつつ政治的イングランド意識を発展させることになった。

エリザベス期の議員（特に下院議員）たちにとって、イングランドの「コモンウェルス」はある程度共有された関心事の一つであり²⁶²、彼らの政治的イングランド意識が（ベイコンやスミスのものと同様）議会を通じた政治参加と「コモンウェルス」の実現を強調したとしても別段驚くに当たらないだろう。ここではまず、エリザベス治世中期の下院議員たち²⁶³の政治的イングランド意識を検証するに先立ち、エリザベス期の（宮廷外の政治的領域としての）議会あるいは議員たちの政治意識について概観しておきたい。

テューダー朝の議会に関する A. F. ポラードの考察によると、古典的ヒューマニズムは強力な君主の統治を肯定し、イングランドの立憲的伝統に比較的無関心であった。例え

²⁶² 例えば、R. C. マンデンは 1589～1614年に議会に提出された法案を7つに分類しながら考察しているのだが、その中には「コモンウェルスに関する不満」（特許権・徴発権・財務府行政などの国家全体の事柄についての法案）という項目が設けられている。詳しくは R.C.Munden, “All the Privy Council being Members of this House”: A Note on the Constitutional Significance of Procedure in the House of Commons, 1589-1614’, *Parliamentary History* 12 (1993) を参照。因みに、残りの6項目は、宗教に関する問題／法律改革／農業・交易・産業の運営／社会統制／私的・個人的・地方的問題／国家政策および財政、である。

²⁶³ 本節で中心的に取り上げる二人の下院議員の出身地および議員経歴については以下の通り。Wentworth, Peter (1524-97), of Lillingstone Lovell, Oxon.; Barnstaple (1571), Tregony (1572), Northampton (1586, 89, 93)／Hooker *alias* Vowell, John (c.1527-1601), of Exeter, Devon; Exeter (1571, 86).

ばポラードは、テューダー朝のヒューマニストたちは（ギリシア、ローマの古典を中心とした）学問の研究に没頭する余り、政治への関心を失い、議会について言及することはほとんどなかったとしている²⁶⁴。これに対し、J. E. ニールはオクス・ブリッジおよび法学院出身者の増加を根拠に、エリザベス期の下院議員の資質の向上を指摘した上で²⁶⁵、古典的ヒューマニズムと当時の議会は必ずしも無関係ではなかった、と主張している。即ち、ヘンリ 8 世期以来、「人文学」が次第にその地盤を拡大しつつあった大学・法学院教育を通じ、彼らは人文主義的教養を身につけていった。そして、16 世紀半ばのイングランドでは議会の立法を通じ、正しい繁栄した「共通の富・福祉」（即ち、「コモンウィール」）の配分をもたらすことができる、と考えられるようになったのである²⁶⁶。同時にニールは、組織的な「ピューリタン反対派 (Puritan choir)」を中心とした、王権に対する下院の勢力の伸張を指摘するとともに、下院議員の選挙における地方ジェントリの政治意識の高まりを指摘した²⁶⁷。

このようないわばホイッグ的なニールの解釈は、「修正主義者²⁶⁸」と呼ばれる人々によって異議が唱えられるようになった。例えば G. R. エルトンは、議会と国王の対立が生じたのは極めて稀であり、議会の主要な機能は立法であったとしている²⁶⁹。同時に彼は、上院の役割を重視し、ニールが主張したような「ピューリタン反対派」の存在を否定した。また M. A. R. グレーヴスは、ニールによって「ピューリタン反対派」の中心的人物とされたトマス・ノートン (Norton, Thomas, c.1530-84) らが、実は枢密院にとっての「議会実務家 (man of business)」であり、政府の有力者の代理人であったと主張している²⁷⁰。

²⁶⁴ A.F.Pollard, *Factors in Modern History* (London, 3rd ed., 1948), pp.64-65.

²⁶⁵ Neale, *Elizabethan House of Commons*, ch.15.

²⁶⁶ Ferguson, *Articulate Citizen*, ch. X III.

²⁶⁷ J.E.Neale, *Elizabeth I and her Parliaments*, 2vols. (London, 1953, 57).

²⁶⁸ ここでは主に 1960 年代後半から 70 年代にかけて、ニール説に対して異議を唱えた一連の歴史家たちを指すが、既に言及した如く、「修正主義」は議会史の枠内に止まるものではない。

²⁶⁹ エルトンの議会に関する研究については G.R.Elton, 'Tudor Government: The Points of Contact: I. Parliament', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th ser., 24 (1974); idem, 'Parliament in the Reign of Elizabeth I', in C.Haigh, ed., *The Reign of Elizabeth I* (London, 1984); idem, *The Parliament of England, 1559-1581* (Cambridge, 1986) などを参照。

²⁷⁰ グレーヴスの主要な著作・論文としては M.A.R.Graves, 'Thomas Norton the Parliament Man: An Elizabethan M.P., 1559-1581', *Historical Journal* 23 (1980); idem, 'The Management of the Elizabethan House of Commons: The Council's Men of Business', *Parliamentary History* 2 (1982); idem, 'The Common Lawyers and the Privy Council's Parliamentary Men of Business, 1554-1601', *Parliamentary History* 8 (1989);

N. L. ジョーンズは、女王が最も対処に苦しんだのは下院における「ピューリタン反対派」ではなく、上院の保守的なカトリック勢力だったとしているし²⁷¹、M. A. キシュランスキーは「1640年以前においては、イデオロギーが議員選出の過程から欠落していた」と述べ、D. ハーストの批判を受けた²⁷²。これらに加え、より精緻な実証に依拠しながら、16世紀後半の下院議席の創設は、ニールが指摘したような地方ジェントリの政治意識の高まりではなく、「パトロン・クライアント関係を強化する媒体の増強²⁷³」のために為された、と主張する研究も存在する。

以上のような議会史研究の成果を考慮すると、エリザベス期の議会を政治的イデオロギーのみで説明することができないのは明らかである。とはいえ、このことは、エリザベス期の議会において政治的イデオロギーが如何なる有用性も持っていなかった、ということの意味してはいない。(16世紀末までに)下院が「古来の国制」という政治的イデオロギーを抱くようになったというポコックの指摘については既に説明した通りであるし²⁷⁴、またエリザベス期の議会では公的法案と私的法案の区別が曖昧であったため、法案提出に際して私的利益の獲得はその目的として掲げられず、「公共善」(即ち、「コモンウェルス」)が前面に押し出されていったとも主張されている²⁷⁵。

(2) ピータ・ウェントワースの議会における「言論の自由」

エリザベス期の下院議員の資質の向上は議会演説において発揮された、とニールが指摘しているように²⁷⁶、議会演説は我々が当時の議員たちの政治意識を考察する際の有力な手掛りだと言える。エリザベス期において、議会演説は聴衆を感動させるための一種の芸術と化し、議員たちは可能な限りの機知を駆使し、豊富な学識を以てその裏づけを行ったの

idem, *Thomas Norton: The Parliament Man* (Oxford, 1994) などが挙げられる。

²⁷¹ N.L.Jones, *Faith by Statute: Parliament and the Settlement of Religion, 1559* (London, 1982).

²⁷² M.A.Kishlansky, *Parliamentary Selection: Social and Political Choice in Early Modern England* (Cambridge, 1986), p.16. Cf.N.L.Jones, 'Parliament and the Governance of Elizabethan England: A Review', *Albion* 19 (1987), pp.335-38; D.Hirst, 'Review of Kishlansky', *Albion* 19 (1987), pp.428-34.

²⁷³ 仲丸英起『名誉としての議席：近世イングランドの議会と統治構造』、慶應義塾大学出版会、2011年、285頁。

²⁷⁴ Pocock, *Ancient Constitution*, pp.30-69.

²⁷⁵ D.M.Dean, 'Public or Private?: London, Leather and Legislation in Elizabethan England', *Historical Journal* 31 (1988).

²⁷⁶ Neale, *Elizabethan House of Commons*, pp.407-12.

である。例えば、彼らの演説には古典もしくは聖書からの引用、また過去の歴史から取った実例が数多く挿入されている。同時に、演説を飾り立て、美化するためのラテン語の文章も随所に見られる。そして、これらの「レトリック」が聴衆を説得するとともに、発言者の教養を誇示するためのものであったことは言うまでもない²⁷⁷。それ故、議場で公開される予定の演説の準備には長い時間がかけられ、多大の努力が傾注された。議会における「言論の自由」を主張したことで有名なピータ・ウェントワースの議会演説も、その2、3年前に作成されたものであり、推敲を重ねて出来上がったものと言われている²⁷⁸。

ウェントワースは1576年2月8日の議会（第4議会の第2会期）において、一法案の朗読が終わるや否や突然立ち上がり、いわゆる「言論の自由」と題する演説を行った。この議会演説はウェントワースの政治的イングランド意識を示すものであり、彼は（ベイコンやスミスのように）議会をイングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を主張した。また、この演説の中でウェントワースは、議会は「言論の自由」を有しているが故にイングランドの「コモンウェルス」を実現することができる」と述べるとともに、「敬虔なる者たち (godly men)」が議会において神の意志を推進すべきであると主張した²⁷⁹。さらに彼は、立法の場としての議会の権利を擁護することにより、(先の議会でエリザベスが行使した法案拒否のような) 国王の議会を越えた権限を非合法的なものとなし²⁸⁰。

周知の通り、このウェントワースの演説に対しては様々な評価が為されている。例えば、ウェントワースは「自由 (liberty)」と「放縦 (licence)」の間の境界を越えてしまったのであり、彼はこの演説を通じ、神と正しい関係にあり、王国の「助言者 (counsellor)」としての「官職 (office)」を保持した者たちによってエリザベスの意志が制限され得ることを説いたという見解がある²⁸¹。同時に、この出来事は正常な議会政治においてそれほど重

²⁷⁷ Mack, *Elizabethan Rhetoric*, pp.215-16.

²⁷⁸ J.E.Neale, 'Peter Wentworth: Part I', *English Historical Review*, vol.xxxix (1924), p.43; S.T.Bindoff, *Tudor England* (Pelican Books, rep., 1952), p.232.

²⁷⁹ 1576年のウェントワースの演説あるいはその考察については J.E.Neale, 'The Commons' Privilege of Free Speech in Parliament', in E.B.Fryde and E.Miller, eds., *Historical Studies of the English Parliaments* (Cambridge, 1970); T.E.Hartley, *Elizabeth's Parliaments: Queen, Lords and Commons 1559-1601* (Manchester, 1992), ch.7; A.N.McLaren, *Political Culture in the Reign of Elizabeth I: Queen and Commonwealth 1558-1585* (Cambridge, 1999), pp.189-94などを参照。

²⁸⁰ D.Starkey, 'Court History in Perspective', in idem, ed., *The English Court: From the War of the Roses to the Civil War* (London, 1987).

²⁸¹ McLaren, *Political Culture*, p.193.

要なものではなく、ウェントワースは自身の演説が如何なる支持も得ることができないことを予期していたし、そして実際に支持を得ることはなかった、とされている²⁸²。即ち、エリザベスの法案拒否に対して不満を抱いていた他の議員たちでさえ、概して彼女の最終決定権を認めていたし、ウェントワースのような挑発的な言動を取ろうとはしなかったのである。一方、ウェントワースの言動に対する王権側の対応に目を向けるならば、この事件は議会において立憲的理論を実践に移そうとして失敗した事例に他ならない。言い換えるならば、立憲的理論が理論としてある間は安全であるが、その現実への適用が試みられた場合、エリザベスと枢密院はこれを決して放任しなかったのである²⁸³。ともあれ、ウェントワースのこの演説は途中で中止させられ、その後彼は委員会による審問を経て、ロンドン塔に収監されることになった。

ニールらによると、ウェントワースの議会での言動は「公人」としての生活や経験を求めることではなく、下院におけるピューリタン勢力を強化するためのものであった²⁸⁴。このような主張は一面の真理があるものの、少なくとも 1576 年のウェントワースの議会演説に関する限り、彼の公共概念に根差した政治的イングランド意識を見落しているように思われる。つまり、彼はこの演説において、「神」・「君主」（もしくは「女王」）・「コモンウェルス」（もしくは「ステイト (state)」）に対する「愛 (love)」という観点から、議会における「言論の自由」を主張したのである。また彼は、バイコンの議会演説とは異なり、「神」と「法」という語を持ち出すことによって臣民の服従を説くのではなく、むしろ「神」と「法」に反する「敵 (enemy)」・「おべっか使い (flatterer)」・「反逆者 (traitor)」(エリザベス自身というよりは、彼女を唆すことによって先の議会で可決された法案を拒否させた者たち) を糾弾している。

ウェントワースは、この議会演説の冒頭で「自由 (libertye) の名は甘美であるが、それ自体は計るべからざる全ての財宝を凌ぐ価値である」と述べた上で、現実にはそれとは裏腹に、王国のための「言論の自由」が大いに侵害されつつある、と警告している²⁸⁵。というのも、「自由な言論の場 (a place of free speech) と称せられる本院において、自由なる言論ほど君主とステイトの維持のために必要なものは何もない」のであり、これなくして

²⁸² Mack, *Elizabethan Rhetoric*, p.242.

²⁸³ 植村雅彦「ウェントワース事件をめぐる一考察：エリザベス治世における絶対性と立憲性」、『西洋史学』第 22 号、1954 年、39 頁。

²⁸⁴ Neale, 'Peter Wentworth', p.38; 植村「ウェントワース事件をめぐる一考察」、24 頁。

²⁸⁵ Hartley, ed., *Proceedings*, vol.I, pp.425-26.

議会は議会ではなくなり、「諂いと虚構の学校 (school of flattery and dissimulation)」に墮してしまい、もはや「神を栄光あらしめ、コモンウェルスに益するに相応しい場」とは言えないからである²⁸⁶。このように、ウェントワースの政治的イングランド意識もまた、議会在イングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を促すものであったのだが、特に彼は議会における「言論の自由」をその根拠としたのだった。とりわけ、次のウェントワースの発言は、彼のこうした考えをよく示しているように思われる。

それで、我々が君主とステイトのあらゆる敵を改心させ給うように、またそこ〔議会〕において罪を犯してきた彼らをお許しとなるように、然り、もはやそこで罪を犯さぬために彼らにご慈悲をお与えとなるように、私は全身全霊で神に祈願するのである。たとえそうであっても、我々はこの名誉あるカウンスル (honourable counsell)〔議会〕に対するあらゆる侮辱を耳にしてきたので、というのも議長殿、確かにそれは決して些細な罪ではなく、我々はそのにおいて神と我々が君主とステイトに背き、彼らによって我々に課された信用 (confidence) を濫用しているので、我々が安寧 (peaces) を保持することをお許しとなるよう私は真に心より神に請い願うのである。それ故に、神はその大いなるご慈悲のために、我々が今後はそこにおいて庶子 (bastards) や卑怯者 (dastards) ではなく、嫡子 (rightly begotten children) として神の敵、我々が君主の敵、ステイトの敵を臆することなく厳しく戒めることを通じ、神がお据えとなったこの我々の崇高な義務を皆が果すであろうことを、また我々が良きこと、即ち、神の榮譽を称え、我々が高貴なる女王とコモンウェルスを守ることに對する悪事と殺戮 (evill and cleavers) を嫌悪することを示す可能性をお認めとなろう。というのも、これらは我々が唯一この場にて目指すべきものだからである。私は斯くも真剣なので、ご良心のために愛、我が君主とコモンウェルスへの愛の証となられる神、正義を促進するための神を受け入れる。²⁸⁷

このようにウェントワースにとり、議会という「名誉あるカウンスル」は「神」と「君主」(もしくは「女王」と「コモンウェルス」(もしくは「ステイト」)に資するものでなけれ

²⁸⁶ *Ibid.*, p.426.

²⁸⁷ *Ibid.*, p.433.

ばならず、議員たちがそこで「諂い」を行うことによって彼らに課された「信用を濫用」するのは、これらに弊害をもたらす危険性があるが故に厳しく非難されるべきものであった。これこそ、ウェントワースのこの議会演説の基調であり、彼は「神」と「君主」（もしくは「女王」と「コモンウェルス」（もしくは「ステイト）」への「愛」を繰り返し説きながら、議会における「言論の自由」の必要性を訴え掛けたのだった。またウェントワースは、ここで「コモンウェルス」と「ステイト」という語を併用しているのだが、彼の「ステイト」は決して近代的な主権概念を伴った統治機構としての国家を意味していないし、「活動的市民」の人的結合体としての「コモンウェルス」とは異なり、特に公共性という点で価値中立的なものだと言える。

このように、ウェントワースはイングランドという「コモンウェルス」（もしくは「ステイト」）に対する「愛」を強調しているのだが、議会演説においてこうした愛国主義的とも言えるイングランド性が表明されるのは決して珍しいことではなく²⁸⁸、例えば、メアリ・ステュアートの処刑を巡り、ヨブ・スロックモートンが1586年11月4日に行った議会演説もこのような性格を強く帯びたものであった。即ち、彼はイングランドという「福音の王国 (a kingdome of the gospell)」にメアリ・ステュアートを擁護しようとする者たちがいることを批判した上で、「本院の権限 (the power of this Howse) を否定」し、「あの十の蛇 [メアリ・ステュアート] の首 (tene such serpent's heads)」を切り落さないのは反逆である、と述べている²⁸⁹。ヘンリ・ジャックマンが1589年3月12日頃に行った議会演説は、移民商人に関する法案を巡って為されたこともあり、次のように排外的とさえ言えるほどの強い愛国主義的なイングランド性を保持していた²⁹⁰。まず彼は、上記の法案が「名誉ある議会」に「この王国に生れし臣民 (the naturall borne subiect of this realme) と我々の間に居住している外国人 (the stranger inhabiting amongst us) を巡る論争を巻き起している」と述べた上で、「正に我が国・我が同胞 (my countrye and nation) という名は、私の耳には余りに心地よく、私の心には余りに愉快である」と強いイングランド性を示している。同時に、彼は「あらゆる人々が大切に思うそのすべての関係を祖国はただ一つで包括している (omnes omnium charitates una patria complexa est)」と述べな

²⁸⁸ ヨブ・スロックモートンとヘンリ・ジャックマンの出身地および議員経歴は次の通り。Throckmorton, Job (c.1545-1601), of Haseley, Warws., later of Canons Ashby, Northants.; East Retford (1572), Warwick (1586)/Jackman, Henry (c.1551-?1606), of London; Calne (1589, 93), Hindon (1597), Westbury (1601).

²⁸⁹ Hartley, ed., *Proceedings*, vol. II, pp.229, 32.

²⁹⁰ *Ibid.*, pp.480-81.

がら、上記の法案が「全ての法、即ち、自然法と神法の根拠」と両立するか、あるいは「コモンウェルスの共通の利益 (the profit and commoditie of the common wealth)」と両立するか、ということについて検討されねばならないと訴え掛けるのだった。要するにジャックマンは、イングランド (人) の「コモンウェルス」といった観点から、この法案の審議が議会において為されるべきことを説いているのであり、我々はこうした主張の中に彼の政治的イングランド意識を垣間見ることができる。

既に言及したように、ウェントワースは前述の議会演説の後、委員会による審問を受けることになるのだが、ここで彼は議会における「言論の自由」の根拠を次のように提示している。

仮に閣下らが女王陛下の顧問官 (councillors) として、私を尋問なさるならば、失礼とは存じますが、答弁を控えさせていただきます。私は自分が出て来た場所 [議会] に対し、そのような侮辱をしようとは思いません。というのも私は今、私人 (private person) ではないからです。私はその場所では公人 (publicque) であるとともに、[議員という] 国全体 (the whole state) の顧問官でもあり、そこでは私が自分の意見を自由に話すことが法律で認められておりますが、閣下らが (助言者 (counsellors) として)、私が議会で話す如何なることも説明するようご命令なさることはできません。そしてそれ故、仮に閣下らが女王陛下の助言者として、私を尋問なさるならば、失礼とは存じますが、答弁を控えさせていただきます。しかし、仮に閣下らが議会の委員として、私を尋問なさるならば、私は喜んで自分ができ得る限りの答弁を致しましょう。²⁹¹

要するにウェントワースは、彼の尋問に立ち会った枢密顧問官たちと同様、自らを「助言」を行うための「官職」を有した「顧問官」とみなし、議会における「言論の自由」を主張したのだった (尤も彼は、私的な「女王陛下の顧問官」と公的な「国全体の顧問官」を区別している)。16 世紀のイングランドでは、このように 'counsel' (後の 'council') と 'counsel' の区別が徐々に為され、'councillor' が「官職」を保有した公的な「助言者」を意味するようになる一方で、'counsel' は「助言」行為全般を示すためより広く用いられる

²⁹¹ *Ibid.*, p.435.

ようになっていった²⁹²。ただし、枢密顧問官たちは常に（枢密院会議などを通じた）「官職に拠る助言（official counsel）」を行っていた訳ではなく、しばしば（より個人的な）「官職に拠らない助言（unofficial counsel）」も行っていた。そしてこのような「官職に拠らない助言」は、エリザベスと「助言者」たちを癒着させることにより、彼らの意見、あるいは彼らの女王との関係が「混合君主政」のバランスを歪め、イングランドという「敬虔な国家」を危険に晒す可能性を孕んでいた²⁹³。このウェントワースの発言は、正にこういった私的な「官職に拠らない助言」を暗に批判したものであり、彼は自らを「私人」としての「女王陛下の顧問官」ではなく、「公人」としての「国全体の顧問官」とみなしたのだった。言い換えるならば、彼にとって議員という「国全体の顧問官」は決して「国王の下僕」ではなく、「クリスチャン・コモンウェルス」に尽くす「敬虔で愛国的なイングランド人」を意味していたのである²⁹⁴。

いずれにせよ、ウェントワースの政治的イングランド意識は（ベイコンやスミスのもと同様）、議会をイングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を促すものであったのだが、特に彼は議会における「言論の自由」をその根拠としたのだった。そして、ウェントワースによると、議員たちに「言論の自由」が認められているのは、偏に彼らがイングランドの公的な「国全体の顧問官」であるからだだった。

(3) ジョン・フッカーの「下院の優越」と重層的アイデンティティー

ジョン・フッカー²⁹⁵の政治的イングランド意識もまた、議会をイングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を促すものであったのだが、特に彼は（ウェントワースとは異なり）「下院の優越」をその根拠としたのだった。ここでフッカーの諸著作を取り上げる理由としては、こうした彼の政治理論の独自性に加え、後述のように、彼の関心がイングランドという国家の「コモンウェルス」（のための政治参

²⁹² *OED*, 'council' / 'counsel'; McLaren, *Political Culture*, p.10.

²⁹³ B. Worden, *The Sound of Virtue: Philip Sidney's 'Arcadia' and Elizabethan Politics* (New Haven, 1996), chs.6-7.

²⁹⁴ McLaren, *Political Culture*, p.194.

²⁹⁵ ジョン・フッカーの経歴については V. Snow, ed., *Parliament in Elizabethan England: John Hooker's 'Order and Usage'* (New Haven, 1977), pp.3-28; *ODNB* [Hooker (Vowell), John]; *HPT*, vol. II, pp.333-35 を参照。

加)と同時に、自らの出身地・選挙区であった地方都市の「コモンウェルス」にもあった、ということが挙げられる。

ジョン・フッカーは、イングランド宗教改革に貢献し、またエクセタ主教でもあったマイルズ・カヴァデイル (Coverdale, Miles, 1488-1569) に仕えていたこともあり、特にエドワード 6 世期のプロテスタント政策を理想としていたと言われている²⁹⁶。同時に、エリザベス期のプロテスタントの出版活動を支援していたことで知られるベッドフォード伯 (Russell, Francis, 2nd Earl of Bedford, 1527?-85) がフッカーのパトロンであったため、彼の著作はその影響下で出版されたものと考えられている²⁹⁷。特に『議事規則と慣行』は、彼がアイルランド議会に選出されていた頃に著され、同議会を啓蒙するためにイングランド議会における慣行を纏めたものであった。フッカーが同書の前半部分に中世の議事手続集を英訳して収録していることから窺えるように²⁹⁸、彼のこの著作は議事手続を理路整然と再構成しており、同時に議会の国制上の地位についても言及している。その一方で、フッカーの『議事規則と慣行』はジョン・ポネットの抵抗権論の影響を受けていると言われており²⁹⁹、よりラディカルな政治理論が見られるのもまた事実である。とりわけ、エリザベス治世中期のイングランドでは、1571年の国教会の改革法案の議会への提出や『議会への勧告 (*An Admonition to the Parliament*)』(1572年)という著作を巡る論争に象徴されるように、国教会の更なる「改革」を求めるピューリタンたちによる急進的な運動が展開されつつあった³⁰⁰。フッカーの『議事規則と慣行』もこのような状況の中で著されたものであり、特に会期中の議会においては両院の議員は「高貴さ (nobility)」の点で平等であるばかりでなく、下院はイングランド臣民を代表し、王権の圧力に抗する機能を持っているが故に上院に対する優越性を保持している、と主張したのだった。そして、こうした「下院の優越」という特性を持ったイングランド議会だけが王国の「コモンウェルス」

²⁹⁶ Snow, ed., *John Hooker's 'Order and Usage'*, p.29.

²⁹⁷ このようなプロテスタント貴族による出版活動の後援については L.Stone, *The Crisis of the Aristocracy 1558-1641* (Oxford, 1967), p.339; D.R.Kelley, *François Hotman: A Revolutionary's Ordeal* (Princeton, 1973), p.92 などを参照。

²⁹⁸ 特にフッカーは 14 世紀初頭に著された『議会保持規則 (*Modus Tenendi Parliamentum*)』を英訳しているのが、彼はこの著作をエドワード告解王の時代のものであるとしている。詳しくは Snow, ed., *John Hooker's 'Order and Usage'*, pp.50-57 を参照。

²⁹⁹ Snow, ed., *John Hooker's 'Order and Usage'*, p.49.

³⁰⁰ このような一連の論争については W.H.Frere and C.E.Douglas, eds., *Puritan Manifestoes: A Study of the Origin of the Puritan Revolt* (London, 1954) を参照。

を実現することができる、と彼は考えたのである。

まずフッカーは『議事規則と慣行』の冒頭で、イングランド議会の歴史を系統的に考察しながら、両院が「徳」という点で国王と対等であると論じている。彼によると、模範的な統治者はモーセやリュクルゴス、あるいは古代のアテナイ人とローマ人のように、こうした対等性を認識しているので、常に顧問官たちの「知略 (wisdom and policies)」に気を配ってきたのだ³⁰¹。そして、イングランド議会は王国全土から「あらゆる賢明かつ真面目な、専門的知識を有する注意深き者たち (wise, grave, expert and prudent men)」が集う場所であるために、王国の「知恵」を体現していると言えるのである³⁰²。

同時にフッカーは、完全無欠な政府はキリストによってのみ樹立されるものであり、モーセ、ダヴィデ、ソロモン、パウロを引合いに出しながら、世俗の統治者は不完全であると主張している。とはいえ、このような不完全さは矯正可能なものであり、議会における協議を通じて世俗に完全なる政府を打ち立てることができるのであった。つまり、フッカーによると、世俗の統治者は議会における臣民の「知恵」によって神について考慮するようになり、その結果、完全な人間になることができるのである。

またフッカーの『議事規則と慣行』は、アイルランド議会に対してイングランド議会の慣行を誇示しているという点でイングランド性を帯びた著作であり、このことは彼のコモン・ローについての言及からも窺われる。即ち、彼はイングランドという「この島嶼の王国」の特殊性として、古来の「国王と統治者たち (kings and rulers)」が前記のような臣民の「知恵」を体現した法に縛られてきたことを挙げている。ただし、(統治者が法を制定し、被治者は専らその法に服従するといった) 当時の支配的な法理論とは異なり、フッカーは法への服従というキリスト教徒の義務を主張しながら、その全構成員が平等な法の執行者であると論じている。というのも、「全ての良く統治されたコモンウェルス」においては、「あらゆる地位や身分の人民 (all degrees and estates of people) が法の秩序に服従」するであろうと同様、「執政官 (magistrate)」や「国王 (King)」もまた法を熟知しているとはいえ、「法の下で生存している」以上はそれに服従しなければならないからである³⁰³。尤も、フッカーが言うところの「法」は、議会制定法として発現するコモン・ローと神法を意味しており、両者の区別は必ずしも明確ではない。しかしながら、彼が「議会にお

³⁰¹ Snow, ed., *John Hooker's 'Order and Usage'*, p.208.

³⁰² *Ibid.*, p.208.

³⁰³ *Ibid.*, p.122.

の同意」というロジックを持ち出すことにより、国王を含めた全てのイングランド人が議会制定法に縛られるべきことを説いたのは事実であり、このように彼の「コモンウィール」もしくは「パブリックウィール」はより包括的な「人民」（そこには、男性に服従する存在としての女性も含まれている）から構成されるものであったと言えよう³⁰⁴。

続いてフッカーは、国王と上院・下院の関係を考察することによってイングランドの「コモンウェルス」を維持するための責任の所在について論じている。彼によると、「最高の法廷」たるイングランド議会が上院と下院から構成されるようになったのはごく最近のことであり、こうした二院制を採用しているのは単に「混乱を回避する」ためであった。したがって、両院の議員たちは対等の権利を有しており、「顧問官 (Councillors)」として「コモンウェルスのための秩序と法を形成・考案する際に勸告 (advice) や良き助言 (good counsel) を行うために議会に召集される」のであった³⁰⁵。言い換えるならば、国王と上院・下院は「共同で一つの同意を以て……コモンウェルスのためのあらゆる法と秩序と規則を確立・制定」しなければならないのであり、三者のいずれかが独立して法を制定することは不可能なのである³⁰⁶。したがって、通常は首位の座にある国王でさえ単独で如何なる法も制定できないし、また国王と上院のみ、国王と下院のみ、上院と下院のみ、といった状態でも同様だとされる。仮に国王と上院と下院の間でどうしても「一つの同意」が得られない場合、国王は下院の同意のみで（上院の同意なしに）法を制定することができるが、逆に国王は上院の同意のみで（下院の同意なしに）は如何なる法も制定することができない、とフッカーは述べている³⁰⁷。そして、フッカーはこのような下院の上院に対する優越の根拠として、下院が「王国全体の庶民 (commons of the whole realm)」を代表していることを挙げている。このことについて、彼は次のように述べている。

議会における全ての貴族 (every Baron in Parliament) は実に彼自身のみを代表し、また専ら彼自身のために発言する。しかし、王国全体の庶民 (the Commons of the whole realm) はナイト、シティズン、バージェスの中に代表され、これらのいずれも専ら彼自身のために同意 (consent) を与えるのではない。即ち、そのために彼が〔下

³⁰⁴ *Ibid.*, pp.118, 207.

³⁰⁵ *Ibid.*, pp.182-83.

³⁰⁶ *Ibid.*, p.181.

³⁰⁷ *Ibid.*, p.182.

院議員に] 選出されたところの全ての者たちのためにも同意を与えるのである。³⁰⁸

要するに、フッカーによると、上院議員とは異なり、下院議員は各々の選挙区の「ナイト、シティズン、バージェス」を代表するが故に、下院は地方の臣民の「知恵」を具現化する場であり、そうした点で下院はイングランドの「コモンウェルス」を最もよく反映するものであった。同時に彼は、議会が初めて召集された頃、聖職貴族あるいは世俗貴族ではなく、「国王と庶民が完全なる議会を形成していた」ことを、「下院の優越」の理由として挙げている。このような「下院の優越」を考慮すると、フッカーは「コモンウェルス」における上院もしくは貴族の果す役割を軽視しているように見えるが、実際は必ずしもそうではない。即ち、彼は、「国 (the country)」に献身する有徳者である「元老 (elders)」は議会での活動を通じて「全イングランドの身体 (body of all England)」における位置を獲得することができる」と述べた上で、貴族もまたそのような「コモンウェルス」の「国父 (fathers of their country)」たり得るとしている。とはいえ、貴族は自発的に「国」に献身することはあっても、生来国王の近くに存在するため、「国」よりも世俗的な特権を維持するものだとフッカーは考えていた³⁰⁹。いずれにしても、フッカーもまた議会をイングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなしたのだが、彼はその根拠として（ウェントワースの議会における「言論の自由」とは異なり）「下院の優越」という（アイルランド議会などにはない）イングランド議会の特性を強調したのだった。

ただし、フッカーが地方の臣民の「知恵」といった観点から「下院の優越」を主張していることから窺えることだが、彼のアイデンティティーは重層的なものであり、イングランドという国家の「コモンウェルス」（のための政治参加）のみならず、自らの出身地・選挙区であったエクセタ市という地方都市の「コモンウェルス」もまた彼の関心事であった。フッカーの血縁関係について触れるならば、彼の祖父と父親は共にエクセタ市長を務めており、あのリチャード・フッカーは彼の腹違いの叔父に当たる。既に言及したように、彼自身も 1571 年に出身地のエクセタ市から議会に選出されたこともあり、同市に対する彼の愛情は並々ならぬものであったと推測される。事実、彼はエクセタ市に関する複数の著作を残しているのだが³¹⁰、以下では、その中の一つである『エクセタ市の官職と義務³¹¹』

³⁰⁸ *Ibid.*, p.182.

³⁰⁹ *Ibid.*, p.125.

³¹⁰ 例えば John Hooker, *The Discription of the Cittie of Excester* (London, 1575?; STC 24886); idem, *Orders Enacted for Orphans and for their Portions within the Citie of*

を取り上げることにより、彼が如何にして政治的イングランド意識、即ち、イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識、を地方都市の統治へ適用したかということについて考察したい。

『エクセタ市の官職と義務』は文字通り、エクセタ市における官職とその職務について詳述したいわば職務手引書であり、市長、ベイリフ、レコーダ、市参事会員からタウン書記、治安官、守衛、清掃係に至るあらゆる職務内容を網羅している。そしてフッカーによると、これらの官職を有する者はエクセタ市の「コモンウェルス」のために献身する使命を保持しているのであった。例えば彼は「ボディ・ポリティーク」の理論を援用しながら、エクセタ市長は「[エクセタ市という] コモンウィール全体の目であり、頭である」が故に、「市の公共の統治 (common gouvernement)」と「公共の状態 (publike state) の維持」に対する責務を果さなければならぬと述べているし、また「自由市民 (Freeman) は [エクセタ] 市 (Citie) というコモンウェルスの最も重要な構成員である」とも述べている³¹²。同時に彼は、エクセタの市参事会の役割は「コモンウェルスという身体」とそこにおける「古来の慣習・特権・秩序 (ancient customes, liberties and orders)」、そして「市の地代と歳入 (the rents and reuenues)」を維持するための「あらゆる良き法律・規則・条例 (all good acts, orders, and ordinances)」を制定することにあるとしている³¹³。

このように『エクセタ市の官職と義務』は、同市における官職の職務内容のみならず、官職保有者の心得についても言及している。とりわけ、そのような心得は同書の献辞において力説されている。まずフッカーは、神が人間を創造した理由として、「真実の不滅たる神 (the true and immortall God)」を認識することによって神を栄誉たらしめること、そして人間が相互に愛し合い、守り合うことを挙げている³¹⁴。この点について、彼は次のように説明している。

そして、人間の位階と境遇 (the state & condition of man) は斯くも重大なものであ

Excester, with Sundry Other Instructions Incident to the same (London, 1575?; STC 24888); idem, *A Catalog of the Bishops of Excester, with the Description of the Antiquitie and First Foundation of the Cathedrall Church of the same* (London, 1584; STC 24885) などがある。

³¹¹ John Vowell *alias* Hoker, *A Pamphlet of the Offices, and Duties of Euerie Particular Sworne Officer, of the Citie of Excester* (London, 1584; STC 24889).

³¹² *Ibid.*, sig.C1r-C1v.

³¹³ *Ibid.*, sig.D2v.

³¹⁴ *Ibid.*, sig.A1r.

るが故に、彼は彼自身のためだけに生を受けたのではないし、彼自身のみで生きることもできないので、彼が実にそのために創造された目的に向けて尽力すること、このことが最も必要なのである。即ち、彼が実にあらゆる神聖さと正義において永遠なる神（彼はその栄誉のために創造された）に仕え、栄誉たらしめること、それから人間社会（mans societie）を維持するための世俗の官職（those offices of humanitie）を人間（彼はその安楽のために生を受けた）に付与することが最も必要である。各人が実に溢れんばかりの善意・慈善・感謝・親切（beneuolence, beneficence, gratefulnes and humanitie）の中で他者のために事を為すとは正にこのようなことなのである。……キケロが「人間本性に従い、日常の社交に応じて義務を果すならば、それだけ固き友情が得られよう（Nihil magis ad humane vite societatem tuendam, & ad amicitias conciliandas & confirmandas adiuuat）」と述べている如く、愛（loue）の養成と公共社会（common societie）の維持に際して、世俗の官職の中で為される善意（good will）に勝るものはない。³¹⁵

このようにフッカーは、人間の存在目的としてその創造主たる神への奉仕に加えて、「世俗の官職」を通じた「公共社会」への献身を説いたのだった。そして、彼のこのような主張がキケロの著作に依拠したものであるということは誰の目にも明らかであろう。つまり、「彼は彼自身のためだけに生を受けたのではないし、彼自身のみで生きることもできない」という箇所は『義務について』の例の一節に由来するものであるし、ラテン語の引用部分は『友情について』に依拠したものである。

とりわけ、後者について言及するならば、キケロは登場人物のラエリウスをして、「友情」ほど自然に適い、順境にも逆境にも役立つものはないが故に、「人間に関するあらゆることの上に友情を置くべきだ」と語らしめている³¹⁶。登場人物ラエリウスによると、「友情は欠乏からというより人間の本性から生まれるもの」であり、「そこにどれほどの実益がありそうかを計算することではなく、愛する気持ちを込めて心をふり向けることにより、友情が生まれる」のだった³¹⁷。したがって、自然界から「友情」という好意ある結びつきを取り

³¹⁵ *Ibid.*, sig.A1r.

³¹⁶ キケロー著、中務哲郎訳「ラエリウス・友情について」、『キケロー選集 9 哲学Ⅱ』所収、岩波書店、1999年、75頁。

³¹⁷ 同上、82頁。

去ってしまうならば、「どんな家も都市も存立しえない」のである³¹⁸。

このように、フッカーはエクセタ市の「コモンウェルス」について考察し、神への奉仕という宗教的義務と同時に公共社会に対する献身という世俗的義務を強調しているのであるが、それでは両者の関係は如何なるものなのだろうか。彼は先述のニコラス・ベイコンの議会演説と同様、両者を相互依存的なものとなししたのである。即ち、「公共の統治における官職 (your office in politike gouernment)」は「宗教における奉仕 (his seruire in religion)」に依存するものであり、宗教が維持され、考慮されないところでは公共の統治が首尾良くいく筈もない、と彼は述べるのだった³¹⁹。また彼はコモン・ローに精通したある人物の言葉を引き合いに出しながら、法の遵守は神のために為されるべきことであり、神を栄誉たらしめることによって法が正しく施行されるとも述べている³²⁰。そして、宗教という「土台 (foundation)」がなければ「砂上の楼閣 (a house builded vpon sand)」同然であり、そこにおいて法に基づいた統治は成立しない、と彼は断言している³²¹。

以上のように、フッカーは『エクセタ市の官職と義務』において政治的イングランド意識、即ち、イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識、をエクセタ市という一地方都市（あるいは宮廷外の政治的領域）の統治へ適用したと言える。フッカーにとって、エクセタ市という「コモンウェルス」はキケロ的な「義務」と「友情」を通じて結合した「市民」の共同体、あるいは法に依拠した公共の統治が行われる政治共同体であり、その本質は宗教の維持にあった。この背景には（1549年の西部反乱に象徴されるように）エクセタ市における根強いカトリシズムの残存に対するフッカーの嫌悪があったように思われる³²²。つまり、熱心なプロテスタントであった彼はエクセタ市のこのような状況を社会的・宗教的退廃とみなし、深刻な危機感を抱いていたのだろう³²³。加えて、エクセタ市という「コモンウェルス」の統治の担い手として、市長から清掃係に至る幅広い官職保有者が想定されており、このような者たちの宗教的・世俗的献身こそが（エクセタ市という）「コモンウェルスの船 (the ship of your common wealth)³²⁴」を救助する、とフッ

³¹⁸ 同上、79頁。

³¹⁹ Hoker, *A Pamphlet of the Offices, and Duties*, sig.A2r.

³²⁰ *Ibid.*, sig.A2r.

³²¹ *Ibid.*, sig.A2r.

³²² この点については *ODNB* (Hooker [Vowell], John) を参照。

³²³ このようなフッカーの危機感については、特に Hoker, *A Pamphlet of the Offices, and Duties*, sigs.A2r-B1v で表明されている。

³²⁴ *Ibid.*, sig.B2r.

カーは確信していたのである。

(4) 小括

以上のように、エリザベス治世中期には、ピータ・ウェントワースやジョン・フッカーのような（宮廷の官職を保有せぬ）下院議員が政治的イングランド意識を明確な形で示したのであるが、彼らは宮廷外の政治的領域としての議会在イングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を主張した。この意味で、彼らの政治的イングランド意識は（ニコラス・ベイコンやトマス・スミスのような）エリザベス治世前期の宮廷のプロテスタント人文主義者の政治的イングランド意識を受け継いだものと言える。ただし、ウェントワースとフッカーの議論は、議会がイングランドの「コモンウェルス」を実現し得る要因として、それぞれ議会における「言論の自由」と「下院の優越」を強調した点に独自性があり、こうした意味で彼らは政治的イングランド意識の発展に貢献したと言えよう。

まずウェントワースは 1576 年の議会演説の中で、「神」・「君主」（もしくは「女王」）・「コモンウェルス」（もしくは「ステイト」）に対する「愛」を強調しながら議会における「言論の自由」を主張した。言い換えるならば、こうした「言論の自由」があつて初めて議会はイングランドの「コモンウェルス」を実現することができる、と彼は考えたのだった。加えて、ウェントワースは自らを「私人」としての「女王陛下の顧問官」ではなく、「公人」としての「国全体の顧問官」とみなすことにより、イングランドの「コモンウェルス」のために「官職に抛る助言」を提供すべき存在と想定した。要するに、ウェントワースによると、議員たちに議会における「言論の自由」が認められているのは、偏に彼らがイングランドの公的な「国全体の顧問官」であるからだった。

これに対し、フッカーは『議事規則と慣行』の中で、イングランド議会は「下院の優越」という（アイルランド議会などにはない）特性を持っているため、王国の「コモンウェルス」を実現することができると思った。即ち、彼によると、下院議員は各々の選挙区の「ナイト、シティズン、バージェス」を代表するが故に、下院は地方の臣民の「知恵」を具現化する場であり、そうした点で下院はイングランドの「コモンウェルス」を最もよく反映するものであった。同時に彼は、議会が初めて召集された頃、聖職貴族あるいは世俗貴族ではなく、「国王と庶民が完全なる議会を形成していた」ことを、「下院の優越」の理由と

して挙げている。こうしたフッカーの議論は、「インペリウム」という概念に依拠することによって「議会内国王」の主権を説いたベイコン、あるいは上院と下院の対等性を前提としたスミスのものとは大きく異なっていると言える。

一方、『エクセタ市の官職と義務』が明示するように、フッカーのアイデンティティーは重層的なものであり、イングランドという国家の「コモンウェルス」（のための政治参加）のみならず、エクセタ市という地方都市の「コモンウェルス」もまた彼の関心事であった。つまり、フッカーは自らの出身地・選挙区であったエクセタ市に並々ならぬ愛情を抱いており、彼は上記の著作の中で同市の官職とその職務を詳述するとともに、キケロ的な「義務」と「友情」に依拠しながら、このような官職保有者がエクセタ市の「コモンウェルス」のため、積極的に政治参加すべきことを説いたのである。ただし、こうした公共社会への献身の主張は専ら世俗的なものではなく、むしろ宗教的義務に基づいたものであった。ともあれ、このようなフッカーの主張は、彼が政治的イングランド意識、即ち、イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識、をエクセタ市という一地方都市の統治へ適用したことを示唆しており、こういった意味でも、彼は政治的イングランド意識の発展に寄与したと言える。

第2節 地方都市における政治的イングランド意識

(1) 地方史研究の進展とジョン・バーストンの『社会の保全』

前節では、ピータ・ウェントワースやジョン・フッカーのような（宮廷の官職を保有せぬ）下院議員の政治的イングランド意識、即ち、（汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体あるいは普遍的な理想国家と対置される）イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識、を検証した。ウェントワースとフッカーは議会在イングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を主張したのだが、この意味で、彼らの政治的イングランド意識は（ニコラス・ベイコンやトマス・スミスのような）宮廷のプロテスタント人文主義者の政治的イングランド意識を受け継いだものと言える。ただし、ウェントワースとフッカーは議会がイングランドの「コモンウェルス」を実現し得る要因として、それぞれ議会における「言論の自由」と「下院の優越」を強調しており、この点に彼らの議論の独自性を見出すことができる。

上記の「地方都市における政治的イングランド意識」といった表現は一見矛盾しているようだが、先述のフッカーの重層的アイデンティティーが示す如く、地方都市の「コモンウェルス」とイングランドという国家の「コモンウェルス」は必ずしも相容れないものではなかった。エリザベス治世中期には、こうした（イングランドという国家の「コモンウェルス」と表裏一体の）地方都市の「コモンウェルス」のための政治参加が主張され始め、我々は（宮廷の官職を保有せぬ下院議員による、宮廷のプロテスタント人文主義者の政治的イングランド意識の継承と共に）このような意味でも政治的イングランド意識の宮廷外の政治的領域への普及を垣間見ることができる。

いわゆる「ジェントリ論争」が行われてから半世紀を経過したが、初期近代のイングランド社会に関する考察はますます多様化の一途を辿っている。言うまでもなくこの論争では、まず R. H. トーニーが、ヘンリ 8 世期の修道院解散を契機として、「ピューリタン革命」に先立つ一世紀の間にイングランドで大規模な土地移動が生じ、大規模所領を持つ貴族は土地を失う一方で、中規模所領を持ち、合理的経営を行うジェントリが台頭したと論じた³²⁵。このようなトーニーの理論は、当時歴史学界で影響力を持ち始めていたマルクス主義史学の市民革命論とも合致したため、次第に正統説の地位を確立していった。これに

³²⁵ このようなトーニーの学説については R.H.Tawney, 'The Rise of the Gentry, 1558-1641', *Economic History Review*, vol.XI, no.1 (1941) (R. H. トーニー著、浜林正夫訳『ジェントリの勃興』、未来社、1957年)を参照。

対し、H. R. トレヴァ＝ローパーは、貴族が没落し、ジェントリが勃興したという証拠はなく、貴族であれ、ジェントリであれ、勃興した者もあれば、没落した者もあったと主張した³²⁶。つまり彼は、官職保有を通じて「宮廷」に関ることができた者とそうでない者の間にこそ勃興と没落の分かれ目があったとして、「宮廷」対「地方」というテーゼを提示したのである。

しかしながら、その後、州レベルでの実証的な地方史研究が進展するにつれ、このような単純な図式では説明できないことが明らかになった。A. エヴァリットのケント州に関する考察はその最たる研究であり³²⁷、彼によると、1640年のイングランドは「中央集権化された政府が昔から存在していたにも拘らず、多くの点で部分的に独立した州国家、即ち、州共同体の連合体のようなものであり、各州共同体はそれぞれ独自のエートスと忠誠心を備えていた」のである。そして、ケントにおけるそのような実質的な主は（テューダー朝以前に州内に定住していたという意味で）土着の、特に所領経営から富を得ながら婚姻関係の絆で緊密に結ばれたジェントリの集団であり、彼らこそがケント州共同体を形成し、それに固有のエートスや価値観を提供したのだった。こうしてエヴァリットは17世紀の「内乱」を考察する際に、王政復古に終わるまでの全経緯を視野に置いて説明原理を模索し、それを上述のような州共同体の存在およびその性格に求めたのである。州を一つのジェントリ共同体とみなす、彼のこのような視座は「州共同体学派」によって共有され、その影響力はテューダー朝の研究者にも及ぶことになった。

その一方で、エヴァリットあるいは「州共同体学派」に対する批判も為され³²⁸、彼らの研究が抱える問題点が明らかにされた。例えば、州がジェントリの忠誠の対象になることがあるとしても、彼らの州に対する忠誠心が他の如何なる対象への忠誠心を凌駕しており、しかも彼らが全国的な問題に概して無知・無関心であったと断言することはできない。またエヴァリットの関心は専ら州に向けられているために政府の意図や行為を理解し損なっ

³²⁶ トーニー説に対するトレヴァ＝ローパーの反論については H.R.Trevor-Roper, 'The Gentry 1540-1640', *Economic History Review Supplements*, no.1 (1953) を参照。

³²⁷ A.Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion, 1640-60* (Leicester, 1966).

³²⁸ こうした研究の代表的なものとして C.Holmes, 'The County Community in Stuart Historiography', *Journal of British Studies* XIX, 2 (1980); A.Hughes, 'Warwickshire on the Eve of the Civil War: A "County Community"?', *Midland History* VII (1982); D.Underdown, 'Community and Class: Theories of Local Politics in the English Revolution' in B.C.Malament, ed., *After the Reformation: Essays in Honor of J.H.Hexter* (Philadelphia, 1980) などが挙げられる。

ているだけでなく、州政治に果たしたイデオロギーの役割とジェントリよりも下の社会層の役割を過小評価している。さらに、「州共同体学派」は十分な検証を経ないまま州共同体の存在を自明のものと仮定し、しかもそれを（州と中央の間に一貫して緊張が存在していたという観点から）「内乱」解釈の枠組みとして過度に強調している。加えて、州共同体を静態的に把握するのではなく、ある状況下で形成されるものとして動態的に把握しようとする、より微妙で洗練された修正的なアプローチが取られるようになった³²⁹。

P. コリンソンが「君主政共和国」というテーゼを提起し、エリザベス期のイングランドを「君主のいる共和国」とみなしたのは既に述べた通り（本稿・序章を参照）であるが、彼によると、「コモンウェルス」こそ、この時代を象徴する言葉であった³³⁰。ただし、我々は「16世紀における‘public’という言葉とそのレゾナンス」に十分注意を払っておらず、「国家」レベルにそれを求めても無理であろう、とコリンソンは言っている。つまり、彼は「コモンウェルス」の基盤を州を拠点とした「地方」に求め、D. マカロックのサフォーク研究³³¹などに依拠しながら、州の「ジェントリ・リパブリック」こそが「共和政」の保障であった、という提言を行っている。同時に、コリンソンはウィルトシアのスワロウフィールド (Swallowfield) という一教区の「共和政」的自治に言及することにより、エリザベス期の社会では「下の者への敬意 (deference)」が重要な原則であった、としている³³²。

他方、(地方) 都市というレベルでは、C. F. パターソンがパトロネジという観点から、初期近代 (1580～1640年) のイングランドの自治都市が果たした政治的役割を積極的に評価している³³³。即ち、パターソンはこの時期の地方の自治都市、貴族とジェントリの土地所有者、そして国王の三者の関係性に注目し、こうしたパトロネジ・システムの中に近代国家形成の要因を見出したのである。言い換えるならば、当時の地方の自治都市は有力な貴族もしくはジェントリに（その都市の）官職などを提供する見返りとして、中央政府へ

³²⁹ 例えば P.Clark, *English Provincial Society from the Reformation to the Revolution: Religion, Politics and Society in Kent, 1500-1640* (Hassocks, 1977); A.Fletcher, 'National and Local Awareness in the County Communities', in H.Tomlinson, ed., *Before the English Civil War: Essays on Early Stuart Politics and Government* (London, 1983) などを参照。

³³⁰ Collinson, *De Republica Anglorum*.

³³¹ D.MacCulloch, *Suffolk and the Tudors* (Oxford, 1986).

³³² Collinson, 'The Monarchical Republic'.

³³³ C.F.Patterson, *Urban Patronage in Early Modern England: Corporate Boroughs, the Landed Elite, and the Crown, 1580-1640* (Stanford, 1999).

の接近と都市の利害調整を実現し、結果として王権が強化されることになった。とりわけ、このパトネジ・システムの中で、パターソンが重要視したのが「ハイ・ステュアード (high steward)」という地方官職であった。ハイ・ステュアードは 16 世紀末～17 世紀初頭のイングランドで次第に見られるようになった地方の自治都市の官職で、一般的には市政に関する日常的業務に直接携わることはなかったが、地方都市を中央と結びつける役割を果たした³³⁴。その呼称・職務・地位（都市における法的・社会的地位）は都市によってまちまちであったが、地方都市側が中央との繋がり的重要性を強く感じていたこともあり、エリザベス期にはハイ・ステュアードはより一般的な地方官職となったのである。通常ハイ・ステュアードは都市の政治や選挙における投票権を有していなかったが、自治体の一員とみなされ、都市の人々から敬意を払われていた。またハイ・ステュアード選出の主導権は地方都市側が握っており、王権がその選出に介入するのは極めて稀であった³³⁵。ハイ・ステュアード選出の際には、特に宮廷との繋がりを通じて自治体の特権・利益を保護し得る有力貴族が好まれ、中にはいくつもの自治都市のハイ・ステュアード職を兼ねる者も存在した³³⁶。

レスタ伯ロバート・ダドリもそうした有力貴族の一人であり、彼は 1574 年にグロスタシアのチュークスベリィ市 (Tewkesbury) のハイ・ステュアード職を得た³³⁷。同市は当時ピューリタンの牙城でもあったグロスタ市の約 10 マイル北に位置しており、チュークスベリィ市の自治は 14 世紀初頭から伸展しつつあったが、正式に自治を認められるのは 1575 年のことであった³³⁸。こうした自治の獲得は、チュークスベリィの住民たちがレスタ伯に働きかけることによって実現したものであり、その結果、2 人のベイリフと 12 人のプリンシパル・バージェス (principal burgesses) から成るコモン・カウンシル (the common council) が同市を統治することが決定された³³⁹。

³³⁴ *Ibid.*, p.30.

³³⁵ *Ibid.*, p.31.

³³⁶ *Ibid.*, pp.31-33.

³³⁷ J.Bennett, *The History of Tewkesbury* (Tewkesbury, 1830), p.43.

³³⁸ W.B.Willcox, *Gloucestershire: A Study in Local Government 1590-1640* (Yale, 1940), pp.4, 211-14; M.Weinbaum, *British Borough Charters 1307-1660* (Cambridge, 1943), pp.43-44; C.R.Elrlington, ed., *A History of the County of Gloucester* (Oxford, 1968), vol.VIII, pp.146-47.

³³⁹ Bennett, *History of Tewkesbury*, pp.42-43, 207, 378-81; Weinbaum, *British Borough Charters*, p.44; Elrlington, ed., *County of Gloucester*, vol.VIII, pp.146-48. またレスタ伯とチュークスベリィ市の親密な関係を示す史料として *Lans.* 22/85 を参照。この史料は 1576 年 10 月 4 日にレスタ伯が財務府長官に宛てた書簡で、伯が財務府から派遣され

『社会の保全³⁴⁰』を著したジョン・バーストンもまたチュークスベリィ出身なのだが、彼は 1566 年から 1570 年にかけてケンブリッジ大学セント・ジョンズ・カレッジで学んだ後、ロンドンへ赴いて法学研究に勤しんだ。そして、彼は 1575 年の特許状によってチュークスベリィで最初のタウン書記に任命されるとともに、1589 年にはベイリフに選出され、1609 年頃までチュークスベリィ市政に関っていたようである³⁴¹。バーストンの『社会の保全』は 1576 年に出版されたのであるが、チュークスベリィ市のハイ・ステュアードであったレスタ伯に触発されて著されたものと言われており、事実バーストンはこの著作を伯に献呈している³⁴²。後述のように、『社会の保全』は特に古典的ヒューマニズムの語彙を用いることによって地方都市という政治共同体における「市民」的価値を推奨しながら、自治都市が独自の「コモンウェルス」を形成する過程について詳述した著作であった。以下では、『社会の保全』の中のこうした議論を取り上げることにより、バーストンが如何にして政治的イングランド意識を地方都市（チュークスベリィ市）という宮廷外の政治的領域の統治に適用したか、ということについて考察したい。

(2) 「コモンウェルス」と「自由」

バーストン自身が古代のスパルタやアテナイやローマの歴史に精通していると述べているように、彼はプラトン、アリストテレス、リヴィウス、タキトゥス、セネカ、キケロといった古典を参照している。これらの中でバーストンが頻繁に引用しているのがアリストテレスとキケロであり、特に結婚や家庭に関する箇所は主にアリストテレスに依拠している³⁴³。『社会の保全』において、結婚や家庭についての議論は決して看過されるべきものではないが、バーストンの主眼は地方都市という政治共同体、あるいはその統治の原則を示すことにあったと言える。

た一官吏のチュークスベリィ住民に対する不当な行為について苦情を申し立てたものである。

³⁴⁰ John Barston, *Safegarde of Societie: Describing the Institution of Lawes and Policies, to Preserue Euery Felowship of People by Degrees of Ciuil Government; Gathered of the Moralls and Policies of Philosophie* (London, 1576; STC 1532).

³⁴¹ Bennett, *History of Tewkesbury*, pp.380-81, 417; J.Venn and J.A.Venn, *Alumni Cantabrigienses* (Cambridge, 1927), pt.I, vol.I, p.99; Elrington, ed., *County of Gloucester*, vol.VIII, p.149.

³⁴² この点については Barston, *Safegarde of Societie*, sigs.A4v, A5v-A6r を参照。

³⁴³ *Ibid.*, sig.B1r-B1v, ff.26r-26v, 45v-60v.

言い換えるならば、この著作におけるバーストンの意図とは、「人民とコモンウィール」について考察した他の数多の著作に依拠しながら、如何に「人民の社会 (societie of people)」を「コモンウィール」として樹立するか、あるいは如何に「都市における市民的活動 (civill behaviour in towns and cities)」を確立するか、を示すことであった³⁴⁴。つまり彼は、都市が「自治を獲得するとともに維持」され、それ自身で「一つの政治体 (a body politicke and civill)」を形成する過程を解明しようとしたのである。

それでは、仮に都市が本質的に「コモンウィール」であるとするならば、何故都市は「市民」の共同体として樹立されるのであろうか。この問いに対し、バーストンは次のような解答を与えている。即ち、彼は「コモンウィール」の真の目的として「安寧秩序」の重要性を強調するとともに、「自由」の維持をもそれが果すべき役割としたのだ³⁴⁵。彼の言葉を借りるならば、「コモンウィール」の法は「それが保持する自由 (his liberty & freedome) の中の如何なるものも剥奪」することのないように定められなければならない。したがって彼にとって、「あらゆる共通の自由 (the common libertie) が隷属 (servitude) へと転化せぬよう」に取り計らうのは行政官の責務であった。

より一般的なレベルで言うならば、バーストンはこのような目的を達するための「市民性 (civilitie)」もしくは「市民的生活 (civill life)」の重要性を説くと同時に、その実践の場としての「コモンウェルス」を次のように定義する。即ち、彼はキケロに依拠しながら、「コモンウェルス」とは「ある人民の財、所有物、万人共通の富 (universall wealth)」から成るもので、「ただ愛によってのみ統治されるその全構成員のための集合体 (the institution)」であり、人民が「市民的な節度ある誠実な生活」をする場所だと説明している³⁴⁶。そして、彼によると、特に国家・都市・家族・友人という「四つの主要な社会 (four principall societies)」は「市民的な統治に大いに資する」³⁴⁷ため、本来は「コモンウェルス」の存する場所であった。これらの中でも、都市は「政策によって固有の慣習・特権・自由 (one custome, privilege or freedome) が一つの統一体となった」ものであり、そこでは常に「市民的な統治と称讃すべき生活 (lawdable living)」が営まれてきたが故に、人間が「自由」を享受できるのは都市においてのみであった³⁴⁸。このように、バーストンは

³⁴⁴ *Ibid.*, sigs.A8v-B1v, ff.1r, 4r, 23r, 25r-25v.

³⁴⁵ *Ibid.*, ff.8v, 24v, 86v, 87v, 107r.

³⁴⁶ *Ibid.*, ff.25v-26r.

³⁴⁷ *Ibid.*, ff.60v-61r, 66r.

³⁴⁸ *Ibid.*, f.61r-61v.

「コモンウェルス」をよりミクロな次元で捉え、特に（地方）都市の「コモンウェルス」の基盤を「自由」に求めたのである。

そこ〔治安官の請願書〕に記された者たちは、前述の〔イーストゲート (Eastgate)〕地区内で以下のことが為されるように要求する。即ち、貴殿〔チェスタ市長〕らが神の崇拝という観点からその契約について幾分考慮されることにより、神のご栄光が示され、コモンウェルスが維持され、また貴殿らの哀れなる請願者たち〔酒場の店主・経営者たちのことと思われる〕の酒場で労働している者たちにより良き報酬があらんことを（そうすることにより、前述の請願者たちは、貴殿らのご信仰に神のご加護があり、最も高貴なる俗人 (the sleaser of the highest) にお近づきとなり、またあるべき姿のご信仰へと向かわれるように祈ることとなろう)。また仮に前述の全ての酒場がその家屋の中で違法な娯楽 (unlawfull games) を行っているとするならば、あらゆる市民が同市のそうした古き慣習 (the anncient custome) に加わるのを放置することのなきことを。³⁴⁹

これは 1585～86 年頃にチェスタ市に提出された治安官の請願書であるが、ここでは日曜礼拝の際にエールやビールを販売するのは「あらゆる敬虔なる信仰に反する」のではないか、という問題が取り扱われている。そして、酒場の店主・経営者と思われる請願者たちはチェスタ市側に対し、日曜礼拝の際の飲酒という「違法な娯楽」もしくは同市の「古き慣習」を取り締まる代わりに、彼らと酒場の労働者たちに補償を行うことにより、この問題が「神のご栄光が示され、コモンウェルスが維持され」るような方法で解決されることを要求したのである。このように、当時のイングランドにあつて、「コモンウェルス」という概念は地方都市に居住する人々の日常生活に深く関るものだと考えられていた。

とはいえ、バーストンの視野は、何も地方都市の「コモンウェルス」のみに限定されていた訳ではなかった。即ち、彼にとって、「市民的生活」は「コモンウェルス」全体の利益を促進するものであり、「人民のあらゆる繋がり (every societie of people)」は「コモンウェール」のために形成されるものだった³⁵⁰。そして、「公共社会 (the publiske societie)」はそこに内在する「私的なもの (private causes)」に対抗しながら実現されるべきであ

³⁴⁹ CRO, QSF/36/55.

³⁵⁰ Barston, *Safegarde of Societie*, sigs.A8v, B1v-B2r.

り、その全構成員が「それぞれ全体のことを優先する」ような場所ではなくてはならない。このように、バーストンの「コモンウェルス」は「人民のあらゆる繋がり」の上に成り立つものであるが故に、(国家・都市・家族・友人といった) 様々なレベルで捉えられるものであり、彼は「コモンウェルス」を可變的もしくは伸縮自在な共同体と考えていた、と解釈するのが妥当であるように思われる。したがって、彼は地方都市の「コモンウェルス」という議論の延長で、イングランドという国家の「コモンウェルス」の重要性を説いたと言えよう。

恐らくは如何なる社会も、コモンウィールに関連したあらゆる人間の事柄には及ばないだろう。我々は両親・子供・友人を慈しみ愛するが、我らの母国 (our native country) は我々全員の共通の親 (the universall parente) であり、それが為には如何なる忠良な人間もその生命を棄てることを厭わないであろう。……ある自由 (one libertie) を享受している者は、あらゆる者を益し、如何なる者も害さぬようその召命 (his calling) に報いるべきであるし、公益 (publike utilitie) を損わないような私益 (private lucre) を求めることによって実際にそうなるに相違ない。というのも、そのようなコモンウィール全体についての共通感覚 (universal cause of that whole common weale) は、あらゆる私人 (every private person) にとって特に重要なものだからである。³⁵¹

このようにバーストンは、肉親や友人への愛情と同様、国家に対する愛情もまた重要であり、場合によってはその構成員は生命を投げ出す必要があることを説いているのだが、やはりここでも例の「われわれは自分のためだけに生まれたのではなく、祖国もわれわれの生命の一部をみずから要求する」というキケロの一節が容易に想起されよう。そして、彼によると、「自由」とは「私益」の対極にある「公益」を保護するために行使されるべきものであり、したがって、その全構成員に「コモンウィール」への献身を促すものであったと言える。

(3) 「コモンウェルス」と「徳」

³⁵¹ *Ibid.*, ff.30r-32r.

以上のように、『社会の保全』におけるバーストンの議論は、古典的ヒューマニズムに大きく依拠しながら、「市民的生活」と深い関りを持った「自由」を重視するものであった。即ち、彼の言う「自由」とは、共同体の全構成員が個別かつ矮小な「私益」ではなく、共同体全体の「公益」を優先することを通じ、「市民」に相応しい生き方を実践することによって初めて自覚されるものである。そして、このような「自由」なくして共同体は「コモンウェルス」たり得ず、そこに待ち受けているのは「隷属」のみであった。またバーストンの「コモンウェルス」は可變的もしくは伸縮自在な共同体を意味し、彼は地方都市の「コモンウェルス」の延長にイングランドという国家の「コモンウェルス」を見ていたものと思われ、これこそバーストンの政治的イングランド意識の特徴であったと言える。

その一方で、バーストンは、(可變的もしくは伸縮自在な共同体たる)「コモンウェルス」を樹立するために不可欠なもう一つの要素として古典的ヒューマニズムの「徳」の重要性を説いている。つまり、彼によると、共同体の構成員は「徳に導かれた活動 (behavior tempered by virtue)」によって「市民」へと至るのであり、それ故に「徳」は「市民的生活」と「コモンウェルス」を維持する際に必要なものであった³⁵²。とりわけ、彼は「徳」を「誠実および善と呼ばれるあらゆるものの根源」とみなし、「慎慮」・「正義」・「勇氣」・「節制」という四つの要素から成り立つものだと述べている³⁵³。その上で彼は、「徳」とは「我々の安寧 (our tranquility) を保護する者たち」にその「職務 (office and dutie)」に関する知識を与え、「行政官 (minister)」には「抑圧されているあらゆる者たちに対する正義」を示すものであるとしている³⁵⁴。同時に彼は、ストア主義の教義に依拠しながら、「徳」は人間に対して「情念 (disordered passions) や心の動揺 (perturbations of the minde) を安らかに統御」し、「我々の欲求 (appetites) とままならぬ意志 (unrulie wil)」を「理性に従わせるよう」にするための方法を教示すると主張している。言い換えるならば、彼にとって「徳」とは、人間が「その全ての欲求を統御するための理性」を用い、「あらゆる感情 (all manner affections) を理性の支配の下に置く」ように促すものであった。

とりわけ、彼は「徳」を人間の避けることのできない性向である「腐敗」とパラレルに論じることにより、前者の重要性を主張した。彼の言葉を借りるならば、「人間の本性は余りに腐敗している (so corrupted) 故、人間は本性上徳を保持していると同時に、非常に恥

³⁵² *Ibid.*, sigs.A4r, A5r, B1v, f.1r-1v.

³⁵³ *Ibid.*, ff.1v-2r, 35r-36r.

³⁵⁴ *Ibid.*, ff.2r-2v, 35r.

すべきことにあらゆる悪徳 (al manner vice) への傾向も保持している」のである³⁵⁵。とりわけ、このような「腐敗」は、私的な金銭上の利得のために「誠実」を放棄する際に最も顕著であり、有徳であろうとするならば「富 (wealth)」に溺れるようなことがあってはならない、と彼は警告するのだった³⁵⁶。

このように人間、あるいは「人民のあらゆる繋がり」の産物である「コモンウェルス」には「腐敗」する傾向があるのだが、バーストンはこの弊害を阻止する方法として以下の三つを挙げている。まず第一に、「敬虔なる宗教が一旦損なわれてしまえば、全ての信頼、あらゆる人間の繋がり、正義、そして全ての徳は腐敗する」ので、共同体の全構成員に宗教的義務を遵守させることが必要だとされる³⁵⁷。逆に宗教が「不変の秩序 (uniforme order)」の中で、「分離 (schismes) および分裂 (divisions)」のない状態で適切に信奉されるならば、「道徳的な事柄のみならず、宗教に関する事柄でさえも国全体において首尾良くいくだろう」と彼は述べている。バーストンにとってこうした宗教的義務は、「市民」が果たすべき義務の中でも大きな位置を占めており、正に「敬虔なる宗教」は社会を保全するための支柱であった。

「腐敗」を阻止するための第二の方法は、当時のヒューマニストたちがそうであったように教育を重視することにより、共同体の構成員に「徳」を涵養させることである³⁵⁸。バーストンによると、「公共の学校 (Common scholes)」と「学識ある教師 (learned tutors)」は「徳」の涵養にとって不可欠なものであった。というのも、共同体の構成員は教育を通じて「幼年から徳の中で良識を備える (noused in vertue)」機会を得ることにより、「彼らが成長した暁にコモンウィールに資するようになる」からである。バーストンのこうした見解は、当時のイングランドで実際に教育に携わっていた者たちの主張の中にも看取される。例えば、トンブリッジ (Tonbridge) の教師であったジョン・ストックウッド (Stockwood, John, d.1610) は、1579年5月10日にセント・ポール大聖堂で行った説教の中で、

コモンウェルスに関する物事において、コモンウェルスについての愛 (loue of the common wealth) を全く心得ておらず、同胞市民 (his fellowe Citizens) と彼らの事

³⁵⁵ *Ibid.*, sigs.A8v, B1r, ff.1r-1v, 2v, 4v-5r.

³⁵⁶ *Ibid.*, ff.2v-3v, 42r-45r.

³⁵⁷ *Ibid.*, sig.B1r.

³⁵⁸ *Ibid.*, ff.2v, 45v, 56r-58v, 102v-05v.

柄に対する友好的で、愛情に満ちた、好意的な善意を全く持たず、他者のことを全く考慮することなく、森羅万象の中で専ら己が為を追求する者は、決して良き市民であると思われることはない。³⁵⁹

と述べている。彼の言葉が示すように、テューダー朝のイングランドにおいて教育とは「市民性」を育むための手段であり、人文主義的教養を有する教師たちにとって、「市民」の養成は彼らが果すべき重要な役割の一つであった。またマーチャント・テイラーズ校 (Merchant Taylors' School) の初代校長のリチャード・マルカスター (Mulcaster, Richard, 1530?-1611) は、少年たちがそこでの教育を通じ、「上級および下級の行政官 (the *principall and subaltern magistrates*)」として「公共の利益」に奉仕するようになることと述べている³⁶⁰。さらに、プリマスのグラマースクールの校長であったウィリアム・ケンブ (Kempe, William) は、自分の学校が「賢明なる顧問官 (wise Councillers)」と「コモンウェルスの統治者 (Rulers in the Common wealth)」を輩出するであろうことに言及している³⁶¹。いずれにせよ、この時期のイングランドの教育には、未来の「市民」と「政治家」を育成することが求められていたのである。

法学に造詣の深かったバーストンは、共同体が「腐敗」を免れる第三の方法として「我々イングランド人の法 (our english lawes)」、即ち、コモン・ローの遵守を挙げている³⁶²。やはり彼も、コモン・ローの卓越性をその古来性に求めており、コモン・ローの「最も信頼すべき古来性 (most credible antiquitie)」に「比肩できるものは皆無である」と述べている。同時に彼は、ローマ法も含めた他のあらゆる法に対し、イングランド固有のコモン・ローは優越性を持っていると主張している。なぜならば、コモン・ローは「卓越したエクイティ、理性、そして合理的な根拠 (greate equitie, reason, and reasonable grounds)」を保持しているため、「確実に、しかも犯されることなく執行される筈」だからである。それ故、彼は「世界中の如何なる民族もしくは臣民も彼らの世俗的な諸法 (their popular

³⁵⁹ John Stockwood, *A Very Fruitful Sermon Preched at Paules Crosse the Tenth of May Last, being the First Sunday in Easter Terme: In which are Contained Very Necessary and Profitable Lessons and Instructions for this Time* (London, 1579; STC 23285), ff.27v-28r.

³⁶⁰ Richard Mulcaster, *The First Part of the Elementarie which Entreateth Chefelie of the Right Writing of our English Tung* (London, 1582; STC 18250), p.13.

³⁶¹ William Kempe, *The Education of Children in Learning: Declared by the Dignitie, Vtilitie, and Method thereof* (London, 1588; STC 14926), sig.E2r.

³⁶² Barston, *Safegarde of Societie*, ff.20r-20v, 21v-22v.

lawes) により、この高貴なる島国 (this noble Iland) [イングランド] と同等の安寧秩序やあらゆる安全といった特権 (privilege of peace and quietnesse, and all manner saftie) を享受していない」と誇るのだった。

またバーストンによると、法とは元来「人間の繋がりを有徳なものにする」ことを目的としており、したがって、「コモンウェルス」は「法によって認められる」のであり、そうした法が制定・執行されるのは人間には「徳に対する志向 (inclination to vertue)」が欠如しているからであった³⁶³。いずれにしても、バーストンは「コモンウェルス」において「腐敗」を防ぎ、「徳」を養成するための要素として、宗教と教育とコモン・ローの三つを重要視したのである。

(4) 地方都市の統治への政治的イングランド意識の適用

今まで考察してきたように『社会の保全』においては、主に古典的ヒューマニズムに依拠しながら、共同体の構成員が「隷属」ではなく「自由」を、また「腐敗」を斥けて「徳」を追求することを通じて「コモンウェルス」を樹立する必要性とそこにおける「市民的活動」の重要性が強調されていた。そして、バーストンは「コモンウェルス」を（国家・都市・家族・友人といった）可変的もしくは伸縮自在な共同体と捉え、地方都市（チュークスベリィ市）の「コモンウェルス」の延長にイングランドという国家の「コモンウェルス」を見ていた、と解釈するのが妥当であるように思われる。とりわけ、バーストンは君主政の欠点を指摘した上で、(本稿・第2章・第2節および第3章・第1節で検証したような) 議会を重視した政治的イングランド意識、あるいは議会をイングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を称揚するような議論、を地方都市の統治に適用したのであった。

それら〔良く統治された自治都市〕は、私的な法や下級官吏によって統治される場合もあるし、隔絶された辺境のものからそれら自体で一つの政治体 (a body politicke and civill) となる場合もあるが……〔基本的には〕市民的で礼節を弁えた誠実な生活に資する〔一つの〕集合体もしくは政治体 (multitude or body politike) であり……そこでは執政官 (magistrates) が正に統治を行い、元老 (the senate or elders) が助

³⁶³ *Ibid.*, sigs.A5v, A8v-B1r, f.1r-1v.

言を与え、平民 (the people) がその同意という自由 (their freedom of consent) を行使するのである。³⁶⁴

このように彼は、都市には様々なレベルがあり、その統治システムもまた多様性を有していることを認識しつつ、(地方) 都市を一つの「市民的」な政治体とみなしたのである。加えて、彼はそうした政治共同体を構成するものとして「執政官」・「元老」・「平民」の三つを挙げているが、このような統治システムが古代ローマから着想を得ている、というのは明白であろう。同時に、これら三つから成る統治システムは、議会を重視した政治的イングリランド意識、即ち、国王・上院・下院の三者の関係の上に成り立つ (イングリランドという国家の) 「コモンウェルス」、といった思考を地方都市の統治という文脈の中に持ち込んだものに他ならない。

まずバーストンによると、「執政官」は「その職務の続く限り、彼が私的な存在 (private being) であることを忘れ、彼自身の利益 (his owne lucre) よりも公益 (publike utilitie) を尊重」しなければならない³⁶⁵。一方、こうした「公益」(即ち、「コモンウェルス」) の追求は単なる「執政官」の心得に止まるものではなく、地方官吏全般が共同体から要請されるものでもあった。

私の浅薄な考察によると、貴殿は私に先の開廷期間にご出席する旨のご書簡をしたためられたにも拘らず、正にその審問が行われる日に星室庁の者と共にご外出されたと思うのだが、貴殿にまずそのことについて言わねばならない。……貴殿の引き起した問題は重大で、狩りに興じたことに対して貴殿は責めを負うべきであり、貴殿が現在ご自身の業務に従事なさり、多少迅速なご出席をすべきだと思いいになっているのを私は存じ上げていた。貴殿は職務怠慢と時間の浪費 (neglect & slack tyme) の責めを大いに負うべきだと、私は是非とも貴殿に言わなければならない。³⁶⁶

これは1575年5月11日にリチャード・チェンバース (Chambers, Richard) という人物が、コーンウォールのシェリフであったジョン・レスキマー (Reskymer, John, d.1602) に宛

³⁶⁴ *Ibid.*, ff.25v-26r.

³⁶⁵ *Ibid.*, ff.82v-83r, 84r-88r.

³⁶⁶ TNA, *SP* 46/58, f.65.

てて書いたと考えられている書簡からの引用である。ここでチェンバーズは、自分の公的な職務を放棄して狩りに出掛けたレスキマーの行動を厳しく戒めているのである。このように、(バーストンの「執政官」も含めて) 地方官吏は共同体への公共的な奉仕をその構成員から期待される存在であった。

同時に、「執政官」にとって必要な資質とは「雄雄しき勇氣 (prowes of manhood)」というよりはむしろ「慈愛 (humanitie)」であり、したがって、法と慣習を遵守することを通じて衡平と正義を維持するのがその職務である、とバーストンは述べている。しかしながら、「執政官」が最も果すべき義務は「自由の維持 (the maintenaunce of liberties)」であり、「執政官」は「全ての自由都市 (all free Cities) において、あらゆる者たちがその良心 (his conscience) を話すことは法に適っている」ということを銘記しなければならない、と彼は説いている³⁶⁷。言い換えるならば、「執政官」は共同体の構成員の「好意 (favoure)」を獲得する必要がある、「彼らの不可欠な助力 (their necessarie ayde)」が存在してこそ良き統治を実行することができるのである³⁶⁸。というのも、「彼ら無くして、何事も万全な状態で成立することはないであろう」からであった。

そして、「執政官」がこのように共同体の全構成員の支持を得る上で欠かすことができないのが、「元老」による「助言 (councell)」である³⁶⁹。バーストンによると、「元老」が果すべき主要な義務は正に共同体のために「助言」を与えることであり、このことを通じて(地方)都市という政治共同体において「コモンウェルス」が実現されるのだった。同時に彼は、こうした(地方)都市の「助言者」たる「元老」に求められる資質について、次のように説明している。まず完全なる「助言者」ならば「過去の経験」を有し、「現在当然考慮すべきことを考慮」し、「未来に起る可能性のあるあらゆることについて十分に理解」しておかなければならないのであり、このことは「元老」にも当てはまるとされる。また彼らは都市の共同体のために提案された事項に関し、それが如何なる意味を持ち、どの程度必要なもので、如何なる理由で提案されたのかといった観点から、その提案が「法に適ったものであるかどうか」を知っておかねばならない。要するに、彼らはこのような「注意深さ」を備えた上で「コモンウィールのための助言 (counsell for the common weale)」という公共的な政治参加を行うことにより、「良き評判や評価 (the good reporte and

³⁶⁷ Barston, *Safegarde of Societie*, ff.83v, 87v.

³⁶⁸ *Ibid.*, f.88r.

³⁶⁹ *Ibid.*, ff.91v-99r.

estimation) に値する者になる」ことができるのであった。

さらにバーストンは、「平民」が（地方）都市という政治共同体の「コモンウェルス」のために果すべき義務について言及している。即ち、彼によると、「平民」は決して野心的であってはならず、「彼らの欲望と憂え (their affectes and perturbations)」を抑制しながらあくまで「執政官」に服従を誓う存在であった³⁷⁰。換言するならば、彼にとっての理想的な政体とは「少数者が統治」し、「多数者が服従」するというものであった³⁷¹。しかしながら、これは「平民」の（地方）都市における政治参加の否定ではなく、彼はむしろ「平民」が「同意という自由」を行使することを通じ、（地方）都市の統治に積極的に関することを推奨している³⁷²。言うまでもなく、こうした「平民の同意」は国家レベルでは「議会（下院）における同意」による法の制定を意味するのだが、彼はこのような議論を地方都市レベルで行ったのだった。つまり彼は、「平民の同意」は地方都市の「コモンウェルス」のために「不可欠な助力」であるが故に、「執政官」は地方都市の統治に際して「平民」の意向を無視してはならない、と述べている。彼はその上で、「全ての自由都市」において、「平民」の「言論の自由」が保障され、また「執政官」を選出する際に「平民」の「同意という自由」が行使されるべきことを強調するのであった³⁷³。

(5) 小括

以上のように、ジョン・バーストンは『社会の保全』の中でチュークスベリィ市の「コモンウェルス」（のための政治参加）について考察したのであり、この意味で、彼は政治的イングランド意識を地方都市という宮廷外の政治的領域の統治へ適用したと言える。とりわけ、彼は古典的ヒューマニズムの「自由」と「徳」を強調することにより、地方都市における「コモンウェルス」の実現可能性を説くとともに、（本稿・第2章・第2節および第3章・第1節で検証したような）議会を重視した政治的イングランド意識、あるいは議会をイングランドの「コモンウェルス」を実現する場とみなし、議会を通じた臣民の政治参加を称揚するような議論、を地方都市の統治に適用することで「市民」の政治参加を主張したのである。

³⁷⁰ *Ibid.*, ff.66v-68v.

³⁷¹ *Ibid.*, f.28v.

³⁷² *Ibid.*, ff.83v, 88v.

³⁷³ *Ibid.*, f.78r-78v.

バーストンによると、都市とは本質的に「コモンウィール」であり、その存在目的は「隷属」に抗して「自由」を維持することにあつた。とりわけ彼は、都市では「市民的生活」が営まれるが故に、人間が「自由」を享受できるのは都市においてのみであり、「自由」は「公益」あるいは「コモンウェルス」全体の利益のために行使されるべきだ、と述べている。このような「自由」に加え、「市民的生活」が営まれる「コモンウェルス」において、「徳」はもう一つの不可欠な要素であつた。しかし、バーストンは人間本性を「徳」の中に見出しただけではなく、人間の「腐敗」への傾向を指摘することにより、「コモンウェルス」が「腐敗」する可能性を主張した。そして、彼はこうした「コモンウェルス」の「腐敗」を防ぐものとして、次の三つを提示したのである。まず第一に、バーストンは当時の「クリスチャン・コモンウェルス」という概念に依拠しながら、「コモンウェルス」の土台としての宗教の重要性を指摘した。第二に、教育を通じて「徳」の涵養を行い、「コモンウェルス」のために献身する人間を養成すべきだ、と彼は主張した。そして、第三に、彼はコモン・ローの卓越性をその「古来性」と「合理性」のみならず、イングランドの「島嶼性」に求め、このようなイングランド性を帯びたコモン・ローによって王国の「コモンウェルス」は維持される、と主張した。

とはいえ、『社会の保全』におけるバーストンの議論の一番の特徴は、上記のような議会を重視した政治的イングランド意識を地方都市（チェークスベリィ市）の統治に適用したことであろう。つまり彼は、国王・上院・下院の関係の上に成り立つイングランドの「コモンウェルス」、といった思考を地方都市の統治に当てはめ、(極めて古代ローマ的な)「執政官」・「元老」・「平民」の三者の統治を通じた地方都市の「コモンウェルス」の実現を説いた。このように、バーストンの政治思想のオリジナリティーは「コモンウェルス」を地方都市というよりミクロな次元で捉えた点にあると言えるのだが、古代ギリシア・ローマにおいて「公共の利益」の実現が「ポリス」あるいは「キヴィタス」という都市国家の中で目指されたことを考慮すると、彼の政治思想はそれほど奇抜なものではなかったのかもしれない。

ただし、こうしたチェークスベリィという地方都市の「コモンウェルス」に関する議論の故に、バーストンはイングランドという国家の「コモンウェルス」といった視点を欠いていた、と言うことはできない。とりわけ、チェークスベリィ市のパトロンとも言えるレスタ伯の影響下で『社会の保全』を著したバーストンは、中央政府あるいは国家との繋がりがなしに新興都市チェークスベリィの自治を維持するのが困難であることを誰よりも知っ

ていた筈である。とはいえ、『社会の保全』において、地方都市と国家の関係性が不明瞭であるのもまた事実であり、せいぜいバーストンは人的結合体という、「コモンウェルス」に本来的に具わった性格に依拠して両者の関係性に言及したに過ぎない。即ち、バーストンの「コモンウェルス」は「人民のあらゆる繋がり」を意味し、国家・都市・家族・友人という四つの形態を持っていたのだが、このように彼は「コモンウェルス」を可変的もしくは伸縮自在な共同体と捉え、地方都市の「コモンウェルス」の延長にイングランドという国家の「コモンウェルス」を見ていたものと思われる。いずれにせよ、バーストンは（議会を重視した）政治的イングランド意識を地方都市（チェークスベリィ市）の統治に適用したのであり、このような意味で、彼の『社会の保全』はエリザベス治世中期における政治的イングランド意識の発展を示す著作であったと言える。

第3節 「公共圏」における政治的イングランド意識

(1) テューダー朝の「公共圏」とジョン・スタップズの『亡国論』

エリザベス治世中期において、政治的イングランド意識、即ち、(汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体あるいは普遍的な理想国家と対置される) イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識、は「公共圏 (public sphere)³⁷⁴」とも呼ぶべき宮廷外の政治的領域にも見られるようになった。テューダー朝における「公論 (public debate)」という政治文化は W. T. マッキヤフリ、P. コリンソン、J. ガイらによって理解が深められてきたが³⁷⁵、これらの研究は議会内のものであれ、出版によるものであれ、「公論」を枢密顧問官たちの煽動によって為されたものと捉えており、エリザベス期における「公共圏」をより狭く定義したのだった。その一方でガイは、エリザベスが特に自身の結婚・後継問題、イングランドの対外問題や宗教問題などについて、枢密顧問官たちによる「助言」を制限・拒否しようとし、その際に古典的ヒューマニズムというイディオムを利用したとも述べている³⁷⁶。即ち、エリザベスはこれらの問題について、枢密顧問官よりも地位の低いイングランド臣民の「助言」を求めることにより、枢密顧問官たちの「助言」を拒否する口実にしたのであり³⁷⁷、このような観点からエリートによる政治から独立した「民衆政治」が提唱されたのだった³⁷⁸。

S. アダムズもまた、「公論」が枢密顧問官たちの「派閥 (faction)」によって操作されたということに異議を唱え、少なくとも 1590 年代までエリザベス治世は「派閥」によって

³⁷⁴ 本稿における「公共圏」は、「コモンウェルス」という公共概念によって構成され、またプロパガンダ的な性格を強く帯びた一過性の強いパンフレットの流布を通じて形成された、宮廷外の政治的討議の場のことである。

³⁷⁵ 例えば W.T.MacCaffrey, 'The Anjou Match and the Making of Elizabethan Foreign Policy', in P.Clark, A.G.R.Smith, and N.Tyacke, eds., *The English Commonwealth 1547-1640* (Leicester, 1979); Collinson, 'De Republica Anglorum'; J.A.Guy, 'The 1590s: The Second Reign of Elizabeth I?', in idem, ed., *The Reign of Elizabeth I: Court and Culture in the Last Decade* (Cambridge, 1995); idem, 'Tudor Monarchy and its Critiques', in idem, ed., *The Tudor Monarchy* (London, 1997); idem, *Politics, Law and Counsel in Tudor and Early Stuart England* (London, 2000); S.Alford, *The Early Elizabethan Polity: William Cecil and the British Succession Crisis, 1558-1569* (Cambridge, 1998); Mears, *Queenship and Political Discourse* などの研究を参照。

³⁷⁶ Guy, 'Monarchy and Critiques', pp.94-95.

³⁷⁷ M.T.Crane, 'Video et Taceo: Elizabeth I and the Rhetoric of Counsel', *Studies in English Literature 1500-1900* 28 (1988).

³⁷⁸ ただし、エリザベス期に「手紙新聞 (newsletter)」があまり流布していなかったことなどから、そのような「民衆政治」の存在を否定する見方は依然として根強いと言える。

動揺させられることはなかった、と主張している³⁷⁹。このようなアダムズの見解は、1590年代のエセックス伯ロバート・デヴァルー (Devereux, Robert, 2nd Earl of Essex, 1566-1601) の「派閥」活動を重要視した P. E. J. ハマによって補強される一方で、アンジュー公との結婚交渉を取り上げることにより、1590年代以前の「派閥」に注目した S. ドーランによって反対されたのだった³⁸⁰。しかしながら、アダムズの議論は、エリザベス治世の「派閥」政治はその時期により異なった様相を呈する、ということを示すとともに、エリザベス治世の枢密院内の政策を巡る意見対立の度合とその表面化のし方について再考を迫る契機となった³⁸¹。加えて、A. N. マクラーレンは、エリザベスが神の代理人になることによって自分が女王であることを正当化しようとする中、「公論」は枢密顧問官たちだけのものではなく、より「社会的に包括的 (socially inclusive) ³⁸²」なものになったと主張した。

こうした問題提起を承け、N. ミアズはジョン・スタッブズ (Stubbs, John, c.1543-90)³⁸³ について取り上げることにより、エリザベス治世における「公論」の再考を試みた。ジョン・スタッブズはエリザベスとフランス王弟アンジュー公 (François, duc d'Anjou, 1554-84)³⁸⁴の結婚に反対するパンフレット³⁸⁵ (以下、『亡国論』と称する) を出版し、裁

³⁷⁹ S.Adams, 'Eliza Enthroned?: The Court and its Politics', in C.Haigh, ed., *The Reign of Elizabeth I* (London, 1984), pp.55-56.

³⁸⁰ このようなハマとドーランの見解については P.E.J.Hammer, *The Polarisation of Elizabethan Politics: The Political Career of Robert Devereux, 2nd Earl of Essex, 1585-1597* (Cambridge, 1999); S.Doran, *Monarchy and Matrimony: The Courtships of Elizabeth I* (London, 1996) を参照。

³⁸¹ このような例として、以下の研究を挙げることができる。Alford, *Elizabethan Polity*; J.E.A.Dawson, 'William Cecil and the British Dimension of Early Elizabethan Foreign Policy', *History*, vol.74, no.241 (1989); 我が国でも 越智武臣『近代英国の起源』、ミネルヴァ書房、1966年、74～87頁；大野真弓「エリザベス朝の派閥抗争：サー・ロバート・セシルとエセックス伯爵ロバート・デヴァルー」、『政治経済史学』、第300号、1991年、312～62頁；井野瀬久美恵「エリザベス朝中期の派閥政治」、『史林』、68-1、1985年、103～23頁；松浦志穂「エリザベス朝末期における枢密院議官の派閥活動」、『史論』、第52号、1999年、102～19頁 などの研究がある。

³⁸² McLaren, *Political Culture*, p.8.

³⁸³ スタッブズの生涯については ODNB, [Stubbs, John]; N.Mears, 'Counsel, Public Debate, and Queenship: John Stubbs's *The Discoverie of a Gaping Gulf*, 1579', *Historical Journal*, vol.44, 3 (2001), pp.640-45; HPT, vol.III, pp.460-61 などに詳しい。

³⁸⁴ アランソン公の名でも知られるが、兄アンリ3世の即位 (1574年) 以後はアンジュー公を称したため、本節の時期設定上、アンジュー公を呼称として用いることにする。

³⁸⁵ John Stubbs, *The Discoverie of a Gaping Gulf whereinto England is like to be Swallowed by an other French Marriage, if the Lord Forbid not the Banes, by Letting her Maiestie See the Sin and Punishment thereof* (London, 1579; STC 23400) [L.E.Berry, ed., *John Stubbs's Gaping Gulf with Letters and Other Relevant*

判の末、民衆を煽動した廉で右手切断の憂き目に遭った人物である。スタッブズは 1543 年頃、ノーフォーク州バクストン (Buxton) のジェントリであるジョン・スタッブ(Stubbe, John)³⁸⁶ の息子として生まれた。彼は 1550 年代にケンブリッジ大学で、後にバリー卿の秘書となるジョージ・ブライズ (Blyth, George, d.1581) の下で学ぶとともに、彼の活動に大きな影響を与えることになるヴィンセント・スキナ (Skinner, Sir Vincent, 1543-1616) やマイケル・ヒックス (Hickes, Michael, 1543-1612) らと出会った。スキナとヒックス (彼らもブライスと同様、後にバリー卿の秘書となるのだが) はスタッブズと共にリンカンズ・インへ進学し、1590 年のスタッブズの死まで親密な交際を続けた。当時のリンカンズ・インは宮廷政治に少なからぬ影響を与え、多くの優れた人材を輩出していた。例えばジェームズ・ドールトン (Dalton, James, d.1601) は一流の法律家であると同時に、1563 年から 1586 年の間、ベドフォード伯とバリー卿のパトロネジを受けて議員として活躍した。またロバート・マンソン (Monson, Robert, c.1532-83) は、1570 年に高等宗務官裁判所 (Court of High Commission) に配属され、1572 年には上級法廷弁護士 (serjeant-at-law) の地位に就き、同年 11 月には民訴裁判所 (Court of Common Pleas) へ配属された。マンソンはドールトンと同様、ベドフォード伯のパトロネジを受けて議員となった。後にこの二人は、1579 年のスタッブズに対する判決の合法性について追及することになる。

このように、スタッブズにとってリンカンズ・イン時代は重要なものであり、とりわけ彼のイデオロギーに決定的な影響を与えたのであった。1560 年代のリンカンズ・インにおいては、プロテスタント的アイデンティティーが発展しつつあったのだが、スタッブズらによって代弁された「活動的市民」あるいは「議会的助言」という概念は、この中で培われたものだった³⁸⁷。そして彼らによると、政治的活動はプロテスタントイズムの維持を目的とするところの「コモンウィール」に資するものでなければならなかった。また少なくとも 14 世紀以降、法学院では詩や散文体の騎士道物語の中で政治的風刺を行う伝統があったのであるが、リンカンズ・インも例外ではなく、スタッブズの著作 (共同のものも含めて) に見受けられる文学性はこのような伝統の産物であったと言えよう。

Documents (Virginia, 1968)].

³⁸⁶ 『亡国論』を著した息子のジョン・スタッブズも John Stubbe と表記されることもあるが、本節では父親と区別するために、父親をジョン・スタッブ、息子をジョン・スタッブズと呼ぶことにする。

³⁸⁷ Mears, 'Counsel, Public Debate', p.642.

スタッブズは1572年以降、実務法律家として活躍し、1585年からは公職に就くようになった。具体的には、1572年に彼は法廷弁護士資格を付与され、1578年と1587年にはそれぞれリンカンズ・インのステュアード (steward) とアソシエイト (associate) に任命され、1585年にはグレイト・ヤーマス (Great Yarmouth) のステュアード³⁸⁸となった。そして彼はバーリ卿の命により、バーリ卿自身の著作『イングランドにおける正義の執行³⁸⁹』(これは言うまでもなく、1570年のローマ教皇によるエリザベスの破門以降、次第に強化されつつあった政府の反カトリック政策を弁明するものであった) に対する枢機卿ウィリアム・アレン (Allen, William, 1532-94) の攻撃に返答したのだった。また1585年に、スタッブズはウィロビィ・ディアズビィ卿 (Bertie, Peregrine, Lord Willoughby De Eresby, 1555-1601) の秘書となり、バーリ卿との間を取り持つことになった。前述のスキナとヒックスは共に下院議員であったのだが³⁹⁰、1588年にはスタッブズもグレイト・ヤーマス選出の議員となっている。

次にスタッブズの主な著作について言及するならば、1564年に彼は最初の著作³⁹¹を出版したとされているのだが、1574年にはスキナとヒックスと共に『カンタベリ大主教の70年³⁹²』という作品を出版した。これはカンタベリ大主教マシュー・パーカ (Parker, Matthew, 1504-75) の同時期の著作³⁹³を英訳したものであるが、一方で三人はこの作品の傍注で、アングリカンに敵意を示し、主教制度を擁護したパーカを批判したのだった。そしてこのことから窺われるように、スタッブズは政治的・宗教的意識を共有した集団の

³⁸⁸ ハイ・ステュアード (この地方官職については 本稿、119頁 を参照) の司法上の業務を実行する自治都市の官職で、ほとんどの場合、高名な法律家が務めていた。

³⁸⁹ William Cecil, *The Execution of Iustice in England for Maintenaunce of Publique and Christian Peace, without any Persecution for Questions of Religion* (London, 1583; STC 4902) [R.Kingdon, ed., *The Execution of Justice in England by William Cecil and A True, Sincere, and Modest Defense of English Catholics by William Allen* (Ithaca, 1965)].

³⁹⁰ スキナは Truro (1571), Barnstaple (1572), Boston (1584, 86, 89), Boroughbridge (1593), St. Ives (1597), Preston (1604) から、ヒックスは Truro (1584), Shaftesbury (1589, 93), Gatton (1597), Horsham (1601, 04) から議員に選出されている。

³⁹¹ Théodore de Bèze, *A Discourse Wrytten by M. Theodore de Beza, Conteyning in Briefe the Historie of the Life and Death of Maister Iohn Caluin, with the Testament and Laste Will of the saide Caluin, and the Catalogue of his Bookes that he hath Made* [trans. John Stubbs?] (London, 1564; STC 2017).

³⁹² Matthew Parker, *The Life off the 70. Archbishops off Canterbury Presentlye Sittinge Englished, and to be Added to the 69. Lately Sett forth in Latin* [trans. John Stubbs?] (Zurich, 1574; STC 19292a).

³⁹³ Matthew Parker, *De Antiquitate Britannicae Ecclesiae & Priuilegiis Ecclesiae Cantuariensis, cum Archiepiscopis Eiusdem 70* (London, 1572-74; STC 19292).

中で活動していたのであり、これを根拠にミアズはスタッブズの「公共圏」における「活動的生活」を主張したのである³⁹⁴。とりわけ、スタッブズは自らの活動の目的をプロテスタンティズムの維持とみなし、1570年代初頭の彼の活動はイングランドにおけるプロテスタンティズムの高揚に触発されたものと言える。ここでの考察対象である『亡国論』は、1579年の8月6、7日にロンドンで出版されたのであるが、この時期には以前のような宗教的緊張がなかったとはいえ、スタッブズはこの著作においても一貫して堂々とした（徹底的な反カトリックという意味で）ピューリタンの口調で述べたのだった。先にも触れたように、スタッブズはこの著作のために裁判の末、右手切断の判決を受けることになるのだが、彼はこの処罰の後、短期間の拘置や上記のような活動を経て、フランスでアンリ4世の軍事活動に自発的に参加しようとする最中に亡くなったと言われている。

スタッブズの『亡国論』がエリザベスとアンジュー公の結婚に反対の意を表明するものだったことは既に述べた通りであるが、ある外交文書の中には、エリザベスがこのパンフレットを宮廷内の結婚反対派（主にレスタ派）との共同作品ではないかと疑っていたという記述がある³⁹⁵。特にC. リードとJ. E. ニールは、エリザベス期の宮廷政治を「派閥」に依拠したものと定義し、スタッブズの『亡国論』をそのような「派閥」に後援された、プロパガンダ的な性格を強く帯びたパンフレットとみなしたのだった³⁹⁶。M. M. レイモンやドーランらも、『亡国論』を同時期に書かれたエドモンド・スペンサ（Spenser, Edmund, c.1552-99）の『羊飼いの暦うた³⁹⁷』やフィリップ・シドニ（Sidney, Sir Philip, 1554-86）の女王宛ての書簡³⁹⁸と比較し、レスタ伯とウォルシンガムが女王にアンジュー公との結婚を断念させるために書かせたものとして捉えている³⁹⁹。つまり、レスタ伯らはこの結婚に対

³⁹⁴ Mears, 'Counsel, Public Debate', pp.643-44. また、このような政治的・宗教的意識を持った集団については J.Venn and J.A.Venn, eds., *Alumni Cantabrigiensis*, vol.IV, p.178; A.F.S.Pearson, *Thomas Cartwright and Elizabethan Puritanism* (London, 1935), pp.119, 171-75; R.M.Fisher, 'The Reformation in Microcosm? Benchers at the Inns of Court, 1530-1580', *Parergon*, n.s., 6 (1988), pp.37-39, 47, 49などを参照。

³⁹⁵ Mears, 'Counsel, Public Debate', pp.631-32.

³⁹⁶ C.Read, 'Walsingham and Burghley in Queen Elizabeth's Privy Council', *English Historical Review* 28 (1913); J.E.Neale, 'The Elizabethan Political Scene', *Proceedings of the British Academy* 34 (1948).

³⁹⁷ Edmund Spenser, *The Shepherdes Calendar* (London, 1579; STC 23089).

³⁹⁸ K.Duncan-Jones and J.van Dorsten, eds., *Miscellaneous Prose of Sir Philip Sidney* (Oxford, 1973), pp.33-57.

³⁹⁹ M.M.Leimon, 'Sir Francis Walsingham and the Anjou Marriage Plan, 1574-81', PhD thesis, Cambridge University (1989), pp.124-25; Doran, *Monarchy and Matrimony*, pp.164-65, 170-71.

する廷臣と民衆の反感を利用し、議会の承認に不可欠な枢密顧問官たちの支持を得られないようにし、内乱への恐怖を煽ったという訳である。

このような研究史を踏まえてミアズは、エリザベス期のイングランドにおいて「公論」という政治文化が発展し、ある程度女王に対する抑止力となり得たにも拘らず、なぜスタッフズの「公論」は拒絶されることになったのか、ということを検証しようとしたのだった。そして、この検証の際にミアズは、次の二点の問題を取り上げている⁴⁰⁰。一つは、エリザベス期の「公論」は、主として宮廷の後援を受けた党派的なプロパガンダであったのか、それともそのような宮廷内の「派閥」とは無関係の「活動的市民 (active citizen)」という思考により、「公共圏」が新たに成立し、そこで民衆が女王に「公論」を提供しようとしたのか、という問題である。もう一つは、仮に後者が正しいとするならば、宮廷における「公論」と「公共圏」におけるそれは同一のものなのか、という問題である。このようにミアズは、「公共圏」を宮廷政治との関係の中で考察し、エリザベス期のイングランド人（女王も含めて）が「公共圏」における彼らの政治的役割をどのように捉えていたかを明らかにしようとし、次のような結論を導き出した。

まずミアズは、スタッフズとレスタ伯、ウォルシンガムとの繋がりを疑問視し、『亡国論』をスタッフズ自身による作品とみなした。つまり、スタッフズの『亡国論』は「公共圏」が存在していたことを示すものであり、そのような領域は宮廷に従属していた訳ではなく、宮廷と「相互的な (interacting)」関係にあった⁴⁰¹。またミアズは、『亡国論』と前述のフィリップ・シドニの書簡がそれぞれ「公論」について非常に異なった見解を提示しているとして、「公共圏」は従来考えられてきた以上の多様性を持っていた、と主張している⁴⁰²。言い換えるならば、「公論」に参加する者は必ずしも枢密顧問官たちの圧力でそうしたのではなく、むしろ各々が独自の表現を要求されたのだった。さらにミアズは、エリザベス期にこのような宮廷から独立した「公共圏」が形成される一方で、そのことが女王らとの軋轢を生み出す要因となった、としている。そしてこの対立の原因は、「公共圏」への参入者たちが「公論」について、枢密顧問官たちとは異なった見解を持っていたことにあり、スタッフズと女王らの対立も、「公論」を提供する「助言者」の捉え方の違いから生じたものであった、と結論づけている⁴⁰³。

⁴⁰⁰ Mears, 'Counsel, Public Debate', p.634.

⁴⁰¹ Ibid., p.650.

⁴⁰² Ibid., p.650.

⁴⁰³ Ibid., p.650.

ともあれ、ミアズは「公共圏」を主要な政治的諸問題を討論する場と定義し、(コリンソンの「君主政共和国」を意識しつつ) エリザベス期の社会において従来考えられていなかったレベルで政治的生活の兆候が見られる、と主張したのだった⁴⁰⁴。即ち、エリザベス期のイングランドでは、労働者や女性でさえ「女性君主」の是非について論じていたのである⁴⁰⁵。とりわけ、エリザベス治世中期に(ミアズが定義したような)「公共圏」が出現した物理的条件としては、1585年以降パンフレットが大量に流布するようになったことを挙げることができる⁴⁰⁶。加えて、ミアズは「公共圏」における討論と政治参加に対して、宗教やジェンダーや「ナショナリズム」が果たした役割を強調している⁴⁰⁷。

特に「ナショナリズム」に関して言えば、P. レイクらは、「コモンウィール」という概念がエリザベス期の「公共圏」の構成要素の一つであったことを指摘している⁴⁰⁸。例えば我々は、カトリックこそイングランドの「コモンウェルス」を蝕む者たちである、といった言説をしばしば当時のイングランドの公的な遣り取りの中に確認することができる⁴⁰⁹。一方、ウィリアム・アレンはイエズス会士エドマンド・キャンピオン(Campion, Edmund, 1540-81)の殉教について、彼は「国家(State)」に対する反逆罪で処刑されたと言えるが、それ(キャンピオンが「国家」に対して反逆罪を犯したことは「国家」が「女王陛下とウィール・パブリック(weale-publike)の維持でない」限りにおいてである、と擁護している⁴¹⁰。このように、(ピューリタンであれ、カトリックであれ)エリザベス期のイングランド人は「公論」の際に「コモンウェルス」という語を多用したのであるが、彼らは国家や政府を批判するというよりは、支配体制内でイデオロギー的もしくは政治的なイニシアティブを握るためにそうしたのだった⁴¹¹。スタップズの『亡国論』出版とそれを巡る一連の議論は、正にこういった「コモンウェルス」概念の上に成り立つ、エリザベス治世中期の「公共圏」の出現を最もよく示すものであったと言える。

⁴⁰⁴ Mears, *Queenship and Political Discourse*, pp.23-24.

⁴⁰⁵ *Ibid.*, p.195.

⁴⁰⁶ F.J.Levy, 'How Information Spread among Gentry, 1550-1640', *Journal of British Studies* 112 (1982), pp.20-23; R.Cust, 'News and Politics in Early Seventeenth-Century England', *Past and Present* 112 (1986), pp.60-90.

⁴⁰⁷ Mears, *Queenship and Political Discourse*, p.215.

⁴⁰⁸ ただし、레이크らは「コモンウィール」を「国家(state)」というよりはむしろ「社会(society)」を表象する概念として提示している。この点については、例えば Lake and Questier, 'Puritans, Papists, and the "Public Sphere"', p.591などを参照。

⁴⁰⁹ *Ibid.*, p.594.

⁴¹⁰ William Allen, *A Briefe Historie of the Glorious Martyrdom of XII Reuerend Priests* ([Rheims], 1582; STC 369.5), pp.9, 16.

⁴¹¹ Lake and Questier, 'Puritans, Papists, and the "Public Sphere"', pp.591-92.

(2) 『亡国論』におけるエリザベスの結婚問題

1578年以降、イングランドでは、エリザベスとアンジュー公の結婚問題を巡る意見対立が引き起されたのだが、ここではこの問題に関する（『亡国論』における）スタッブズの見解を、当時の宮廷内の議論と比較しながら考察したい。まずウォルシンガムは女王の結婚・後継問題について、仮にこの結婚が成立したとしても継嗣を生み出さなければ無意味であるし、場合によってはヴァロワ家の後継問題を引き起すことにもなるということを認識していた⁴¹²。彼を結婚反対へと駆り立てたものはフランスあるいはアンジュー公に対する不信感であったが、同時に彼はエリザベスとアンジュー公の年齢の差が二人の間に不和を生み、出産を含めた結婚生活が女王の寿命を縮めるかもしれないという危険性、またアンジュー公がフランス王位を継承することにより、イングランドがその属国とされる可能性などを結婚反対の理由として挙げている⁴¹³。これに対してバーリ卿は女王の結婚・後継問題について、アンジュー公との結婚によって「神」が継嗣を授けてくれるだろうという楽観的な立場を取り、出産がエリザベスに及ぼす危険に対しては、出産に伴う危険性は「神」が女性に与えた必然的なものであり、何もエリザベスに限ったことではない、と反論している⁴¹⁴。

一方、スタッブズは『亡国論』の中で女王の結婚・後継問題について、（仮にアンリ 3世がこの結婚の直後に亡くなったとすると）アンジュー公はフランスという「彼の生まれ育った国 (hys natiue country)」へ戻ってその王位を継承し、エリザベスもイングランドを離れることになり、イングランドがフランスから派遣された代理人によって支配される、と述べている⁴¹⁵。またスタッブズは女王の高齢出産の危険性を指摘し、仮にエリザベスが出産で亡くなったならば、イングランドは「異国の侵入 (forrein inuasion)」を招き、内乱によって荒廃するだろう、と述べている⁴¹⁶。さらに彼は結婚を通じたエリザベスの継嗣誕生でさえも、相続の問題や「兄弟間の争い」などを持ち出し、イングランドに危難をも

⁴¹² C.Read, *Mr Secretary Walsingham and the Policy of Queen Elizabeth* (Cambridge, 1925), vol. II, p.15.

⁴¹³ *Ibid.*, pp.15-16.

⁴¹⁴ HMC, *Salisbury MSS*, vol. II, pp.240, 44.

⁴¹⁵ Stubbs, *Gaping Gulf*, sig.C7v.

⁴¹⁶ *Ibid.*, sigs.C8v-D1r.

たらずものとみなしていた⁴¹⁷。

またアンジュー公との結婚が外交に与える影響について、バーリ卿はこの結婚の結果、イングランドはアンジュー公だけでなくアンリ 3 世の援助を得ることができ、ネーデルラントにおけるフェリペ 2 世の行動を抑制できる、と述べている⁴¹⁸。同じ結婚擁護派のサセックス伯 (Radcliffe, Thomas, 3rd Earl of Sussex, c.1525-83) は、アンジュー公に不信感を抱きながらも、スペインを牽制するために、アンジュー公と共にネーデルラントにおける軍事上の要地を租借すること、あるいはアンジュー公との結婚を通じたネーデルラントの併合を提案している⁴¹⁹。

一方、スタッブズはこれらの結婚擁護論、つまり、イングランド - フランス同盟はネーデルラント問題におけるフェリペ 2 世の譲歩を引き出すことに大いに役立つのではないか、という見解に対して懐疑的であった。とりわけ彼は、ネーデルラント問題におけるフランス側の言い分に「微塵の真実味」も感じておらず、この問題はイングランドが「異国の束縛 (straunge restraint)」を受けずに解決するべきものだ、と主張している⁴²⁰。このように彼は、フランスに対する不信感からイングランド単独のネーデルラント遠征を擁護した訳だが、ネーデルラント側にも反フランス感情が存在しているため、ネーデルラントは「フランス人抜きの人 (the English without french)」、即ち、フランスよりもイングランドの援助を進んで受け入れるだろう、とも述べている⁴²¹。

加えて、プロテスタント急進派と親交を持ち、自らもしばしばピューリタンと目されるスタッブズは、イングランドのプロテスタンティズムの維持という立場からこの結婚に異議を唱えた。特に彼は旧約聖書を引用することにより、アンジュー公との結婚は「神の法に背くだけ」のものであり、その結果、神によって天罰が下されるだろう、と述べている⁴²²。つまり彼は、この結婚に伴うイングランドにおけるプロテスタンティズムの放棄は「神罰」を惹起するものであり、イングランドのみならず、他のプロテスタント諸国にも危難をもたらすだろう、と言うのだった⁴²³。同時に彼はアンジュー公をローマ教皇とフランスのカ

⁴¹⁷ *Ibid.*, sigs.D1r-D3r.

⁴¹⁸ HMC, *Salisbury MSS*, vol. II, p.244.

⁴¹⁹ E.Lodge, ed., *Illustrations of British History in the Reign of Elizabeth* (Westmead, 1969), vol. II, pp.107-18.

⁴²⁰ Stubbs, *Gaping Gulf*, sig.E7v.

⁴²¹ *Ibid.*, sig.E7v.

⁴²² *Ibid.*, sig.A7v.

⁴²³ *Ibid.*, sig.B2r-B2v.

トリック勢力の手先とみなし、「最も歓迎されない客人 (most illcome guest)」あるいは「最も危険な客人 (most daungerous guest)」と呼んで非難している⁴²⁴。

これに対してバーリ卿は、エリザベスとアンジュー公の結婚には、イングランドとアンリ 3 世を筆頭としたフランス・ヴァロワ家の友好を深めると同時に、ポリティーク派として（政治的には王権を擁護しながらも）宗教的にはユグノー寄りの立場を取っていたアンジュー公とその一派を味方にする事ができる、といった利点があると考えていた。それ故バーリ卿は、この結婚はエリザベスとアンジュー公に対するアンリ 3 世の不信感を払拭し、フランスの新教徒陣営を取り込むことに貢献すると主張するとともに、ユグノーを大虐殺から守り、アンリ 3 世に彼らの信仰の自由を認めさせることによってフランスの宗教的平和を実現できると主張するのだった⁴²⁵。同時に彼は、エリザベスはこの結婚により、イングランド国内における宗教問題やメアリ・ステュアートとのイングランド王位を巡る争いを解決することができ、延いてはキリスト教界全体の平和にも繋がる、と述べている⁴²⁶。

(3) 『亡国論』における「助言」と「クリスチャン・コモンウェルスマン」

以上のような観点から、スタップズはエリザベスとアンジュー公の結婚に異議を唱えたのであるが、その際に彼は「助言」（あるいは「助言者」）という概念を持ち出すことにより、自らの主張を正当化しようとした。例えばスタップズは、多くのイングランド人がエリザベスに「実直で無骨な真実 (playn rough truth)」ではなく、「人当りの良い繊細な言葉 (smooth delicate wordes)」を伝えようとしていると述べた上で⁴²⁷、「助言」について次のように言及している。

私は慈悲深き神に、陛下ご自身の御胸の中の非常に驚くべき多数の助言 (counsail) によって彼らの義務の不足をお埋め合せとなり、おべっか使い (flatterer) と全ての真偽を示し、最善のものに賛意を表する忠実な助言者 (loyall counsellor) を嗅ぎ分けるような、心を見分け、助言 (counsayles) を区別するための主要な御心 (principall

⁴²⁴ *Ibid.*, sigs.B3v, B5v-B6r, C3r.

⁴²⁵ HMC, *Salisbury MSS*, vol. II, p.244.

⁴²⁶ *Ibid.*, p.242.

⁴²⁷ Stubbs, *Gaping Gulf*, sig.B6v.

spirite) を陛下にお与えとなるように請い願うのである。⁴²⁸

即ち、彼はここで「忠実な助言者」(結婚反対論者)と「おべっか使い」(結婚擁護論者)を区別している。言い換えるならば、「助言」には「良き助言」と「悪しき助言」があり、それらを注意深く見分けることを女王に懇願しているのである。そしてスタッフズは、女王がこのような二種類の「助言」を見分ける際の「神」の役割を強調している。つまり、「神」は「古きアダム」(人間の罪深い本性、ここでは君主への「諂い」)を通じて君主に「多少の不利」をもたらす一方で、「従順な性質の信頼できる寛大な優しさ (swetenes)」でエリザベスの「国王らしき御心 (royall hart)」を満たすのである⁴²⁹。そして、その「優しさ」により、エリザベスは「進んで、また謙遜」して、「神がお与えとなり、神に畏敬の念を抱き、陛下に敬愛の念を抱くような全ての良き助言 (good counsayles)」に耳を傾けることができる⁴³⁰。このようにして、エリザベスは「実直で誠実な助言者 (playne honest speakers)」を見出すとともに、彼女の「御心」から「全てのおべっか使い」を締め出すことができるのだ⁴³¹。以上のように、スタッフズは「良き助言」と「悪しき助言」を区別しているのであるが、特に「助言者」と「おべっか使い」の対比は、プルタルコスも用いているように古典古代以来の伝統的なレトリックで、トマス・モアやエラスムス、フランシス・ベイコンらもこのことについて議論している⁴³²。

ともあれ、スタッフズにとって「良き助言」とは神が君主に与えるものであり、宗教に依拠したものでなければならなかったのだが、その一方で彼は、結婚擁護論者による「悪しき助言」について次のように述べている。即ち、彼は結婚擁護論を「キリストの教会に反する助言」もしくは「全く思慮のないイングランド人 (no vvell aduised Englishman) の試み」と呼び、このような「悪しき助言」は「コモン・ステイト (commō state)」と「女王陛下の名誉あるご身分 (good estate)」にとって、「有害かつ致命的 (pernitious and capitall)」である、としている⁴³³。

⁴²⁸ *Ibid.*, sigs.B6v-B7r.

⁴²⁹ *Ibid.*, sig.B7r.

⁴³⁰ *Ibid.*, sig.B7r.

⁴³¹ *Ibid.*, sig.B7r.

⁴³² こうした「助言者」と「おべっか使い」というレトリックについては S.Ito, 'Charles Davenant's Politics and Political Arithmetic', *History of Economic Ideas* XIII (2005) に詳しい。

⁴³³ Stubbs, *Gaping Gulf*, sig.A3r.

以上のように、スタップズは「良き助言」と「悪しき助言」を区別し、自身の結婚反対論を前者に属するものとして正当化しているのだが、それでは彼が考えるところの「助言者」は、一体どのような主体によって担われるべきものであったのだろうか。とりわけ、『亡国論』の次の一節は、こうした問いに対して部分的な答えを提示していると言えよう。

高貴な御生れの方々 (Noble men) ならびに高位の顧問官の方々 (high counsailors) よ、知恵 (vvisedoms) と勇氣 (courage) に結合し給え。また、それら両方に神へのご畏敬 (feare of God) をお加えになりつつ、貴殿らが生れながらの選ばれた (born & chosen) 君主に対する助言の父 (fathers of aduise) であり、副次的な程度でコモンウィールに対する補助教師 (assisting Tutors) でいらっしやることを覚えておき給え。そして、恐らく女王陛下が貴殿らをこの〔助言の父〕という〕榮譽へのご昇進させるお気持ちになるであろう、また我々〔貴族や廷臣よりも下層のイングランド臣民〕が貴殿らに対して最も快く認めている榮譽の敬愛 (reuerence of honor) に値する、その注意深き愛という義務 (that duety of carefull loue) を我々のために再び果されることになるであろう、忠実なご助言 (faythfull counsaile) を女王陛下に与え給え。⁴³⁴

このように、スタップズは「高貴な御生れの方々」と「高位の顧問官たち」、即ち、貴族や廷臣（あるいはイングランド国教会の（大）主教）のような高位高官の者たちを「助言者」の主体とみなし、彼らに「君主」と「コモンウィール」のための「忠実なご助言」を提示するよう要請したのだった。同時にスタップズは、このような「助言者」の資質として、「知恵と勇氣⁴³⁵」と「神へのご畏敬」を重視しており、こうした古典的要素と宗教的要素の結合は後述の彼の「クリスチャン・コモンウェルズメン」という概念の基盤となるものであった。

スタップズが貴族や廷臣（あるいは国教会の（大）主教）たちを「助言者」の主体とみなしていたのは事実だが、その一方で、（後に下院議員となる）彼は議会も「助言」の役割を保持していると主張した。このことについて、彼は次のように言及している。

⁴³⁴ *Ibid.*, sig.F4r.

⁴³⁵ スタップズのこうした主張は、「知恵」・「勇氣」・「正義」・「節度」の四徳を重視したキケロの『義務について』に由来するものと思われる。尤もこの四徳はプラトンが提唱したものであり、キリスト教哲学ではこれら四つの倫理徳に「信仰」・「希望」・「愛」の三つの対神徳が加えられた。

陛下が議会 (parliament) において陛下の臣民たちとご討議なさる以前に、陛下が法にご相談なさり、コモンウィールをいわば〔議会という〕コモン・カウンスル (common counsail) で審議に掛けられる以前に、陛下のご結婚を結論づけないようにするための陛下のあらゆる身分の者たち (all her estates) の助言 (aduse) と承認 (consent) をご甘受なさることを、敬虔なことに陛下はお好みになるのである。⁴³⁶

ここでスタッブズは、エリザベスがアンジュー公との結婚問題において法と議会を尊重しようとしている、あるいは彼自身そのように期待していることを述べている。とりわけ、イングランドの議会制は、「助言と承認 (counsel and consent)」という慣行を一つの基礎にして発達したと言われるが、スタッブズは議会を正にこのようなイングランド臣民の「助言と承認」を得るための「コモン・カウンスル」とみなしたのだった。こうした「助言と承認」の故に、議会はイングランドの「コモンウェルス」(もしくは「コモンウィール」)を実現する場である、とスタッブズは考えたのであり、ここに我々は彼の議会を重視した政治的イングランド意識を垣間見ることができる。

ただし、上記のようなイングランドの「コモンウェルス」のための議会の「助言と承認」といった主張とは裏腹に、スタッブズはエリザベスを「王権、王位、国王大権、国王としてのご傑出・特権・権威、そしてこの王位の支配権を全て兼ね備えた、この帝冠 (imperial crowne) の所有者・相続人としての女王」と呼んでもいる⁴³⁷。エリザベス治世はしばしば「混合政体」対「主権的君主政 (imperial monarchy)」といった政治的信条の対立という観点から捉えられてきたが⁴³⁸、スタッブズの政治思想にもこのような二つの信条の混在を確認できる。とはいえ、『亡国論』全体を見た場合、国王の「主権」よりも圧倒的に「助言」(あるいは「助言者」)の役割が強調されており、その意味でスタッブズは「混合政体」の支持者であったと言える。

いずれにせよ、スタッブズは「良き助言」と「悪しき助言」を区別しながら、貴族や廷臣(あるいはイングランド国教会の(大)主教)たちを「助言者」の主体とみなし、また議会の「助言と承認」を重視したのであるが、こうした「助言」は偏にイングランドの「コ

⁴³⁶ Stubbs, *Gaping Gulf*, sig.E1r.

⁴³⁷ *Ibid.*, sig.C7v.

⁴³⁸ Mears, *Queenship and Political Discourse*, p.73.

モンウェルス」を実現するためのものであった。とりわけ、スタッブズの政治的イングランド意識の特徴は、「公共圏」という宮廷外の政治的領域における、「社会的に包括的」な「助言」の必要性を強調している点にあった。結論を先取りして言うならば、スタッブズは「クリスチャン・コモンウェルスマン (Christian commonwealthmen)⁴³⁹」、即ち、プロテスタンティズムを奉じながら（キケロの『義務について』を彷彿とさせる）「コモンウェルス」のための献身・自己犠牲を厭わぬ、愛国主義的なイングランド人を「助言者」とみなしたのだった。

仮にこの必要性 (necessitie) の連続が、私にそう余儀なくさせることがなかったならば、私はこんなにも〔結婚反対論について〕語ることを恐れ憚るべきであった。そして私の言葉は、ともかく危険なことを語る世話焼きの言葉ではなく、真のイングランド人 (true Englishman)・女王陛下と契りを結んだ忠実な信奉者 (sworne liegeman to hir Maiestie) の言葉であり、このように尤もらしい原因に基づいて必然的な結果を推測したのだ。そして人の信頼は、行動と発言を為す場合だけでなく、時として行動と発言を為さない場合にも損なわれることがあるので、ここで書かれたことが如何なる罪となろうとも、それが私の心底からの愛情の意に取られる好意（それは我が命を犠牲にしようとも、我が国と女王陛下を愛さずにはいられないだろう）と共にあることを、私は卑しくも請い願うのである。⁴⁴⁰

ここには、スタッブズが思い描くところの「クリスチャン・コモンウェルスマン」像がよく表現されていると言える。つまり、「必要性の連続」とイングランドもしくはエリザベスに対する熱烈な思いから、カトリック国フランスの王弟アンジュー公との結婚に反対していることを、彼はここで打ち明けているのである。言い換えるならば、彼は「真のイングランド人」あるいは「女王陛下と契りを結んだ忠実な信奉者」として「良き助言」を提供しようとしたのであり、そのためには自身の生命も厭わない覚悟であった。逆に言えば、

⁴³⁹ Stubbs, *Gaping Gulf*, sig.D1v. *OED* の 'commonwealthman' の項には「コモンウェルスの利益のために献身する者・善良な市民・愛国者」などの意が記載されている。なおマクラーレンはスタッブズのこの記述により、初めて「コモンウェルスマン／メン」という用語が史料の中で使用されたとしている。この点については McLaren, *Political Culture*, p.163 を参照。

⁴⁴⁰ Stubbs, *Gaping Gulf*, sig.F3v.

スタッフズにとって、このような愛国主義的なプロテスタントのイングランド人たる「クリスチャン・コモンウェルスマン」は「助言者」としての義務を負っており、彼らは「助言」を通じて「か弱き女性 (vveake vvoman)」君主エリザベスを支えるべき存在であった⁴⁴¹。

一方、スタッフズは「クリスチャン・コモンウェルスマン」のふりをしながら、エリザベスとアンジュー公の結婚を推進しようとしているイングランド人を次のように批判している。

このフランスとの結婚を説き、その悪の道へと誘っている、半ば教化されたクリスチャンで半ば根っからのイングランド人でない者たち (those not halfe taughte Christians and halfe harted Englishmen) は、教会とコモンウィールのことばかり口にし、斯くして彼ら自身の良心に反してか、あるいは彼らを盲目にしている何か別の気紛れからか、私が存じ上げている多くの口先のうまい言葉 (many smooth wordes) を以て、宗教の大いなる促進と国家の利益 (aduauntage to the state)、女王陛下の御身の安全をもたらすふりをしている。⁴⁴²

ここでは「半ば教化されたクリスチャンで半ば根っからのイングランド人でない者たち」、言い換えるならば、「クリスチャン・コモンウェルスマン」のふりをしているイングランド人が「教会とコモンウィール」を口実にこの結婚の必要性を説くことにより、かえって国家と教会、そしてエリザベスに対して害を為しているということが述べられている。このように、彼らは「フランスとの結婚」を実現させるために「多くの口先のうまい言葉」から成る「悪しき助言」を提供しているのであったが、その一方で、エリザベスはこうした偽善を見破り、彼らの「助言」を受け入れることは決してないとされる。即ち、エリザベスは普段は「感情を爆発させることなく温厚」で「蜜の如き甘きその御口 (her hony swete mouth) にはこの上なく慈愛に満ちた母なる御言葉しか存在しない」けれども、上記のような「女王のご繁栄を礼儀正しくもたらす者たち (these goodly procurers of her vvelth)」

⁴⁴¹ スタッフズのこのような女性観については *Ibid.*, sigs.A5v-A6r を参照。またエリザベスのジェンダーに注目した研究は数多く存在するが、特に政治的統治との関連で論じたものとして Crane, 'Video et Taceo'; C.Levin, *The Heart and Stomach of a King: Elizabeth I and the Politics of Sex and Power* (Philadelphia, 1993); McLaren, *Political Culture*; 指昭博「女性君主の是非」、指編『王はいかに受け入れられたか』などを参照。

⁴⁴² Stubbs, *Gaping Gulf*, sig.A3r.

が実は「女王のご災難の他ならぬ実行者 (very practisers of her vvoe)」であることに気が付き、彼らを厳しく叱責するだろう、とスタッブズは述べている⁴⁴³。スタッブズによると、このような者たちは「国家を益する如何なる助言」も考え出すことはできないし、「良き助言者」になることもできないのであった⁴⁴⁴。

以上のように、スタッブズは「助言者」の資格として「クリスチャン・コモンウェルスマン」、即ち、プロテスタンティズムを信奉しながら「コモンウェルス」のためなら自己犠牲をも厭わない愛国主義的なイングランド人であることを主張したのだった。換言するならば、スタッブズの政治的イングランド意識は、「クリスチャン・コモンウェルスマン」の「助言」を通じた政治参加を促すものであった。そして、このことはスタッブズが（議会に止まらない）より「社会的に包括的」な「助言」を提唱したことを意味するのだが、彼の「助言者」が具体的にどのような社会層までのイングランド人を含んでいたか、という点については次の一節から窺い知ることができる。

女王陛下の御名において、全てのイングランド人の大使たち、他の在外イングランド人、〔イングランド〕国内の全ての賢人たち (all vvise men at home) が、この件で陛下の勤勉なる監視人 (hir diligent espialls) として誠実な忠告 (faithful aduertisement) をされんことを私は要求する。⁴⁴⁵

ここでスタッブズは、この結婚の交渉に携わっていたイングランド側の外交使節団はもちろん、国内外のイングランド人に「助言」を提供するよう求めている。特に「国内の全ての賢人たち」が示唆する如く、スタッブズの「助言者」には自身のような然したる官職も保有していないが、(少なくとも女王の結婚問題を論じることができる程度の)学識ある「クリスチャン・コモンウェルスマン」が含まれていたと言える。とはいえ、スタッブズが主張しているのは全てのイングランド人ではなく、あくまでイングランドの「全ての賢人たち」(全ての知識人たち) による「助言」であって、その意味で彼は決して完全に「社会的に包括的」な「助言」を認めていた訳ではなかった。つまり、「最も身分の卑しい者たち (the meanest body) でさえ、神の御心を知るための特別な祈りなく、この結婚についての重要

⁴⁴³ *Ibid.*, sig.A3r.

⁴⁴⁴ *Ibid.*, sig.A3r.

⁴⁴⁵ *Ibid.*, sig.E2v.

な協議 (thys weighty consultation of mariage) に「実際には参加しないのだが」参加しようとは思うまい⁴⁴⁶」とあるように、彼は「身分の卑しい」(あるいは学識のない) イングランド人を「助言者」から排除していた。

国中の身分の卑しき者たち (the meaner sort throughout the land)、全ての庶民たち (all priuate ones) よ、汝らの地位が一切の服従と穏和なる忍耐 (all subiection & peaceable patience) の中に存し、教会のため、このコモンウィールのため、そして女王のため、主に祈りを捧げることにあることを知り給え。さすれば、大いなるご慈悲をお持ちの主は、キリストのイスラエルにおけるよそ者 (a stranger in Christian Israel)、イングランドにおける異国のフランス人 (forreigne Frenchmen in England) という悪疫をきつと遠ざけて下さる筈だ。⁴⁴⁷

このように、スタッブズはイングランドの「身分の卑しき者たち」および「庶民たち」に対し、(結婚に関する「助言」ではなく)「祈り」の必要性を説いている。つまり、彼らにできるのは、せいぜいこの結婚が成立せぬよう、「教会」と「コモンウィール」と「女王」のため、神に「祈り」を捧げることぐらいだ、という訳である。ただし、上記の「庶民たち」には「官職」を持たない私的な人間といった含意があり、スタッブズ自身も(少なくとも『亡国論』出版当時は) こうした「私人」であったと言える。とりわけ、エリザベスや廷臣たちの目には、スタッブズは「私人」でありながら(「クリスチャン・コモンウェルスマン」の一人として) 公共的な「助言」を提供しようとした者と映り、以下で取り上げる国王布告はそうした観点から彼を厳しく糾弾したのだった。

(4) 国王布告 (1579年9月27日) による『亡国論』批判

1579年9月27日に発布された国王布告(以下、国王布告という場合、この布告を指す)は、スタッブズの『亡国論』に対する批判とエリザベスの立場の擁護を行うとともに、宮廷内の「助言(者)」の概念を示唆するものであった。続いてこの国王布告について、『亡国論』におけるスタッブズの「助言(者)」の概念と比較しつつ検証していく。

⁴⁴⁶ *Ibid.*, sig.B7r.

⁴⁴⁷ *Ibid.*, sig.F4r.

スタッブズの『亡国論』は、その出版がちょうどアンジュー公がイングランドを訪れた時期と重なったこともあり、かなり短期間の内に広く読まれることになった。しかし、エリザベスはこのことを快く思っていなかったので、1579年9月27日に国王布告を發布し、『亡国論』を中傷と反逆の文書として厳しく糾弾したのであった。またスタッブズは民衆のこの結婚に対する反感をかなり高揚させていたので、エリザベスは『亡国論』の所有を禁止すると同時に、ロンドン市長にその回収・焼却を命じた。枢密顧問官たちもこの作業に協力し、主教たちも彼らの管区の聖職者を招集するとともに、そこでこの国王布告が読み上げられたのだった。

まずこの布告は、エリザベスの即位以来の功績について次のように称えている。即ち、彼女は国内外の騒乱から「真のキリストの宗教と、陛下のご領土 (dominions) における恒久的かつ普遍的な平和を回復・維持」し、「陛下の王国を常に〔異国の君主による〕対外的な敵意や戦争から免れさせていらっしゃるし、そうなさってきた」のであった⁴⁴⁸。国王布告では、エリザベスがこのように「〔対外的な〕友好と協調」を推進する一方で、「陛下の臣民の普遍的な愛と好意と支持」を得ているとされている⁴⁴⁹。そして、このようなイングランドの平和を全能の神の賜物とするとともに、その女王に対する神の恩寵が長く続くことを確信するのだった⁴⁵⁰。

そして国王布告によると、スタッブズの『亡国論』は女王と異国の君主の関係、女王と臣民の関係を悪化させるものであった。つまり、そこにおいて『亡国論』は、「陛下の臣民が陛下に対して抱いている敬愛の念や敬意を損ねる」ものであり、「俗悪で、煽動的な著作 (lewd, seditious book)」であった⁴⁵¹。国王布告は具体的に、『亡国論』がアンジュー公に対して事実無根の誹謗中傷を行うことにより、女王との結婚を阻止しようとしている点、そしてこの結婚の結果、イングランドに政治的転覆と宗教的変更がもたらされると述べることにより、イングランド人の恐怖を煽っている点を批判している⁴⁵²。そしてこの布告では、「より賢明な人間 (wiser sort)」はエリザベスがローマ・カトリックの脅威を受けながらも、政治的・宗教的な尽力を行ってきたことを知っているのに対し、「より無知な人間 (simpler sort)」と民衆は生来、女王とその安全について気にするものであるが、『亡国論』

⁴⁴⁸ P.L.Hughes and J.F.Larkin, eds., *Tudor Royal Proclamations* (Yale, 1969), vol. II, pp.445-46.

⁴⁴⁹ *Ibid.*, p.446.

⁴⁵⁰ *Ibid.*, p.446.

⁴⁵¹ *Ibid.*, p.446.

⁴⁵² *Ibid.*, p.446.

によって煽動され得るとされている⁴⁵³。というのも、国王布告によると、『亡国論』は(旧約)聖書を悪用した「おべっか使いの曲解の組合せ (interlacing of flattering glosses)」であり、女王と臣民の関係を悪化させるものであったからである⁴⁵⁴。

続いて国王布告は、次のようにアンジュー公を擁護している。即ち、この布告は彼をユグノーの保護者とみなすとともに、彼について「女王陛下の敬虔で平穏なご統治に対して悪意を抱いていたとすることはできないし、また彼の無慈悲、不実、その他の不名誉な行動や試みを以て、本国〔フランス〕における彼の行動を、如何なる部分においても宗教的に異なるフランス臣民の悪意と同じであったとすることもできない」と擁護したのである⁴⁵⁵。このように国王布告は、危険を冒してエリザベスに会いに来たにも拘らず、スタップズから中傷を受けたアンジュー公の名誉の回復に努めると同時に、彼の大使・侍者・随行人・従者に対してもそうしたのであった⁴⁵⁶。

また国王布告における『亡国論』批判の最大の特徴は、スタップズがエリザベスによって特別に「助言」を提供する権利を付与されている訳ではなく、その正当性を否定している点にある。言い換えるならば、「助言」を行うために女王によって任命された「顧問官 (councillors)」や「忠実な大臣 (faithful ministers)」とは違い、そうした「官職」を保有していない臣民は「真の情報 (true information)」を入手することも、それを吟味して「助言」することも許されていなかったのである⁴⁵⁷。それ故、女王が『亡国論』はスタップズと宮廷内の結婚反対派による共同作品ではないかと疑ったり、ウォルシンガムは『亡国論』の出版に関与しているのではないかという噂がパリで広まったりするのも⁴⁵⁸、無理なからぬことであった。いずれにしても、スタップズの『亡国論』は女王によって許可されたものではなかったのである。

さらに国王布告は、『亡国論』がこの結婚のみで、女王自身、イングランドの宗教、そして王国全土に恐ろしい危機をもたらされるとしている点を批判する一方で、この結婚は「今はこの煽動的な著作によって脅かされることになったが、全ての危機、即ち、〔ヨーク家とランカスタ家の間で引き起されたイングランド王位争奪のような〕大規模な内乱や流血の全てを回避する唯一の方法」として、「公共の助言 (public advices)」、つまりインگران

⁴⁵³ *Ibid.*, pp.446-47.

⁴⁵⁴ *Ibid.*, p.447.

⁴⁵⁵ *Ibid.*, p.447.

⁴⁵⁶ *Ibid.*, pp.447-48.

⁴⁵⁷ *Ibid.*, p.447.

⁴⁵⁸ *CSPV*, vol.VII, p.621.

ド臣民と（上下両院の）議会によって提案されたものと述べている⁴⁵⁹。とりわけ、国王布告は、アンジュー公との如何なる結婚協定も、議会の承認を経て成されるべきだということを強調している⁴⁶⁰。その上で、スタッブズの議論は「不確かな噂、あるいは無意味な推測や仮定に基づいた悪意ある報告書 (malicious report)」に過ぎず、この結婚に替わる建設的な代替策を提示していない点を批判するのであった⁴⁶¹（ただし、スタッブズは実際には「イングランド国内の結婚」・「フランス以外の国との結婚」という代替策を提示している⁴⁶²）。そして、『亡国論』が厳しく糾弾されている理由は正にこの点にあり、仮にスタッブズがそのような代替策を提示していたならば、「そのことによって女王陛下と王国に対し、善意の誠実を幾分か示すことになり、ある程度その他の軽率な論説と同じものとみなされたかもしれない」と国王布告は述べるのだった⁴⁶³。

要するに、国王布告はスタッブズの不実、言い換えるならば、「陛下のご結婚があらうとなかろうとに関らず、陛下ご自身や平穏な〔イングランド王位の〕継承を保証するための配慮や〔主にイングランドとフランスについての歴史的な〕回想が全く為されていない⁴⁶⁴」ことを攻撃しているのであり、(この布告によると)彼の著作はイングランド人が女王に対して抱いている信用を損ねるだけのものに過ぎなかった。同時にこの布告は、『亡国論』が「仮に神が女王陛下をご結婚へとお導きになられた場合、如何にして、そのご結婚が女王陛下にとって名誉あるものとなり、王国にとって実りあるものとなるように、また宗教と政治の上で平穏な王国のご統治を継続されることの妨げとならぬようになさるかをお定めになる」ための、エリザベスの「母らしいもしくは君主らしいご配慮 (motherly or princely care)」について全く触れていない点を非難している⁴⁶⁵。そして、この布告によって「陛下と臣民の間に深い愛情が維持される⁴⁶⁶」ことを願うとともに、『亡国論』が破棄されるべき旨を伝えようとしたのだった。

このように、(国王布告の発布も含めて)エリザベスの『亡国論』への対応は、彼女の思い描く「助言」と君主権のあり方を示している⁴⁶⁷。つまり、エリザベスは、彼女が特別に

⁴⁵⁹ Hughes and Larkin, eds., *Royal Proclamations*, vol. II, p.448.

⁴⁶⁰ *Ibid.*, p.449.

⁴⁶¹ *Ibid.*, pp.447-48.

⁴⁶² Stubbs, *Gaping Gulf*, sig.C5v.

⁴⁶³ Hughes and Larkin, eds., *Royal Proclamations*, vol. II, p.448.

⁴⁶⁴ *Ibid.*, pp.448-49.

⁴⁶⁵ *Ibid.*, p.449.

⁴⁶⁶ *Ibid.*, p.449.

⁴⁶⁷ Mears, 'Counsel, Public Debate', p.649.

任命した者たちを除き、臣民が政策形成に介入することを嫌うとともに、彼女が（「官職」を持たない）臣民の「助言」を受け入れる必要はないということを示したのだった。とりわけ、枢密院や議会でも彼女が絶えず議論を制限しようとしてきた諸問題、即ち、彼女の結婚・後継問題、イングランドの対外・宗教問題について、スタッブズのような然したる「官職」も持たぬ臣民が「助言」を行うことは、彼女にとって許し難いことであった。結局、エリザベス期のイングランドにおいて、「助言」とは「女王陛下の良きご嗜好 (good liking)⁴⁶⁸」によってのみ提供されるものであり、女王の「君主らしいご配慮」によってその適合性が判断されたのだった。

そして、このような「助言」における女王の優位については、1582年7月30日にウォルシンガムがシュルーズベリ伯 (Talbot, George, 6th Earl of Shrewsbury, 1528?-90) に宛てた書簡⁴⁶⁹の中で言及されている。つまり、ウォルシンガムは「顧問官」を「選ばれし助言者 (Counsellors by choice)」とみなした、換言するならば、「顧問官」は生れの故ではなく、女王によって「助言者」として選ばれたが故に「顧問官」であるということを主張したのである。一方、スタッブズの『亡国論』は、そのレトリックと文体が優れているだけではなく、熟慮に熟慮を重ねた上で、かなり包括的で的確な議論を展開しており、当時の知識人に訴え掛けるものがあつたので、女王は彼の議論そのものではなく、彼の「助言者」としての資格を否定せざるを得なかったとも言えよう。

以上のように、国王布告は、エリザベス期のイングランドに「公共の助言」が存在し、少なからぬ影響力を持っていたことを示唆しながらも、基本的には「官職」が「助言」を行う上で重要な要素であったことを示していた。そして、国王布告によると、(先に取り上げたピータ・ウェントワースの発言のように) スタッブズは、女王によって「助言」を行うための「官職」を付与されていない、単なる私的な 'counsellor' であり (少なくとも『亡国論』出版当時は)、この布告は彼がそのような「官職」を保持した公的な 'councillor' の「ふりをする (pretendeth to be)」ことにより、女王に「助言」を提供しようとした点を非難しているのである⁴⁷⁰。言い換えるならば、スタッブズが女王とイングランドという「クリスチャン・コモンウェルス」への「忠誠」を「助言」の根拠としたのに対し、女王あるいは宮廷が求めていたのは「官職」を前提とした「忠誠」であった。即ち、宮廷において

⁴⁶⁸ Hughes and Larkin, eds., *Royal Proclamations*, vol. II, p.449.

⁴⁶⁹ Lodge, ed., *Illustrations of British History*, vol. II, pp.224-28.

⁴⁷⁰ Hughes and Larkin, eds., *Royal Proclamations*, vol. II, p.449.

は「官職」と「忠誠」は同義であり、女王に「忠誠」を認められているからこそ、彼女によって選ばれ、「官職」を付与されているのであった。それ故に、「官職」を保持していなかったスタッブズの「忠誠」は認められる筈はなく、彼の「助言」は女王に受け入れられることはなかったのである。そしてこの点に、同様の「助言」を行いながら（宮廷から疎外された可能性は完全に否定できないとはいえ）フィリップ・シドニヤノーサンプトン伯 (Howard, Henry, 1st Earl of Northampton, 1540-1614) が処罰されずに済んだのに対し⁴⁷¹、スタッブズはその右手を失うことになった原因があるように思われる。

その後、スタッブズは、『亡国論』の印刷を行ったヒュー・シングルトン (Singleton, Hugh, d.1593) と、ロンドンのジェントリで 50 部の『亡国論』を購入し、それらをコーンウォールの友人たちの間で流布させたウィリアム・ページ (Page, William, d.1584?) と共に、煽動罪で裁判に掛けられることになった⁴⁷²。裁判は迅速に行われ、1579年10月30日にスタッブズとページは有罪判決を受け、それぞれ刑罰として右手切断を宣告された（シングルトンは幸いなことに高齢のため、女王の赦免を受けた）。スタッブズはメアリ 1 世期に可決された法律（当時メアリの配偶者であったフェリペ 2 世に対する、同様の煽動的な著作を禁じたもの）によって有罪とされたのだった。ある法律家はその裁判について聞き、この法律が適用されるのはメアリ治世だけであり、メアリの死によって無効になったと抗議したとき、エリザベスは即座にその法律家をロンドン塔へ送ったとされている。このように、エリザベスがスタッブズの有罪判決を要求したのは明らかであった。そして、同年11月3日にウェストミンスター広場で、ミドルセックスの州知事によって刑は執行されたのである。

しかしその一方で、刑の執行を見守る群集の一人であったウィリアム・カムデン (Camden, William, 1551-1623) が、スタッブズと『亡国論』について「最も誠実な男」、「非難できない報告書 (unblameable report)」と評したように、スタッブズは決して狂信者だったのではなく、彼はただ多くのイングランド人が既に考えていたことを活字にしよ

⁴⁷¹ ノーサンプトン伯は 1580 年頃に『亡国論』に対する反論を試みている。皮肉なことに、彼もスタッブズと同様、「陛下に対する私の忠実な思い (my dutiful regard) が、我が国 (my country) に対するものと同様、剣を手に取り、我が命を失うという危険を冒そうとすることにより、女王陛下と私が骨を埋めるであろう国 (state) に対する進取の奉仕 (agreeable service) を行うのと同程度の進取の愛情ある心 (willing and affectionate mind) を以て、私に筆を執らせることになった」とその動機を説明している。この点については Berry, ed., *Letters and Documents*, p.194 を参照。

⁴⁷² この裁判に関する以下の叙述は M.P.Holt, *The Duke of Anjou and the Politique Struggle during the Wars of Religion* (Cambridge, 1986), p.122 に依拠している。

うとただけであった⁴⁷³。それ故に彼の『亡国論』は、宮廷のみならず、イングランド全体において結婚反対の機運を盛り上げることになったのである。いずれにしても、スタッブズは、『亡国論』が処罰の対象となる可能性を知りながらも、「クリスチャン・コモンウェルスマン」あるいは「真のイングランド人」としての義務を果そうとしたのだった。

(5) 小括

以上のように、ジョン・スタッブズの『亡国論』はエリザベスとアンジュー公の結婚に反対の意を表明したものであり、彼はこのカトリック国フランスの王弟との結婚をあらゆる面でイングランドに危難をもたらすものと考えたのである。こうした反フランス（もしくは反ローマ・カトリック）といったイングランド性に大きく依拠しながら、特にスタッブズは「良き助言」と「悪しき助言」を区別し、上記のような自身の主張を「良き助言」に属するものとみなすことによって正当化しようとした。そして、スタッブズはこうしたイングランドの「コモンウェルス」のための「良き助言」の提供者として、貴族や廷臣（あるいはイングランド国教会の（大）主教）たちを挙げるとともに議会の「助言と承認」を重視したのだが、さらに彼は「社会的に包括的」な「助言」、即ち、より広範な社会層のイングランド人からの「助言」の必要性を説いたのだった。

具体的には、彼は「クリスチャン・コモンウェルスマン」、言い換えるならば、「コモンウェルス」のためには自己犠牲をも厭わない、愛国主義的なプロテスタントのイングランド人を「助言者」とみなしたのである。ただし、スタッブズは完全に「社会的に包括的」な「助言」を主張した訳ではなく、学識のない「身分の卑しき者たち」は（スタッブズが言うところの）「助言者」から除外されていた。スタッブズによると、彼らの義務は「助言」を提供することではなく、「教会」と「コモンウィール」と「女王」のため神に「祈り」を捧げることであった。その一方で、（少なくともエリザベスや廷臣たちにとって）スタッブズは「身分の卑しき者たち」と同じ（「官職」を保有せぬ）「私人」でありながら、「クリスチャン・コモンウェルスマン」の一人として公共的な「助言」を提供しようとした人物だったと言える。いずれにせよ、スタッブズの政治的イングランド意識（即ち、イングリ

⁴⁷³ *Ibid.*, pp.122-23; A.G.Dickens, 'The Elizabethans and St Bartholomew', in A.Soman, ed., *The Massacre of St Bartholomew: Reappraisals and Documents* (Hague, 1974), p.70.

ドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識)は、「クリスチャン・コモンウェルスマン」による(議会に止まらない、また「官職」を保有せぬ非政治エリートの知識人を含めた)「社会的に包括的」な「助言」の必要性を強調している点に特徴があった。彼のこういった政治的イングランド意識は、エリザベス期の「公共圏」(という宮廷外の政治的領域)を構成し得るものであったと言えよう。

これに対し、1579年9月27日に発布された国王布告は、エリザベスも含めた結婚擁護派の立場を弁護するとともに、スタッフズの『亡国論』を反逆の文書として厳しく糾弾していた。この国王布告によると、『亡国論』が反逆の文書であるのは、カトリック国フランスの王弟アンジュー公に対して根拠のない誹謗・中傷を行っていることに加え、上記のような「社会的に包括的」な「助言」の必要性を説いているからであった。つまり、エリザベスや廷臣たちにとり、「助言者」はあくまで「官職」を保持した公的な‘councillor’であって、決してスタッフズのような然したる「官職」も持たぬ私的な‘counsellor’ではなかった。そして、こうした「助言者」の捉え方の違いこそ、スタッフズの右手切断という悲劇を生み出した最大の原因であったと言えよう。

また「公共圏」との関連で言えば、『亡国論』の出版という歴史的イベントにおいては、そこでの議論はスタッフズによる一方的なものであったという感は否めず、そういった意味で「市民」の理性的討議が十分に為された訳ではないし、何よりも「批判的公開性」の原則が保障されていなかったもので、単純にこの事件を以て(J.ハーバーマスが提唱したような)「公共圏」の成立を強調すべきではなかろう。しかしながら、『亡国論』の出版とそれを巡る一連の出来事は、いわば「クリスチャン・コモンウェルスマン」という公共性についての議論であったのも事実であり、このような観点では「公共圏」の出現を示唆するものであった。そして、こうした「コモンウェルス」概念に依拠した「公共圏」の出現は、エリザベス治世中期における政治的イングランド意識の発展を示していると言える。

第4章 政治的イングランド意識の急進化（1590年頃～1603年）：権力批判への転化⁴⁷⁴

第1節 タキトゥス主義者の政治的イングランド意識

(1) タキトゥス主義の受容と「エセックス・サークル」

前章では、エリザベス治世中期（1570、80年代）において政治的イングランド意識、即ち、（汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体あるいは普遍的な理想国家と対置される）イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識、が発展していく過程について考察した。その過程で、特に（本稿・第2章・第2節で検証したような）宮廷のプロテスタント人文主義者の議会を重視した政治的イングランド意識は多様な解釈を付与され、議会や地方都市や「公共圏」といった宮廷外の政治的領域へ普及することになった。エリザベス治世後期（1590年頃～1603年）になると、こうした政治的イングランド意識は急進化の兆候を見せ始め、イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加という意識は、そのベクトルを（王権もしくは国教会に対する）権力批判へ向けるようになった。このようなエリザベス治世後期における政治的イングランド意識の急進化の要因としては様々なものが考えられようが、本章では（特に筆者が重要だと考える）この時期のイングランドの①タキトゥス主義の受容、②コモン・ロー改革の機運の高まり、③ピューリタニズムの高揚、の三つに絞って議論を進めていきたい。本章・第1節ではまず、タキトゥス主義者の政治的イングランド意識とその中に見られる王権批判について考察したい。

そもそもヨーロッパで最初にタキトゥス主義が導入されたのは1570年代だとされる⁴⁷⁵。即ち、宗教戦争の真っ只中であつたフランスの宮廷に滞在していたイタリア人の人文主義者たちが、目下の危機的状況を把握するために古代ローマの歴史を参照したのである。その際に彼らは従来のキケロではなく、タキトゥスの著作に依拠し、利害関係の交錯といった観点から政治的現状を理解しようとしたのだつた。とりわけ、彼らはガルバ帝からドミティアヌス帝の治世を扱った『同時代史 (*Historiae*)』(104～09年)とアウグストゥス帝の死からネロ帝の死までを叙述した『年代記 (*Annales*)』(115～17年頃)に注目した。「暴君」ティベリウスや寵臣セーヤーヌス (Sejanus, Lucius Aelius, ?-31)らによる権謀術数や宮廷の「腐敗」を描いたタキトゥスのこの二つの著作は、ユストゥス・リプシウスの校訂を一つの契機として16世紀後半以降、ヨーロッパ各国で急激に読者を獲得することに

⁴⁷⁴ 本章における議論は、前章で指摘したような政治的イングランド意識の宮廷外の政治的領域への普及といった側面もあるが、エリザベス治世後期の政治的イングランド意識の（王権もしくは国教会に対する）権力批判への転化を中心としている。

⁴⁷⁵ この点については Tuck, *Philosophy and Government*, pp.39-45 に詳しい。

なった⁴⁷⁶。宗教戦争が凄惨を極め、寵臣が宮廷に跋扈した当時のヨーロッパにおいて、タキトゥスが描いたローマは十分な説得力を持った歴史の教訓の宝庫であったと言える。

イングランドでも 1591 年に『同時代史』がヘンリ・サヴィル (Savile, Sir Henry, 1549-1622) により、1598 年には『年代記』がリチャード・グリーンウェイ (Greenway, Richard) によって翻訳され⁴⁷⁷、タキトゥスが俄かに注目されるようになった。そして、タキトゥス受容の主要な受け皿となったのがエリザベスの寵臣エセックス伯ロバート・デヴァルーの一派であり、この「エセックス・サークル」にはサヴィルとグリーンウェイに加え、ベイコン兄弟、フルク・グレヴィル (Greville, Fulke, 1st Baron of Brooke, 1554-1628)、ジョン・ヘイワード (Hayward, Sir John, 1564?-1627) にも含まれていた⁴⁷⁸。セシル父子と権力闘争を繰り広げた新興勢力「エセックス・サークル」は、その権勢拡大を正当化するためにタキトゥスの著作を利用したのである⁴⁷⁹。この時期のイングランドでは緊迫化する対スペイン関係などもあり、常に内乱の危機を意識せざるを得ない状況にあったため、古代ローマの内乱期を叙述した『同時代史』は当時のイングランド人の関心を大いに集めることになった。またエセックス伯をパトロンとする⁴⁸⁰サヴィルの英訳書はそ

⁴⁷⁶ P.Burke, 'A Survey of the Popularity of Ancient Historians, 1450-1700', *History and Theory* 5 (1966), p.137. また、この時期のイングランドにおけるタキトゥスの受容については M.F.Tenny, 'Tacitus in the Politics of Early Stuart England', *Classical Journal* 37 (1941); A.T.Bradford, 'Stuart Absolutism and the "Utility" of Tacitus', *Huntington Library Quarterly* 46 (1983); F.J.Levy, 'Hayward, Daniel and the Beginning of Politic History', *Huntington Library Quarterly* 50 (1987); J.H.M.Salmon, 'Stoicism and Roman Example: Seneca and Tacitus in Jacobean England', *Journal of History of Ideas* 50 (1989); D.Womersley, 'Sir Henry Savil's Translation of Tacitus and Political Interpretation of Elizabethan Texts', *Review of English Studies New Series* 42 (1991); R.M.Smuts, 'Court-Centered Politics and the Uses of Roman Historians, c.1590-1630', in K.Sharpe and P.Lake, eds., *Culture and Politics in Early Stuart England* (Houndmills, 1994) などを参照。

⁴⁷⁷ Henry Savile, trans., *The Ende of Nero and Beginning of Galba. Fower Bookes of the Histories of Cornelius Tacitus. The Life of Agricola.* (Oxforde, 1591; STC 23642); Richard Greenway, trans., *The Annales of Cornelius Tacitus. The Description of Germanie.* (London, 1598; STC 23644).

⁴⁷⁸ Salmon, 'Stoicism and Roman Example', pp.207-13.

⁴⁷⁹ ただし、この「エセックス・サークル」はタキトゥスのみならず、マキアヴェッリにも傾倒していたという見方もある。とりわけ、古代ローマの有力軍人によるクーデターを取り上げた前者は、軍事力と政治権力の関係性について論じた後者と親和性を持っていたと言える。それ故に、両者はエセックス伯の権勢拡大を正当化するのに最適であったし、逆に彼の蜂起の直接的動機の一つとみなされたのである。これらの点については Norbrook, *Poetry and Politics*, p.173; Womersley, 'Henry Savile's Translation of Tacitus', p.342 を参照。

⁴⁸⁰ 例えば、サヴィルは 1586 年にオクスフォード大学マートン・カレッジで、後にエセッ

の優れた注釈のため、大陸のタキトゥス主義者たちによっても受容され、後にラテン語に翻訳された。

サヴィルの『同時代史』には、エセックス伯が著したと推測されている「読者宛書簡 (A.B. to the Reader)」が付されているのだが⁴⁸¹、彼はこの書簡の中でタキトゥスの著作が持つ有用性について次のように述べている。

人間の精神を豊かなものとするに際し、学習 (learning) ほど貴重なものはない。人間の生を導くに際し、歴史ほど適切な学習はない。(専らそこから得られるものという観点から言うならば) タキトゥスほど十分読むに値する歴史はない。……というのも、えこひいきをする訳ではないが、タキトゥス、彼こそは古今のあらゆる歴史家の中で、最も多くの事柄を最も機知に富んだ表現で、しかも最も少ない言葉で書いた歴史家だからである。しかし、彼の著作は難解である。……仮に汝の学問的嗜好が未熟な故 (if thy stomacke be so tender)、タキトゥスを彼自身の文体のままじっくり味わうことができないならば、サヴィル [の翻訳] を見ることとなろう。彼は汝にタキトゥスと変わらぬ思考の糧 (the same foode) を、愉快で平明な作風 (a pleasant and easie taste) で提供してくれる。⁴⁸²

ここでエセックス伯 (あるいはその一派) が「学習」を重要視していたことが窺えるのだが、このことはかつて「エセックス・サークル」に属していたフランシス・ベイコンが『学問の進歩 (*The Advancement of Learning*)』(1605年) を著したことに如実に示されていると言えよう。こうした「学習」の中で、「歴史」から得られる教訓は人間にとって非常に有益なものとみなされ、「エセックス・サークル」のメンバーたちは、美文であるが故の難解さを持つタキトゥスの著作を特に好んだのだった。いずれにせよ、エリザベス治世後期

クス伯の秘書となるヘンリ・カフ (Cuffe, Sir Henry, 1563-1601) のチューターになっている。またエセックス伯は、1595年にサヴィルにイートン校の校長職を斡旋している。因みに、エセックス伯の蜂起直後の1601年2月に、サヴィルは一時的に拘禁されることになった。これらの事柄については *CSPD: 1595-97*, pp.33, 218-20; *CSPD: 1598-1601*, p.590; *APC: 1600-01*, p.157 を参照。

⁴⁸¹ エセックス伯はベン・ジョンソン (Jonson, Ben, c.1572-1637) に要請されてこの書簡を著したと考えられている。その一方で、この書簡の著者はアンソニー・ベイコン (Bacon, Anthony, 1558-1601) だという見方もある。こうした点については Tuck, *Philosophy and Government*, p.105 を参照。

⁴⁸² Savile, trans., *The Ende of Nero*, sig. ¶3.

のイングランドにおいて、「エセックス・サークル」に属する者たちは、タキトゥスの著作のどのような側面を強調するかという点で多少の個人差があったとはいえ、タキトゥスに依拠しながら、国家や王権に関する政治論争を巻き起したのである。

(2) ジョン・ハイワードの『ヘンリ 4 世史』における王権批判

以上のように、(宮廷における「派閥」を軸に形成された)「エセックス・サークル」はエリザベス治世後期に政治的状況を左右するほどの影響力を保持するようになったのであるが、ここではヘンリ・サヴィルと並び、この文学サークルの代表的人物であるジョン・ハイワードの『ヘンリ 4 世史』における政治的イングランド意識を、特に王権批判の歴史叙述に注目しながら検証したい⁴⁸³。『ヘンリ 4 世史』を取り上げる理由としては、サヴィルの『同時代史』があくまで大陸由来のタキトゥスの翻訳・注釈を目的としていたが故に、汎ヨーロッパ的な古典的ヒューマニズムの影響を強く受けているのに対し、ハイワードのこの著作はタキトゥスの歴史叙述を参考にしながらも、イングランドの史実を題材にすることにより、彼独自の歴史観を提示しているということが挙げられる。またハイワードの『ヘンリ 4 世史』は「エセックス・サークル」のメンバーたちを中心に受容され、当時(あるいはその後)の政治論争を引き起す契機ともなった。加えて、ハイワードはこの著作においてタキトゥスを援用しながら、イングランドの「コモンウェルス」といった観点から王権批判を展開している。ハイワードの『ヘンリ 4 世史』はヘンリ 4 世がイングランド王位に就くまでの歴史(即位後の歴史というよりは)を主題としており、叙述の大部分はリチャード 2 世が没落するに至った過程に割かれている。言い換えるならば、ハイワードは(後述のように)リチャード 2 世をイングランドの「コモンウェルス」を損ねたために王位を追われた人物として描き、こうした国王の交代の正当性を主張した(少なくとも、『ヘンリ 4 世史』出版当時はそのように読解された)ものと思われる。

このように、エリザベス期の文学者たちもまた「コモンウェルス」(もしくは「コモンウィール」といった問題と決して無縁ではなかった。即ち、彼らは現実の「コモンウィール」に対する関心を失ってしまうほど文学という「自己表現」に没頭してはおらず、それは(イングランドの)「コモンウィール」を確固たるものとするために自分たちが為すべきことが

⁴⁸³ ハイワードと『ヘンリ 4 世史』に関して、ここでは主に *ODNB*, [Hayward, Sir John] に依拠している。

まだある、と彼らが考えていたからであった⁴⁸⁴。例えば、ベン・ジョンソンは「コモンウィール」のために尽力する君主を称賛しつつ、「性愛」を「公的な喜び」もしくは「子孫繁栄の喜び」として肯定している。またリチャード・マルカスターは、学問を公共のために用いることこそその本来の用途であるとし、「コモンウィール」のために尽くすことが各人の生き甲斐に他ならない、と述べているのだが、マーチャント・テイラーズ校で彼の薫陶を受けたエドモンド・スペンサの『神仙女王 (*The Faerie Queene*)』(1590、96、1609年)には、こういった「コモンウェルス」概念の影響が垣間見られる。

またリチャード2世という題材について言えば、この題材は「エセックス・サークル」と深い関りを持つものであった⁴⁸⁵。即ち、エセックス伯が蜂起する1601年2月8日の前日もしくは前々日、「エセックス・サークル」に属する者たちが地球座の劇場を訪れ、リチャード2世の廃位と殺害を上演するように促したのだった。劇団側は一旦この申し出を断ったものの、40シリングの加算を提案され、結局上演に同意した。そして、「エセックス・サークル」の者たちはこの公演に多勢で押し寄せ(ただし、伯自身は参加していなかった)、翌日の蜂起に煽動の効果があることを期待して氣勢を上げたのであった。

ともあれ、当時のイングランドにあって、上記のような王権に関する議論を行うこと自体大きな問題であったが、エセックス伯らに宛てたこの著作の献辞がヘイワードをますます窮地に追い込むことになった⁴⁸⁶。ラテン語で書かれたヘイワードのこの献辞は、エセックス伯の野心を掻き立てる要因になったとみなされ、間もなく削除されることになり、(後述のように)エリザベスがフランシス・ベイコンにこの著作におけるヘイワードの叛意の有無を調査するよう命じたほどであった。とりわけ、エセックス伯に向けて書かれた次の一節が問題視されたものと思われる。

我々に国王陛下〔歴代のイングランド国王〕をお与えとなり、絶えずレス・プブリカが損なわれることのないよう維持なさる至高の神、その神の故に、我々は永続的な〔レ

⁴⁸⁴ モリス著『イギリス政治思想』、101～02頁。

⁴⁸⁵ ウィリアム・シェイクスピア著、小田島雄志訳『リチャード二世』、白水社、2013年、208～09頁。

⁴⁸⁶ エセックス伯らに宛てた(ヘイワード名義の)献辞を含んだ『ヘンリ4世史』の「改訂版」については、後述のエリザベスとフランシス・ベイコンの遣り取りが示すように、ヘイワードの他にも著者がいた可能性がある。ただし、ここでは英国図書館(British Library)が公開しているオンライン・データベース *ESTC (English Short Title Catalogue)* の分類に従い、ヘイワードをこの「改訂版」の著者として扱っている。

ス・プブリカの] 安全のみならず、栄光をも実現するため、忠義の右手に強力な武器を握り、国王陛下を守ったり、罰したりすることを決まって繰り返してきたのである (Deus opt. max. celsitudinem tuam nobis, reique publicae diu seruet incolumem: quo nos vzatam fide quam armis potenti tua dextra defensi, vltique, diutina cum securitate tum gloria perfruamur)。⁴⁸⁷

ここでヘイワードは、イングランドが王政を通じて常に「レス・プブリカ」、即ち、公共の利益を享受してきたのであり、こうしたことは全て神の意思だと主張している。このように、ヘイワードは (本稿・第2章・第1節で取り上げた) イングランドの「コモンウェルス」のための王権に対する臣民の服従を説いているようであるが、逆に上記の言明は彼の急進的な政治的イングランド意識を示すものだと言える。つまり、彼はここで、王朝や国王の交代を繰り返すことにより、イングランドの「レス・プブリカ」 (もしくは「コモンウェルス」) が維持されてきたという歴史観を提示しているのである。そして、こうした王権の絶え間ない変遷は「コモンウェルスマン」、あるいはイングランドの「コモンウェルス」のためには自身の生命をも投げ出す覚悟の、愛国主義的なイングランド人の武力蜂起を通じて実現されてきたのだった。尤もヘイワードは、国王に対する「コモンウェルスマン」たちの義務も同時に主張しており、彼のこういった議論は (ジョン・ポネットらの抵抗権論のように) 留保条件を伴ったものであり、ここでの武力蜂起はあくまで「レス・プブリカ」 (もしくは「コモンウェルス」) に反する王権に対してのみ正当化されるものであったと言える。

他方、イエズス会士ロバート・パーソンズ (Parsons [Persons], Robert, 1546-1610) が1594年に「R. ドールマン」という偽名を使って秘密出版したとされる『イングランド王位の次期継承に関して⁴⁸⁸』においても、こういった急進的な王権批判の議論が見られる。このパンフレットにもエセックス伯への献辞があることから窺われるように、パーソンズもまた「エセックス・サークル」の一員であった。この中でパーソンズは、血統による王位継承は「人定法・実定法 (humane & positie Lawes)」に基づいたものであり、必ずし

⁴⁸⁷ John Hayward, *The First Part of the Life and Reign of King Henrie the IIII* (London, 1599; STC 12995), sig.A2r. 因みに、ここでは、上記の献辞を含んだ『ヘンリ4世史』の「改訂版」と考えられる史料を用いている。

⁴⁸⁸ R.Doleman [Robert Parsons], *A Conference about the Next Succession to the Crowne of England* (n.p., 1594; STC 19398).

も「自然法・神法 (Law of nature, or diuine)」に適ってはならず、正当な理由があれば継承を変更することができる、と述べている。彼は「君主国と王国 (Monarchies & kingdoms)」の諸形態および諸法について論じた上で、「良き国王 (a good king)」と「暴君 (a Tyrant)」(言うまでもなく、タキトゥスの主題の一つである) を区別し、王位継承は「コモンウェルス」の承認を経て行われるべきであり、その国王に資質がなかった場合には廃位できるとしている。そして、その際にパーソンズは(古代ローマの歴史を引証しつつも)特にイングランド史の中に、「コモンウェルス」に反したが故に廃位されることになった「暴君」の事例を求めたのだった。いずれにせよ、前記のようなヘイワードの言葉が、間もなく武力蜂起を決行することになるエセックス伯に宛てられたものだったという事実を考慮すると、エリザベスやロバート・セシル (Cecil, Robert, 1st Earl of Salisbury, 1563-1612) らがこの著作に対して嫌疑の目を向けたのも無理なからぬことであった。

ヘイワードの『ヘンリ 4 世史』は、1599 年 2 月に初版が刊行されて以降大きな人気を博し、1642 年までに 8 刷を重ねた。ただし、1599 年 6 月に出版されたその「改訂版」は当局によって押収・焼却され、エセックス伯の没落後、ヘイワードは度々拘禁されることになった。つまり、エセックス伯の裁判において、『ヘンリ 4 世史』は伯の蜂起の証拠として用いられ、ヘイワードはそれを著した動機を尋問されたのである。1600 年 7 月、ヘイワードはロンドン塔に収監され、エリザベスの死までそこに拘禁された。

『ヘンリ 4 世史』がしばしばタキトゥスに依拠した著作と言われるのは、それが古代ローマの歴史を想起させるような、「暴君」の専横や宮廷の「腐敗」の実例をイングランド史の中に求めているのも然ることながら、歴史的事象における個人の役割の重視といったその叙述方法のためである。例えば、グロスタ公トマス・オヴ・ウッドストックはその「性格の激しさ (his fierceness)」の故に周囲の反感を買っていたが、そうした性格は彼の「誠実さ (faithfulness)」と表裏一体のものであり、特に彼は「コモンウェルスの栄誉と富が減じることのないよう」配慮していたため、当初はリチャード 2 世に疎まれることはなかったと述べられている⁴⁸⁹。ところが、彼はハンティンドン伯 (Holland, John, 1st Earl of Huntingdon, 後の 1st Duke of Exeter, c.1352-1400) とノッティンガム伯トマス・ド・モウブレイらの奸計により、1397 年に捕らえられてカレーへ護送・拘禁され、そこで密かに命を奪われた (ヘイワードはノッティンガム伯をその黒幕とみなしている) とされている

⁴⁸⁹ Hayward, *King Henrie the IIII*, sigs.F2v-F3r.

490。ヘイワードの言葉を借りるならば、グロスタ公は弁明の機会も与えられないことなく暗殺されたのであり、正に「無実のまま死んだ」のだった⁴⁹¹。

このようにヘイワードは、リチャード2世期の「コモンウェルスマン」とも言える、グロスタ公の悲惨な最期を描き出しているのであるが、同時にここで主張されているのはイングランドの「コモンウェルス」の対極に位置する、宮廷政治の冷酷さ、あるいはその「腐敗」である。当時のイングランドには、こうした宮廷政治の理不尽を回避する方策として、「観想的な生活」論に依拠しながら、宮廷から離れた個人的思索に耽るという選択肢があった。例えば、ウィリアム・コーンウォリス (Cornwallis, Sir William, d.1631?) の『悲劇作家セネカ論⁴⁹²』は、セネカの悲劇の注釈といった形を取りながら、欺瞞に満ちた宮廷社会の現状を描いている。

仮に私よりも賢明な人間が誰もいないとするならば、皆を父なる神の定めし運命に従わせるようにしてきたコモンウェルスの法が熟慮されるべきであるし、そのことによってコモンウェルスは誰を信頼すべきかを知り、陛下の国制はより安定したものとなるう……我々の人生は短い故に安逸 (leisure) はなく、我々には真っ先にすべきより重大なことがあり、偉大な人間 (a great man) になるよりは誠実な人間 (an honest man) になる方が良いのであり、事実余りにも熱心にそう信じられている。というのも、立身出世を追求するや否や、危険や嫉妬や死が追い掛けてくるのであり、少なからずそういったものに見舞われるからである。⁴⁹³

ここでコーンウォリスは、「コモンウェルス」における「市民」の「活動的な生活」ではなく、人間同士の信頼関係に基づいた「コモンウェルス」を提唱している。とりわけ、彼によると、「偉大な人間」になろうと宮廷社会での昇進を追い求め、「危険や嫉妬や死」を招くよりも、「誠実な人間」としての「観想的な生活」を営む方が重要であった。このように、コーンウォリスは学問の必要性を説きながら、「コモンウェルス」における人間の道徳的充実を主張したのだった。とはいえ、彼は必ずしも「コモンウェルス」への（政治的）関与を完

⁴⁹⁰ *Ibid.*, sigs.F3r-F4v.

⁴⁹¹ *Ibid.*, sig.F4v.

⁴⁹² William Cornwallis, *Discourses vpon Seneca the Tragedian* (London, 1601; STC 5774).

⁴⁹³ *Ibid.*, sigs.G2v-G4r.

全に放棄して学問に没頭することを説いている訳ではなく、そうした「観想的生活」の結果、信頼するに足る「誠実な人間」が明らかとなり、「コモンウェルス」の統治が安定すると述べている。

これに対し、ヘイワードは、「腐敗」の蔓延る宮廷社会からの撤退を推奨しながら道徳的な議論を展開するのではなく、(彼が認識しているところの) イングランドの史実を持ち出すことにより、「コモンウェルス」のためには国王の交代も止む無しとしたのだった。周知の通り、リチャード 2 世によって国外追放処分となっていたランカスタ公ヘンリは、王がアイルランド遠征で不在の 1399 年 6~7 月にイングランド上陸を果し、王を捕らえてロンドンに送った。同年 9 月 30 日、集会(召集者たる国王が退位の意志を表明したため、あるいは、議会で召集されていない人々も含まれていたため、それはもはや議会ではなかった)は王の退位の意志を受け入れ、そこで 32 ヶ条の廃位宣告書の朗読と廃位の決議が為され、代理人を通じて王への臣従と忠誠宣誓の破棄が通告された。こうしてリチャード 2 世は廃位され、集会はヘンリ 4 世の即位を承認したのである。

こうした一連の出来事については諸説あるが、ヘイワードもこのリチャード 2 世の廃位といったイングランドの史実を取り上げ、特に上記の廃位宣告書について詳述している(ただし、彼はこの廃位宣告書を 31 ヶ条のものとして記している)⁴⁹⁴。即ち、ヘイワードによると、前述の集会は、王が臣民に重税を課し、多額の資金を借り入れながら浪費の限りを尽くし、借金の支払いを全く行おうとしなかったこと(第 1、14、15 条) / グロスタ公とアランデル伯を不当な方法で死に追い遣ったように、王が貴族たちに対して一連の弾圧を加えてきたこと(第 3~7 条) / 王が自らの利益のため、議会で制定された法よりもローマ教皇教書を優先し、王国の荣誉と「古来の特権 (auncient priuiledges)」を損ねることになったこと(第 10 条) / 王が州・都市代表の選出の際、自分の意のままとなる者たちを送り込み、議員として選出させたこと(第 19 条) / 王がアイルランド遠征の費用を捻出するため、法や慣習を無視して多額の教会財産を取り立てたこと(第 21 条) / 王が「軍事裁判所 (the court Marciall)」、(騎士道裁判所 (Court of Chivalry) や海事裁判所 (admiralty court) のことを指しているものと思われる)を利用することにより、大憲章やコモン・ローを侵害したこと(第 26 条) / カンタベリ大司教トマス・アランデル (Arundel, Thomas, 1353-1414, 位 1396-97, 1399-1414) の国外追放の際の王の不正行為(第 29~31 条)、などをリチャード 2 世廃位の理由として挙げたのである。

⁴⁹⁴ Hayward, *King Henrie the IIII*, sigs.N1r-N3r.

(実際にこのような廃位宣告が集会で為されたか否かといった史実の真偽はともかく) 少なくともここでは、リチャード2世は「この上なく暴君の如く、また王侯らしからぬことに (most tyranouslie and vnprincely)」も、臣民の生命・財産あるいは王国の法を思うがままにした国王として描かれている (第16、25条)。そして、ここで重要なのは、議会やコモン・ローを軽視するところの「暴君」に対する権力批判が、以下のようにイングランドの「コモンウェルス」という観点から行われている点である。

第2条：王国の状態 (the state of the realme) と王国のコモンウェルスに関する事柄について討議するため、議会によって任命された様々な聖俗諸侯たちが熱心にその職務に従事していたにも拘らず、王はその近親者らと共に彼らを反逆の廉で弾劾しようとした。

ここでは議会を「王国の状態と王国のコモンウェルスに関する事柄について討議」する場とした上で、イングランドの「コモンウェルス」の実現のために議会に集った勤勉な聖俗諸侯たちを不当にも弾圧しようとした、リチャード2世の「暴君」のような振舞いについて指摘されている。

第17条：議会がコモンウェルスの利益と促進のため、うまく機能する諸々の制定法 (diuers notable statutes) を作成・制定してきたにも拘らず、王は彼の側近と法律家により、既に制定されていた法で彼の先王たちに不利に働いてきたものが、彼に対してより一層の不利とならぬよう法を作り上げた。即ち、王はしばしば法の意味するままにではなく、彼の欲するままに法を丁稚上げ、既存の議会制定法の条項 (proviso) を放棄した。

32ヶ条 (『ヘンリ4世史』の場合は31ヶ条) の廃位宣告書の中で、王国の法を恣意的に解釈するリチャード2世の「暴君」振りが強調されているのは既に述べた通りだが、この第17条でも彼の廃位の理由として、イングランドの「コモンウェルス」のために制定された議会の法を軽視したことが挙げられている。

以上のように、ヘイワードは『ヘンリ4世史』(の「改訂版」)の中で、グロスタ公のような「コモンウェルスマン」とも言える人物が悲劇的な最期を迎えねばならぬほどの、善

悪の価値の転倒した宮廷政治の「腐敗」と、議会（制定法）やコモン・ローを軽んじ、臣民の生命・財産に象徴されるイングランドの「コモンウェルス」を脅かす、リチャード 2 世の「暴君」の如き振舞を歴史的に叙述することにより、それらを暗に批判の対象としたのだった。言い換えるならば、「エセックス・サークル」の一員であったヘイワードは、(汎ヨーロッパ的な) タキトゥス主義に依拠することによって「暴君」の専横と宮廷の「腐敗」をテーマとしながら、その反面教師としての事例を（中世の）イングランド史の中に求めたのである。とりわけ、ヘイワードの政治的イングランド意識は、(イングランドの「コモンウェルス」に反する) 国王の交代の主張も含めた王権批判という急進的な性格を保持しており、このことは、(本稿・第 2 章・第 1 節で取り上げた) 『為政者の鑑』がリチャード 2 世を奸臣に唆された被害者とみなし、「コモンウェルス」のための王権の擁護と臣民の服従を説いている、あるいはシェイクスピアの『リチャード 2 世』が (リチャード 2 世の専横を描きながらも) 庭師に奸臣と王の政敵ヘンリ・ボリングブルック (後のヘンリ 4 世) を「コモンウェルス」の破壊者と言わせている⁴⁹⁵のと対照的である。いずれにしても、このようなヘイワードの王権批判を暗示した歴史書がエセックス伯に宛てられ、しかも (その真の動機が如何なるものであれ) 実際に伯が蜂起することになったという事実は、彼に対するエリザベスやロバート・セシルらの猜疑心を掻き立てるのに十分であったことだろう。

(3) 『ヘンリ 4 世史』に対するフランシス・ベイコンの評価

ヘイワードの『ヘンリ 4 世史』が当時のイングランドで大きな反響を呼んだのは既に述べた通りだが、フランシス・ベイコンの『故エセックス伯に関する非難におけるサー・フランシス・ベイコンの弁明⁴⁹⁶』(以下、『ベイコンの弁明』) はその受容を示す史料の一つである。言うまでもなく、フランシス・ベイコンはかつて「エセックス・サークル」の一員であったが、伯の蜂起に伴って女王側に転じ、自ら伯を告発することになった人物である⁴⁹⁷。この『ベイコンの弁明』は、彼が正にこうした行動について申し開きをするため、

⁴⁹⁵ シェイクスピア著『リチャード二世』、130～36 頁。

⁴⁹⁶ Francis Bacon, *Sir Francis Bacon his Apologie, in Certaine Imputations Concerning the Late Earle of Essex* (London, 1604; STC 1112).

⁴⁹⁷ ベイコンはエセックス伯を告発する際に、伯の蜂起に関する報告書を作成している。この報告書については Francis Bacon, *A Declaration of the Practises & Treasons*

これもまた「エセックス・サークル」の一員でアイルランド総督であったチャールズ・ブラント (Blount, Charles, 1st Earl of Devonshire, 1563-1606) に宛てたものである。

まずベイコンは、この書を著した理由について次のように説明している。即ち、あたかも彼が「高貴で不運なる」エセックス伯に対し、「不誠実 (false)」で「恩知らず (vnthankfull)」であったかのような、公の場における「誤解」を解くことがその目的であった⁴⁹⁸。ベイコンがこの書の中で繰り返し「我が閣下エセックス (my Lord of *Essex*)」という呼称を用いているように、彼は伯に対して同情的であり、伯の蜂起の際に女王側に転じたのは当時の状況を考えると止むを得なかったことを強調している。とりわけ、このようなベイコンの弁明は、次の一節に集約されているように思われる。

しかし、私は我が閣下エセックスに、ましてや他の如何なる者に決して隷従していた訳ではなく、それ以上に公共の利益 (the public good) を支持していたので、彼〔エセックス伯〕を (ほとんど説き伏せることができなかったのだが) あらゆる手段によって戦争と〔戦果を通じて得られる〕人気の道に突き進むのを止めなかったのは全くの真実である。というのも、私は単純に、女王〔エリザベス〕は生か死かの二者択一の運命を辿るに違いないと考えていたからである。仮に彼女が生き残ったならば、それは古き君主の衰退 (the declination of an old Prince) の時であり、仮に彼女が死んだならば、それは新しき君主の登場 (the beginning of a new) の時が到来したのであろう。⁴⁹⁹

ここで明らかなのは、ベイコンがエセックス伯との主従関係よりもイングランドの「公共の利益」を優先しようとしたということであり、彼は正にこうした観点から、伯の蜂起において女王側に与したのだった。そして、このようなベイコンの政治的イングランド意識は、イングランドの「レス・プブリカ」(もしくは「コモンウェルス」) のための武力を用いた王朝あるいは国王の交代を示唆した、先述の『ヘンリ 4 世史』(の「改訂版」) におけ

Attempted and Committed by Robert Late Earle of Essex and his Complices (London, 1601; STC 1133) を参照。また蜂起直前に伯自身が政治的立場について説明した史料として Robert Devereux, *An Apologie of the Earle of Essex, against those which Iealously, and Maliciously, Tax him to be the Hinderer of the Peace and Quiet of his Country. Penned by himselfe in anno 1598.* (London, 1603; STC 6788) が有益である。

⁴⁹⁸ Bacon, *Francis Bacon his Apologie*, sig.A2r.

⁴⁹⁹ *Ibid.*, sig.B1v.

るヘイワードの献辞とは対照的であるように見える。ただし、ベイコンは決して無条件に王権を擁護している訳ではなく、彼がエセックス伯よりもエリザベスを選んだのは、あくまで当時の彼の政治的判断によるものであった。いずれにしても、ベイコンは、「古き君主」のエリザベスと武功を通じて人気を高めつつあったエセックス伯の対立が不可避であることを見抜いていたのであり、こうした政治状況に彼は冷静に対処しようとしたことが窺われる。

また『ベイコンの弁明』の中には、ヘイワードの『ヘンリ 4 世史』（の「改訂版」）を巡るエリザベスとベイコンの遣り取りについての描写が含まれているのだが、ベイコンによると、それは以下のようなものであった⁵⁰⁰。まずエリザベスは、エセックス伯に捧げられた『ヘンリ 4 世史』に対して「強く激高」しており、特にその書の「煽動的な序文 (a seditious prelude)」が「臣民の頭の中に大胆な行動と派閥争い (boldnesse and faction) を植えつける」と考えていた。そして彼女は、『ヘンリ 4 世史』が大逆罪に相当するような要素を含んでいることに確信を持っていたので、ベイコンにそうした証拠を発見できないかどうか尋ねた。この問いに対し、ベイコンは「大逆罪 (treason) ということでしたら、確かに私は如何なるものも見出せませんでした。重罪 (fellowie) ということでしたら、かなり多くのものを見出しました」と答えた。女王がベイコンに回答を促すと、彼は次のように述べた。

その著者は非常に明白な窃盗罪 (very apparant theft) を犯しました、というのも、彼はコルネリウス・タキトゥスの文の大部分を盗み取り、英語に翻訳し、彼の文章に組み入れたからです。⁵⁰¹

ところが女王は、『ヘンリ 4 世史』がヘイワードだけでなく、「他の質の悪い著者 (some more mischieuous Author)」によっても著されたということに納得していなかったのも、ヘイワードを拷問にかけてそれが彼単独の著作であるという証拠を示すように言った⁵⁰²。

⁵⁰⁰ *Ibid.*, sigs.C1v-C2r.

⁵⁰¹ 因みに、エリザベス自身もタキトゥスに傾倒していたという証拠もある。とりわけ、彼女が「暴君」ネロを主題としたボエティウス (Boethius, Anicius Manlius Severinus, 480?-524) のラテン語の韻文を英訳することにより、間接的にタキトゥスに接触しているのは興味深い。この英訳された韻文については J.Mueller and J.Scodel, eds., *Elizabeth I Translations, 1592-1598* (Chicago, 2009), pp.158-59 を参照。

⁵⁰² ここで示唆されているのは、エリザベスが『ヘンリ 4 世史』の「改訂版」をヘイワー

これに対してベイコンは、「彼の肉体 (his person) を拷問にかけるのではなく、彼の文体 (his stile) を拷問にかける」よう進言した。つまり、ヘイワードに「ペンとインクと紙を持たせる」ことにより、『ヘンリ 4 世史』の続きを書くのを強要しようという訳である。そうすれば、ベイコンは「その文体を収集することにより、彼がその著者か否か判断する」ことを引き受けると返答している。

以上のような『ベイコンの弁明』の中で描かれているエリザベスとベイコンの遣り取りは、我々に次の二つの重要な事実を教えてくれる。まず第一に、(先に取り上げた) エセックス伯らに宛てた献辞を含んだ『ヘンリ 4 世史』(の「改訂版」) がジョン・ヘイワードを中心とした複数の著者によって書かれた可能性を示唆しているということである。これについては、ベイコンが女王に提案している如く、ヘイワード自身に『ヘンリ 4 世史』の続編を書かせて彼の文体を検証する以外に我々はその著者を確定する術を持たないが、少なくとも伯やヘイワードを支持する人間、あるいは「エセックス・サークル」に何らかの関係を持った人間が加担した可能性は否定できない。それ故に、王国に騒擾と内乱をもたらすとして特に「改訂版」の献辞を問題視した女王に対し、かつては自身も「エセックス・サークル」の一員だったベイコンはその著者を擁護しようとしたのだろう。

第二に、ベイコンのような当時のイングランド人の目から見ても、その歴史叙述や権力批判の方法も含めて、『ヘンリ 4 世史』はタキトゥス主義に大きく依拠した著作であるということである。換言するならば、『ヘンリ 4 世史』の中の歴史的個人の役割を強調した叙述方法や、古代ローマの歴史を彷彿とさせるような、「コモンウェルス」の対極に位置する「暴君」の専横と宮廷の「腐敗」に対する暗示的な権力批判(ベイコン自身は、エセックス伯との主従関係よりもイングランドの「公共の利益」を優先させ、伯の蜂起に際してはエリザベス支持に転じた)の方法は、タキトゥスに由来しているものと思われる。自ら「エセックス・サークル」に属し、学問全般に対して造詣の深かったベイコンだからこそ、彼の言葉はより一層の説得力を持っている。

(4) 小括

ド単独の著作であるとみなしていたこと、また当時この「改訂版」が複数の著者によって書かれたという噂がある一方で、(著者として名前を記された)ヘイワードがその主謀者だと考えられていたことである。

このように、エリザベス治世後期のイングランドにおいて、(宮廷における「派閥」を軸に形成された)「エセックス・サークル」に属する者たちはタキトゥス主義に依拠しながら、「暴君」の専横と宮廷の「腐敗」に対する権力批判を展開したのである。とりわけ、ジョン・ヘイワードは『ヘンリ 4 世史』(の「改訂版」)の中で、グロスタ公のような「コモンウェルスマン」とも言える人物が悲劇的な最期を迎えねばならぬほどの、善悪の価値の転倒した宮廷政治の「腐敗」と、議会(制定法)やコモン・ローを軽んじ、臣民の生命・財産に象徴されるイングランドの「コモンウェルス」を脅かす、リチャード 2 世の「暴君」の如き振舞を歴史的に叙述することにより、それらを暗に批判の対象とした。後者について言うならば、ヘイワードは(ロバート・パーソンズと同様)「暴君」、即ち、イングランドの「コモンウェルス」に反する国王、の交代の主張も含めた王権批判を展開したのであり、この意味で彼の政治的イングランド意識は急進的な性格を保持していた。加えて、こうした『ヘンリ 4 世史』の王権批判は汎ヨーロッパ的なタキトゥス主義の歴史叙述を参考にしながらも、あくまでリチャード 2 世の廃位といったイングランドの史実を題材にしていた。

一方、『ベイコンの弁明』が示唆するように、フランシス・ベイコンのような学問に精通した当時のイングランド人の目から見ても、その歴史叙述や権力批判の方法も含めて、『ヘンリ 4 世史』はタキトゥスに大きく依拠した著作であった。つまり、『ヘンリ 4 世史』の中の歴史的個人の役割を強調した叙述方法や、古代ローマの歴史を彷彿とさせるような、「コモンウェルス」の対極に位置する「暴君」の専横と宮廷の「腐敗」に対する暗示的な権力批判(ただし、ベイコン自身はエセックス伯との主従関係よりもイングランドの「公共の利益」を優先させ、伯の蜂起に際してはエリザベス支持に転じた)の方法は、タキトゥスに由来していると言える。

以上のように、エリザベス治世後期において、政治的イングランド意識、即ち、(汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体あるいは普遍的な理想国家と対置される)イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識、は急進化の兆候を見せ始めたのである。とりわけ、ヘイワードのような「エセックス・サークル」に属する者たちは(汎ヨーロッパ的なタキトゥス主義の歴史叙述を参考にしながらも)イングランドの「コモンウェルス」といった観点から王権批判を展開した。言い換えるならば、彼らはイングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識の方向性を変え、(王権に対する)権力批判へと転化させたのだった。

(付論①)『リチャード2世の生涯と死』における王権批判

ヘイワードの『ヘンリ4世史』の受容を明確に示す史料がもう一つ存在する。それは、ヘイワードの時代からおよそ半世紀の後に出版された『リチャード2世の生涯と死⁵⁰³』という作品であり、この中に我々はヘイワードと同様の急進的な政治的イングランド意識(即ち、イングランドの「コモンウェルス」といった観点からの王権批判)を確認することができる。この著者の実名は明らかにされていないが、興味深いことに「コモンウェルスの実現を願ひし者(a Well-wisher to the Common-wealth)」という名義で、チャールズ1世のノッティンガム挙兵により、正に「内乱」が勃発する直前の1642年7月12日(史料に記されている直筆の日付に依拠するならば)に出版されたものと推測される。また『リチャード2世の生涯と死』には、G. トムリンソン(G.Tomlinson)とT. ワトソン(T.Watson)という二人の人物のために出版された旨が記載されており、この著作が(ヘイワードの『ヘンリ4世史』のように)議会を蔑ろにし、「コモンウェルス」に背いた国王としてリチャード2世を批判していることを考慮すると、議会派が国王派に対抗するために著したパンフレットと見るのが妥当であろう。事実、『リチャード2世の生涯と死』は8ページ程度の小冊子であり、ヘイワードの『ヘンリ4世史』と比べると、文学的著作というよりはプロパガンダ的性格の強いパンフレットだと言える。特に「コモンウェルスの実現を願ひし者」という著者名の続きにあるように、『リチャード2世の生涯と死』は「この破滅の時代(these times of Distractions)におけるあらゆる人間の観察」のために著されたのだった。

このパンフレットがリチャード2世に対して批判的であるのは、タイトルの『リチャード2世の生涯と死』の続きにおいて彼が次のように形容されていることから明らかである。即ち、この著者によると、リチャード2世は「王国の賢人たち(the Sage and Wise of His Kingdom)の助言」を顧慮せずに「邪悪な助言(wicked and lewd Councell)」に従い、「民衆の利益(the good of the Commonalty)のみを考えていた、多くの善良なるイング

⁵⁰³ A Well-wisher to the Common-wealth, *The Life and Death of King Richard the Second* (London, 1642; Thomason E.155 [15]). シェイクスピアの『リチャード2世』が初めて出版されたのは1597年で、彼の没後の1623年に刊行された全集では『リチャード2世の生涯と死』というタイトルに変わった。上記のパンフレットのタイトルはこの全集版に由来するものと思われる。

ランド臣民の生命と財産」を奪い、議会を召集しながら法を悪用することによって議員たちを弾圧したのだった。そして、こうしたリチャード2世の否定的な描写は、パンフレットの本文冒頭においても繰り返されている。この著者はリチャード2世の生い立ちに言及しながら、彼は「美貌と慈愛と気前の良さ (beauty, bounty and liberality) という点では彼のあらゆる先王たちを遥かに凌いでいた」が、「安息と平穩 (rest and quietnesse) を好み、愛 (loving) に溺れ、ほとんど武勲はなかった (little deeds of Arms)」と述べている⁵⁰⁴。このような意味で、彼は「未熟な (young)」人間であり、「王国の賢人たちの助言を全く顧みることなく、たいていは未熟な助言 (young Council) に支配されていた」のである⁵⁰⁵。こうした「未熟な」国王リチャード2世は、「この地 [イングランド] を大いなる苦難の道へと誘い、彼自身も悲惨極まりない状況に陥ることになった」とされる⁵⁰⁶。

このようなリチャード2世の否定的なイメージは、次のジョン・ガワー (Gower, John, 1330?-1408) の『呼ばわる者の声 (Vox Clamantis)』の英訳引用によってさらに増幅される。

この王が統治を始めし頃、法は無視され、
そういう訳で巨万の富が彼の元へ行き、そして大地が恐怖に慄いた、
彼が課税せし者たちも、彼に対して反逆し、
やがて災難を嘆き悲しむ時が来る、年代記が語っているように。
邪悪で未熟な者たちの、愚かな助言 (The foolish Council of the Lewd, and young)
を受け入れて、
経験豊かな知者たちの、真面目な助言 (grave advice of aged heads) を拒絶した、
それからコインを欲する余り、臣民たちに罪を着せ、
彼らの財は王の手に行き、こうして彼は国を欺いた。⁵⁰⁷

上記の「邪悪で未熟な者たちの、愚かな助言」と対置される「経験豊かな知者たちの、真面目な助言」とは、主に議会の助言を指しているものと思われる。このことは、『リチャード2世の生涯と死』が国王派に対抗するため議会派によって著された(と推測される)、「内

⁵⁰⁴ *Ibid.*, p.2.

⁵⁰⁵ *Ibid.*, p.2.

⁵⁰⁶ *Ibid.*, p.2.

⁵⁰⁷ *Ibid.*, p.2.

乱」期のパンフレットであることを想起すれば明白であろう。実際、このパンフレットはチャールズ1世を糾弾するため、リチャード2世が如何に議会の意向を無視して弾圧を加えてきたかを、歴史的事実として強調しているように見える。例えばこの著者は、リチャード2世が議会を悪用した事例として、1388年2月に開会したいわゆる「無慈悲議会(merciless parliament)」を持ち出している⁵⁰⁸。この議会では、王の側近8名が断罪・処刑され、5名の裁判官がアイルランドに追放され、2名の司教がその職を剥奪されることになったのだが、こうした処分は王が議会を動員して行った法の歪曲である、ということ的印象づけようとしている。同時に、グロスタ公やウォリック伯らを反逆罪で告発した1397年9月の議会にも言及され、リチャード2世は議会を利用して不当に反逆罪を適用し、しかも議会の意向を無視して彼の思うがままにグロスタ公らの後任を決定したとされる⁵⁰⁹。そして何よりも、このパンフレットでは(ヘイワードの『ヘンリ4世史』のように)リチャード2世が廃位に追い込まれ、ヘンリ4世が新たな国王として即位するまでの過程について詳述されているのだが、こうした国王の交代があくまで議会の承認を通じて行われたことが強調されている⁵¹⁰。そして、斯くして到来した新国王ヘンリ4世の御世は、前国王のものに比して「大いなる平和と平穩(much peace and tranquillity)」を享受したとされる⁵¹¹。

このように、我々は『リチャード2世の生涯と死』と(ヘイワードの)『ヘンリ4世史』の類似性を指摘することができる。即ち、『リチャード2世の生涯と死』では「コモンウェルスの実現を願いし者」というその著者名が示す通り、リチャード2世はイングランドの「コモンウェルス」を破壊した国王(タキトゥス主義者にとっての「暴君」として糾弾されており、こうした(国王の交代の主張も含めた)王権批判といった点では、『ヘンリ4世史』におけるヘイワードの歴史叙述と軌を一にしていると言える。とりわけ、『リチャード2世の生涯と死』の中でリチャード2世は、議会の助言を無視したばかりでなく、私利私欲のために議会を悪用し、臣民に様々な弾圧を加えた国王として描かれている。こうした背景には、このパンフレットが国王派に対抗するため、議会派によって「内乱」勃発の直前に出版されたという経緯があり、議会を蔑ろにするチャールズ1世がリチャード2世の如く、廃位さるべきことを喧伝したプロパガンダといった性格を色濃く反映しているも

⁵⁰⁸ *Ibid.*, p.4.

⁵⁰⁹ *Ibid.*, pp.4-5.

⁵¹⁰ *Ibid.*, p.7.

⁵¹¹ *Ibid.*, p.8.

のと思われる。いずれにしても、『リチャード 2 世の生涯と死』は、リチャード 2 世をイングランドの「コモンウェルス」を破壊した国王として描き出すことを通じて暗に王権批判を展開している点で、およそ半世紀前に出版された『ヘンリ 4 世史』に範を採っており、急進的な政治的イングランド意識を示していると言える。

第2節 コモン・ローヤーの政治的イングランド意識

(1) エリザベス期の法学院について

前節では、エリザベス治世後期において、「エセックス・サークル」という（宮廷における「派閥」を軸に形成された）文学サークルに属する者たちが、汎ヨーロッパ的なタキトゥス主義の歴史叙述を参考にしながらも、イングランドの「コモンウェルス」といった観点から王権批判を展開したことを検証した。同時期にこうした急進的な政治的イングランド意識を示しながら、王権に対する権力批判を展開したのは宮廷と深い関りを持った人間だけではなく、法学院という宮廷外の政治的領域のコモン・ローヤーたちもまたそうであった。とりわけ、彼らはイングランドの「コモンウェルス」といった観点から、1580年代までには訴訟の著しい増加に伴って不確実性を増し、法としての欠陥が顕在化しつつあったコモン・ローの改革の必要性を主張するとともに、そうした政治的イングランド意識を王権批判、即ち、国王大権に対する異議申し立ての方へと向けたのである。ここではまず、このようなコモン・ローヤーたちの急進的な政治的イングランド意識を考察するに先立ち、エリザベス期の法学院について概観しておく。

周知の通り、中世以来、コモン・ローという大陸諸国とは異なる法体系を発展させてきたイングランドにおいて、コモン・ローヤーたちは「第三の大学 (the third university)」とも呼ばれる法学院で研鑽を積み、ウェストミンスターを拠点として大きな政治的影響力を保持していた。しかしながら、その先行研究の少なさが示すように、法学院の初期の歴史は不明な点が多い。その原因の一つとして、法学院が自発的で法人格のない団体であり、創設者も知られていなければ、特許状や制定法によって束縛されていた訳でもなく、また創設の時期を明示する正式な文書も存在しないということが挙げられる⁵¹²。

法学院に関する記述は、ジョン・フォーテスキューの『イングランド法の礼賛について』の中にも確認でき、特に彼は大陸法に対するイングランド法の優越性を説きながら、法学院を幾分賞賛に満ちた色調で描写したのだった⁵¹³。『イングランド法の礼賛について』は1567年に初めて英訳されて以降、コモン・ローヤーや尚古家たちに多大な思想的影響を与え続け、彼らは法学院を社会的に高い地位を保持したものとみなし、外部の世界から隔絶

⁵¹² H.M.Cam, ed., *Selected Historical Essays of F.W.Maitland* (Cambridge, 1957), p.108.

⁵¹³ John Fortescue, *De Laudibus Legum Angliae*, S.B.Chrimes, ed. (Cambridge, 1942) (北野かほる、小山貞夫、直江眞一共訳「イングランド法の礼賛について」(1~3)、『法学研究』第53巻・第4号~第54巻・第1号、東北大学法学会、1989年)、pp.117-21.

したものと考えられるようになったのである⁵¹⁴。とりわけ、こうした法学院の閉鎖性は評議員 (bencher) による寡頭支配、成員のヒエラルキー的階級などの中に看取され、法学院は中世的な教育機関とみなされがちであった。

その一方で、このような法学院を中世との連続性の中で捉えることに対して異議申し立てが行われ、特に法学院研究の第一人者とも言える W. R. プレストは主に組織・制度という観点から、16 世紀末～17 世紀前半の法学院に注目した⁵¹⁵。元々法学院はクラブや事務所や下宿屋のようなものとして始まり、コモン・ロー法曹のロンドン宿舎といった側面を持っていたのだが、プレストはこうした小規模で内向的な専門職のクラブから大規模で複雑な学寮風の公共教育機関へ、という法学院の変化を指摘したのだった。またプレストは、この時期の法廷弁護士 (barrister) の社会的アイデンティティを検証することにより、法学院が必ずしも外部の世界から隔絶していなかったことを印象づけた⁵¹⁶。いずれにしても、ジェントルマン以上の階層の一般子弟にとってこの時期の法学院は、同身分の者たちと一定期間寝食を共にしつつ教養・法的知識を身につけることを通じてエリート集団を形成し、成人後の広いしかも各方面で活躍する要人との交友・庇護関係を作っておく場であった⁵¹⁷。また法学院は一般的に、裁判官・上級法廷弁護士・治安判事のような法曹の養成機関とみなされがちであるが、大部分の成員にとって法学院で学ぶ目的は、貴紳として安楽に生活するための法的知識を含めた「教養」と人的繋がり の獲得にあったと言える⁵¹⁸。

同時にプレストは、コモン・ローヤーたちの社会的アイデンティティの一側面として、彼らの宗教意識について取り上げている。プレストが成員の経済的・地理的・社会的な異質性を根拠に、16 世紀末～17 世紀初頭の法学院における宗教的多様性を主張しているように⁵¹⁹、宗教的な観点では「内乱」期以前の法学院は決して一枚岩ではなかった。プレストの他にもこの時期の法学院の宗教を取り上げた研究はいくらか存在し、コモン・ローヤーと急進的プロテスタントの間の繋がりもしくは彼らの教会裁判所に対する敵意に注目したものや、法学院で活動していたピューリタン説教師やピューリタン・グループに属する

⁵¹⁴ こうした点については、例えば C.Skeel, 'The Influence of the Writings of Sir John Fortescue', *Transactions of the Royal Historical Society*, 3rd ser., 10 (1916) を参照。

⁵¹⁵ Prest, *The Inns of Court*.

⁵¹⁶ W.R.Prest, *The Rise of the Barristers* (Oxford, 1986).

⁵¹⁷ 小山貞夫『絶対王政期イングランド法制史抄説』、創文社、1992 年、333～51 頁。

⁵¹⁸ 同上、350 頁。

⁵¹⁹ Prest, *Rise of Barristers*, pp.217-18.

法廷弁護士について考察したものなどがある⁵²⁰。例えば、説教師の任命という評議員の特権に注目しながら彼らの評議員会での投票を検証することにより、この時期の法学院のピューリタンの傾向が指摘されている⁵²¹。またこの時期の法学院は、イングランドのピューリタン・ジェントリやピューリタンの法律家にとってロンドンにおける接触点 (point of contact) であり、ピューリタン・ネットワークの強化・拡大に寄与したという見方もある⁵²²。ただし、プレストはコモン・ローヤーとピューリタンの結びつきを過度に強調することには慎重な態度を取り、16世紀末～17世紀初頭の法学院におけるピューリタンの傾向を、初期近代イングランド全般に見受けられる熱狂的なプロテスタンティズムの漸進的普及の一例に過ぎないとも述べている⁵²³。

他方、この時期の法学院に教皇派の国教忌避者やカトリックに共感する者たちが存在したことも指摘されている。プレストも、宗教的傾向を判断することができない大部分の成員を除くと、法学院においてピューリタンが圧倒的多数を占めていたとしているものの、決してカトリックの存在を否定した訳ではなかった⁵²⁴。こうしたプレストの主張に比べ、G. パーミタはエリザベス期の法学院がカトリシズムの温存に対して果たした役割をより積極的に評価していると言えよう⁵²⁵。まずパーミタは当時の法学院がカトリシズムを温存し得た要因として、特権を持った専門職の団体もしくは教育団体としての法学院のユニークな性格、特に法学院のチャペルが主教の統制を大いに免れていたことを挙げている⁵²⁶。同時に彼は、法学院での共同生活が宗教的寛容を生じさせ、教皇派の成員だけでなく、ピューリタンの成員にも異常なまでの宗教的自由が与えられていたとしている⁵²⁷。そして、このような国教忌避に対する宗教的寛容の故に、この時期の法学院は教皇派の国教忌避者の流入を招いたのであるが、評議員たちがカトリックの成員を迫害することは稀であった⁵²⁸。

⁵²⁰ この時期のコモン・ローヤーとピューリタニズムの親和性に関する議論については Hill, *Society and Puritanism*; E.H.Emerson, *English Puritanism from John Hooper to John Milton* (Durham, 1968) などを参照。

⁵²¹ I.Morgan, *Prince Charles's Puritan Chaplain* (London, 1957), pp.109-11.

⁵²² Walzer, *Revolution of Saints*, pp.243-44.

⁵²³ Prest, *Rise of Barristers*, p.228.

⁵²⁴ *Ibid.*, pp.214-15.

⁵²⁵ G.Parmiter, 'Elizabethan Popish Recusancy in the Inns of Court', *Bulletin of the Institute of Historical Research, Special Supplement*, no.11 (1976).

⁵²⁶ *Ibid.*, p.54.

⁵²⁷ *Ibid.*, p.54.

⁵²⁸ パーミタによると、カトリックの成員が宗教的迫害を被ったのは主に法学院の外部においてであった。この点については *Ibid.*, p.55 を参照。

いずれにせよ、パーミタは、エリザベス期の法学院はその影響力の強さや威信の故に、カトリックの存在が認識されていたにも拘らず、政府による宗教上の干渉を受けることはほとんどなかったと結論づけている⁵²⁹。

(2) ウィリアム・フルベックの反王権的コモン・ロー理論

以上のように、エリザベス期の法学院は社会との関りを維持しながら、ある程度外部からの干渉を免れていたという意味で独立性を持った団体であった。特にこの時期の法学院におけるピューリタニズムはコモン・ロー法曹たちのアイデンティティを強化するとともに、国教会もしくは王権からの独立という意識を次第に醸成していったと言える。とはいえ、彼らのこうしたアイデンティティや意識の一番の拠り所は、やはりイングランド固有の法たるコモン・ローであった。

既に触れたように、エリザベス治世後期の法学院ではコモン・ロー改革の必要性が強く意識されつつあったのだが、ウィリアム・フルベック (Fulbecke, William, 1559/60-1602?) はイングランド固有の法たるコモン・ローの合理的な体系化のための理論を構築した第一人者と言えよう⁵³⁰。とりわけ、彼はイングランドの「コモンウェルス」といった観点からコモン・ローの理論構築を試みるとともに、反王権的な主張もしくは国王大権に対する異議申し立てを行っており、この意味で急進的な政治的イングランド意識を有していたのだ。

フルベックはオクスフォード大学でローマ法の修士号を取得後、グレイズ・インの一員となり、その後、大陸の大学に1年間留学してそこでローマ法の博士号を請求した⁵³¹。イングランドの大学は彼のローマ法博士としての地位を認めなかったが、彼はローマ法との比較考察を通じてコモン・ローを合理的に体系化するための知識と能力を備えていた⁵³²。こうした比較考察の一環として彼は古代ローマの歴史に関する著作を書いているのだが

⁵²⁹ Ibid., p.55.

⁵³⁰ 例えば Terrill, 'Application of Comparative Method' では、フルベックはコモン・ローとローマ法の比較考察という方法を最初に本格的に用いた、イングランドの法学者として評価されている。

⁵³¹ フルベックの経歴について、ここでは ODNB, [Fulbecke, William] を参考にしてている。

⁵³² B.P.Levack, *The Civil Lawyers in England 1603-1641: A Political Study* (Oxford, 1973), p.136.

533、「暴君」の専横と宮廷の「腐敗」を中心とした歴史叙述の中に（前節で取り上げたような）タキトゥス主義の歴史観の影響を看取することができる。同時に、フルベックはグレイズ・イン出身のコモン・ローヤーであり、後述のグレイズ・インの祝宴に見られるようなコモン・ロー改革への強い志向、あるいは国王大権に対する反感といったメンタリテイを共有していたと推測される、というのもここで彼の政治的イングランド意識を検証する理由である。

フルベックはコモン・ローに関する複数の重要な著作を残しているのだが⁵³⁴、特に『法学研究のための心得あるいは準備⁵³⁵』はそのタイトルが明示するように法学研究の際の方法や心構えを解説したものであり、当時のイングランドのコモン・ローヤー（あるいはローマ法学者）たちの教科書とも言えるものであった。まず彼はこの著作の中で、キケロとプラトンを引用しながら「コモンウェルス」における法の重要性について説明している⁵³⁶。即ち、「公共の利益 (publik profit) と何ら関係のないものは法の名に値しない」のであり、「我々の祖先は十分な徳と知恵を持ち合わせていた」ため、「法を作り上げる際に公共善 (publike good) のことのみを考えていた」のだった⁵³⁷。とりわけ、「立法者 (a Law-maker)」には考慮すべきことが三つあり、それは「コモンウィールに相応しい自由 (the couenient liberty of the comon weale) が法によって告発されることのないようにすること」、「法が人民の間の親交 (amity) を維持するようにすること」、「法が人民に知恵を授けるようにす

⁵³³ William Fulbecke, *An Historicall Collection of the Continuall Factions, Tumults, and Massacres of the Romans and Italians during the Space of One Hundred and Twentie Yeares Next before the Peaceable Empire of Augustus Caesar* (London, 1601; STC 11412); idem, *An Abridgement, or rather, A Bridge of Roman Historie* (London, 1608; STC 11413.3).

⁵³⁴ William Fulbecke, *A Parallele or Conference of the Civill Law, the Canon Law, and the Common Law of England, in Sundry Dialogues. With a Table of the Principal Points* (London, 1601; STC 11415); idem, *The Pandectes of the Law of Nations: Contayning Seuerall Discourses of the Questions, Points, and Matters of Law, wherein the Nations of the World Doe Consent and Accord* (London, 1602; STC 11414); idem, *The Second Part of the Parallele, or Conference of the Ciuill Law, the Canon Law, and the Common Law of this Realme of England* (London, 1602; STC 11415a).

⁵³⁵ William Fulbecke, *A Direction or Preparative to the Study of the Law* (London, 1600; STC 11410).

⁵³⁶ こうした「コモンウェルス」における法の重要性というフルベックの主張は、例えばホルテンシウス法の制定によって共和政ローマに「コモンウィール」がもたらされた、といった彼の歴史叙述の中にも看取される。この点については Fulbecke, *Roman Historie*, sigs.B2r-B3r を参照。

⁵³⁷ Fulbecke, *A Direction or Preparative*, sig.B2r.

ること」であった⁵³⁸。

同時にフルベックは、アリストテレスに依拠することによっても、「コモンウェルス」の法について言及している。

アリストテレスが認めているように、神は成文法 (a written Law) によって統治されるコモンウィールを統べられる、何故ならば、法は我々が享受すべき自由の擁護者であり、その上現世において法によって保障された自由ほど快適なものはないから。というのも、人身に危害が加えられるかもしれないという恐怖から解放されること、安心して人との社交を享受すること、したがってコモンウィールの統治が、非常に有徳ではあるが法の統治と指針のない状態で、あらゆる一者 (any one man) の手に委ねられぬことほど幸福なことはあろうか。⁵³⁹

ここで示唆されているのは、フルベックが「神」との関係の中で不文法であるコモン・ローではなく、「成文法」を「コモンウィール」の統治原理とみなしていること、そして、「コモンウィール」が法を蔑ろにする（プラトンの有徳な王による「哲人政治」さえも含めた）「あらゆる一者」に統治されるべきではないと述べることにより、反王権的な主張もしくは法を通じた制限王政の提唱を行っているということである。

まず前者の「成文法」（あるいはローマ法）の支持といったフルベックの法学的立場の背景には、「慣習」に依拠した不文法たるコモン・ローの不明瞭さという彼の問題意識があったと言える。つまり、「神は曖昧な法 (the law being ambiguous) が意見の衝突 (dissentions) をもたらさぬように確固たる法 (certain lawes) を定立された⁵⁴⁰」のであり、フルベックは「成文法」をこうした曖昧さを免れた法として評価しているのである。そして、彼がこのコモン・ローの不明瞭さという問題を解決する際に重視したのが、ローマ法の「理性」という概念であった。

フルベックによると、「法の理性は法の生命と魂」であり、「完全に理性を欠いた法など存在しない」のだった⁵⁴¹。しかしながら、こうした法の「理性」は「非常に曖昧で不確かな (so obscure, and vncertain)」性質を持っているので、「発見され、言葉で表現され、他

⁵³⁸ *Ibid.*, sig.B2r.

⁵³⁹ *Ibid.*, sig.B6r-B6v.

⁵⁴⁰ *Ibid.*, sig.B7r.

⁵⁴¹ *Ibid.*, sig.E7v.

者に伝えられることはほとんどない」という⁵⁴²。このように、法の「理性」は人間にとって認識するのが困難なものと言えるのだが、その一方で、法とは「賢者たちの発明品」であり、「あらゆる公共の事柄を為す際に彼らが常に理性を用いてきた」のもまた事実であった⁵⁴³。したがって、フルベックは「法の理性が姿を見せないからといって、あらゆる法は理性を欠いていると考えるべきではない」と述べている⁵⁴⁴。というのも、「物事を生じさせた理性を発見することができないからといって、既に生じてしまった物事を認識しようとしするのは正しくない」からである⁵⁴⁵。いずれにせよ、フルベックは「法の理性を発見することができない」ということを口実に、「賢者たちによって作られた法が実に理性を欠いている」と主張することに不支持を表明している⁵⁴⁶。

このようにフルベックは、法にとって「理性」が不可欠なものだとみなしているのだが、彼によると、「理性」は法を解釈するためのものでもあった。とりわけ、「共通理性 (common reason)」と「真意解釈 (intendment)」は「法の最高の解釈者 (The best interpreter)」だとされている⁵⁴⁷。そして、「今日まで常に確固たる解釈 (a certaine interpretation) を獲得してきたものは理由なく変更さるべきでない」し、コモン・ローのようなイングランド人の「共通の同意 (common consent) によって確立され、認められた」ものも容易に変更されるべきではないと述べている⁵⁴⁸。また彼は、「慣習」が「多数者の理に適った同意 (the plausible agreement of the multitude)」によって認められたものである一方、法は統治者の命によって即座に生じるものであり、「多くの場合、法に束縛される者たちの都合に反している」といった区別を引き合いに出している⁵⁴⁹。その上で彼は、コモン・ローはイングランド人の「共通の許可 (common allowance) によって作られ、認められた」が故に法であると断言している⁵⁵⁰。というのも、コモン・ローはイングランドで実際に「法として広く用いられて」おり、そういった実用性を欠いたものは法として役に立たないからである⁵⁵¹。このようなコモン・ローは、偏にイングランドの「公共の安寧 (publike tranquillitie)」

⁵⁴² *Ibid.*, sigs.E7v-E8r.

⁵⁴³ *Ibid.*, sig.E8r.

⁵⁴⁴ *Ibid.*, sig.E8r.

⁵⁴⁵ *Ibid.*, sig.E8r.

⁵⁴⁶ *Ibid.*, sig.E8r.

⁵⁴⁷ *Ibid.*, sig.F3r.

⁵⁴⁸ *Ibid.*, sig.F3r.

⁵⁴⁹ *Ibid.*, sig.F3r-F3v.

⁵⁵⁰ *Ibid.*, sig.F3v.

⁵⁵¹ *Ibid.*, sig.F3v.

に資するものでなければならず、コモン・ローがそうした目的を出発点にしているということは自明だと考えられなければならない、と彼は主張している⁵⁵²。

一方、後者のフルベックによる反王権的な主張もしくは法を通じた制限王政の提唱⁵⁵³については、次のような彼の神法に関する言及の中にも看取される。即ち、彼によると、「神は法をお作りになった」のであり、「法の濫用の復讐者 (the reuenger of the abuse thereof)」である⁵⁵⁴。そして、こうした神法はあらゆる物事の基準となるものであり、それ故に法を口実に過ちを犯した如何なる人間も神によって罰せられるのである⁵⁵⁵。このように、神は「助言と裁きの監視人にして審判者 (the beholder and vmpier of Counsailes and Iudgements)」であり、「人間の裁き」ではなく「神の裁き」を優先せねばならないのだった⁵⁵⁶。仮に神法のこうした優れた働きを軽視するならば、それは「宗教心篤き人間」や「神の思し召しに従って職務を果そうとする高位の者たち」や「神に大いに思いを巡らす者たち」がいないことの証である、と彼は述べている⁵⁵⁷。

このように、フルベックは神法を通じた王権の制限といった議論を展開しているのだが、同時に彼は世俗の法という次元においても制限王政について論じている。フルベックによると、キリストは「裁き人たち (the Iudges)」に支配権を与え、彼らは「諸民族の法と慣習 (the Lawes & customes of nations)」、「モーセ、ヨセフ、ダニエル……の法」、あるいは「異教徒の法 (the lawes of the heathen)」によって「コモンウィール」を統治した⁵⁵⁸。こうした世俗の法の中でも、とりわけ「国王と行政官の政治的な法」が重要であった⁵⁵⁹。何故ならば、既存の法の中に「卓越した機知」や「優れた知恵」や「人間生活の全過程のための有益な指針」が含まれていない場合、「偉人 (great men)」の行為や思考を模範にして新たな法が形成されるからである⁵⁶⁰。このような「コモンウェルス」を維持するための

⁵⁵² *Ibid.*, sig.F3v.

⁵⁵³ フルベックは、ローマ法に依拠しながら「一般的かつ絶対的な権力」を擁護することについては明確に拒否している。彼はローマ法的な視点から「絶対的君主 (absolute monarchs)」の観念を論じているが、それは「万民法 (law of nations)」によって認められた「国王大権 (prerogative)」として定義され、臣民からのプロパティの収用も法の枠内で合法的に行われるべきだとしている。この点については Fulbecke, *The Pandectes*, ff.11-13 を参照。

⁵⁵⁴ Fulbecke, *A Direction or Preparative*, sig.B2v.

⁵⁵⁵ *Ibid.*, sig.B2v.

⁵⁵⁶ *Ibid.*, sig.B2v.

⁵⁵⁷ *Ibid.*, sig.B2v.

⁵⁵⁸ *Ibid.*, sig.B3v.

⁵⁵⁹ *Ibid.*, sigs.B3v-B4r.

⁵⁶⁰ *Ibid.*, sig.B4r.

法改革は王権によって定められた法に対しても適用され得るものであり、フルベックがそうした法改革の主体とみなしたのが「立法家たち (lawyers)」(あるいはコモン・ローヤーたち)であった。即ち、フルベックは古代ローマの歴史を引き合いに出しながら、ファビウス家、クラウディウス家、スキピオ家出身の「立法家たち」が、「世俗と向き合いつつ人民の荒々しい性向 (the boisterous & turbulent affections of the people) に対処する水先案内人としての経験を用い」ることにより、「彼らのコモンウィールを統治した」と述べている⁵⁶¹。

以上のように、フルベックのコモン・ロー理論は次のような特徴を持っていたと言える。一見したところ、フルベックは「理性」という概念と法としての明瞭さを保持した「成文法」(あるいはローマ法)を重視しているようだが、彼は決してイングランド固有の法たるコモン・ローを軽視している訳ではない。即ち、フルベックはローマ法の「理性」を参考に、当時法としての欠陥が顕在化しつつあった、曖昧な不文法たるコモン・ローの改革を試みたのであり、このことはコモン・ローとローマ法の両方を修めた彼の経歴からも窺い知ることができよう。とりわけ、彼はコモン・ローの「慣習」の起源を「共通理性」に求めることによって両者を理論的に結びつけた、言い換えるならば、コモン・ローはイングランド人の「共通の同意」によって形成され、しかも長い間実際に法として用いられてきたが故に法である、と考えたのだった。そして、こうした「慣習」と「理性」を兼ね備えたコモン・ローは、イングランドという「コモンウェルス」における「公共の安寧」をその第一義とするものであった。したがって、「コモンウェルス」に反する人間は法を犯していることになり、そのような行為は国王と雖も許されるものではなかった。特にフルベックは「あらゆる一者」による統治を否定的に捉えており、彼はこういった反王権的な主張の論拠として、神法に基づいた制限王政に加え、古代ローマの歴史を持ち出した。つまり、フルベックは古代ローマの「立法家たち」を「コモンウェルス」の統治の主体とみなしたのであり、国王大権に対する異議申し立てとイングランドの「コモンウェルス」のためのコモン・ローヤーたちの主体的な政治参加、という急進的な政治的イングランド意識を示したのである。

(3) 小括

⁵⁶¹ *Ibid.*, sig.B4r.

以上のように、ここではウィリアム・フルベックの著作を手掛りに、エリザベス治世後期のコモン・ローヤーの政治的イングランド意識について一瞥を試みた。一見したところ、フルベックは「理性」という概念と法としての明瞭さを保持した「成文法」（あるいはローマ法）を重視しているようだが、彼は決してイングランド固有の法たるコモン・ローを軽視している訳ではなく、むしろローマ法の「理性」を参考にしながら、当時法としての欠陥が顕在化しつつあった、曖昧な不文法たるコモン・ローの改革（あるいはその新たな理論構築）を目指したのである。彼によると、コモン・ローはイングランド人の「共通の同意」によって形成され、しかも長い間実際に法として用いられてきたが故に法であり、こうした「慣習」と「理性」を兼ね備えたコモン・ローは、イングランドという「コモンウェルス」における「公共の安寧」をその第一義とするものであった。同時に、フルベックは「あらゆる一者」による統治を否定的に捉えており、彼はこういった反王権的な主張の論拠として、神法に基づいた制限王政に加え、古代ローマの歴史を持ち出した。言い換えるならば、フルベックは古代ローマの「立法家たち」を「コモンウェルス」の統治の主体とみなしたのであり、国王大権に対する異議申し立てとイングランドの「コモンウェルス」のためのコモン・ローヤーたちの主体的な政治参加、という急進的な政治的イングランド意識を示したのである。

いずれにしても、フルベックの政治的イングランド意識は、イングランドの「コモンウェルス」を大義とした①コモン・ロー改革（尤もその際の汎ヨーロッパ的なローマ法の貢献は軽視さるべきではない）、②国王大権に対する異議申し立て、③コモン・ローヤーたちの主体的な政治参加、を主張するものであった。とりわけ、フルベックのコモン・ロー改革の成果としての「慣習」と「理性」の理論上の結合は、初期ステュアート朝におけるコモン・ローの合理的な体系化を先取りするものであり⁵⁶²、反王権的な急進性と相俟って「古来の国制」論の理論的基礎になったものと思われる。

⁵⁶² 土井によると、初期ステュアート朝のコモン・ローヤーたちは特に「時の検証」というレトリックを用いることにより、コモン・ローの「慣習」と「理性」を理論的に結びつけた（土井『イギリス立憲政治の源流』、187～95、204～07頁）。つまり、コモン・ローは太古の昔より継続してきた「慣習」の法であると同時に、そうした長い時間の「経験」を通じ、(王国の「コモンウェルス」に合致するといった意味で)「合理的な (reasonable)」ものであるかどうかを検証されてきた「理性」の法である、と彼らは考えた。前述のフルベックのコモン・ロー理論は、「時の検証」のような「慣習」と「理性」の関係性についてのより具体的な議論を含んではいないが、コモン・ローの「慣習」の起源を「共通理性」（あるいはイングランド人の「共通の同意」）に求めた点で、初期ステュアート朝のコモン・ロー理論の基礎となり得るものであったと言える。

(付論②) 祝宴に見られる法学院の反王権的メンタリテイ

以上のようなフルベックの急進的な政治的イングランド意識は法学院（既に述べたように、彼はグレイズ・イン出身のコモン・ローヤーであった）という宮廷外の政治的領域で育まれたものと推測される。とりわけ、1594年12月12日から1595年1月6日にかけてグレイズ・インで催された祝宴は、コモン・ロー改革の重要性を表象する一方で、王権批判を思わせるような暗示を含んでいた。このグレイズ・インの祝宴では、上記のクリスマス祝祭期間限定で「パープール王国 (the realm of Purpoole)⁵⁶³」という仮構的な国家が樹立され、新国王ヘンリの選出、財源の確保や使節の派遣、即位の式典を皮切りに、国王と枢密院を中心とした一連の模擬的な国家運営が為された。中でも、エリザベスの前で演じられた仮面劇はフランシス・ベイコンによって製作されたと言われており、大部分がコモン・ローヤーから成る観衆にイングランド法の体系化を提案するものであった⁵⁶⁴。こうした当時の祝宴の様子については、1688年初版の『グレイズ・インの演劇⁵⁶⁵』という史料に詳しく記されている。ここで『グレイズ・インの演劇』を取り上げるのは、法学院という比較的纏まりを持った団体の中で共有されていた（と思われる）、コモン・ロー改革の意識あるいは国王大権に対する反感を窺い知ることができるからである。

1594年12月12日、グレイズ・インの成員たちは、彼らの中から上述の劇を演じるメンバーを選出し、それぞれの役割を決定した⁵⁶⁶。この演劇では、他の法学院も主権国家と

⁵⁶³ この「パープール」の由来は、グレイズ・インが創立された荘園の名前 (the Manor of Purpoole) だと考えられている。

⁵⁶⁴ B.Shapiro, 'Codification of the Laws in Seventeenth Century England', *Wisconsin Law Review* (1974), p.436. 因みに、フランシス・ベイコン全集の編者として知られるジェームズ・スペディング (Spedding, James, 1808-81) は、『グレイズ・イン評議員会名簿』における1595年2月11日の記載を根拠に、ベイコンをこの仮面劇の作者としている。この点については R.J.Fletcher, ed., *The Pension Book of Gray's Inn*, 2vols. (London, 1901), vol.1, p.107, n.1 を参照。

⁵⁶⁵ 『グレイズ・インの演劇』の作者については諸説あり、例えば、グレイズ・イン出身のフランシス・ベイコンとフランシス・デイヴィソン (Davison, Francis, 1575?-1619?)、あるいは1688年の出版に際して献辞を著したと目されるウィリアム・カニング (Canning, William, fl.1686-90) などが挙げられる（一般的には、特に前者の二人が有力視されているように思われる）。因みに、以下で用いている *EEBO Editions* では、『グレイズ・インの演劇』の中の「六人の顧問官の演説」をベイコンが、「プロテウスの仮面劇」をデイヴィソンが作成したものとみなしている。

⁵⁶⁶ [Francis Davison] *Gesta Grayorum, or, the History of the High and Mighty Prince of Purpoole* (Proquest, 2011), f.2.

して登場することになっており、特にインナー・templumは同年12月14日、(グレイズ・インにあると仮想された)「パープル王国」の宮廷へ使節を派遣するよう要請された。12月18日、インナー・templumはグレイズ・インのこの要請を受諾し、「templaria国(the State of Templaria)」として「フレデリック・templarius (Frederick Templarius)」という名の大使を宮廷に送った。一方、「パープル王国」では国王以外の80人の官吏が選ばれ、それらの官職の中には(現実のイングランド王国の)議会議長・王座裁判所首席裁判官・財務府長官に相当するものや「パープル王国」独自のものが含まれていた⁵⁶⁷。そして12月20日には、「パープル王国」の国王役を演じる成員が彼の学寮からグレイズ・インの大広間へと行進し、顧問官や貴族たちに囲まれながら玉座に着いた。その後、新国王の即位が正式に承認され、彼の王権はすぐに可視化されることになった。「パープル王国」の国王は由緒ある血統を体現するばかりでなく、王権への服従を正当化するものとしての、古来の不文法であるコモン・ローをも象徴していた⁵⁶⁸。このように、「パープル王国」の国王は絶対的権力を有する君主と仮定され、事実、彼が臣民に向けて行った演説は「仮にも彼が定めし法を破ろうとする際の口実を少しも示していなかった⁵⁶⁹」のだった。

ただし、こうした家父長的な統治の象徴は完全な支持を得ていた訳ではなく、続くグレイズ・インの祝宴において異議申し立てが行われることになった。以下のコモン・ローヤーたちによる反乱は、彼らが法を専門とする団体としての自負をますます持つようになったことを示唆するとともに、イングランドという国家の政治的発展のため、これまで「統治の秘術 (arcana regni)」とされてきた事柄に関ろうとする彼らの意志を示すものであった⁵⁷⁰。

1594年12月28日、インナー・templumの大使はパープル国王に謁見することになり、国王との対面に先立ち大使に対する信任状の授与が行われたのだが、この授与式は群集の蜂起によって中断されることとなった⁵⁷¹。即ち、大使が任命されるや否や、舞台上「無秩序な暴動と群集の殺到 (a disordered Tumult and Crowd)」が起り、大使の任命を実行

⁵⁶⁷ *Ibid.*, ff.6-8.

⁵⁶⁸ P.Goodrich, *Languages of Law: From Logics of Memory to Nomadic Masks* (London, 1990), p.262.

⁵⁶⁹ [Davison] *Gesta Grayorum*, f.19.

⁵⁷⁰ A.Cromartie, 'The Constitutionalist Revolution: The Transformation of Political Culture in Early Stuart England', *Past and Present* 163 (1999), p.106.

⁵⁷¹ [Davison] *Gesta Grayorum*, ff.21-22.

するのは不可能なように思われた。大使とその従者たちは、自分たちが「それほど歓待されていない」と思い、幾分不快な気持ちになりつつ「今はこれ以上〔パープールの〕留まるまい」と考えた。彼らがパープールの後、「群集の殺到と暴動の大部分は継続しながらもやや鎮静化する」ことになった。そして、このような群集の蜂起は「混乱と罪過 (Confusion and Errors)」しかもたらさなかったもので、この日は後に「罪過の夜 (the Night of Errors)」と呼ばれることになったとされる。

その後、この「罪過の夜」の群集の蜂起に関する尋問が行われることになり、群集を煽動したと目される一人の男が「魔術師 (a Sorcerer or Conjuror)」として取り調べを受けた⁵⁷²。そして、パープールの国王への反逆の廉で、彼に対して有罪判決が下されることになった。しかしながら、「魔術師」の男が事の真相を明らかにするための請願をパープールの国王に申し出たので、国王はこれを許可して彼の請願の内容が官吏によって読み上げられた。この「魔術師」の男の請願は、「法務長官 (Attorney)」と「法務次官 (Solicitor)」の「不正と詐欺 (the Knavery and Juggling)」を告発するものであり、彼らが国王や裁判所の目を欺き、自分を蜂起の主謀者に仕立て上げようとしたことを指摘していた⁵⁷³。「魔術師」の男は彼らの不正を裏付ける確たる証拠を提示し、「パープールの王国」の評議会や貴族ならびに官吏たちの「職務怠慢 (the Negligence)」と「人を馬鹿にしたような統治 (the Rule of the Roast)」が暴露され、「こうした者たちの助言により、コモンウェルスの統治は散々に誤ったものとされることこの上なかった」ことが明らかになった⁵⁷⁴。その結果、「魔術師」の男は無罪放免となり、「パープールの王国」の「コモンウェルス」を乱した「法務長官」や「法務次官」たちが拘禁された。斯くして、「罪過の夜」とその一連の出来事は終幕を迎えることになったのである。

以上のようなグレイズ・インを中心とした法学院のメンバーたちによって演出された「罪過の夜」は、次の二つの重要なことを示唆していると言える。一つは、(この演劇はエリザベスが仮面劇を觀賞するためにグレイズ・インを訪れる以前に行われたものであるが)「テンプラリア国」の大使の任命というパープールの国王の決定に対して異論が唱えられ、結果として群集の蜂起を引き起すことになったということである。また「罪過の夜」後の尋問では、群集を煽動したとされる「魔術師」の男が、パープールの国王への反逆の廉で一旦は有

⁵⁷² *Ibid.*, ff.22-23.

⁵⁷³ *Ibid.*, ff.23-24.

⁵⁷⁴ *Ibid.*, f.24.

罪の宣告を受けたが、この決定はすぐに覆されることになった。即ち、「パープル王国」の高官たちが不正を働くことによって王国の「コモンウェルス」を害していたことが暴露され、「魔術師」の男（あるいは群集）は無罪となり、逆に高官たちが処罰されることになったのである。そしてここでは、国王に対する反逆から「コモンウェルス」のための決起へ、という群集の蜂起の正当化が示唆されていると言える。

もう一つは、「罪過の夜」において、（彼らの真の目的が何であれ）群集の蜂起の矛先が結果的にコモン・ローを象徴するパープル国王に向けられたことに加え、「パープル王国」の法を司る筈の「法務長官」や「法務次官」らが最終的に罰せられることになった訳だが、こうした演出がコモン・ローヤーたちのコモン・ローそのものへの不満を表象している⁵⁷⁵ということである。とりわけ、1580年以降の中央法廷での訴訟の急増により、イングランド法の不確実性が顕在化しつつあったのだが、このような法制度の欠陥に対する不満は一般の人々のみならず、コモン・ローヤーたちにも共有されたものであった。それ故に、「罪過の夜」における群集の蜂起は、正に現行の法制度がもはや時代遅れでコモン・ローを改革する必要がある、というコモン・ローヤーたちの意識を反映したものだと言えよう。

いずれにせよ、このようなグレイズ・インの祝宴は、エリザベス治世後期に法学院という宮廷外の政治的領域で反王権的メンタリティが見られるようになったことを示唆している。それ故に、先述のフルバックの急進的な政治的イングランド意識は法学院における研鑽の中で育まれたものである、という解釈は強ち的外れでないように思われる。

⁵⁷⁵ この点については Raffield, *Images and Cultures*, pp.118-19 を参照。とりわけ、コモン・ローヤーたちはコモン・ローの不変性を問題視し、絶えずそれを改革していく必要性を感じていたとされる。

第3節 ピューリタンの政治的イングランド意識⁵⁷⁶

(1) エリザベス期のピューリタニズムと「マープレリト書簡」

エリザベス治世後期における、政治的イングランド意識の急進化のもう一つの事例は、ピューリタンたちが「公共圏」という宮廷外の政治的領域で展開した出版活動である。彼らはイングランドの「コモンウェルス」といった観点から、(国家の統治との関係の中で)国教会の「改革」の必要性を説き、国教会側の反撃を受けながらも、そうした文脈の中で国教会(あるいは王権)に対する権力批判を行った。ここでは、このような急進的な政治的イングランド意識を醸成したエリザベス期のピューリタニズムと、そのハイライトとも言える「マープレリト書簡」の出版について概観したい。

周知の通り、ピューリタニズムという用語は様々な意味を持ち、論者によってそれぞれ異なった定義が為されてきたと言っても過言ではなかろう。例えば、一般的に、ピューリタニズムを奉ずる者たちは聖書に従って教会のより一層の純化を目指した、あるいはカルヴァン主義的な立場から教会の国家からの独立を主張したとされている。ピューリタニズムとその他の宗教(特にアングリカニズム)を分かちものは、こうした神学的差異のみならず、各々の宗教を信奉する人間の社会的差異であったとも言えるが、ピューリタニズムとアングリカニズムに関する限り、両者の間に教会の「改革」を巡る宗教上の差異があったのは確かであろう。即ち、ピューリタニズムはエリザベスによる宗教改革を不徹底とし、国教会内部での更なる「改革」を目指したという見方は、比較的広く受け入れられているように思われる。言い換えるならば、ピューリタニズムとアングリカニズムの境界は曖昧であり、これらの用語はエリザベス期の国教会体制の確立から17世紀半ばの「内乱」に至る、複雑なイギリス教会史を説明するためのものに過ぎない⁵⁷⁷。したがって、この時期のピューリタニズムを単一の宗教とみなすことについては慎重でなければならない。

後のカンタベリー主教ジョン・ホイットギフト(Whitgift, John, c.1530-1604)のジョン・フィールド(Field, John, 1545-88)やトマス・ウィルコックス(Wilcox, Thomas, c.1549-1608)やトマス・カートライト(Cartwright, Thomas, 1535-1603)らに対する攻撃に見られるように、1570年代初頭までにはピューリタニズムの活性化とそれに伴う反ピ

⁵⁷⁶ 本節の議論には、政治的イングランド意識の(本稿・第3章・第3節で取り上げたような)「公共圏」という宮廷外の政治的領域への普及といった側面もあるが、ここでは国教会(と王権)に対する権力批判という、ピューリタンの政治的イングランド意識の急進性に重点を置いて論じている。

⁵⁷⁷ P.Collinson, *The Elizabethan Puritan Movement* (London, 1967), p.27.

ピューリタニズムの醸成が進行していた。政治理論とその実践という面で、ピューリタニズムはカートライトの「混合政体」論が示す如く、教会と国家の権力を「人民 (the people)」に委譲しようとしたとされる⁵⁷⁸。こうした「民衆性 (popularity)」を保持したピューリタニズムの政治理論は、当然ホイットギフトら国教会側の目にはアナーキーなものに映り、彼らはこれに対抗すべく王権の至上性を謳った政治理論を提示した⁵⁷⁹。

とりわけ、1588年という時期はピューリタニズムにとって大きな転換点であった。同年のアルマダ撃退によってイングランドにおけるカトリックの脅威が軽減された結果、ピューリタニズムが主たる宗教的弾圧の対象となった、というのは些か極端な説明であろうが、少なくともこの年に最大のパトロンだったレスタ伯ロバート・ダドリが死去したのは、ピューリタニズムにとって大きな痛手であったことだろう⁵⁸⁰。レスタ伯の後援は穏健派ピューリタンのエドモンド・グリンダルに止まるものではなく、より急進的な長老主義者のジョン・フィールドにも及んでいた。伯の死を以て、ピューリタニズムはその政治的足場を失い、ピューリタン運動が下火になったと言うことはできよう。しかしながら、このことは宗教としてのピューリタニズムそのものの衰退を意味しておらず、その信奉者たちは長老主義に依拠した「改革」の実現に総力を結集したのだった。1588年10月以降の「マープレリト書簡」と呼ばれる一連のパンフレット群の出現は、正にピューリタニズムのこうした試みの産物だと言える。

説明するまでもなく、これは「マープレリト」の名の下に出版されたもので、イングランド国教会を激しく誹謗・中傷するものであった⁵⁸¹。恐らく「マープレリト」は偽名であ

⁵⁷⁸ Lake, “‘The Monarchical Republic’ Revisited”, p.138.

⁵⁷⁹ Ibid., p.146. このような王権の「絶対性」を主張する政治理論は、1590年代初頭の反ピューリタニズムあるいは反長老主義から生じたとされている。この点については J.Sommerville, ‘Richard Hooker, Hadrian Saravia and the Advent of the Divine Right of Kings’, *History of Political Thought* 4 (1983); J.A.Guy, ‘The Elizabethan Establishment and the Ecclesiastical Polity’, in idem, ed., *The Reign of Elizabeth I* を参照。

⁵⁸⁰ Collinson, *Elizabethan Puritan Movement*, pp.385-87.

⁵⁸¹ *ESTC* によると、1588～1603年の間に出版された、‘Marprelate’ をキーワードとする著作は（重複したものも含めて）42件であった。この内、‘Marprelate’ を著者名とするのは Martin Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. Iohn Bridges, for it is a Worthy Worke: Or an Epitome of the Fyrste Booke, of that Right Worshipfull Volume, Written against the Puritanes, in the Defence of the Noble Cleargie, by as Worshipfull a Prieste, Iohn Bridges, Presbyter, Priest or Elder, Doctor of Diuillitie, and Deane of Sarum* (East Molesey, 1588; STC 17453); idem, *Theses Martinianae: That is, Certaine Demonstratiue Conclusions, Sette downe and Collected (as it should seeme) by that Famous and Renowmed Clarke, the Reuerend Martin Marprelate the Great* (Wolston,

り、複数の人間が関与していたものと思われるが、その正体ははっきりとしていない⁵⁸²。ホイットギフトを中心とする国教会側は、「マープレリト書簡」の執筆・印刷・流布に関わると目される者たちの逮捕に乗り出してこれを弾圧するとともに、同書簡による誹謗・中傷に対する返答を行った。というのも、「マープレリト書簡」を巡る論争は教会という領域を越え、より広範な場所で展開されていたからである⁵⁸³。そのような中、1593年に非国教徒のウェールズ人、ジョン・ペンリ (Penry, John, 1562/63-93) が「マープレリト書簡」の著者として処刑され、一連の論戦は収束に向かうことになった。

ペンリはウェールズにおける根強いカトリック的傾向に不満を抱き、より徹底した説教の必要性を主張するとともに、旧約聖書のウェールズ語への翻訳（新約聖書のウェールズ語への翻訳は1567年に既に行われており、旧約聖書のウェールズ語訳も1588年に登場することになった）を要求した⁵⁸⁴。またソールズベリ主教座聖堂参事会首席司祭のジョン・ブリッジズ (Bridges, John, 1536-1618) は、聖書では規定されていないが歴史的慣行とし

1589; STC 17457); idem, *Certaine Minerall, and Metaphisicall Schoolpoints, to be Defended by the Reuerende Bishops, and the Rest of my Cleargie Masters of the Conuocation House, against both the Vniuersities, and al the Reformed Churches in Christendome* (Coventry, 1589; STC 17455); idem, *The Protestatyon of Martin Marprelat wherin not Wihstanding the Surprizing of the Printer, he Maketh it Known vnto the World that he Feareth, neither Proud Priest, Antichristian Pope, Tiranous Prelate, nor Godlesse Catercap* (Wolston?, 1589; STC 17459); idem, *Hay any Worke for Cooper: Or a Briefe Pistle Directed by Waye of an Hublication to the Reuerende Byshopps, Counselling them, if they will needs be Barrelled vp, for Feare of Smelling in the Nostrels of her Maiestie [and] the State, that they would Vse the Aduise of Reuerend Martin, for the Prouiding of their Cooper* (Coventry, 1589; STC 17456); idem, *The Iust Censure and Reprooffe of Martin Iunior. Wherein the Rash and Vndiscreete Headines of the Foolish Youth, is Sharply Mette with, and the Boy hath his Lesson Taught him, I Warrant you, by his Reuerend and Elder Brother, Martin Senior, Sonne and Heire vnto the Renowmed Martin Mar-Prelate the Great.* (Wolston?, 1589; STC 17458) の6作品であった。

⁵⁸² ジョン・ペンリに加え、ウォリックシア出身で後に下院議員となったヨブ・スロッキモートンも「マープレリト書簡」の著者の有力候補の一人とされている。詳しくは L.H. Carlson, *Martin Marprelate, Gentleman: Master Job Throkmorton Laid Open in his Colours* (San Marino, 1981), pp.22-28 を参照。

⁵⁸³ 「マープレリト書簡」を巡る論争を題材とした研究としては D.J. McGinn, *John Penry and the Marprelate Controversy* (New Brunswick, 1966); J.S. Benger, 'The Authority of Writer and Text in Radical Protestant Literature 1540 to 1593 with Particular Reference to the Marprelate Tracts', DPhil thesis, University of Oxford (1989); J.L. Black, 'Pamphlet Wars: The Marprelate Tracts and "Martinism", 1588-1688', PhD thesis, University of Toronto (1996) などを参照。

⁵⁸⁴ ペンリの経歴について、ここでは *ODNB*, [Penry, John]; Raymond, *Pamphlets and Pamphleteering*, ch.2 を参考にしている。

て成立したものとして主教制度を擁護したのだが⁵⁸⁵、聖書を重視するペンリのような「改革者」たちにとってこうした議論は受け入れ難いものであった。「マープレリト書簡」は、ブリッジズのこのような主張に反論するために著されたと言うことができよう。そして、ブリッジズに対する反論の中で、「マープレリト書簡」が強調したのは次のような点であった。即ち、新約聖書に定められている教会のあり方は不変のものであり、特に教会は「牧師 (pastors)」・「教師 (doctors)」・「長老 (elders)」・「執事 (deacons)」という 4 つの教職によって統治されるとしている。したがって、主教や司祭といった権威主義的な階級は不要であり、上記の 4 つの教職に就いた者たちが聖奠などを執り行う責務を負うとされる(ただし、世俗の統治には関与すべきでないとされている)。

(2) 「マープレリト書簡」における国教会批判

数ある「マープレリト書簡」の中でも、特に 1588 年 11 月に出版された 2 番目のパンフレット『嗚呼ジョン・ブリッジズ博士の価値ある著作を読み給え』はそのタイトルが明示するように、前述のブリッジズの主張に抗して、イングランド国教会の主教制度を批判したものであった。(正体不明の)著者自身が「よほど弱り切った馬でない限り運搬可能な……携帯用の書物 (a portable booke)⁵⁸⁶」とユーモアたっぷりに自慢している如く、このパンフレットは婉曲的な長文のブリッジズの著作とは異なり、「平易な英語 (plain English)」で簡潔に書かれている⁵⁸⁷。こうした文体の志向は、キケロ主義の雄弁なラテン語から近代英語の成立へ、という言語に関する意識の変化を示すものと言える⁵⁸⁸。

まずこのパンフレットの著者は、カンタベリ大主教ジョン・ホイットギフト、ロンドン

⁵⁸⁵ ブリッジズのこうした宗教的立場については John Bridges, *A Defence of the Gouernment Established in the Church of Englande for Ecclesiasticall Matters* (London, 1587; STC 3734) を参照。

⁵⁸⁶ Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. Iohn Bridges*, sig.B1r.

⁵⁸⁷ こうした簡潔な文体という意識は、「マープレリト書簡」全体に看取されるものである。この点については Raymond, *Pamphlets and Pamphleteering*, pp.27-36 に詳しい。

⁵⁸⁸ キケロ主義の文体からの脱却について考察した研究としては H.Macdonald, 'Another Aspect of Seventeenth-Century Prose', *Review of English Studies* 19 (1943); G.Williamson, *The Senecan Amble: A Study in Prose Form from Bacon to Collier* (Chicago, 1951); S.E.Fish, ed., *Seventeenth-Century Prose: Modern Essays in Criticism* (New York, 1971); R.Pooley, *English Prose of the Seventeenth Century, 1590-1700* (Longman, 1992); E.Skerpan, *The Rhetoric of Politics in the English Revolution 1642-1660* (Columbia, 1992); N.Rhodes, ed., *English Renaissance Prose: History, Language, and Politics* (Tempe, 1997) などを参照。

主教ジョン・エイルマ、ウィンチェスタ主教トマス・クーパー (Cooper, Thomas, 1517?-94)、リンカン主教ウィリアム・ウィッカム (Wickham, William, 1539-95) の4人の名前を列挙し⁵⁸⁹、次のように彼らを非難している。

我が願いは、貴僧らの御地位が如何なるクリスチャン・コモンウェルスにおいても許容されるものか否か、ということを検証することである。私は言おう、許容されないと。また私は言おう、カンタベリのジョンらはその御地位を退くべきだと。大主教は皆小さき教皇 (a petty Pope) であり、主教もまた然り。貴僧らのご自身のことしか頭にない、拝金主義者か飢えた狼か (hirelings or wolues)。仮に敢えて私に反論なさるご気概をお持ちならば、それを示し給え。さもなくば、我が同胞・子孫はいつかきつと貴僧らの没落を目にすることになろう。⁵⁹⁰

ここでは、上記の4人を中心とする国教会の大主教と主教の墮落について指摘されており、イングランドという「クリスチャン・コモンウェルス」においてこのようなことはあつてはならない、と述べられている。言い換えるならば、この著者はイングランドの「コモンウェルス」という観点から国教会に対する権力批判を行うとともに、国教会の「改革」の必要性を訴えているのであり、このような意味で急進的な政治的イングランド意識を示している。特に著者は大主教と主教を「小さき教皇」、即ち、ローマ・カトリックの手先と呼びながら、かなり挑発的なトーンで彼らの墮落を厳しく糾弾している。ここで明らかなように、このパンフレットにおける主たる攻撃の対象は（ローマ・カトリックは言うに及ばず）イングランド国教会の大主教ならびに主教であったのだが⁵⁹¹、こうした攻撃は彼ら各々の墮落した個性というよりは、国教会の主教制度そのものに向けられていると言える。とりわけ、著者は政教分離といった立場から、主教制度を廃して長老主義を確立すべきことを力説するのであった。

このパンフレットの著者はペテロに依拠しながら、「国家の統治 (the ciuill gouuernement) は人間が司る」ものであると述べる一方、教会はキリストが定めた「牧師」

⁵⁸⁹ Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. Iohn Bridges*, sig.A2r.

⁵⁹⁰ *Ibid.*, sig.A2r.

⁵⁹¹ ただし、このパンフレットの著者は、自身のあからさまで戯けた物言いのため、(穏健派の)「ピューリタン (the puritans)」の反感を買っていることを打ち明けている。この点については Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. Iohn Bridges*, sig.A2r を参照。

と「教師」という二つの教職によって統治されるとしている⁵⁹²。ただし、「教会の統治 (the Church government)」もまた人間によって運営されるが故に、「コモンウェルスにおける国家の官吏 (ciuill officers) と同じくらい多くの種類の教職者 (ministers) が教会に存在する」可能性も著者は否定していない⁵⁹³。というのも、「国家の統治」も「教会の統治」も「神の御言葉」、即ち、聖書で維持されるものではないからであった⁵⁹⁴。とはいえ、このパンフレットの著者の国家と教会、あるいは政治と宗教に対する考えは明確であった。著者は、キリストが自らの職務をよく心得ており、「外面的な政治 (externe pollicies)」に干渉したり、「王国の改革」を試みたり、「王位の篡奪」を企てたりしようとしなかったことを引き合いに出しながら、宗教的な人間は政治に関与すべきではないと主張している⁵⁹⁵。そして、著者はその理由を次のように説明している。

仮にこれら二つの官職、つまり、教会のものと国家のもの (ecclesiasticall and ciuill) があまりにも混同されている場合、両者がお互いの職務に関与するのは合法的かもしれないが、決してコモンウェルスに安寧秩序がもたらされる筈はない。⁵⁹⁶

ここでは、(イングランドの)「コモンウェルス」を維持するには国家と教会の区別が十分に為される必要がある、ということが述べられているのだが、こうした政教分離の理論は主教制度を批判する際に援用されている。

即ち、著者はイングランド国教会の主教のような、説教のために任じられた「国家の官吏 (ciuill gouernors)」の是非を問い掛け、それに対する不支持を表明している⁵⁹⁷。なぜならば、著者によると、イングランド国教会の主教の中には「最高の説教壇破壊者 (very great breakepulpits)」が存在し、「説教において驚くほど未熟 (marueilous rawe gifts in preaching)」な人間がいるのは否定し得ない事実だからである⁵⁹⁸。ところが、こうした主教はまともに説教を行おうとせず、却ってその無能さを露呈しないで済むため、あたかも真の教職者であるかのように信じられ、まるでイングランド人 (特にピューリタン) が教

⁵⁹² *Ibid.*, sig.C3r.

⁵⁹³ *Ibid.*, sig.C3r.

⁵⁹⁴ *Ibid.*, sig.C3r.

⁵⁹⁵ *Ibid.*, sig.D4r.

⁵⁹⁶ *Ibid.*, sig.D4r-D4v.

⁵⁹⁷ *Ibid.*, sig.F1r.

⁵⁹⁸ *Ibid.*, sig.F1r.

職者でない人間の説教を聞き入れる意志があるかのように、「国家の官吏」への抗議が満足に為されていない、と著者は嘆いている⁵⁹⁹。要するに、「主教の罪 (Bishops sin)」は、彼らが「国家の官吏」であると分かっているが教職者であろうとする、あるいは彼らが教職者であると分かっているが「国家の官職 (civil offices)」を担おうとすることであり、著者は「国家の官吏」は決して教職者にはならない、と繰り返している⁶⁰⁰。

このように、教職者が主教という「国家の官吏」である場合、それは「コモンウェルスにとって危険」だという点で、著者は論敵の一人のジョン・エイルマに賛同すると述べている⁶⁰¹。しかしながら著者は、エイルマがこういった政教分離の主張にも拘らず、彼自身がロンドン主教であったことについて次のように皮肉っている。

さて同胞たちよ、彼自身が主教であるからといって、この学識ある男の意見をやはり軽んじてはならない。というのも、実に彼がこれら2つ〔国家と教会〕の官職を結合させて以降、〔政治と宗教の混同が「コモンウェルス」にとって有害であるという〕彼自身の主張が彼の場合に当てはまることを示してきたから。彼が主教になって此の方、彼の全努力は我々に如何なる教会あるいはコモンウェルスの安寧秩序ももたらしていないではないか。主教の罪とは彼らが国家の官吏であること、そして彼らは主教であるが故に国家の官吏であることだ、ということが今やはっきりとお分かりであればと思う。⁶⁰²

つまり、ここでは、エイルマ自身がロンドン主教となることによって国家の官職と教会の教職を混同させ、「教会あるいはコモンウェルスの安寧秩序」を損ねてきたことが指摘されている。結局、このパンフレットの著者にとり、主教とは国家の官職と教会の教職を兼任した者のことであり、政教分離という観点からも、そして何よりもイングランドの「コモンウェルス」という観点からも、主教制度は到底受け入れられるものではなかった。

「改革」には比較的慎重な態度を示していたピューリタン穏健派のジョン・ユードル (Udall, John, 1560?-92) もまた、政教分離といった観点から主教制度を批判（もしくは長老制度を擁護）している。とりわけ、ユードルは問答形式を用いながら、長老制度が永続

⁵⁹⁹ *Ibid.*, sig.F1r.

⁶⁰⁰ *Ibid.*, sig.F1r.

⁶⁰¹ *Ibid.*, sig.F1r.

⁶⁰² *Ibid.*, sig.F1r-F1v.

的に採用されるべきことを説いている。例えば、長老制度によって教会の事柄における君主権が奪われてしまうのではないかという異論に対し、彼は長老制度とは別に、長老の同意を得た上で君主が教会の統治を監視するので、ダヴィデの時代や現在（即ち、エリザベス治世）ほど君主の教権が損なわれることはない、と回答している⁶⁰³。また長老制度はイングランドの「コモンウェルス」の状態を「完全に民衆的なもの (a meere popularitie)」へと変え、「コモンウェルス」の統治を変更することになるのではないかという異論に対しては、長老制度によって「君主から小役人に至る (from the princes throne, to the office of the headborow)」あらゆる行政官に害が及ぶことはなく、「コモンウェルス」の如何なるものも変更されることはない、と回答している⁶⁰⁴。

先のパンフレットにおける政教分離の議論も、イングランド国教会の主教制度の批判という教会統治に関する事柄に重点が置かれてはいるが、より世俗的な王権のあり方についても触れている。特にこのパンフレットの著者は、「議員たちはその国王あるいは女王に抵抗すべきである」と主張することにより、世俗的領域における王権の影響力をも制限しようとしている⁶⁰⁵。この著者の言葉を借りるならば、「仮に議会がその特権 (their priuiledges) を用いるとすると、国王は議会なしに何事も決定することができない」のであって、国王が議会を無視して物事を決定した場合、それは国王が議会の特権を侵害するといった過ちを犯しているということであり、議会がそのような事態を見過ごすのは愚行以外の何物でもなかった⁶⁰⁶。同時に著者は、自身の法解釈ではヘンリ 8 世期の国王布告は制定法としての効力を保持していなかったと述べた上で、この時期の議会を国王に対する「抵抗」を実践した事例として取り上げている⁶⁰⁷。つまり、ヘンリ 8 世期以降、議会によってイングランド宗教改革がもたらされる訳だが、その際に議員たちが「彼らの国王あるいは女王の御意向に背き」ながら、「神の御栄光とコモンウェルスの利益」のためのあらゆる

⁶⁰³ John Udall, *A Demonstration of the Trueth of that Discipline which Christe hath Prescribed in his Worde for the Gouvernment of his Church, in all Times and Places, vntill the Ende of the Worlde* (East Molesey, 1588; STC 24499), sig.N2r.

⁶⁰⁴ *Ibid.*, sig.N2r.

⁶⁰⁵ Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. Iohn Bridges*, sigs.E1v-E2r.

⁶⁰⁶ *Ibid.*, sigs.E1v-E2r.

⁶⁰⁷ *Ibid.*, sig.E2r. このパンフレットでは「抵抗」の具体的内容は示されておらず、ここではイングランド宗教改革が王権ではなく議会の主導で推し進められたこと、あるいは国王布告に対する議会制定法の優位について述べられているものと思われる。ただし、ヘンリ 8 世期の宗教改革議会において、王権と議会が概して協調的な関係にあったのもまた事実である。

る事を合法的に為してきた、ということに著者は同意している⁶⁰⁸。言い換えるならば、著者は宗教改革をイングランド史の中の輝かしい出来事として描くとともに、その過程でイングランドの「コモンウェルス」のために王権への「抵抗」を实践した議会を称賛したのであった。

いずれにせよ、「マープレリト書簡」は修辭的なラテン語ではなく「平易な英語」というある種の言語的「ナショナリズム」に依拠しながら、イングランド国教会に対する権力批判を展開し、国教会の「改革」の必要性を訴えたものであった。とりわけ、ここで取り上げたパンフレットは、大主教もしくは主教たちの個々の人格というよりも、国教会の主教制度そのものをイングランドの「コモンウェルス」を掘り崩すものとして攻撃しており、こういった意味で急進的な政治的イングランド意識を示していた。即ち、このパンフレットの著者は、(大) 主教たちの宗教上の無能さに加え、彼らが教職者であると同時に(説教のために任じられた)「国家の官吏」でもある、ということをも主教制度に反対する理由として挙げている。著者によると、こうした主教制度の下では政教分離が不徹底となり、イングランドの教会のみならず「コモンウェルス」にも危機がもたらされることになる。このように、著者は教会統治における国家権力の干渉の排除を訴える一方で、世俗的領域においても王権が制限されるべきことを説いている。言い換えるならば、著者は特にヘンリ8世期の宗教改革議会を引き合いに出しながら、イングランドにおける「神の御栄光とコモンウェルスの利益」(皮肉なことに、この言葉自体が政教分離の不徹底さを示しているが)のため、必要があれば議会は王権に対して「抵抗」すべきであるということに同意したのであり、ここにも急進的な政治的イングランド意識が垣間見られる。

(3) 「マープレリト書簡」の反響と国教会側の反撃

前述のような「マープレリト書簡」は様々な社会的領域で大きな反響を呼び、特に国教会側からの強烈な反撃を受けることになった。例えば、1589年2月に大法官クリストファ・ハットン(Hatton, Sir Christopher, 1540-91)〔在位期間：1587-91〕が上院で行った議会演説は、愛国主義的な立場から国外のカトリック勢力を非難するとともに、イングランド国教会の更なる「改革」を求める者たちに対するエリザベスの嫌悪を代弁するものであった。ハットンのこの議会演説によると、エリザベスは「マープレリト書簡」を馬鹿げ

⁶⁰⁸ *Ibid.*, sig.E2r.

た危険なもののみならず、ローマ・カトリックの支持者たち以上に、こうしたパンフレットを出版した者たちのことを憂えていた⁶⁰⁹。また女王はイングランド国教会が今や「改革」の立場にあることを確信しており、(カトリックであろうと、ピューリタンであろうと) 不満分子を抑えるためならともかく、「マープレリト書簡」の出版に関与した者たちは必要以上に宗教的な事柄に干渉すべきでなかった、とされている⁶¹⁰。

一方、ハットンの議会演説とほぼ同時期に、セント・ポール大聖堂で行われたものと思われるリチャード・バンクcroft (Bancroft, Richard, 1544-1610) の説教では、ピューリタンはアリウス派やドナトゥス派や再洗礼派のような分離主義者として批判されている。特にバンクcroftは、ピューリタニズムが得体の知れない平信徒たちの党派心に依拠していることを危惧するとともに、主教制度を通じて統治されるイングランド国教会は、スコットランドのような国外のカルヴァン派教会とは大きく異なるということを力説している⁶¹¹。このような断固たる国教会体制の擁護が声高に叫ばれるのは異例のことであり、主教制度の重要性を強調したバンクcroftのこの説教は、少なからぬ人間の目には高圧的で教条主義的なものとして映り、「宗教の事柄において何ら資するものはなく、むしろその災厄の方を恐れる」と言われるほどであった⁶¹²。

こうした反マープレリト主義は、舞台劇やインターラードも然ることながら、やはり風刺的なパンフレットからよりシリアスな大著に至る出版物において顕著であった⁶¹³。これらの作品は、「マープレリト」を強欲で狂気染みた、不正確な学識を持った人物として描き、

⁶⁰⁹ Hartley, ed., *Proceedings*, vol. II, p.419.

⁶¹⁰ *Ibid.*, pp.419-20.

⁶¹¹ Richard Bancroft, *A Sermon Preached at Paules Crosse the 9. of Februarie, being the First Sunday in the Parleament, anno. 1588* [1589]. (London, 1589; STC 1346), pp.24, 86-87.

⁶¹² BL, *Eger*. 2598, f.242. また当時の主教制度を巡る議論を示す史料として BL, *Lansd.* 61, ff.78-80, 151-52; idem, *Add.* 48064, ff.94-95, 226-38 などを参照。

⁶¹³ Black, 'Pamphlet Wars', ch.3; P.Collinson, 'The Theatre Constructs Puritanism', in D.L.Smith, R.Strier and D.Bevington, eds., *The Theatrical City: Culture, Theatre and Politics in London* (Cambridge, 1993). また反マープレリト主義の代表作としては、後述のトマス・クーパーの『イングランド臣民への説論』の他に Richard Harvey, *Plaine Percevall the Peace-Maker of England* (London, 1589; STC 12914); [Thomas Nash and John Lyly?], *Mar-Martine, I Know not why a Trueth in Rime Set out maie not as wel Mar Martine and his Mates, as Shamelesse Lies in Prose-Books Cast about Marpriests, & Prelates, and Subvert Whole States* (London?, 1589; STC 17461); Thomas Nash, *An Almond for a Parrat, or Cutbert Curry-Knaues Almes* (London?, 1590; STC 534); Gabriel Harvey, *Pierces Supererogation or a New Prayse of the Old Asse* (London, 1593; STC 12903) などが挙げられる。

国家と教会の全権力を覆してドイツの再洗礼派の伝統に倣おうとしていると非難している。ただし、「マープレリト書簡」が安価な出版物の有効性を示したのは事実であり、反マープレリト主義者たちもこの戦略を踏襲し、著者名の隠匿、「平易な英語」、ユーモアに富んだ風刺的な文体といった手法を学んだのであった⁶¹⁴。「マープレリト書簡」の中で標的の一人とされたトマス・クーパーの『イングランド臣民への説諭⁶¹⁵』は、必ずしもこのような手法を用いてはいないが、問答形式を採用することにより、「マープレリト書簡」の議論に対し、真正面から律儀にしかも冷静に回答している。

『イングランド臣民への説諭』はおよそ 250 頁もの長編なのだが（それ故に「マープレリト書簡」ほどの読者を獲得できなかったと言われている）、まずクーパーは同書簡の中のイングランド国教会の主教あるいは牧師たちに対する侮辱に言及した上で、こうした「虚言や名誉毀損 (the vntrueths and slaunders)」に反論しようとする旨を伝えている。クーパーはこの著作の前半部分でジョン・ホイットギフトやジョン・エイルマらを弁護しつつ、イングランド国教会の聖職者たちの墮落（彼らの金銭や出世に対する執着・聖職売買・教会規律の濫用など）について弁明し、後半部分ではキリストと使徒たちの教義や神法といった聖書解釈に関する議論が展開されている。以下では、「マープレリト書簡」により直接的に反論を試みている前半部分に注目し、特に議論の中核を成していると思われる二つの争点について考察したい。

一つ目は教会の「改革」を巡るものであり、クーパーはなぜイングランド国教会の（大）主教たちが教会統治の現状維持を望んでいるか、また彼らは「改革」を通じて王国に如何なる弊害がもたらされることを恐れているのか、ということについて説明している。とりわけ、クーパーは法的な観点から「改革」の問題点を指摘しており、イングランドの教会法の変更によって様々な不都合が生じると述べている⁶¹⁶。そして、教会法の変更は教会統治のあり方を変えるだけでなく、コモン・ローのような王国の世俗の法をも覆すことになるとされる⁶¹⁷。というのも、クーパーによると、教会法は国家の法の上位にあり、「この王国 [イングランド] の俗人たち (the Ciuilians)」は国家の法ではなく、あくまで教会法

⁶¹⁴ Raymond, *Pamphlets and Pamphleteering*, pp.48-49.

⁶¹⁵ Thomas Cooper, *An Admonition to the People of England: Wherein are Ansvvered, not onely the Slaunderous Vntruethes, Reprechfully Vttered by Martin the Libeller; but also many other Crimes by some of his Broode, Obiected Generally against all Bishops, and the Chiefe of the Cleargie, Purposely to Deface and Discredite the Present State of the Church* (London, 1589; STC 5682).

⁶¹⁶ *Ibid.*, sig.M3v.

⁶¹⁷ *Ibid.*, sig.M3v.

に従って生活しているからであった⁶¹⁸。それ故に、仮に教会法が廃止されてしまったとするならば、十分の一税・信仰告白・婚姻・姦通・名誉毀損といった教会法で対処すべき事柄が、専ら「世俗の行政官 (the temporall Magistrate)」によって扱われることになり、これは決して些細な問題ではないと彼は言う⁶¹⁹。同時に、長老主義者たちが提唱しているような「牧師」と「長老」と「執事」の選出といった方法は、多くの場所で宗教的分裂を引き起し、延いては「教会とコモンウィール双方の平穩を大いに掻き乱す」ことになる⁶²⁰。こうした宗教的指導者の選出という方法は古くから教会に見られるものであるが、そこから生じる不都合のために君主や司教（もしくは主教）たちの必要以上の干渉を招いてきた、とクーパーは述べている⁶²¹。加えて彼は、平信徒たちが「偏見 (affection)」と「正しい判断力の欠如 (want of right iudgement)」のため、いとも容易く「野心家」に唆されて「不相応な人間 (vnwoorthy men)」を教職者として選出するようになる、と警告している⁶²²。

二つ目は、イングランド国教会の（大）主教たちが「無学な教職者 (an vnlearned Ministry)」(即ち、イングランド国教会の牧師たち)を野放しにしているため、君主と「コモンウィール」に反乱などの何か良からぬことがもたらされるのではないか、という点についてである。これに対してクーパーは、「マープレリト書簡」で指摘されているような「無学な教職者」はイングランドには存在しないし、反乱のような災難も起り得ないとしている。彼によると、イングランド国教会の（大）主教たちが「無学な教職者」を容認することによって教会の「改革」を妨げている、といった批判は誤っており、こうした責任転嫁は「神の教会とコモンウィールの両方において常に大きな害を為してきた」のだった⁶²³。具体的に彼は、『エレミヤ書』44章を引用しながら、教会と「コモンウィール」の災いの責任を国教会の（大）主教たちに擦りつけようとしているイングランド人を偶像崇拜を行っていたユダヤの民に準え、次のように非難している。

彼ら〔ユダヤの民〕は神の良き贈物を彼らの偶像崇拜のおかげだとし、彼らの欠乏と災難はエレミヤや他の預言者たちの説教のせいだとしているが、こうした言い分は実

⁶¹⁸ *Ibid.*, sig.M3v.

⁶¹⁹ *Ibid.*, sig.M3v.

⁶²⁰ *Ibid.*, sig.N1r.

⁶²¹ *Ibid.*, sig.N1r.

⁶²² *Ibid.*, sig.N1r.

⁶²³ *Ibid.*, sig.P3r-P3v.

に正しいものではなかった。同様の理由で、コモンウィールの反抗的な臣民たち (rebellious subjects in common vveales) が彼らを支配している君主と統治者 (Princes & gouernors) を憎悪し、不当にも彼らの嘆きの種の責任を君主と統治者に負わせようとするのも正しくない。⁶²⁴

エレミヤの預言を無視して偶像崇拜を続けたユダヤの民はバビロンに捕囚されることになるのだが、ここでは国教会の主教制度を批判している「コモンウィールの反抗的な臣民たち」が、不当にも国王と教会の「統治者」たる (大) 主教たちに国家と教会に降り懸かる災厄の責任を押しつけることにより、イングランド人をユダヤの民のような破滅へと誘っている、と警告されている。その一方でクーパーは、「マープレリト書簡」の中で「無学な教職者」と批判されているイングランド国教会の牧師たちの擁護も行っている。彼によると、イングランドに「無学な教職者」などは存在せず、神罰を惹起するような「説教の不足 (vvant of preaching)」もない⁶²⁵。尤もクーパーは、「無学な教職者」が少なからず存在する可能性を完全に否定している訳ではないが、イングランド国教会の牧師たちが皆無学であると言うことはできないし、何よりもイングランド国教会は「キリストの教会」であるため、それほど有能な牧師たちによる説教を必要としていない、と説明している⁶²⁶。したがって、ヨーロッパ各地のプロテスタント教会の牧師たちと比べ、イングランド国教会の牧師たちは資質的に劣っているという指摘は当を得ておらず、他国のものを褒め称えて自国のものを忌み嫌うのは「我々イングランド人の悪い癖 (the generall disease of vs Englishmen)」だ、と彼は述べている⁶²⁷。加えて、人口が少なく、十分な学識を持った住民のいない教区を、ごく僅かな聖職禄しか保有せぬ牧師に担当させざるを得ない現実もあり、こういう状況では有能な牧師を確保するのは困難であるし、牧師もそのような教区を進んで担当したがるまいだろう、とクーパーは言っている⁶²⁸。それ故、上記のような教区を牧師不在のまま放置するよりは、「無学な教職者」に委ねる方がましであり、教区民の側もただ単に無闇に説教を受けるだけでなく、「熱心に敬虔な気持ちで耳を傾けること

⁶²⁴ *Ibid.*, sig.P4r.

⁶²⁵ *Ibid.*, sig.P4v.

⁶²⁶ *Ibid.*, sig.P4v.

⁶²⁷ *Ibid.*, sig.Q1r.

⁶²⁸ *Ibid.*, sigs.Q1v-Q2r.

(diligent and reuerent hearing)」が必要であった⁶²⁹。いずれにせよ、クーパーにとって「改革」は「正に教会、コモンウィール、そして社会全体の悪疫 (the very pestilence of all Churches, common vveales, and societies)」であり、(教会)法の変更によってより大きな不都合を生じさせるよりは、少々欠陥があっても既存の秩序を遵守した方が良かった⁶³⁰。

このように、イングランド国教会を辛辣に批判した「マープレリト書簡」は大きな波紋を呼び、ハットンの議会演説やバンククロフトの説教のように、国教会体制を支持する者たちからの反論を受けることになった。中でも、クーパーの『イングランド臣民への説諭』は問答形式を用いながら、「マープレリト書簡」による国教会批判に対し、一つ一つ丁寧に回答しようとしている。クーパーは多くのイングランド国教会の(大)主教たちと同様、教会の「改革」について慎重な立場を取っていたが、その理由として彼は教会法の変更が政教分離を不明瞭なものとし、国家と教会に様々な弊害をもたらされることを挙げている。特に長老主義者たちが提唱しているような「牧師」と「長老」と「執事」の選出といった方法は、彼にとって教会と「コモンウィール」を大いに害するものであった。また彼は「マープレリト書簡」の中で「無学な教職者」と批判されているイングランド国教会の牧師たちを擁護しつつ、この件で国王と(大)主教たち、あるいは主教制度そのものを非難するのはイングランドの「コモンウィール」に反することだとしている。そして、こうしたクーパーの議論は、先述の「マープレリト書簡」における急進的な政治的イングランド意識と対照的なものであると言える。

(4) 小括

以上のように、我々は、エリザベス治世後期のピューリタンたちが「公共圏」という宮廷外の政治的領域で展開した出版活動の中に、政治的イングランド意識の急進化の兆候を見出すことができる。彼らはイングランドの「コモンウェルス」のための国教会の「改革」の必要性を説き、国教会側の反撃を受けながらも、そうした文脈の中で国教会(あるいは王権)に対する権力批判を行ったのだった。

まず「マープレリト書簡」は「平易な英語」というある種の言語的「ナショナリズム」

⁶²⁹ *Ibid.*, sigs.Q2r, R1v.

⁶³⁰ *Ibid.*, sig.Q1v.

に依拠しながら、(国家の統治との関係の中で) イングランド国教会の主教制度を批判したものであった。特にここで取り上げた「マープレリト書簡」は、大主教もしくは主教たちの個々の人格というよりも、イングランドの「コモンウェルス」を掘り崩すものとして国教会の主教制度そのものを攻撃しており、こうした意味で急進的な政治的イングランド意識を示していた。つまり、この「マープレリト書簡」の著者は、(大) 主教たちの宗教上の無能さに加え、彼らが教職者であると同時に(説教のために任じられた)「国家の官吏」でもある、ということを主教制度に反対する理由として挙げている。言い換えるならば、こうした主教制度の下では政教分離が不徹底となり、イングランドの教会のみならず「コモンウェルス」にも危機がもたらされることになる、という訳である。このように、著者は教会統治における国家権力の干渉の排除を訴えながら、世俗的領域においても王権が制限されるべきことを説いている。即ち、イングランドにおける「神の御栄光とコモンウェルスの利益」のため、必要があれば議会は王権に対して「抵抗」すべきである、ということに著者は同意したのだった。とりわけ、著者はイングランド宗教改革を輝かしい歴史的出来事として描くとともに、ヘンリ 8 世期の宗教改革議회를、イングランドの「コモンウェルス」のために王権への「抵抗」を实践した事例として高く評価しており、こういった意味でも急進的な政治的イングランド意識を示していた。

その一方で、イングランド国教会を辛辣に批判した「マープレリト書簡」は反ピューリタニズムの機運を高め、国教会側からの強い反撃を受けることになった。とりわけ、「マープレリト書簡」の中で批判の対象の一人とされた) トマス・クーパーの『イングランド臣民への説諭』は、同書簡による国教会批判に対して冷静かつ丁寧な回答を行っていた。クーパーは多くのイングランド国教会の(大) 主教たちと同様、教会の「改革」について慎重な立場を取っていたが、その理由として彼は教会法の変更が政教分離を不明瞭なものとし、国家と教会に様々な弊害がもたらされることを挙げている。中でも、長老主義者たちが提唱しているような「牧師」と「長老」と「執事」の選出といった方法は、彼にとってイングランドの教会と「コモンウィール」を大いに害するものであった。また彼は「マープレリト書簡」の中で「無学な教職者」と批判されているイングランド国教会の牧師たちを擁護しつつ、この件で国王と(大) 主教たち、あるいは主教制度そのものを非難するのはイングランドの「コモンウィール」に反することだとしている。こういったクーパーの議論は、「マープレリト書簡」における急進的な政治的イングランド意識と対照的なものであると言える。

要するに、(ここで取り上げた史料に関する限り)「マープレリト書簡」も、それに対する反論を試みた国教会側も、政教分離といった観点からそれぞれ自己の立場を正当化し、相手側を批判したのだった。即ち、前者がイングランド国教会の(大)主教たちを教職者であると同時に「国家の官吏」でもある、とみなすことによって主教制度に異議を唱えた(あるいは長老制度を擁護した)のに対し、後者は教会法の変更が国家と教会の領域を不明瞭にするといった理由で、長老主義者たちが提唱しているような「改革」を拒絶した。そして皮肉なことに、(長老主義者たちにとっての)主教制度と(国教会側の者たちにとっての)長老制度は、イングランドの教会のみならず「コモンウェルス」にも悪影響を及ぼすと考えられたのであり、我々はここに二つの対照的な政治的イングランド意識を確認することができる。

結び

以上の本稿における検証結果を纏めると、次のような結論が導き出される。即ち、エリザベス期の「リパブリカニズム」は政治的イングランド意識、言い換えるならば、(汎ヨーロッパ的な中世キリスト教共同体と普遍的な理想国家と対置される) イングランドの「コモンウェルス」のための政治参加の意識の成長過程と定式化され得るものであり、本稿では特にエリザベス期イングランドにおける「コモンウェルス」概念の社会的広がりを示すことにより、そうした政治意識の成長を描き出そうとした。この政治的イングランド意識の中核としての「コモンウェルス」概念は、人的結合体であることから生じる、その可変的もしくは伸縮自在な性質(ジョン・バーストンの「家族」や「友人」は極端な例であろうが、基本的に国家というマクロな政治共同体を意味しながらも、地方都市というよりミクロな政治共同体を指す場合もあった)の故に、宮廷から地方都市のような宮廷外の政治的領域に至る、社会的広がりを見せることができたと言える。ただし、エリザベス期の政治的イングランド意識の成長過程は、従来の「リパブリカニズム」研究(本稿・序章で取り上げたP. コリンソンとM. ペルトネンの研究、あるいは論文集『初期近代イングランドの君主政共和国』の中の諸々の研究)がそれぞれ提示しているように、一つの均質な形を取るのではなく、以下の(エリザベス治世前期・中期・後期という)三つの段階から構成されていた。

まずエリザベス治世前期(1558~70年頃)には、宮廷のプロテスタント人文主義者によって政治的イングランド意識が形成され、イングランドの「コモンウェルス」のための(王権もしくは国教会に対する臣民の服従ではなく)政治参加が主張されるようになった。その際に、彼らはイングランドの「コモンウェルス」を実現する場として議会の果す役割を強調するとともに、議会を通じた臣民の政治参加の必要性を説いた。エリザベス治世中期(1570、80年代)において、こうした宮廷のプロテスタント人文主義者の議회를重視した政治的イングランド意識は、議会・地方都市・「公共圏」といった宮廷外の政治的領域へ普及し、様々な解釈を獲得した結果、政治的イングランド意識はその発展段階に入った。エリザベス治世後期(1590年頃~1603年)になると、政治的イングランド意識は急進化の兆候を見せ始め、イングランドの「コモンウェルス」に反する王権もしくは国教会に対する権力批判が行われるようになった。このような権力批判は、「エセックス・サークル」の如き宮廷における「派閥」を軸に形成された文学サークルによって展開される一方、法学院で研鑽を積んだコモン・ローヤーの法学的思考やピューリタンの「公共圏」における

出版活動が示すように、宮廷外の政治的領域にも見られるものであった。

上記のような三つの段階を考慮すると、エリザベス期の政治的イングランド意識の成長は、宮廷というよりはむしろ宮廷外の政治的領域によって成し遂げられたと言っても過言ではなく、こうした発見は（エリザベス期の）宮廷の外部が果たした役割を等閑視してきた従来の「リパブリカニズム」研究（特に『初期近代イングランドの君主政共和国』の中の諸々の研究）を修正するものである。その一方で、（不十分ながら、エリザベス期の宮廷の外部について検証した）ペルトネンの研究のように、宮廷と宮廷外の政治的領域を無関係のものとして別個に考察するのも適切ではないように思われる。即ち、①宮廷のプロテスタント人文主義者の（議会を重視した）政治的イングランド意識が議会・地方都市・「公共圏」に普及したこと、②（王権もしくは国教会に対する権力批判という）急進性を有する政治的イングランド意識が宮廷と深い関りを持った人間のみならず宮廷外のコモン・ローヤーやピューリタンによっても共有されていたこと、を考慮すると、エリザベス期の政治的イングランド意識の成長は、宮廷との関係を維持した宮廷外の政治的領域によって成し遂げられた、と言うのが正確であろう。

また（古典的ヒューマニズムを偏重したペルトネンの研究が示すように）普遍的な理想国家における「活動的市民」といった抽象的な道徳論に止まりがちであった「リパブリカニズム」を、エリザベス期イングランドの歴史的現実の中で（多少時代錯誤な言い方かもしれないが）ある種の「国民統合」としての「ナショナリズム」という観点から捉え直したのも本稿の学術的意義の一つであろう。こうした視座を持った本稿は、エリザベス期の政治的イングランド意識の成長が諸々の歴史的空間に大きく規定されていることも示しており、学問的方法の面で（J. G. A. ポコックの『マキアヴェリアン・モーメント』や Q. スキナの『近代政治思想の基礎』のような）テキストと歴史的空間を切り離した思想史研究の限界を示唆していると言える。

以上のような「コモンウェルス」概念を中核とする政治的イングランド意識は、その社会的広がりを通じてエリザベス期におけるある種の「国民統合」をもたらす一方、同時に（治世後期の急進的な権力批判に見られるように）「分断」の契機も抱えており、「近代」国家形成のアイデンティティーとしては非常に不安定で脆弱なものであった。そして、こうした二つの相反する契機を内包した政治的イングランド意識は、17世紀以降、やはり「統合」と「分断」という二つの方向に沿って展開されることになる。

まず 17 世紀において、政治的イングランド意識を本格的に「国民統合」の原理として

示し、「近代」国家形成の理論として確立したのは、何と言ってもトマス・ホブズ (Hobbes, Thomas, 1588-1679) とジョン・ロック (Locke, John, 1632-1704) である。つまり、ホブズとロックは、(本稿で取り上げたような)「公共のものごと」や「共通の利益」という目的の下に自然的に成立した、あるいは臣民の暗黙の同意を通じて形成された「コモンウェルス」を、いわゆる社会契約によって人為的に形成される政治社会と捉えたのだった。その後、(1707年の)スコットランドとの合邦について論じたアンドルー・フレッチャー (Fletcher, Andrew, 1655-1716) が「ブリテン」といった次元で「コモンウェルス」論を展開したり、エドマンド・バークがヨーロッパを単位とした連邦制国家「コモンウェルス」を構想したり、20世紀には「イギリス連邦 (Commonwealth of Nations)」が成立したりするなど、「統合」原理としての政治的イングランド意識の拡大解釈が進行していった⁶³¹。

ただし、17世紀において、政治的イングランド意識が「統合」原理としてではなく、(王権もしくは国教会に対する)権力批判を通じて国家の「分断」をもたらしたのもまた事実である。こうした理由として、この時代に「ブリテン」というより規模の大きい、新たな国家が構想されるようになったことと、国家理性を有する主権国家 'state' という概念の登場⁶³²により、政治的イングランド意識の「統合」原理としての価値が相対的に低くなった、ということが考えられる。ともあれ、17世紀前半において、政治的イングランド意識は「国民統合」というよりはむしろ「分断」の機能を強めたのであり、「内乱」へと至るイングランドの政治意識の方向性を決定づけ、国王チャールズ1世の処刑、そして「コモンウェルス」という共和国の樹立をもたらすことになった。斯くして、エドマンド・ダドリ

⁶³¹ とりわけ、フレッチャーとバークのこうした議論については 村松茂美『ブリテン問題とヨーロッパ連邦：フレッチャーと初期啓蒙』、京都大学学術出版会、2013年；J.M.Welsh, 'Edmund Burke and the Commonwealth of Europe: The Cultural Bases of International Order', in I.Clark and I.B.Neumann, eds., *Classical Theories of International Relations* (New York, 1996) を参照。

⁶³² 最新の研究では、スコットランド国王ジェームズ6世は国家理性論を体系化した（「ブリテン」における）先駆者として描かれている（小林麻衣子『近世スコットランドの王権』、ミネルヴァ書房、2014年、250～53頁）。ただし、この研究は古代ローマのような国家拡大を目的とする「マキアヴェッリ型」国家理性と、国家の維持を目的とした「ボテロ型」国家理性を区別し、ジェームズの国家理性論を「ボテロ型」とみなしている。こうしたジェームズの政治理論と本稿で検証した「コモンウェルス」概念を中核とする政治的イングランド意識は、近代における国家と社会の関係性を考える上で有益であるように思われる。即ち、前掲書が 'kingdom/state' という国家における王権のあり方を主題としているのに対し、本稿は 'commonwealth' という（国家概念であると同時に）社会的な意味合いを強く持った概念を主題としている。前掲書は（16世紀後半の）スコットランドの知的潮流として王権の起源を人民に求める理論を強調しているが、16世紀イングランドの政治理論は王権のあり方というよりはむしろ社会のあり方に主眼を置いていたと言えよう。

の「コモンウェルスの木」は、イングランドの大地にその根を張ることになったのであった。

最後に今後の課題を二点挙げておきたい。一つ目は、本稿で検証した政治的イングランド意識の客観性についてである。即ち、本稿では「コモンウェルス」概念の社会的広がり根拠に、エリザベス期の政治的イングランド意識の成長を主張している訳だが、こうした「社会的広がり」が必ずしも十分なものではなかったかもしれない。換言するならば、本稿は宮廷と（議会・地方都市・「公共圏」・法学院といった）宮廷外の政治的領域のイングランド人の「コモンウェルス」概念を検証することにより、政治的イングランド意識の汎用性を示すことには成功しているが、このような政治意識が大多数のエリザベス期のイングランド人によって共有されていた、ということまでは証明できていないと言えよう。本稿において「社会的広がり」を十分に示すことができなかったのは、やはり 16 世紀イングランドの史料的制約という事情もあるのだが、この点については、他の研究（例えば、本稿・序章で取り上げたような 17 世紀イングランドの「リパブリカニズム」研究、あるいは歴史的個人の言葉ではなく行動から政治意識に迫った研究など）を精査することを通じて本稿の議論を洗練させていくしかない。

二つ目は、本稿で検証したエリザベス期の政治的イングランド意識を「ブリテン」やヨーロッパといった、より広い文脈の中に位置づけることである。とりわけ、既に述べたように、本稿の政治的イングランド意識の中核とも言える「コモンウェルス」概念は、古代ローマの「レス・プブリカ」という公共概念に由来するものであり、この「レス・プブリカ」は中世から初期近代にかけてのヨーロッパ内の地域ごとの個別条件の中で、一定の変容を被りながら受容された。したがって、本稿で考察したエリザベス期イングランドの「コモンウェルス」概念を、こうしたヨーロッパの各地域の公共概念と比較する必要がある。同時に、このようなイングランドとその外部の地域の比較は、古典的ヒューマニズムとプロテスタンティズムとコモン・ローを政治的イングランド意識の思想的要素として重視した、本稿の視座が果して妥当なものであったかという問いでもある。例えば、これらの思想的要素の他に、「ブルータス伝説」を根拠にイングランドがスコットランドを含めたブリテン島全体に対する宗主権を正当化した、という見方もある⁶³³。つまり、「国民統合」の

⁶³³ 「ブルータス伝説」とは、トロイア戦争の敗北から逃れ、後にローマを建国したアイネイアースの曾孫ブルータスが、ブリテン島に渡ってブリトン人の始祖となり、彼の長男ロクリヌス、次男アルバナクトゥス、三男カンバアにブリテン島の領土を分配し、これら

思想的要素は他にも存在するのであり、このことを認識した上で本稿の政治的イングランド意識を吟味してみる必要があると言えよう。

の領土がそれぞれ後のイングランド、スコットランド、ウェールズになった、という建国神話である。特にイングランドは「ブルータス伝説」の長男ロクリヌスの長子相続を根拠に、スコットランドを含めたブリテン島全体に対する宗主権を主張した。この点については 指昭博「ブルータス伝説」、指昭博編『「イギリス」であること』、刀水書房、1999年；岩井淳『『ブリテン帝国』の成立：16～17世紀の帝国概念と古代ローマ』、『歴史学研究』776、2003年に詳しい。一方、スコットランド側もエジプト王の娘スコタとギリシア王家の血をひくガタラスの建国神話を持ち出すことにより、イングランドの宗主権を退けようとしたとされる。この「ガタラス・スコタ神話」については 小林『近世スコットランドの王権』、114～25頁を参照。

<参考文献リスト>

◆略号

<i>Add.</i>	<i>Additional MS</i>
<i>APC</i>	<i>Acts of Privy Council</i>
BL	British Library
<i>Cotton.</i>	<i>Cotton MS</i>
CRO	Cheshire Record Office
<i>CSPD</i>	<i>Calendar of State Papers, Domestic</i>
<i>CSPV</i>	<i>Calendar of State Papers, Venetian</i>
<i>EEBO</i>	<i>Early English Books Online</i>
<i>Eger.</i>	<i>Egerton Papers</i>
HMC	Historical Manuscripts Commission
<i>HPT</i>	P.W.Hasler, ed., <i>The House of Commons 1558-1603: Published for the History of Parliament Trust by Her Majesty's Stationery Office</i> , 3vols. (London, 1981).
<i>Lansd.</i>	<i>Lansdowne MS</i>
<i>ODNB</i>	<i>Oxford Dictionary of National Biography</i>
<i>OED</i>	<i>Oxford English Dictionary</i>
<i>Salisbury MSS</i>	<i>Calendar of the Manuscripts of the Most Hon. The Marquis of Salisbury, K.G., Preserved at Hatfield House, Hertfordshire</i>
<i>SP</i>	<i>State Papers</i>
<i>SR</i>	<i>The Statutes of the Realm</i>
STC	Short Title Catalogue (2nd ed.)
TNA	The National Archives

◆一次史料⁶³⁴

⁶³⁴ 出版年順 (ただし、複数の著作のある著者については最初の著作の出版年を基準にし、同一著者として纏めている)。また、STC 番号を付した史料は、*Early English Books 1475-1640* もしくはリプリント版 *The English Experience* などを利用した。

- Christopher Saint German, *Hereafter Foloweth a Dyaloge in Englysshe, bytwyxt a Doctoure of Dyuynyte, and a Student in the Lawes of Englande: Of the Groundes of the Sayd Lawes and of Conscyence* [trans. Anon.](1530?; STC 21561).
- Thomas Elyot, *The Boke Named the Gouvernour* (London, 1531; STC 7635).
- John Knox, *The First Blast of the Trvmpt against the Monstrvovs Regiment of Women* (1558; STC 15070).
- John Aylmer, *An Harborovve for Faithfvll and Trevve Svbiectes, agaynst the Late Blowne Blaste, Concerninge the Gouvernmēt of VVemen. Wherin Be Confuted All Such Reasons as a Straunger of Late Made in that Behalfe, with a Breife Exhortation to Obedience* (Strasbourg, 1559; STC 1005).
- William Baldwin, *A Myrroure for Magistrates* (1559; STC 1247).
- Théodore de Bèze, *A Discourse Wrytten by M. Theodore de Beza, Conteyning in Briefe the Historie of the Life and Death of Maister Iohn Caluin, with the Testament and Laste Will of the saide Caluin, and the Catalogue of his Bookes that he hath Made* [trans. John Stubbs?] (London, 1564; STC 2017).
- Matthew Parker, *The Life off the 70. Archbishopp off Canterbury Presentlye Sittinge Englished, and to be Added to the 69. Lately Sett forth in Latin* [trans. John Stubbs?] (Zurich, 1574; STC 19292a).
- John Stubbs, *The Discoverie of a Gaping Gulf whereinto England is like to be Swallowed by an other French Marriage, if the Lord Forbid not the Banes, by Letting her Maiestie See the Sin and Punishment thereof* (London, 1579; STC 23400) [L.E.Berry, ed., *John Stubbs's Gaping Gulf with Letters and Other Relevant Documents* (Virginia, 1968)].
- Matthew Parker, *De Antiquitate Britannicae Ecclesiae & Priuilegiis Ecclesiae Cantuariensis, cum Archiepiscopis Eiusdem 70* (London, 1572-74; STC 19292).
- John Hooker, *The Discription of the Cittie of Excester* (London, 1575?; STC 24886).
- John Hooker, *Orders Enacted for Orphans and for their Portions within the Citie of Excester, with Sundry Other Instructions Incident to the same* (London, 1575?; STC 24888).
- John Hooker, *A Catalog of the Bishops of Excester, with the Description of the*

Antiquitie and First Foundation of the Cathedrall Church of the same (London, 1584; STC 24885).

• John Vowell *alias* Hoker, *A Pamphlet of the Offices, and Duties of Euerie Particular Sworne Officer, of the Citie of Excester* (London, 1584; STC 24889).

• John Barston, *Safegarde of Societie: Describing the Institution of Lawes and Policies, to Preserue Euery Felowship of People by Degrees of Ciuil Gouernment; Gathered of the Moralls and Policies of Philosophie* (London, 1576; STC 1532).

• *By the Queene*. [Suppressing John Stubbs's Gaping gulf] (London, 27 Sept. 1579; STC 8114) [P.L.Hughes and J.F.Larkin, eds., *Tudor Royal Proclamations* (Yale, 1969), vol. II, pp.445-49].

• Edmund Spenser, *The Shepheardes Calendar* (London, 1579; STC 23089).

• John Stockwood, *A Very Fruiteful Sermon Preched at Paules Crosse the Tenth of May Last, being the First Sunday in Easter Terme: In which are Contained Very Necessary and Profitable Lessons and Instructions for this Time* (London, 1579; STC 23285).

• William Lambard, *Eirenarcha or of the Office of the Justices of Peace* (London, 1581; STC 15163).

• William Lambard, *The Duties of Constables, Borsholders, Tithingmen, and such Other Low Ministers of the Peace* (London, 1583; STC 15145).

• Charles Merbury, *A Briefe Discourse of Royall Monarchie, as of the Best Commonweale* (London, 1581; STC 17823).

• Thomas Smith, *A Discourse of the Common Weal of this Realm of England* (1581) [E.Lamond, ed., *A Discourse of the Common Weal of this Realm of England: First Printed in 1581 and Commonly Attributed to W.S.* (Cambridge, 1954)].

• Thomas Smith, *De Repvblica Anglorvm: The Maner of Gouernement or Policie of the Realme of England, Compiled by the Honorable Man Thomas Smyth, Doctor of the Ciuil Lawes, Knight, and Principall Secretarie vnto the two most Worthie Princes, King Edwarde the Sixt, and Queene Elizabeth* (London, 1583; STC 22857) [L.Alston, ed., *De Republica Anglorum* (Cambridge, 1906)].

• William Allen, *A Briefe Historie of the Glorious Martyrdom of XII Reuerend Priests* ([Rheims], 1582; STC 369.5).

- Richard Mulcaster, *The First Part of the Elementarie which Entreateth Chiefly of the Right Writing of our English Tong* (London, 1582; STC 18250).
- William Cecil, *The Execution of Justice in England for Maintenaunce of Publique and Christian Peace, without any Persecution for Questions of Religion* (London, 1583; STC 4902) [R.Kingdon, ed., *The Execution of Justice in England by William Cecil and A True, Sincere, and Modest Defense of English Catholics by William Allen* (Ithaca, 1965)].
- Anon., *Leycester's Commonwealth* [*The Copie of a Leter; vvryten by a Master of Arte of Cambrige, to his Friend in London, Concerning Some Talke Past of Late betvven Tvvo VVorshipful and Graue Men, about the Present State, and Some Proceedinges of the Erle of Leycester and his Friendes in England*] (Paris, 1584; STC 5742.9).
- John Bridges, *A Defence of the Gouernment Established in the Church of Englande for Ecclesiasticall Matters* (London, 1587; STC 3734).
- William Kempe, *The Education of Children in Learning: Declared by the Dignitie, Vtilitie, and Method thereof* (London, 1588; STC 14926).
- Martin Marprelate, pseud., *Oh Read ouer D. Iohn Bridges, for it is a Worthy Worke: Or an Epitome of the Fyrste Booke, of that Right Worshipfull Volume, Written against the Puritanes, in the Defence of the Noble Cleargie, by as Worshipfull a Prieste, Iohn Bridges, Presbyter, Priest or Elder, Doctor of Diuillitie, and Deane of Sarum* (East Molesey, 1588; STC 17453).
- Martin Marprelate, pseud., *Theses Martinianae: That is, Certaine Demonstratiue Conclusions, Sette downe and Collected (as it should seeme) by that Famous and Renowmed Clarke, the Reuerend Martin Marprelate the Great* (Wolston, 1589; STC 17457).
- Martin Marprelate, pseud., *Certaine Minerall, and Metaphisicall Schoolpoints, to be Defended by the Reuerende Bishops, and the Rest of my Cleargie Masters of the Conuocation House, against both the Vniuersities, and al the Reformed Churches in Christendome* (Coventry, 1589; STC 17455).
- Martin Marprelate, pseud., *The Protestatyon of Martin Marprelat wherin not Wihstanding the Surprizing of the Printer, he Maketh it Known vnto the World that he*

Feareth, neither Proud Priest, Antichristian Pope, Tiranous Prelate, nor Godlesse Catercap (Wolston?, 1589; STC 17459).

• Martin Marprelate, pseud., *Hay any Worke for Cooper: Or a Briefe Pistle Directed by Waye of an Hublication to the Reverende Byshopps, Counselling them, if they will needs be Barrelled vp, for Feare of Smelling in the Nostrels of her Maiestie [and] the State, that they would Vse the Aduise of Reuerend Martin, for the Prouiding of their Cooper* (Coventry, 1589; STC 17456).

• Martin Marprelate, pseud., *The Iust Censure and Reproofe of Martin Iunior. Wherein the Rash and Vndiscreete Headines of the Foolish Youth, is Sharply Mette with, and the Boy hath his Lesson Taught him, I Warrant you, by his Reuerend and Elder Brother, Martin Senior, Sonne and Heire vnto the Renowmed Martin Mar-Prelate the Great.* (Wolston?, 1589; STC 17458).

• John Udall, *A Demonstration of the Trueth of that Discipline which Christe hath Prescribed in his Worde for the Gouvernment of his Church, in all Times and Places, vntill the Ende of the Worlde* (East Molesey, 1588; STC 24499).

• Richard Bancroft, *A Sermon Preached at Paules Crosse the 9. of Februarie, being the First Sunday in the Parleament, anno. 1588* [1589]. (London, 1589; STC 1346).

• Thomas Cooper, *An Admonition to the People of England: Wherein are Ansvvered, not onely the Slaunderous Vntruethes, Reprochfully Vttered by Martin the Libeller, but also many other Crimes by some of his Broode, Obiected Generally against all Bishops, and the Chiefe of the Cleargie, Purposely to Deface and Discredite the Present State of the Church* (London, 1589; STC 5682).

• Richard Harvey, *Plaine Perceuell the Peace-Maker of England* (London, 1589; STC 12914).

• [Thomas Nash and John Lyly?], *Mar-Martine, I Know not why a Trueth in Rime Set out maie not as wel Mar Martine and his Mates, as Shamelesse Lies in Prose-Books Cast about Marpriests, & Prelates, and Subvert Whole States* (London?, 1589; STC 17461).

• Thomas Nash, *An Almond for a Parrat, or Cutbert Curry-Knaues Almes* (London?, 1590; STC 534).

- George Puttenham, *The Arte of English Poesie* (London, 1589) [G.D.Willcock and A.Walker, eds., *The Arte of English Poesie* (Cambridge, 1936)].
- Henry Savile, trans., *The Ende of Nero and Beginning of Galba. Fower Bookes of the Histories of Cornelius Tacitus. The Life of Agricola.* (Oxforde, 1591; STC 23642).
- Gabriel Harvey, *Pierces Supererogation or a New Prayse of the Old Asse* (London, 1593; STC 12903).
- Richard Hooker, *Of the Lavves of Ecclesiasticall Politie Eyght Bookes* (London, 1593; STC 13712).
- R.Doleman [Robert Parsons], *A Conference about the Next Succession to the Crowne of England* (n.p., 1594; STC 19398).
- Richard Greenwey, trans., *The Annales of Cornelius Tacitus. The Description of Germanie.* (London, 1598; STC 23644).
- Laurentius Grimaldus (Goslicius), *The Covnsellor. Wherein the Offices of Magistrates, the Happie Life of Subiectes, and the Felicitie of Common-Weales is Pleasantly and Pithilie Discoursed.* [trans. Anon] (London, 1598; STC 12372).
- John Hayward, *The First Part of the Life and Reign of King Henrie the IIII* (London, 1599; STC 12995).
- John Hayward, *An Ansvver to the First Part of a Certaine Conference* (1603; STC 12988).
- Thomas Floyd, *The Picture of a Perfit Common Wealth, Describing aswell the Offices of Princes and Inferiour Magistrates ouer their Subiects, as also the Duties of Subiects towards their Gouvernours.* (London, 1600; STC 11119).
- William Fulbecke, *A Direction or Preparative to the Study of the Law* (London, 1600; STC 11410).
- William Fulbecke, *An Historicall Collection of the Continuall Factions, Tumults, and Massacres of the Romans and Italians during the Space of One Hundred and Twentie Yeares Next before the Peaceable Empire of Augustus Caesar* (London, 1601; STC 11412).
- William Fulbecke, *A Parallele or Conference of the Civill Law, the Canon Law, and the Common Law of England, in Sundry Dialogues. With a Table of the Principal*

Points (London, 1601; STC 11415).

• William Fulbecke, *The Pandectes of the Law of Nations: Contayning Seuerall Discourses of the Questions, Points, and Matters of Law, wherein the Nations of the World Doe Consent and Accord* (London, 1602; STC 11414).

• William Fulbecke, *The Second Part of the Parallele, or Conference of the Ciuill Law, the Canon Law, and the Common Law of this Realme of England* (London, 1602; STC 11415a).

• William Fulbecke, *An Abridgement, or rather, A Bridge of Roman Histories* (London, 1608; STC 11413.3).

• Francis Bacon, *A Declaration of the Practises & Treasons Attempted and Committed by Robert Late Earle of Essex and his Complices* (London, 1601; STC 1133).

• Francis Bacon, *Sir Francis Bacon his Apologie, in Certaine Imputations Concerning the Late Earle of Essex* (London, 1604; STC 1112).

• William Cornwallis, *Discourses vpon Seneca the Tragedian* (London, 1601; STC 5774).

• Robert Devereux, *An Apologie of the Earle of Essex, against those which Iealously, and Maliciously, Tax him to be the Hinderer of the Peace and Quiet of his Country. Penned by himselfe in anno 1598.* (London, 1603; STC 6788).

• Henry Peacham, *The Compleat Gentleman Fashioning him Absolute in the most Necessary & Commendable Qualities Concerning Minde or Bodie that may be Required in a Noble Gentlema[n]* (London, 1622; STC 19502).

• Ben Jonson, *Discoveries* (1641) [G.B.Harrison, ed., *Discoveries* (London, 1922; repr. Edinburgh, 1966)].

• A Well-wisher to the Common-wealth, *The Life and Death of King Richard the Second* (London, 1642; Thomason E.155 [15]).

• *Rotuli Parliamentorum*, 6vols. (London, 1767-77).

• J.Ayre, ed., *The Works of John Jewel*, 4vols. (Cambridge, 1845-50).

• D.Laing, ed., *The Works of John Knox* (Edinburgh, 1848), vol.2.

• R.J.Fletcher, ed., *The Pension Book of Gray's Inn*, 2vols. (London, 1901).

• J.Venn and J.A.Venn, *Alumni Cantabrigienses* (Cambridge, 1927), pt.I, vol.I.

- ・ John Fortescue, *De Laudibus Legum Angliae*, S.B.Chrimes, ed. (Cambridge, 1942) (北野かほる、小山貞夫、直江眞一共訳「イングランド法の礼賛について」(1～3)、『法学研究』第53巻・第4号～第54巻・第1号、東北大学法学会、1989年)。
- ・ W.H.Frere and C.E.Douglas, eds., *Puritan Manifestoes: A Study of the Origin of the Puritan Revolt* (London, 1954).
- ・ Stefano Guazzo, *The Civile Conversation*, G.Pettie and B.Young, trans., E.Sullivan, intro. (New York, 1967), vol.1.
- ・ C.R.Elrlington, ed., *A History of the County of Gloucester* (Oxford, 1968), vol.VIII.
- ・ P.L.Hughes and J.F.Larkin, eds., *Tudor Royal Proclamations* (Yale, 1969), vol. II.
- ・ E.Lodge, ed., *Illustrations of British History in the Reign of Elizabeth* (Westmead, 1969), vol. II.
- ・ K.Duncan-Jones and J.van Dorsten, eds., *Miscellaneous Prose of Sir Philip Sidney* (Oxford, 1973).
- ・ V.Snow, ed., *Parliament in Elizabethan England: John Hooker's 'Order and Usage'* (New Haven, 1977).
- ・ T.E.Hartley, ed., *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I*, 3vols. (Leicester, 1981-95).
- ・ S.T.Bindoff, ed., *The House of Commons, 1509-1558, The History of Parliament*, 3vols. (London, 1982).
- ・ [Edmonde Dudley] *Tree of Common Wealth 1859* (Kessinger, 2003).
- ・ Scholarly Publishing Office, ed., *Certain Sermons or Homilies Appointed to be Read in Churches in the Time of Queen Elizabeth* (Michigan, 2006).
- ・ J.Mueller and J.Scodel, eds., *Elizabeth I Translations, 1592-1598* (Chicago, 2009).
- ・ [Francis Davison] *Gesta Grayorum, or, the History of the High and Mighty Prince of Purpoole* (Proquest, 2011).
- ・ アリストテレス著、山本光雄訳『政治学』、岩波書店、1961年。
- ・ キケロー著、高橋宏幸、中務哲郎訳『キケロー選集 9 哲学Ⅱ』、岩波書店、1999年。
- ・ トマス・アクィナス著、柴田平三郎訳『君主の統治について：謹んでキプロス王に捧げる』、岩波書店、2009年。
- ・ ホッブズ著、水田洋訳『リヴァイアサン (一)～(四)』、岩波書店、2011～14年。

- ・ウィリアム・シェイクスピア著、小田島雄志訳『リチャード二世』、白水社、2013年。
- ・トマス・モア著、平井正穂訳『ユートピア』、岩波書店、2013年。
- ・ジョン・ロック著、加藤節訳『完訳 統治二論』、岩波書店、2013年。

◆二次文献

- ・J.C. Adams, 'Alexander Richardson's Philosophy of Art and the Sources of the Puritan Social Ethic', *Journal of the History of Ideas* 50 (1989).
- ・J.C.Adams, 'Gabriel Harvey's Ciceronianus and the Place of Peter Ramus' Dialecticae Libri Duo in the Curriculum', *Renaissance Quarterly* 43 (1990).
- ・S.Adams, 'Eliza Enthroned? The Court and its Politics', in C.Haigh, ed., *The Reign of Elizabeth I* (London, 1984).
- ・S.Adams, 'Favourites and Factions at the Elizabethan Court', in J.Guy, ed., *The Tudor Monarchy* (London, 1997).
- ・S.Alford, *The Early Elizabethan Polity: William Cecil and the British Succession Crisis, 1558-1569* (Cambridge, 1998).
- ・J.W.Allen, *A History of Political Thought in the Sixteenth Century* (London, 1928).
- ・J.D.Alsop, 'The Act for the Queen's Royal Power, 1554', *Parliamentary History* 13, no.3 (1994).
- ・S.Anglo, *Spectacle, Pageantry and Early Tudor Policy* (Oxford, 1969).
- ・D.Armitage, A.Himy and Q.Skinner, eds., *Milton and Republicanism* (Cambridge, 1995).
- ・H.Baron, *Humanistic and Political Literature in Florence and Venice at the Beginning of the Quattrocento* (Cambridge, 1955).
- ・H.Baron, *The Crisis of the Early Italian Renaissance* (Princeton, 2nd ed., 1966).
- ・H.Baron, 'Leonardo Bruni', *Past and Present* 36 (1967).
- ・H.Baron, *From Petrarch to Leonardo Bruni: Studies in Humanistic and Political Literature* (Chicago, 1968).
- ・H.Baron, 'Petrarch: His Inner Struggles and the Humanistic Discovery of Man's Nature', in Rowe and Stockdale, eds., *Florilegium Historiale: Essays Presented to Wallace K. Ferguson* (Toronto, 1971).

- F.L.Baumer, *The Early Tudor Theory of Kingship* (New York, 1966).
- J.S.Benger, 'The Authority of Writer and Text in Radical Protestant Literature 1540 to 1593 with Particular Reference to the Marprelate Tracts', DPhil thesis, University of Oxford (1989).
- E.B.Benjamin, 'Sir John Hayward and Tacitus', *Review of English Studies*, New Series 8 (1957).
- J.Bennett, *The History of Tewkesbury* (Tewkesbury, 1830).
- D.Bergeron, *English Civic Pageantry 1558-1642* (London, 1971).
- S.T.Bindoff, *Tudor England* (Pelican Books, rep., 1952).
- J.L.Black, 'Pamphlet Wars: The Marprelate Tracts and "Martinism", 1588-1688', PhD thesis, University of Toronto (1996).
- A.D.Boyer, *Sir Edward Coke and the Elizabethan Age* (Stanford, 2003).
- A.D.Boyer, 'Sir Edward Coke, Ciceronianus: Classical Rhetoric and the Common Law Tradition', in idem, ed., *Law, Liberty, and Parliament: Selected Essays on the Writings of Sir Edward Coke* (Indianapolis, 2004).
- A.T.Bradford, 'Stuart Absolutism and the "Utility" of Tacitus', *Huntington Library Quarterly* 46 (1983).
- S.Brigden, *London and the Reformation* (Oxford, 1989).
- C.Brooks and K.Sharpe, 'Debate: History, English Law and Renaissance', *Past and Present* 72 (1976).
- G.Burgess, 'Common Law and Political Theory in Early Stuart England', *Political Science* 40 (1988).
- G.Burgess, *The Politics of the Ancient Constitution: An Introduction to English Political Thought, 1603-1642* (London, 1992).
- G.Burgess, *Absolute Monarchy and the Stuart Constitution* (New Haven, 1996).
- P.Burke, 'A Survey of the Popularity of Ancient Historians, 1450-1700', *History and Theory* 5 (1966).
- P.Burke, 'Tacitism', in T.A.Dorey, ed., *Tacitus* (New York, 1969).
- J.H.Burns, *Lordship, Kingship, and Empire: the Idea of Monarchy 1400-1525*, The Carlyle Lectures, 1988 (Oxford, 1992).

- D.Bush, *The Renaissance and English Humanism* (Toronto, 1939).
- H.M.Cam, ed., *Selected Historical Essays of F.W.Maitland* (Cambridge, 1957).
- L.H.Carlson, *Martin Marprelate, Gentleman: Master Job Throkmorton Laid Open in his Colours* (San Marino, 1981).
- F.Caspari, *Humanism and the Social Order in Tudor England* (Chicago, 1954).
- R.W.Chambers, *Thomas More* (London, Rep., 1951).
- K.Charlton, *Education in Renaissance England* (London, 1965).
- P.Christianson, 'Young John Selden and the Ancient Constitution, ca.1610-18', *Proceedings of the American Philosophical Society* 78 (1984).
- P.Clark, *English Provincial Society from the Reformation to the Revolution: Religion, Politics and Society in Kent, 1500-1640* (Hassocks, 1977).
- P.Clark, A.G.R.Smith and N.Tyacke, eds., *The English Commonwealth 1547-1640* (Leicester, 1979).
- M.H.Cole, *The Portable Queen: Elizabeth I and the Politics of Ceremony* (Amherst, 1999).
- C.Coleman and D.Starkey, eds., *Revolution Reassessed* (Oxford, 1986).
- P.Collinson, *The Elizabethan Puritan Movement* (London, 1967).
- P.Collinson, 'Sir Nicholas Bacon and the Elizabethan *via media*', *Historical Journal* 23 (1980).
- P.Collinson, *The Religion of Protestants* (Oxford, 1982).
- P.Collinson, *Godly People: Essays on English Protestantism and Puritanism* (London, 1983).
- P.Collinson, 'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I', *Bulletin of the John Rylands Library* 69 (1987).
- P.Collinson, 'Puritans, Men of Business and Elizabethan Parliaments', *Parliamentary History* 7, no.2 (1988).
- P.Collinson, 'The Theatre Constructs Puritanism', in D.L.Smith, R.Strier and D.Bevington, eds., *The Theatrical City: Culture, Theatre and Politics in London* (Cambridge, 1993).
- P.Collinson, 'De Republica Anglorum: Or, History with the Politics Put back', in idem,

ed., *Elizabethan Essays* (London, 1994).

• C. Condren, *The Language of Politics in Seventeenth-Century England* (Houndmills, 1994).

• F.W. Conrad, 'The Problem of Council Reconsidered: the Case of Sir Thomas Elyot', in P.A. Fideler and T.F. Mayer, eds., *Political Thought and the Tudor Commonwealth* (London, 1992).

• M.T. Crane, 'Video and Taceo: Elizabeth I and the Rhetoric of Counsel', *Studies in English Literature 1500-1900* 28 (1988).

• A. Cromartie, 'The Constitutionalist Revolution: The Transformation of Political Culture in Early Stuart England', *Past and Present* 163 (1999).

• C. Cross, *The Royal Supremacy in the Elizabethan Church* (London, 1969).

• M.H. Curtis, 'The Alienated Intellectuals of Early Stuart England', *Past and Present* 23 (1962).

• R. Cust and P. Lake, 'Sir Richard Grosvenor and the Rhetoric of Magistracy', *Bulletin of the Institute of Historical Research* 54 (1981).

• R. Cust, 'News and Politics in Early Seventeenth-Century England', *Past and Present* 112 (1986).

• R. Cust and A. Hughes, eds., *Conflict in Early Stuart England: Studies in Religion and Politics, 1603-1642* (Harlow, 1989).

• R. Cust, 'The "Public Man" in Late Tudor and Early Stuart England', in P. Lake and S. Pincus, eds., *The Public Sphere in Early Modern England* (Manchester, 2007).

• J.E.A. Dawson, 'William Cecil and the British Dimension of Early Elizabethan Foreign Policy', *History*, vol. 74, no. 241 (1989).

• D.M. Dean, 'Public or Private?: London, Leather and Legislation in Elizabethan England', *Historical Journal* 31 (1988).

• M. Dewar, *Sir Thomas Smith: A Tudor Intellectual in Office* (London, 1964).

• A.G. Dickens, 'The Elizabethans and St Bartholomew', in A. Soman, ed., *The Massacre of St Bartholomew: Reappraisals and Documents* (Hague, 1974).

• S. Doran, *England and Europe 1485-1603* (London, 1986).

• S. Doran, 'Juno versus Diana: the Treatment of Elizabeth I's Marriage in Plays and

- Entertainments, 1561-1581', *Historical Journal*, vol.38, no.2 (1995).
- S.Doran, *Monarchy and Matrimony: The Courtships of Elizabeth I* (London, 1996).
 - S.Doran and G.Richardson, eds., *Tudor England and its Neighbours* (New York, 2005).
 - M.Dowling, *Humanism in the Age of Henry VIII* (London, 1986).
 - R.Eccleshall, *Order and Reason in Politics: Theories of Absolute and Limited Monarchy in Early Modern England* (Oxford, 1978).
 - C.R.Eltrington, ed., *A History of the County of Gloucester* (Oxford, 1968), vol.VIII.
 - G.R.Elton, *Tudor Revolution in Government: Administrative Change in the Reign of Henry VIII* (Cambridge, 1953).
 - G.R.Elton, *The Enforcement of the Reformation in the Age of Thomas Cromwell* (Cambridge, 1972).
 - G.R.Elton, *Reform and Renewal: Thomas Cromwell and the Commonweal* (Cambridge, 1973).
 - G.R.Elton, 'Tudor Government: The Points of Contact: I. Parliament', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th ser., 24 (1974).
 - G.R.Elton, 'Parliament in the Reign of Elizabeth I', in C.Haigh, ed., *The Reign of Elizabeth I* (London, 1984).
 - G.R.Elton, *The Parliament of England, 1559-1581* (Cambridge, 1986).
 - G.R.Elton, 'Humanism in England', in A.Goodman and A.MacKay, eds., *The Impact of Humanism on Western Europe* (Harlow, 1990).
 - E.H.Emerson, *English Puritanism from John Hooper to John Milton* (Durham, 1968).
 - A.Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion, 1640-60* (Leicester, 1966).
 - A.Everitt, *Change in the Provinces: The Seventeenth Century* (Leicester, 1969).
 - A.B.Ferguson, 'Renaissance Realism in the "Commonwealth" Literature of Early Tudor England', *Journal of the History of Ideas*, vol.16, no.3 (1955).
 - A.B.Ferguson, *The Articulate Citizen and the English Renaissance* (Durham, 1965).
 - A.B.Ferguson, *The Chivalric Tradition in Renaissance England* (Washington, 1986).
 - P.Fideler and T.Mayer, eds., *Political Thought and the Tudor Commonwealth: Deep Structure, Discourse and Disguise* (Routledge, 1992).

- Z.S.Fink, *The Classical Republicans: An Essay in the Recovery of a Pattern of Thought in Seventeenth-Century England* (Evanston, 1945).
- S.E.Fish, ed., *Seventeenth-Century Prose: Modern Essays in Criticism* (New York, 1971).
- R.M.Fisher, 'The Reformation in Microcosm? Benchers at the Inns of Court, 1530-1580', *Parergon*, n.s., 6 (1988).
- A.Fletcher, 'National and Local Awareness in the County Communities', in H.Tomlinson, ed., *Before the English Civil War: Essays on Early Stuart Politics and Government* (London, 1983).
- A.Fox and J.Guy, *Reassessing the Henrician Age: Humanism, Politics and Reform 1500-1550* (Oxford, 1986).
- A.Fox, 'Rumour, News and Popular Political Opinion in Elizabethan and Early Stuart England', *Historical Journal*, vol.40, 3 (1997).
- E.Garin, *Italian Humanism, Philosophy and Civic Life in the Renaissance*, P.Munz, trans. (New York, 1965) (E. ガレン著、清水純一訳『イタリアのヒューマニズム』、創文社、1960年).
- M.van Gelderen and Q.Skinner, eds., *Republicanism: A Shared European Heritage*, 2vols. (Cambridge, 2002).
- P.Goodrich, *Languages of Law: From Logics of Memory to Nomadic Masks* (London, 1990).
- H.Grabes, ed., *Writing the Early Modern English Nation: The Transformation of National Identity in Sixteenth- and Seventeenth-Century England* (Atlanta, 2001).
- M.A.R.Graves, 'Thomas Norton the Parliament Man: An Elizabethan M.P., 1559-1581', *Historical Journal* 23 (1980).
- M.A.R.Graves, 'The Management of the Elizabethan House of Commons: The Council's Men of Business', *Parliamentary History* 2 (1982).
- M.A.R.Graves, 'The Common Lawyers and the Privy Council's Parliamentary Men of Business, 1554-1601', *Parliamentary History* 8 (1989).
- M.A.R.Graves, *Thomas Norton: The Parliament Man* (Oxford, 1994).
- J.Greenberg, *The Radical Face of the Ancient Constitution: St Edward's "Law" in*

Early Modern Political Thought (Cambridge, 2001).

• J.A.Guy, *Tudor England* (Oxford, 1988).

• J.A.Guy, 'The Henrician Age', in J.G.A.Pocock, ed., *The Varieties of British Political Thought, 1500-1800* (Cambridge, 1993).

• J.A.Guy, ed., *The Reign of Elizabeth I: Court and Culture in the Last Decade* (Cambridge, 1995).

• J.A.Guy, 'The Rhetoric of Counsel in Early Modern England', in D.Hoak, ed., *Tudor Political Culture* (Cambridge, 1995).

• J.A.Guy, 'Tudor Monarchy and its Critiques', in idem, ed., *The Tudor Monarchy* (London, 1997).

• J.A.Guy, *Politics, Law and Counsel in Tudor and Early Stuart England* (London, 2000).

• J.Habermas, *The Structural Transformation of the Public Sphere: an Inquiry into a Category of Bourgeois Society*, T.Burger and F.Lawrence, trans. (Cambridge, 1989), (J.ハーバーマース著、細谷貞雄訳『公共性の構造転換』、未来社、1973年) .

• A.Hadfield, *Shakespeare and Republicanism* (Cambridge, 2005).

• P.E.J.Hammer, *The Polarisation of Elizabethan Politics: The Political Career of Robert Devereux, 2nd Earl of Essex, 1585-1597* (Cambridge, 1999).

• D.W.Hanson, *From Kingdom to Commonwealth: The Development of Civic Consciousness in English Political Thought* (Cambridge, 1970).

• T.E.Hartley, *Elizabeth's Parliaments: Queen, Lords and Commons 1559-1601* (Manchester, 1992).

• R.Helgerson, *Forms of Nationhood: The Elizabethan Writing of England* (Chicago, 1992).

• C.Hill, *Puritanism and Revolution: Studies in Interpretation of the English Revolution of the 17th Century* (London, 1958).

• C.Hill, *Society and Puritanism in Pre-Revolutionary England* (New York, 1964).

• C.Hill, *Intellectual Origins of the English Revolution* (Oxford, 1965).

• C.Hill, *The World Turned upside down: Radical Ideas during the English Revolution* (Harmondsworth, 1972).

- D.Hirst, *The Representative of the People?: Voters and Voting in England under the Early Stuarts* (Cambridge, 1975).
- D.Hirst, 'Court, Country, and Politics before 1629', in K.Sharpe, ed., *Faction and Parliament* (Oxford, 1979).
- D.Hirst, 'Review of Kishlansky', *Albion* 19 (1987).
- D.Hoak, 'The Iconography of the Crown Imperial', in idem, ed., *Tudor Political Culture* (Cambridge, 1995).
- C.Holmes, 'The County Community in Stuart Historiography', *Journal of British Studies* XIX, 2 (1980).
- G.Holmes, *The Florentine Enlightenment, 1400-1450* (London, 1969).
- M.P.Holt, *The Duke of Anjou and the Politique Struggle during the Wars of Religion* (Cambridge, 1986).
- W.S.Howell, *Logic and Rhetoric in England, 1500-1700* (Princeton, 1956).
- W.S.Hudson, *The Cambridge Connection and the Elizabethan Settlement of 1559* (Durham, 1980).
- A.Hughes, 'Warwickshire on the Eve of the Civil War: A "County Community"?', *Midland History* VII (1982).
- A.Hughes, *The Causes of the English Civil War* (Basingstoke, 1991).
- R.Hutton, *Debates in Stuart History* (Basingstoke, 2004).
- S.Ito, 'Charles Davenant's Politics and Political Arithmetic', *History of Economic Ideas* X III (2005).
- M.James, *Society, Politics and Culture: Studies in Early Modern England* (Cambridge, 1986).
- N.L.Jones, *Faith by Statute: Parliament and the Settlement of Religion, 1559* (London, 1982).
- N.L.Jones, 'Parliament and the Governance of Elizabethan England: A Review', *Albion* 19 (1987).
- W.R.D.Jones, *Tudor Commonwealth, 1529-59* (Athlone, 1970).
- W.R.D.Jones, *The Tree of Commonwealth, 1450-1793* (Fairleigh, 2000).
- C.Jordan, 'Women's Rule in Sixteenth Century British Political Thought',

Renaissance Quarterly 40, no.3 (1987).

• D.R.Kelley, *François Hotman: A Revolutionary's Ordeal* (Princeton, 1973).

• D.R.Kelley, 'History, English Law and the Renaissance', *Past and Present* 65 (1974).

• J.N.King, *Tudor Royal Iconography: Literature and Art in an Age of Religious Crisis* (Princeton, 1989).

• M.A.Kishlansky, *Parliamentary Selection: Social and Political Choice in Early Modern England* (Cambridge, 1986).

• K.O.Kupperman, 'Definitions of Liberty on the Eve of Civil War: Lord Saye and Sele, Lord Brooke, and the American Puritan Colonies', *Historical Journal* 32 (1989).

• P.Lake, 'Anti-Popery: The Structure of a Prejudice', in R.Cust and A.Hughes, eds., *Conflict in Early Stuart England* (Harlow, 1989).

• P.Lake, 'Retrospective: Wentworth's Political World in Revisionist and Post Revisionist Perspective', in J.F.Merritt, ed., *The Political World of Thomas Wentworth, Earl of Strafford, 1621-1641* (Cambridge, 1996).

• P.Lake and M.Questionier, 'Puritans, Papists, and the "Public Sphere" in Early Modern England: The Edmund Campion Affair in Context', *Journal of Modern History*, vol.72, no.3 (2000).

• P.Lake, "'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I" (and the Fall of Archbishop Grindal) Revisited', in J.F.McDiarmid, ed., *The Monarchical Republic of Early Modern England: Essays in Response to Patrick Collinson* (Ashgate, 2007).

• P.Lake and S.Pincus, eds., *The Politics of the Public Sphere in Early Modern England: Politics, Culture and Society in Early Modern Britain* (Manchester, 2007).

• V.M. Larmine, 'The Godly Magistrate: The Private Philosophy and Public Life of Sir John Newdigate 1571-1610', *Dugdale Society Occasional Papers*, no.28 (1982).

• M.M.Leimon, 'Sir Francis Walsingham and the Anjou Marriage Plan, 1574-81', PhD thesis, Cambridge University (1989).

• B.P.Levack, *The Civil Lawyers in England 1603-1641: A Political Study* (Oxford, 1973).

• B.P.Levack, 'Law and Ideology: The Civil Law and Theories of Absolutism in Elizabethan and Jacobean England', in H.Dubrow and R.Strier, eds., *The Historical*

- Renaissance: New Essays on Tudor and Stuart Literature and Culture* (Chicago, 1988).
- C.Levin, *The Heart and Stomach of a King: Elizabeth I and the Politics of Sex and Power* (Philadelphia, 1993).
 - F.J.Levy, 'How Information Spread among Gentry, 1550-1640', *Journal of British Studies* 112 (1982).
 - F.J.Levy, 'Francis Bacon and the Style of Politics', *English Literary Renaissance* 16 (1986).
 - F.J.Levy, 'Hayward, Daniel and the Beginning of Politic History', *Huntington Library Quarterly* 50 (1987).
 - F.L.Levy, *Tudor Historical Thought* (San Marino, 1967).
 - J.Loach, *Parliament and the Crown in the Reign of Mary Tudor* (Oxford, 1986).
 - S.Lucas, 'The Suppressed Edition and the Creation of the "Orthodox" *A Mirror for Magistrates*', *Renaissance Papers 1994* (1995).
 - W.T.MacCaffrey, 'Place and Patronage in Elizabethan Politics', in S.T.Bindoff, J.Hurstfield and C.H.Williams, eds., *Elizabethan Government and Society, Essays Presented to Sir John Neale* (London, 1961).
 - D.MacCulloch, *Suffolk and the Tudors* (Oxford, 1986).
 - H.Macdonald, 'Another Aspect of Seventeenth-Century Prose', *Review of English Studies* 19 (1943).
 - P.Mack, *Elizabethan Rhetoric: Theory and Practice* (Cambridge, 2002).
 - I.Maclean, *The Renaissance Notion of Woman: A Study in the Fortunes of Scholasticism and Medical Science in European Intellectual Life* (Cambridge, 1980).
 - T.Mayer, *Thomas Starkey and the Commonwealth: Humanist Politics and Religion in the Reign of Henry VIII* (Cambridge, 2002).
 - J.K.McConica, *English Humanists and Reformation Politics under Henry VIII and Edward VI* (Oxford, 1965).
 - P.E.McCullough, *Sermons at Court: Politics and Religion in Elizabethan and Jacobean Preaching* (Cambridge, 1998).
 - J.F.McDiarmid, ed., *The Monarchical Republic of Early Modern England: Essays in Response to Patrick Collinson* (Ashgate, 2007).

- D.J.McGinn, *John Penry and the Marprelate Controversy* (New Brunswick, 1966).
- A.N.McLaren, 'Reading Sir Thomas Smith's *De Republica Anglorum* as Protestant Apologetic', *Historical Journal* 42 (1999).
- A.N.McLaren, *Political Culture in the Reign of Elizabeth I: Queen and Commonwealth 1558-1585* (Cambridge, 1999).
- A.N.McLaren, 'The Quest for a King: Gender, Marriage, and Succession in Elizabethan England', *Journal of British Studies*, vol.41 (2002).
- N.Mears, 'Counsel, Public Debate, and Queenship: John Stubbs's *The Discoverie of a Gaping Gulf*, 1579', *Historical Journal*, vol.44, 3 (2001).
- N.Mears, *Queenship and Political Discourse in the Elizabethan Realms* (Cambridge, 2005).
- M.Mendle, *Dangerous Positions: Mixed Government, the Estates of the Realm, and the Making of the Answer to the XLX Propositions* (Alabama, 1985).
- H.Morgan, 'The Colonial Venture of Sir Thomas Smith in Ulster, 1571-1575', *Historical Journal* 28 (1985).
- I.Morgan, *Prince Charles's Puritan Chaplain* (London, 1957).
- R.C.Munden, "'All the Privy Council being Members of this House": A Note on the Constitutional Significance of Procedure in the House of Commons, 1589-1614', *Parliamentary History* 12 (1993).
- J.J.Murphy, *Rhetoric in the Middle Ages: A History of Rhetorical Theory from Saint Augustine to the Renaissance* (Berkeley, 1974).
- J.J.Murphy, ed., *Renaissance Eloquence: Studies in the Theory and Practice of Renaissance Rhetoric* (Berkeley, 1983).
- J.E.Neale, 'Peter Wentworth: Part I', *English Historical Review*, vol.xxxix (1924).
- J.E.Neale, 'The Elizabethan Political Scene', *Proceedings of the British Academy* 34 (1948).
- J.E.Neale, *The Elizabethan House of Commons* (London, 1949).
- J.E.Neale, *Elizabeth I and her Parliaments*, 2vols. (London, 1953, 57).
- J.E.Neale, 'The Commoners' Privilege of Free Speech in Parliament', in E.B.Fryde and E.Miller, eds., *Historical Studies of the English Parliaments* (Cambridge, 1970).

- E.Nelson, *The Greek Tradition in Republican Thought* (Cambridge, 2004).
- D.Norbrook, *Poetry and Politics in the English Renaissance* (London, 1984).
- A.Pagden, *Lords of all the World: Ideologies of Empire in Spain, Britain and France c.1500-1800* (New Haven, 1995).
- G.Parmiter, 'Elizabethan Popish Recusancy in the Inns of Court', *Bulletin of the Institute of Historical Research, Special Supplement*, no.11 (1976).
- G.J.R.Parry, *A Protestant Vision: William Harrison and the Reformation of Elizabethan England* (Cambridge, 1987).
- C.F.Patterson, *Urban Patronage in Early Modern England: Corporate Boroughs, the Landed Elite, and the Crown, 1580-1640* (Stanford, 1999).
- H.S.Pawlish, 'Sir John Davies, the Ancient Constitution, and the Civil Law', *Historical Journal* 23 (1980).
- H.S.Pawlish, *Sir John Davies and the Conquest of Ireland: A Study in Legal Imperialism* (Cambridge, 1985).
- A.F.S.Pearson, *Thomas Cartwright and Elizabethan Puritanism* (London, 1935).
- L.L.Peck, *Court Patronage and Corruption in Early Stuart England* (London, 1993).
- M.Peltonen, *Classical Humanism and Republicanism in English Political Thought, 1570-1640* (Cambridge, 1995).
- M.Peltonen, *The Duel in Early Modern England* (Cambridge, 2003).
- M.Peltonen, *Rhetoric, Politics and Popularity in Pre-Revolutionary England* (Cambridge, 2012).
- J.G.A.Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law: A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century* (Cambridge, 1957).
- J.G.A.Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton, 1975) (J. G. A. ポーコック著、田中秀夫、奥田敬、森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント：フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』、名古屋大学出版会、2008年).
- J.G.A.Pocock, 'Burke and the Ancient Constitution: A Problem in the History of Ideas', in idem, *Politics, Language, and Time* (Chicago, 1989).
- A.F.Pollard, *England under Protector Somerset* (London, 1900).

- A.F.Pollard, *Factors in Modern History* (London, 3rd ed., 1948).
- R.Pooley, *English Prose of the Seventeenth Century, 1590-1700* (Longman, 1992).
- W.R.Prest, *The Inns of Court under Elizabeth I and the Early Stuarts 1590-1640* (London, 1972).
- W.R.Prest, 'The Dialectical Origins of Finch's Law', *Cambridge Law Journal* 36 (1977).
- W.R.Prest, *The Rise of the Barristers* (Oxford, 1986).
- F.Raab, *The English Face of Machiavelli* (London, 1965).
- T.K.Rabb, 'The Role of the Commons', *Past and Present* 92 (1981).
- P.Raffield, *Images and Cultures of Law in Early Modern England: Justice and Political Power, 1558-1660* (Cambridge, 2004).
- E.Rawson, *The Spartan Tradition in European Thought* (Oxford, 1969).
- J.Raymond, *Pamphlets and Pamphleteering in Early Modern Britain* (Cambridge, 2003).
- C.Read, 'Walsingham and Burghley in Queen Elizabeth's Privy Council', *English Historical Review* 28 (1913).
- C.Read, *Mr Secretary Walsingham and the Policy of Queen Elizabeth* (Cambridge, 1925), vol. II.
- N.Rhodes, ed., *English Renaissance Prose: History, Language, and Politics* (Tempe, 1997).
- D.Robey, 'P.P.Vergerio the Elder: Republicanism and Civic Values in the Work of an Early Humanist', *Past and Present* 58 (1973).
- C.P.Rodgers, 'Humanism, History and the Common Law', *Journal of Legal History* 6 (1985).
- D.Rollinson, *A Commonwealth of the People: Popular Politics and England's Long Social Revolution, 1066-1649* (Cambridge, 2010).
- D.H.Sacks, 'Parliament, Privilege, and the Liberties of the Subject', in J.H.Hexter, ed., *Parliament and Liberty from the Reign of Elizabeth to the English Civil War* (Stanford, 1992).
- J.H.M.Salmon, *The French Religious Wars in English Political Thought* (Oxford,

1959).

- J.H.M.Salmon, 'Stoicism and Roman Example: Seneca and Tacitus in Jacobean England', *Journal of History of Ideas* 50 (1989).
- E.Sandoz, ed., *The Roots of Liberty: Magna Carta, Ancient Constitution, and the Anglo-American Tradition of Rule of Law* (Columbia, 1993).
- R.J.Schoeck, 'Humanism in England', in A.Rabil (Jr.), ed., *Renaissance Humanism: Foundations, Forms, and Legacy*, 3vols. (Philadelphia, 1988).
- J.Scott, *Algernon Sidney and the English Republic 1623-1677* (Cambridge, 1988).
- J.Scott, *Commonwealth Principles* (Cambridge, 2004).
- J.E.Seigel, 'Civic Humanism or Ciceronian Rhetoric?', *Past and Present* 34 (1966).
- J.E.Seigel, *Rhetoric and Philosophy in Renaissance Humanism: The Union of Eloquence and Wisdom, Petrarch to Valla* (Princeton, 1968).
- B.Shapiro, 'Codification of the Laws in Seventeenth Century England', *Wisconsin Law Review* (1974).
- K.Sharpe, 'Introduction: Parliamentary History 1603-1629: In or out of Perspective', in idem, ed., *Faction and Parliament: Essays on Early Stuart History* (Oxford, 1978).
- K.Sharpe, *Politics and Ideas in Early Stuart England: Essays and Studies* (London, 1989).
- K.Sharpe and P.Lake, eds., *Culture and Politics in Early Stuart England* (Houndmills, 1994).
- C.Skeel, 'The Influence of the Writings of Sir John Fortescue', *Transactions of the Royal Historical Society*, 3rd ser., 10 (1916).
- E.Skerpan, *The Rhetoric of Politics in the English Revolution 1642-1660* (Columbia, 1992).
- Q.Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, 2vols. (Cambridge, 1978)
(Q. スキナー著、門間都喜郎訳『近代政治思想の基礎：ルネッサンス、宗教改革の時代』、春風社、2009年)。
- Q.Skinner, 'Political Philosophy', in C.B.Schmitt and Q.Skinner, eds., *The Cambridge History of Renaissance Philosophy* (Cambridge, 1988).
- Q.Skinner, *Liberty before Liberalism* (Cambridge, 1998) (Q. スキナー著、梅津順一

訳『自由主義に先立つ自由』、聖学院大学出版会、2001年）。

・ R.M.Smuts, 'Court-Centered Politics and the Uses of Roman Historians, c.1590-1630', in K.Sharpe and P.Lake, eds., *Culture and Politics in Early Stuart England* (Houndmills, 1994).

・ R.M.Smuts, *Culture and Power in England, 1585-1685* (New York, 1999).

・ J.Sommerville, 'Richard Hooker, Hadrian Saravia and the Advent of the Divine Right of Kings', *History of Political Thought* 4 (1983).

・ J.P.Sommerville, *Politics and Ideology in England, 1603-1640* (Harlow, 1986).

・ D.Starkey, 'Court History in Perspective', in idem, ed., *The English Court: From the War of the Roses to the Civil War* (London, 1987).

・ L.Stone, *The Crisis of the Aristocracy 1558-1641* (Oxford, 1967).

・ L.Stone, *The Causes of the English Revolution 1529-1642* (London, 1986) (L. ストーン著、紀藤信義訳『イギリス革命の原因：1529～1642』、未来社、1978年）。

・ J.R.Stoner, *Common Law & Liberal Theory: Coke, Hobbes, & the Origins of American Constitutionalism* (Kansas, 1992).

・ S.J.E.Surtz, *The Praise of Pleasure* (Cambridge, 1957).

・ R.H.Tawney, 'The Rise of the Gentry, 1558-1641', *Economic History Review*, vol.XI, no.1 (1941) (R. H. トーニー著、浜林正夫訳『ジェントリの勃興』、未来社、1957年）。

・ M.F.Tenny, 'Tacitus in the Politics of Early Stuart England', *Classical Journal* 37 (1941).

・ R.J.Terrill, 'Humanism and Rhetoric in Legal Education: The Contribution of Sir John Dodderidge (1555-1628)', *Journal of Legal History* 2 (1981).

・ R.J.Terrill, 'The Application of the Comparative Method by English Civilian: The Case of William Fulbecke and Thomas Ridley', *Journal of Legal History*, 2:2 (1981).

・ B.Tierney, "The Prince Is Not Bound by the Laws": Accursius and the Origins of the Modern State', *Comparative Studies in Society and History* 5 (1963).

・ R.Tittler, *Nicholas Bacon: The Making of a Tudor Statesman* (London, 1976).

・ R.Tittler, 'Elizabethan Towns and the "Point of Contact": Parliament', *Parliamentary History* 8 (1989).

・ M.Todd, *Christian Humanism and the Puritan Social Order* (Cambridge, 1987).

- H.R.Trevor-Roper, 'The Gentry 1540-1640', *Economic History Review Supplements*, no.1 (1953).
- R.Tuck, *Philosophy and Government 1572-1651* (Cambridge, 1993).
- D.Underdown, 'Community and Class: Theories of Local Politics in the English Revolution' in B.C.Malament, ed., *After the Reformation: Essays in Honor of J.H.Hexter* (Philadelphia, 1980).
- D.Underdown, *Revel, Riot, and Rebellion: Popular Politics and Culture in England 1603-1660* (Oxford, 1985).
- M.Viroli, *From Politics to Reason of State: The Acquisition and Transformation of a Language of Politics 1250-1600* (Cambridge, 1992).
- M.Walzer, *The Revolution of the Saints* (Cambridge, 1965).
- M.Weinbaum, *British Borough Charters 1307-1660* (Cambridge, 1943).
- J.M.Welsh, 'Edmund Burke and the Commonwealth of Europe: The Cultural Bases of International Order', in I.Clark and I.B.Neumann, eds., *Classical Theories of International Relations* (New York, 1996).
- W.B.Willcox, *Gloucestershire: A Study in Local Government 1590-1640* (Yale, 1940).
- G.Williamson, *The Senecan Amble: A Study in Prose Form from Bacon to Collier* (Chicago, 1951).
- D.Womersley, 'Sir Henry Savil's Translation of Tacitus and Political Interpretation of Elizabethan Texts', *Review of English Studies New Series* 42 (1991).
- N.Wood, 'Sir Thomas Smith's New 'Moral Philosophy'', in idem, *Foundations of Political Economy: Some Early Tudor View on State and Society* (Bakeley, 1994).
- N.Wood, 'Avarice and Civil Unity: The Contribution of Sir Thomas Smith', *History of Political Thought* 18 (1997).
- D.Wootton, ed., *Divine Right and Democracy: An Anthology of Political Writing in Stuart England* (Harmondsworth, 1986).
- B.Worden, 'Classical Republicanism and the Puritan Revolution', in H.Lloyd-Jones, V.Pearl and B.Worden, eds., *History and Imagination: Essays in Honour of H.R.Trevor-Roper* (London, 1981).
- B.Worden, 'Milton's Republicanism and the Tyranny of Heaven', in G.Bock, Q.Skinner,

and M.Viroli, eds., *Machiavelli and Republicanism* (Cambridge, 1990).

・ B.Worden, 'English Republicanism', in J.H.Burns, ed., *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700* (Cambridge, 1991).

・ B.Worden, 'The Revolution of 1688-89 and the English Republican Tradition', in J.I.Israel, ed., *The Anglo-Dutch Moment: Essays on the Glorious Revolution and its World Impact* (Cambridge, 1991).

・ B.Worden, *The Sound of Virtue: Philip Sidney's 'Arcadia' and Elizabethan Politics* (New Haven, 1996).

・ F.A.Youngs (Jr.), *The Proclamations of the Tudor Queens* (Cambridge, 1976).

・ P.Zagorin, *A History of Political Thought in the English Revolution* (London, 1954).

・ W.G.Zeeveld, *Foundations of Tudor Policy* (Cambridge, 1948).

・ D. アーミテイジ著、平田雅博他訳『帝国の誕生：ブリテン帝国のイデオロギー的起源』、日本経済評論社、2005年。

・ H. アレント著、志水速雄訳『人間の条件』、筑摩書房、1994年。

・ B. アンダーソン著、白石さや、白石隆訳『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』、NTT出版、1997年。

・ G. エストライヒ著、阪口修平、千葉徳夫、山内進編訳『近代国家の覚醒：新ストア主義・身分制・ポリツァイ』、創文社、1993年。

・ N. エリアス著、波田節夫他訳『宮廷社会』、法政大学出版局、1981年。

・ E. カントローヴィチ著、小林公訳『王の二つの身体：中世政治神学研究』、平凡社、1992年。

・ P. O. クリステラー著、渡辺守道訳『ルネサンスの思想』、東京大学出版会、1977年。

・ E. R. クルツィウス著、南大路振一他訳『ヨーロッパ文学とラテン中世』、みすず書房、1971年。

・ L. コリー著、川北稔監訳『イギリス国民の誕生』、名古屋大学出版会、2000年。

・ I. バーリン著、小川晃一他訳『自由論』、みすず書房、1997年。

・ J. ブルーア著、近藤和彦編『スキヤンダルと公共圏』、山川出版社、2006年。

・ J. G. A. ポーコック著、田中秀夫訳『徳・商業・歴史』、みすず書房、1993年。

・ C. H. マクウルワイン著、森岡敬一郎訳『立憲主義：その成立過程』、慶應通信、1966年。

- ・ C. モリス著、平井正樹訳『宗教改革時代のイギリス政治思想』、刀水書房、1981年。
- ・ A. O. ラヴジョイ著、内藤健二訳『存在の大いなる連鎖』、晶文社、1975年。
- ・ 青木康『議員が選挙区を選ぶ：18世紀イギリスの議会政治』、山川出版社、1997年。
- ・ 青柳かおり「リチャード・フッカーと教会統治の可変性：イングランド国教会の時代的継続と空間的拡大」、『イギリス哲学研究』第30号、2007年。
- ・ 犬塚元「拡散と融解のなかの『家族的類似性』：ポーコック以後の共和主義思想史研究1975～2007」、『社会思想史研究』(No.32)、2008年。
- ・ 井野瀬久美恵「エリザベス朝中期の派閥政治」、『史林』68-1、1985年。
- ・ 岩井淳『千年王国を夢みた革命：17世紀英米のピューリタン』、講談社、1995年。
- ・ 岩井淳、指昭博編『イギリス史の新潮流：修正主義の近世史』、彩流社、2000年。
- ・ 岩井淳「ピューリタン・ジェントリ論の射程」、『人文論集』No.51-2、2000年。
- ・ 岩井淳『『ブリテン帝国』の成立：16～17世紀の帝国概念と古代ローマ』、『歴史学研究』776、2003年。
- ・ 植村雅彦「ウェントワース事件をめぐる一考察：エリザベス治世における絶対性と立憲性」、『西洋史学』第22号、1954年。
- ・ 植村雅彦「テューダー救貧法成立のための一要件：人文主義と救貧政策」、『西洋史学』第32号、1956年。
- ・ 植村雅彦『テューダー・ヒューマニズム研究序説』、創文社、1967年。
- ・ 大野真弓『イギリス絶対主義の権力構造』、東京大学出版会、1977年。
- ・ 大野真弓「エリザベス朝の派閥抗争：サー・ロバート・セシルとエセックス伯爵ロバート・デヴァルー」、『政治経済史学』第300号、1991年。
- ・ 岡本明編著『支配の文化史：近代ヨーロッパの解説』、ミネルヴァ書房、1997年。
- ・ 越智武臣『近代英国の起源』、ミネルヴァ書房、1966年。
- ・ 菊池理夫『ユートピアの政治学：レトリック・トピカ・魔術』、新曜社、1987年。
- ・ 菊池理夫『共通善の政治学：コミュニティをめぐる政治思想』、勁草書房、2011年。
- ・ 木村俊道『顧問官の政治学：フランシス・ベイコンとルネサンス期イングランド』、木鐸社、2003年。
- ・ 小泉徹「革命前のイングランド国教会」、『武蔵大学人文学会雑誌』第23巻、第2・3号、1992年。
- ・ 小泉徹『『イギリス絶対王政』再考』、『武蔵大学人文学会雑誌』第27巻、第2号、1996

年。

・小林麻衣子「ジョージ・ブキャナンの抵抗権論」、『一橋論叢』第127巻、第2号、2002年。

・小林麻衣子「ルネサンス期イングランドとトマス・エリオット：顧問官の概念」、『一橋研究』第29巻、第4号（通巻146号）、2005年。

・小林麻衣子『近世スコットランドの王権：ジェイムズ六世と「君主の鑑」』、ミネルヴァ書房、2014年。

・小山貞夫『絶対王政期イングランド法制史抄説』、創文社、1992年。

・近藤和彦編『長い18世紀のイギリス：その政治社会』、山川出版社、2002年。

・佐伯啓思、松原隆一郎編著『共和主義ルネサンス：現代西欧思想の変貌』、NTT出版、2007年。

・三枝幸夫「ヘンリー・ピーチャム『完全なるジェントルマン』：イギリス・ルネサンスにおけるコンダクト・ブックの一断面」、『イギリス・ルネサンスの諸相：演劇・文化・思想の展開』、中央大学出版部、1989年。

・佐々木武「近世共和主義：『君主のいる共和国』について」、近藤和彦編『岩波講座・世界歴史16：主権国家と啓蒙16～18世紀』、岩波書店、1999年。

・指昭博「ブルータス伝説」、指昭博編『「イギリス」であること』、刀水書房、1999年。

・指昭博編『王はいかに受け入れられたか：政治文化のイギリス史』、刀水書房、2007年。

・清水祐司「エリザベス治世期の治安判事（一）：ノーフォーク州を中心に」、『史学』第48巻、第3号、1977年。

・清水祐司「エリザベス治世期の治安判事（二）：ノーフォーク州を中心に」、『史学』第49巻、第2・3号、1978年。

・清水祐司「ウィリアム・ランバードと中央・地方（一）」、『史学』第68巻、第1・2号、1999年。

・隅田哲司「エリザベス時代における一政治思想：T. スミスの議会内国王主権論」、『広島商大論集』第1巻、第2号、1961年。

・田中秀夫、山脇直司編『共和主義の思想空間：シヴィック・ヒューマニズムの可能性』、名古屋大学出版会、2006年。

・塚田富治『トマス・モアの政治思想：イギリス・ルネサンス期政治思想研究序説』、木鐸社、1978年。

- ・塚田富治『ルネサンス期イングランドにおける「政治」観と「政治」論：「政治」という言葉の分析』、一橋大学社会科学古典資料センター、1986年。
- ・塚田富治『カメレオン精神の誕生：徳の政治からマキアヴェリズムへ』、平凡社、1991年。
- ・出口勇蔵監修『近世ヒューマニズムの経済思想：イギリス絶対主義の一政策体系』、有斐閣、1957年。
- ・土井美德『イギリス立憲政治の源流：前期ステュアート時代の統治と「古来の国制」論』、木鐸社、2006年。
- ・仲丸英起「ある下院議員の生涯：エリザベス期『ピューリタン』ピーター・ウェントワースの再検討」、『ピューリタニズム研究』第4号、2010年。
- ・仲丸英起『名誉としての議席：近世イングランドの議会と統治構造』、慶應義塾大学出版会、2011年。
- ・堀江洋文「エルトン史学と歴史研究：テューダー行政革命論争を中心として」、『社会科学年報』第28号、1994年。
- ・松浦志穂「エリザベス朝末期における枢密院議官の派閥活動」、『史論』第52号、1999年。
- ・松村高夫「社会史の言語論的アプローチをめぐって」、『三田学会雑誌』86巻3号、1993年。
- ・村松茂美『ブリテン問題とヨーロッパ連邦：フレッチャーと初期啓蒙』、京都大学学術出版会、2013年。
- ・山内進『新ストア主義の国家哲学』、千倉書房、1985年。
- ・山本信太郎『イングランド宗教改革の社会史：ミッド・テューダー期の教区教会』、立教大学出版会、2009年。
- ・拙稿「エリザベス期イングランドにおける『リパブリカニズム』：当時の『言説』を手掛りに」、『立教史学』創刊号、2010年。